

平成 2 4 年 第 4 回

名 寄 市 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (1 1 月 3 0 日)

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	2
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定 (2 2 日間)	4
1. 加藤市長の発言	4
1. 日程第 3. 平成 2 4 年第 3 回定例会付託議案第 3 号 名寄市国民健康保険税条例の 一部改正について	5
○市民福祉常任委員長報告 (日根野正敏委員長)	5
○原案可決	6
1. 日程第 4. 平成 2 4 年第 3 回定例会付託議案第 4 号 なよろ市立天文台条例の一部 改正について	6
○総務文教常任委員長報告 (駒津喜一委員長)	7
○原案可決	8
1. 休憩宣告	8
1. 再開宣告	8
1. 日程第 5. 行政報告 (加藤市長)	8
1. 休憩宣告	1 9
1. 再開宣告	1 9
1. 日程第 6. 議案第 1 号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予 防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定につ いて	1 9
○提案理由説明 (加藤市長)	1 9
○市民福祉常任委員会付託・閉会中審査決定	1 9
1. 日程第 7. 議案第 2 号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について	1 9
○提案理由説明 (加藤市長)	1 9
○経済建設常任委員会付託・閉会中審査決定	1 9
1. 日程第 8. 議案第 3 号 名寄市立学校設置条例の一部改正について	2 0

○提案理由説明（加藤市長）	20
○原案可決	20
1. 日程第9. 議案第4号 名寄市下水道条例の一部改正について	20
○提案理由説明（加藤市長）	20
○原案可決	20
1. 日程第10. 議案第5号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について	20
○提案理由説明（加藤市長）	20
○原案可決	21
1. 日程第11. 議案第6号 指定管理者の指定について（道の駅なよろ）	21
○提案理由説明（加藤市長）	21
○質疑（奥村英俊議員）	21
○原案可決	25
1. 休憩宣告	25
1. 再開宣告	25
1. 日程第12. 議案第7号 指定管理者の指定について（ふうれん地域交流センター）	25
○提案理由説明（加藤市長）	25
○質疑（奥村英俊議員）	25
○質疑（佐藤 靖議員）	27
○原案可決	33
1. 日程第13. 議案第8号 指定管理者の指定について（名寄市立食肉センター）	33
○提案理由説明（加藤市長）	33
○原案可決	33
1. 日程第14. 議案第9号 市道路線の廃止について	
議案第10号 市道路線の認定について	34
○提案理由説明（加藤市長）	34
○原案可決	34
1. 日程第15. 議案第11号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第3号）	34
○提案理由説明（加藤市長）	34
○補足説明（扇谷総務部長）	35
○原案可決	36
1. 日程第16. 議案第12号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算 （第4号）	36
○提案理由説明（加藤市長）	36
○原案可決	36
1. 日程第17. 議案第13号 平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2 号）	37
○提案理由説明（加藤市長）	37
○原案可決	37

1. 日程第18. 議案第14号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	37
○提案理由説明(加藤市長)	37
○原案可決	37
1. 日程第19. 議案第15号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	38
○提案理由説明(加藤市長)	38
○原案可決	38
1. 日程第20. 議案第16号 平成24年度名寄市水道事業会計補正予算(第2号)	38
○提案理由説明(加藤市長)	38
○原案可決	39
1. 日程第21. 議案第17号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について	39
○提案理由説明(加藤市長)	39
○原案可決	39
1. 日程第22. 報告第1号 専決処分した事件の報告について	39
○提案理由説明(加藤市長)	39
○報告済	40
1. 休会の決定	40
1. 散会宣告	40

第2号（12月19日）

1. 議事日程	4 1
1. 本日の会議に付した事件	4 1
1. 出席議員	4 1
1. 欠席議員	4 1
1. 事務局出席職員	4 1
1. 説明員	4 1
1. 開議宣告	4 2
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	4 2
1. 日程第2. 一般質問	4 2
○質問（大石健二議員）	4 2
○質問（山田典幸議員）	5 4
1. 休憩宣告	6 5
1. 再開宣告	6 5
○質問（佐藤 靖議員）	6 5
○質問（東 千春議員）	7 6
1. 休憩宣告	8 8
1. 再開宣告	8 8
○質問（高橋伸典議員）	8 8
1. 散会宣告	9 8

第3号（12月20日）

1. 議事日程	1 0 1
1. 本日の会議に付した事件	1 0 1
1. 出席議員	1 0 1
1. 欠席議員	1 0 1
1. 事務局出席職員	1 0 1
1. 説明員	1 0 1
1. 開議宣告	1 0 2
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	1 0 2
1. 日程第2. 一般質問	1 0 2
○質問（佐々木 寿議員）	1 0 2
○質問（竹中憲之議員）	1 1 1
1. 休憩宣告	1 2 2
1. 再開宣告	1 2 2
○質問（植松正一議員）	1 2 2
○質問（日根野正敏議員）	1 3 3
1. 休憩宣告	1 4 4
1. 再開宣告	1 4 4
○質問（駒津喜一議員）	1 4 4
1. 散会宣告	1 5 4

第4号（12月21日）

1. 議事日程	155
1. 本日の会議に付した事件	155
1. 出席議員	156
1. 欠席議員	156
1. 事務局出席職員	156
1. 説明員	156
1. 開議宣告	157
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	157
1. 高橋経済部長の発言	157
1. 日程第2. 一般質問	157
○質問（川村幸栄議員）	157
○質問（上松直美議員）	168
1. 休憩宣告	178
1. 再開宣告	178
1. 加藤市長の発言	178
○質疑（熊谷吉正議員）	179
○質疑（高橋伸典議員）	183
○質疑（川村幸栄議員）	186
○質疑（大石健二議員）	186
1. 休憩宣告	187
1. 再開宣告	187
1. 日程第3. 平成24年第3回定例会付託議案第1号 駅前交流プラザ「よろーな」 条例の制定について	187
○経済建設常任委員長報告（竹中憲之委員長）	187
○質疑（川村幸栄議員）	189
○修正可決	189
1. 休憩宣告	190
1. 再開宣告	190
1. 日程第4. 議案第18号 名寄市災害時における相互支援に関する条例の制定につ いて	190
○提案理由説明（加藤市長）	190
○総務文教常任委員会付託・閉会中審査決定	190
1. 日程第5. 議案第19号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る 特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定に ついて	

議案第 2 0 号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る 道路の構造に関する基準を定める条例の制定について……………	1 9 0
○提案理由説明（加藤市長）……………	1 9 0
○経済建設常任委員会付託・閉会中審査決定……………	1 9 0
1. 日程第 6. 議案第 2 1 号 名寄市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定に ついて	
議案第 2 2 号 名寄市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める 条例の制定について……………	1 9 0
○提案理由説明（加藤市長）……………	1 9 1
○経済建設常任委員会付託・閉会中審査決定……………	1 9 1
1. 日程第 7. 議案第 2 3 号 名寄市都市公園条例の一部改正について……………	1 9 1
○提案理由説明（加藤市長）……………	1 9 1
○原案可決……………	1 9 1
1. 日程第 8. 議案第 2 4 号 名寄市営住宅管理条例条例の一部改正について……………	1 9 1
○提案理由説明（加藤市長）……………	1 9 1
○経済建設常任委員会付託・閉会中審査決定……………	1 9 2
1. 日程第 9. 議案第 2 5 号 名寄地区衛生施設事務組合を組織する市町村数の増加及 び名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について……………	1 9 2
○提案理由説明（加藤市長）……………	1 9 2
○原案可決……………	1 9 2
1. 日程第 1 0. 議案第 2 6 号 財産の取得について……………	1 9 2
○提案理由説明（加藤市長）……………	1 9 2
○補足説明（鈴木教育部長）……………	1 9 2
○原案可決……………	1 9 3
1. 日程第 1 1. 意見書案第 1 号 安心できる介護制度の実現を求める意見書 意見書案第 2 号 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・ オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法 整備等を求める意見書……………	1 9 3
○原案可決……………	1 9 3
1. 日程第 1 2. 報告第 2 号 例月現金出納検査報告について……………	1 9 3
○報告済……………	1 9 3
1. 日程第 1 3. 閉会中継続審査（調査）の申し出について……………	1 9 3
○決定……………	1 9 3
1. 日程第 1 4. 委員の派遣報告……………	1 9 3
○市民福祉常任委員長報告（日根野正敏委員長）……………	1 9 3
○議会報特別委員長報告（大石健二委員長）……………	1 9 6
○報告済……………	1 9 7
1. 閉会宣告……………	1 9 7

1. 質問通告表.....	1 9 9
1. 議決結果表.....	2 0 4

平成24年第4回名寄市議会定例会会議録
開会 平成24年11月30日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 平成24年第3回定例会付託議案第3号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について（市民福祉常任委員長報告）
日程第4 平成24年第3回定例会付託議案第4号 なよろ市立天文台条例の一部改正について（総務文教常任委員長報告）
日程第5 行政報告
日程第6 議案第1号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定について
日程第7 議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について
日程第8 議案第3号 名寄市立学校設置条例の一部改正について
日程第9 議案第4号 名寄市下水道条例の一部改正について
日程第10 議案第5号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について
日程第11 議案第6号 指定管理者の指定について（道の駅なよろ）
日程第12 議案第7号 指定管理者の指定について（ふうれん地域交流センター）
日程第13 議案第8号 指定管理者の指定について（名寄市立食肉センター）
日程第14 議案第9号 市道路線の廃止について
議案第10号 市道路線の認定について
日程第15 議案第11号 平成24年度名寄市一

般会計補正予算（第3号）

- 日程第16 議案第12号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第17 議案第13号 平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第18 議案第14号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第19 議案第15号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第20 議案第16号 平成24年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第21 議案第17号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について
日程第22 報告第1号 専決処分した事件の報告について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 平成24年第3回定例会付託議案第3号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について（市民福祉常任委員長報告）
日程第4 平成24年第3回定例会付託議案第4号 なよろ市立天文台条例の一部改正について（総務文教常任委員長報告）
日程第5 行政報告
日程第6 議案第1号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定について

日程第7	議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について	副議長 14番	佐藤 勝	議員
		1番	川村 幸	議員
日程第8	議案第3号 名寄市立学校設置条例の一部改正について	2番	奥村 英俊	議員
		3番	上松 直美	議員
日程第9	議案第4号 名寄市下水道条例の一部改正について	4番	大石 健二	議員
		5番	山田 典幸	議員
日程第10	議案第5号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について	6番	川口 京二	議員
		7番	植松 正一	議員
日程第11	議案第6号 指定管理者の指定について(道の駅なよろ)	8番	竹中 憲之	議員
		9番	佐藤 靖	議員
日程第12	議案第7号 指定管理者の指定について(ふうれん地域交流センター)	10番	高橋 伸典	議員
		11番	佐々木 寿	議員
日程第13	議案第8号 指定管理者の指定について(名寄市立食肉センター)	12番	駒津 喜一	議員
		13番	熊谷 吉正	議員
日程第14	議案第9号 市道路線の廃止について	15番	日根野 正敏	議員
	議案第10号 市道路線の認定について	17番	山口 祐司	議員
		19番	東 千春	議員
日程第15	議案第11号 平成24年度名寄市一般会計補正予算(第3号)	20番	宗片 浩子	議員
日程第16	議案第12号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)			
日程第17	議案第13号 平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第2号)			
日程第18	議案第14号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第2号)			
日程第19	議案第15号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)			
日程第20	議案第16号 平成24年度名寄市水道事業会計補正予算(第2号)			
日程第21	議案第17号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について			
日程第22	報告第1号 専決処分した事件の報告について			

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長	佐藤 葉子
書 記	益塚 敏
書 記	高久 晴三
書 記	鷺見 良子

1. 説明員

市 長	加藤 剛士君
副 市 長	佐々木 雅之君
副 市 長	久保 和幸君
教 育 長	小野 浩一君
総 務 部 長	扇谷 茂幸君
市 民 部 長	土屋 幸三君
健康福祉部長	三谷 正治君
経 済 部 長	高橋 光男君
建設水道部長	長内 和明君
教 育 部 長	鈴木 邦輝君

1. 出席議員(19名)

議 長 18番 黒 井 徹 議員

市立総合病院 事務部長	松島	佳寿夫	君
市立大学 事務局長	鹿野	裕二	君
営業戦略室長	湯浅	俊春	君
上下水道室長	石橋	正裕	君
会計室長	山崎	真理子	君
監査委員	手間本	剛	君

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成24年第4回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

3番 上 松 直 美 議員

11番 佐々木 寿 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月21日までの22日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月21日までの22日間と決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。議長から発言の許可をいただきましたので、改めて報告とおわびを申し上げます。

市の職員が平成24年10月27日、盗撮で逮捕されるという事件が発生いたしました。この間市民の皆様、市議会に大変な御心配と御迷惑をおかけし、心から深くおわびを申し上げます。

この事件に係る職員の処分につきましては、検察の処分及び判明した事実関係をもって名寄市職員賞罰審査委員会を開催し、協議結果の報告を受けて、私の判断として停職6カ月の処分を決定

をし、本日付をもって懲戒辞令の交付を行いました。職員の処分につきましては、この間多くの市民の皆様からの投書や電話等により厳罰に処すべきとの御意見もいただきました。賞罰審査委員会では、こうした声も受けまして、またこれまでの同種犯罪における各自自治体の処罰例並びに法的対応事例も参考に協議を進めてまいったところです。また、法曹関係者の客観的な見解も必要との判断から、2名の弁護士に対し事件内容を照会の上、見解を求めてまいりました。2名の弁護士の共通した見解といたしましては、懲戒処分も全くの自由裁量ではなくて、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱すると認められるときは処分が違法、無効となります。裁量権の逸脱の有無の判断に当たっては、さまざまな要素が総合的に考慮され、本件では被害者との間で示談が成立しているということ、また反省、悔悟の念が十分に認められること、初犯であることなどから、懲戒免職処分は重きに過ぎると判断をされる方向に働く実情であるということであります。また、他の類似案件での処分との均衡や本市における過去の類似案件に対する処分内容との均衡も考慮した場合、免職処分とすることは妥当ではなくて、停職処分を限度とすることが妥当であると考えますということをございました。こうした見解も受けまして、名寄市職員の分限及び懲戒に関する条例に基づく停職処分としては最も重い6カ月としました。

また、今年度に入ってから職員の不祥事が多発いたしました。市といたしましては、これまでも職員に対しまして倫理の確立、服務規律の確保について注意を喚起をしておりますが、市民の行政に対する信頼を損なう結果となりまして、まことに遺憾でございます。今後再びこのような事件を起こすことがないように職員に自覚を求め、訓示を行いました。しかしながら、これまでの事案を考慮し、私を含めた理事者の監督責任を明確にする必要があると判断しているところであります。こ

の後、私の監督責任につきましては別途議案で審議させていただくこととなりますが、私自身を給料月額10分の1を2カ月、副市長2名の給料月額を10分の1を1カ月それぞれ減額をする提案をさせていただくことにいたしました。

今後におきましては、市民の信頼回復に努め、職務に精励することをお誓いを申し上げ、改めて議員各位並びに市民各位に深くおわびを申し上げる次第でございます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 平成24年第3回定例会付託議案第3号 名寄市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、日根野正敏委員長。

○市民福祉常任委員長（日根野正敏議員） 議長より御指名いただきましたので、平成24年第3回定例会におきまして当委員会に付託されました議案第3号 名寄市国民健康保険条例の一部改正につきまして、委員会における審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、10月15日、10月31日、11月13日の3回にわたり、土屋市民部長を初め担当職員の出席を願い、本条例の内容について詳細な説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

付託された議案第3号は、提案の理由の説明にありましたように、国民健康保険事業の安定的な運営を図るために後期高齢者支援金分と介護納付金分における拠出超過を解消することが主な目的であります。低所得者層への負担増を抑えるため応益部分となる均等割、平等割の改正幅を圧縮したほか、課税限度額の改正が続いたことから、持ち家の年金所得者に配慮して基礎賦課分の資産割を調整し、改正するものです。

第1回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、平等割と均等割の部分がふえていることで家族の人数が多いほど負担がふえること、

さらに医療費分の所得割が0.1減になっている経緯について質疑があり、人数がふえるとその分負担もふえることとなりますが、所得が低いところでは軽減制度を設けていることから、平等割と均等割の部分をふやすことで特に低所得者層への実質的な負担を圧縮したとの答弁がありました。

基金の目安をどのように考えているのかの質疑には、決まりはないが、厚生労働省の目安としては給付費の3%、名寄市では1億円強が適正ということになるが、実際の運営では一月分のストックが理想で、約2億円と考えているとの答弁がありました。

一般会計からの繰り入れに対する基本認識についての質疑には、平成24年度では2億1,900万円の繰り入れで保険税の軽減分、支援分に係る4分の1を繰り入れしている。そのほか法定分として職員の人件費が主なもので、ルールに基づいて今後も維持をして繰り出しをしていきたいとの答弁がありました。

2回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、医療費を抑えることが保険税の抑制にもつながることから、名寄市の医療費分析、医療費抑制、疾病予防に対する取り組みはの質疑には、医療費の適正化の取り組みは安定化計画を知事の指定した内容に基づき実施をしている。主な事業は、国保担当臨時保健師の雇用と医療費分析に係る嘱託職員を雇用し、23年度より保健師による窓口での保健相談や訪問受診など予防と早期発見を目的とした特定健診の受診率向上にも力を入れている。保健事業の促進として運動教室の実施、各種健診への助成、道から指導されている後発薬品促進でのジェネリックのお願いカードの配布や差額通知の送付、レセプト点検を委託から直営に戻し、2名雇用し、24年度から体制強化を図っている。今後も分析を進め、ターゲットを絞り予防に努めていくとの答弁がありました。

今後の国の財政支援や広域化についての認識はの質疑には、運営協議会の中でも今後の国の支援

制度の見直しについて説明をしてきた。負担増を最低限にすべきとの議論もあり、今後の制度改正を想定して今回の提案に結びついた。平成27年度から予定される制度では、一体改革に伴う財源支援は軽減対象者の拡大として約1,400万円、保険者支援の拡大分として約2,400万円、合わせて3,900万円ほどの増額になる見込みで、現行軽減を受けることのできる世帯割合についても5.535%から5.991%に拡大されると想定している。広域化については、新たな高齢者医療制度の今後の見通しが立っていない。小さな規模では立ち行かなくなっている自治体も出ている中、保険制度といえど加入者が多いほど安定運営が期待できるため、都道府県単位での運営で財政負担を地方に転嫁しない形で実現してほしいとの答弁がありました。

第3回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、法定外の繰り入れに対しての認識と増額の考えについての質疑には、国からの交付金を算定する際、1.0を基本とした係数を掛けて計算をされるため、1.0をいかにして割らないようにするか、対策に力を入れている。全道都市の集計では、繰入金全体の4.7%が法定外の繰り入れになっている。厳密なガイドラインはないが、法定外の繰入金が多くなると算定時に国からの交付金に影響があるために満額交付を受けられるように努力をしているとの答弁がありました。

質疑終結後、議員間での討議を行い、各委員から出されました主な意見では、全国的にも市内においても平均所得が減ってきている中、これ以上の値上げは厳しいと受けとめている。健康維持の対策強化、均等割1,000円の値上げ分を繰り入れて負担を減らすべき。総体の医療費を抑えていく取り組みは今以上に必要であり、そのことにより保険税にも反映できることになるが、すぐに解消できるものではなく、現状を解決するには加入者から負担をいただかなければならない。財源が無尽蔵にあればよいが、そうではなく、また市民

全員が国保に加入しているわけではなく、平等性を考えると改正は妥当と考える。今までの議論経過の中で制度全体についての問題は説明員側も委員も含め共通の認識を持っていて、早く国レベルの制度の改善を望んでいる。答申された所得階層別負担のバランスなど尊重できるか、改善に向けた努力は今後とも必要だ。行政側もそうだが、常任委員会でも外に出て市民に現状の説明責任を果たし、市民合意を得ることも重要だなどの討議が行われました。

以上の議論の結果、付託議案第3号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正につきまして採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託されました議案の審査経過並びに結果についての御報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

平成24年第3回定例会付託議案第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。よって、平成24年第3回定例会付託議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 平成24年第3回定例会付託議案第4号 なよろ市立天文台条例の一部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果

の報告を求めます。

総務文教常任委員会、駒津喜一委員長。

○総務文教常任委員長（駒津喜一議員） 議長より御指名をいただきましたので、平成24年第3回定例会にて付託されました議案第4号 なよろ市立天文台条例の一部改正について、当総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

委員会の審査は、10月4日と11月26日の2回にわたり開催し、鈴木教育部長を初め担当部局職員の出席を求め、説明を受けた後、慎重に審査をいたしました。

付託されました議案は、天文台の開設以来多くの来館者に御利用いただいた中から、来館者の意見、要望を集約した結果、当初通常料金と名寄市民特別料金を設定したことにより、入館時に名寄市に在住しているかどうかの確認作業を必要とすることから、来館者の不満を生じている現状と入館者は観測室、プラネタリウム等の利用がなくても入館するだけで入館料金が発生していた状況があることから、これらを改善するために天文台の料金を名寄市内、市外にかかわらず一本化し、条例の中の市民を市民等に、入館料を観覧料とし、入館者と観覧者を区別することで天文台の入館全般についても改善し、さらに高校生以下については全国的に理科離れが進む中、学校授業等に活用できるように教育的見地から配慮して、市外の生徒でも入館を無料とし、利用者の要望に応えるために本条例の一部を改正したいとの説明を受けました。

また、今回の料金改定に伴う収入の減少については、平成23年度の入館実績から試算すると50万8,000円となり、減収の対策として無料となる部分での入館者増による利用拡大を図っていくことで対応していきたいとの説明がありました。

委員からの主な質疑として、利用の拡大を図るための具体的な対策案について質問があり、定住自立圏の協定や構想をもとに多くの利用者増を図

っていくには利便性が第一と考えているので、今回の料金改定案はその有効策と考えているとの答弁がありました。

次に、70歳以上の確認について、自主申告なのか、本人確認の証明書提示なのか、また満年齢での区切りなのか質問があり、70歳の規定は規則の別表1で明記され、基本的には満年齢として、年齢確認については年齢確認できる証明書の提示を基本としているとの答弁がありました。

次に、高校生以下の区分について、北国博物館の入館料は高校生以上有料と定めている点の相違について質問があり、木原天文台の創設者である故木原秀雄氏が名寄高校の教諭であったことと教育的見地から高校生に天文学を学んでほしいという強い思いがあり、これらを配慮した中での対応として無料としたとの答弁がありました。

次に、財政的な影響を考えると入館料の減収は大きいですが、財政と運営面での影響による再考の余地はないか、また入館者、観覧者の区別の方法についての質問には、入館料の減収が全体の2.7%と財政面の影響は大きいですが、利用の拡大と利便性の向上を目指し最善の取り組みと考えている。入館者の区別については、ブラックライトの利用も運営委員会の中で検討されたが、入館チケットを再度提示するという手間を考慮して、名寄市のマスコットキャラクターをデザインしたワッペンを作成して入館者に張っていただき、区別をすることで最終判断としているとの答弁がありました。

次に、天文台利用改善策として館内での飲食の改善についての質問があり、これについては館内の観覧機器に影響がないように1階の空きスペースを指定の休憩場所として設置して対応していきたいとの答弁がありました。

次に、追加資料として他の都市における入館料の実態調査の資料並びに周辺整備、道路整備と天文台誘導表示の状況についての資料及び来館者の苦情や意見等の3点の資料を求め、それぞれ説明を受けました。他の都市の入館料については、道

内と道外の天文台の類似施設を参考にした一覧表から見ると今回の入館料改正後の料金は平均的な料金であり、これより入館料が高い施設については観覧施設の大きさ、機材の充実度から比較できない部分もあるので、妥当な入館料とも言える。天文台の駐車場整備については、今年度で整備が終わっている。誘導標識については、健康の森からの標識がわかりにくいという苦情と夜間、冬期間積雪による見づらい面もあり、今後改善を図っていきたいと考えている。利用者の意見、要望については、今回の改正にかかわる多くの意見をいただいているとの説明を受けました。

委員から入館料、観覧料の区別は他市に比較して妥当かについて質問があり、今までの特別料金により市内、市外の区別をしている都市はほぼない状況であったが、今回の改正により他の都市と同じような料金設定となるとの答弁がありました。

また、改正後の運営に関する質問が多く出され、理事者側からは今回の改正により天文台運営を改善し、定住自立圏構想によるより多くの利用拡大を図り、天文台運営の充実化を図っていくことを答弁されました。

以上の審査を含め各委員の意見を集約したところ、第3回定例会に当委員会に付託されました議案第4号 なよろ市立天文台条例の一部改正について、全員一致で可決するべきものと決定しましたので、審査の経過と結果を御報告いたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年第3回定例会付託議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

日程第5 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 本日、平成24年第4回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、本年度の文化賞等、各種表彰について申し上げます。

11月3日の文化の日に、名寄市文化賞条例に基づき、名寄手話の会に文化奨励賞を授与いたしました。

「科学部門（聴覚障害者文化振興）」で受賞された名寄手話の会は、ろうあ者の言葉である手話の普及と「いつでもどこでも手話通訳を受けられる社会」を目指し、社会福祉協議会の手話講座をきっかけとして昭和55年に設立されました。発足以来これまで手話奉仕員養成講座、聴覚障害者協力員派遣事業など、市の委託事業のほか、ふれあい広場や社会福祉協議会が主催する各種講座にボランティアとして手話通訳者を派遣するなど、数多くの活動を行っており、32年の長きに亘り本市の福祉に多大な貢献をされています。

名寄市表彰条例に基づく各表彰については、自治、社会福祉、保健衛生、産業経済、労働、教育文化、住民運動実践の各分野で市勢の発展に寄与された27個人の皆様に功労表彰を、多額の寄附によりお力添えをいただいた9個人、18団体に善行表彰を、芸術文化、スポーツなどの分野で輝かしい活躍をされた1個人、1団体にそれぞれ特別栄誉賞、栄誉賞をお贈りいたしました。

特別栄誉賞は女子柔道の北京オリンピック日本代表で、2011年世界選手権57キロ級で優勝された佐藤愛子さんに、栄誉賞は平成23年度、24年度と全国連覇を果たした名寄ピヤシリ銃剣

道スポーツ少年団に、それぞれお贈りいたしました。

また、本年はこれら表彰条例に基づく表彰とは別に、市民に元気と活力を与え、本市を広く全国に知らしめた名寄出身のお二人に「名寄市長特別賞」を授与いたしました。

お一人は、10月1日に名寄出身者として初のプロ棋士になられた石田直裕さん、もう一人はプロポーカー選手で、6月にアメリカのラスベガスで開催された第43回ポーカー世界選手権で日本人として初めて優勝された木原直哉さんです。

受賞された皆様には、今後とも本市の発展に御尽力を賜りますとともに、より一層の御活躍と御健勝をお祈り申し上げます。

次に、まちづくり懇談会について申し上げます。

市民との協働によるまちづくりを進めるため、町内会連合会との連携のもと、全10会場で「まちづくり懇談会」を開催し、延べ222人が参加されました。

会場での貴重な御意見、さらには先に実施した町内会アンケートの結果などを踏まえ、市政への反映に努めてまいります。

次に、情報化の推進について申し上げます。

総合行政システム機器の更新を行うとともに、住民情報等重要データ及びサーバー機器の管理形態をクラウドに移行しました。

また、10月1日に名寄市公式フェイスブックを公開しました。ホームページと併せて本市の観光情報や地域情報など、多岐にわたる情報の積極的な発信に努めてまいります。

次に、TVh名寄中継局について申し上げます。

テレビ北海道は、本年11月22日に北海道総合通信局から地上デジタルテレビジョン放送局の予備免許の付与を受け、11月29日から試験電波を発射しており、12月中には本放送への移行が予定されています。

これにより、本市をはじめ、士別市、下川町、美深町の4市町でTVhの視聴が可能となり、地

域住民の念願が実現することとなります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

ふるさと会交流事業については、東京なよろ会の総会が10月20日、東京都内のホテルにおいて会員約90人が出席して開催され、スキーツアーやゴルフツアーなどの事業計画が承認されたほか、交流会では、再来年に控えた東京なよろ会設立30周年事業の話題にも及びました。

東京都杉並区との交流事業については、9月30日に杉並区交流自治体スクラム会議が開催され、東日本大震災の教訓として災害時の相互援助協定を締結している10自治体が、基礎自治体の連携・協力による「水平的支援」を宣言する「杉並区交流自治体スクラム会議宣言」を採択し、災害時に互いに支えあう強い絆が構築されました。

このたび杉並区は、区制施行80周年を迎えられ、9月30日の記念レセプションは台風のため中止となりましたが、翌10月1日に杉並区公会堂で開催された記念式典において、他の交流自治体とともに区制80周年をお祝いしてきました。

10月13日から14日には、杉並区80周年まつりが杉並区桃井原っぱ公園で開催され、第746煮込みジンギス艦隊による煮込みジンギスカン約700食と本市の旬な野菜を杉並区職員の協力をいただき販売し、全量を完売しました。

また、「阿佐谷ジャズストリート2012」では、10月27日に、本市から「元晴with加藤MAA」が特別出演し、交流自治体セッションとして杉並区の交流都市である青梅市在住のバイオリニストReina Kitadaさんとのジョイント演奏など、音楽を通じた交流とPRが図られました。

姉妹都市カワーサレイクス市リンゼイとの交流では、高校生2人を7月26日から9月21日まで派遣し、ホームステイをしながら、リンゼイ市民との交流を深めてきました。

友好都市ドーリンスク市との交流では、名寄・ドーリンスク友好委員会を中心に、市民公募によ

る8人と名寄市立大学吹奏楽サークルの学生5人が、9月6日から12日の日程で訪問し、ドーリンスク市創立128周年記念式典に参加したほか、大学生による音楽発表や現地の関係者との交流などにより、ドーリンスク市民との友好を深めてきたところです。

交流居住の推進については、7月26日に、移住対策庁内検討会議を設置して、全庁的に協議を重ね、企業立地支援や新規就農支援の情報も含むPR資料を作成し杉並区80周年まつりで配布したほか、移住体験「ちょっと暮らし」の受入れ施設や、市としてできる取組について検討しました。また、首都圏プロモーション活動の一環として、11月10日に東京都秋葉原において開催された「2012北海道暮らしフェア」に参加し、本市のブースに訪れた15人の方に、移住環境などについて説明し、相談に応じてきました。

今後も引き続き、交流居住の推進に向けた取組を進めてまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺13市町村で構成する「テッシン・オ・ペツ賑わい創出協議会」については、杉並区80周年まつりにおいて、天塩川地域のPRや特産品の販売を行ったほか、杉並区をターゲットとした移住モニターツアーの告知及び募集を行いました。

今後、移住モニターツアーのほか、天塩川の魅力を再発見するセミナーやフェイスブックの開設などに取り組み、「北海道遺産」である天塩川とその周辺市町村の魅力を発信してまいります。

次に、なよろ健康まつりについて申し上げます。

第25回を迎えた「なよろ健康まつり」は、9月22日に「みんなで広げよう健康の輪」をテーマに、名寄市立大学など各団体と協働して総合福祉センターを会場に開催しました。

動脈硬化検査、体内健康測定、骨密度測定、足指力測定などに約400人の市民が集まり、健康チェックを通じて生活習慣の見直しや健康への意

識啓発を図ってきました。

次に、病院事業について申し上げます。

本年度、4月から9月までの上半期における患者取扱い状況は、入院患者数が延べ5万195人で前年比463人の減少となり、外来の取扱い患者数でも、延べ10万8,445人と前年比2,461人の減少となっています。

医業収支の状況は、医業収益が33億9,157万7千円となり、前年同期に比べ107.2パーセント、金額で2億2,633万6千円の増となりました。

主な内訳では、入院収益で1億8,334万1千円の増、外来収益で4,378万4千円の増となりました。

また、医業費用は36億8,480万7千円と、前年同期に比べ104.6パーセント、金額で1億6,361万円の増となりました。主な内訳では、給与費は前年比の104.1パーセント、金額で8,913万3千円の増、薬品費・診療材料費などの材料費は、前年比106.2パーセント、金額で4,956万1千円の増となりました。

この結果、上半期の医業収支は、差し引き2億9,323万円の損失となり、医業外収支、特別収支を含めた全体の収支では、9,685万2千円の損失となりました。

次に、開院75周年・新築20周年記念事業について申し上げます。

本年は、市立総合病院の前身である名寄町立社会病院が昭和12年に開院して75年、現在の病院を平成4年に新築して20年の節目の年であることから記念事業を実施しました。

11月15日に、議会・行政関係者など御出席のもと祝賀会を開催し、記念誌を刊行しました。また11月22日には、佐古院長による記念講演会を開催し、多くの市民の皆様が参加されました。

今後も、市民はもとより、圏域住民の皆様との命と暮らしを守るため、地方・地域センター病院としての使命を果たしてまいります。

次に、名寄東病院の本年度上半期の経営状況について申し上げます。

患者数は、入院で延べ1万8,487人、前年比326人の増加となりましたが、外来では延べ1,470人、前年比83人の減少となりました。

収支面では、事業収益が3億1,157万円となり、前年比877万円の増収となっています。

事業費用は2億9,387万円で、前年比314万円の減収となり、差し引き1,770万円の医業収益が計上されたところです。

次に、高齢者の福祉施策について申し上げます。

平成24年度「長寿を祝う会」を、9月15日に市民文化センターで開催しました。

長年にわたり本市の発展に御尽力いただいた107歳の最高齢者をはじめ白寿、米寿を迎えられた199人の方々をお招きして、お祝いを申し上げ、記念品を贈呈しました。

また、75歳以上を対象に町内会など78団体が開催した「敬老会」では、4,978人の方々を祝福されました。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、平成27年3月31日までに義務付けられた障がい者個々のサービス利用計画策定にあたり、指定特定相談支援事業者として社会福祉法人道北センター福祉会と社会福祉法人名寄みどりの郷の2事業所を指定するとともに、指定一般相談支援事業の委託契約を締結しました。

これにより、障がい者の自立に向けた効率的なサービスの提供が図れることが期待されます。

次に、消防事業について申し上げます。

10月末現在の災害出動状況については、火災件数が8件で前年比1件の増となりましたが、死傷者の発生はありません。

救急出動件数は、883件で前年比48件の減となっています。

本年度実施事業については、風連地区の消火栓

更新が11基完了しています。

また、現在、風連消防団第2分団車と第3分団車の更新を実施しており、12月上旬の納車を予定しています。

防火対策については、10月15日から31日まで「秋の全道火災予防運動」を展開しました。一般家庭の防火訪問、防火対象物や危険物施設の立入検査の実施、住宅用火災警報器の展示や防火ポスターの配布など、火災予防のPRや防火対策の啓発などを実施しました。

次に、消費生活安全について申し上げます。

消費者、特に高齢者に対する悪質、巧妙な手口の増加に伴いトラブルが発生していますが、関係機関に情報を発信し、一層の情報共有を図ることで、トラブルの未然防止に努めています。

11月27日に、ふうれん地域交流センターで「食の安全と放射能について」をテーマに、放射能と放射線の基礎知識に関する講演会を開催し、知識と理解を深めてきました。

また、本日、市民会館において「知っておきたい身の回りの消費者トラブル」をテーマに、民生委員、児童委員を対象とした講演を予定していますが、今後とも、消費者への正しい知識の啓発に努めてまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、新北斗団地は、コンクリートブロック造平屋建て1棟4戸及びプレキャストコンクリート造平屋建て1棟4戸の全面改善工事が11月上旬で完成しました。北斗団地は、昨年着工した鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸の建設工事が10月末で完成し、本年度発注分の鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸の建設工事は、10月に着手し、11月末現在の進捗率は約9パーセントとなっています。

さらに、新北斗団地4棟16戸の解体工事については、住み替え住宅などへの転居終了後、年内の発注を予定しています。

改善事業では、昨年度から2カ年計画で実施し

ていた瑞生団地の水洗化及び生活雑排水整備工事が、9月末で完成しました。

また、ノースタウンなよろ団地改修工事に伴う実施設計については、12月の完了を予定しています。

次に、公園整備について申し上げます。

都市公園の長寿命化修繕計画に基づく大学公園、浅江島公園の施設整備工事については、大型木製遊具の撤去、遊具の更新をそれぞれ完了しています。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための配水管網整備工事については、西町南5丁目通ほか4路線、延長1,190メートルが完了し、現在は道道旭名寄線ほか1路線、延長470メートルの整備を進めています。

老朽管更新工事については、北7丁目通ほか12路線、延長4,649メートルが完了し、現在は16線道路、延長376メートルの整備を進めています。

また、計量法に基づく水道量水器取替工事については、対象量水器2,688台の取り替えを概ね完了しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した設備の改修工事については、施工中の名寄下水終末処理場の送風機整備ほか更新工事が、3月上旬の完成に向け順調に進捗しています。

豊栄川3号幹線雨水管渠整備工事、延長113メートルは12月中旬の完成を予定しています。

個別排水処理施設整備事業については、16基の合併浄化槽が供用開始され、現在、4基の整備を進めています。

次に、道路整備について申し上げます。

郊外幹線道路の整備については、19線道路改良舗装工事が11月中旬に本年度工事が完了し、これにより事業計画全区間の延長1,540メートルが完成となりました。

また、市街地生活道路の整備については、南1

1丁目東通、南10丁目西仲通、東1条通、西4条仲通の4路線、合わせて560メートルの改良舗装工事が完了しています。

次に、地域公共交通について申し上げます。

高齢化に対応し、交通弱者の足の確保と街中の賑わいづくりを目的として、本年7月から「なよろコミュニティバス」の実証運行を実施しており、この間、バス利用者からの御意見、アンケートの結果や乗降データなどを分析し、利用しやすいバス路線・ダイヤの確立に向けて検討を進めているところです。

今後は冬期間の運行状況を把握し、地域住民の足として利便性を考慮したバス交通体系を目指して取り組んでまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

主要農作物の農作業及び生育状況については、春先の干ばつの影響が心配されましたが、7月初旬の降雨と8月の高温により、当初の遅れを取り戻したところです。

水稻については、収穫作業の終了が10月5日となり、平年に比べてもち米で3日、うるち米で2日遅くなりました。

10月15日現在で公表された農林水産省の作況指数は、全国で102、北海道で107、上川では106となりました。本市の11月15日現在の出荷状況については、もち米23万259俵、うるち米1万7,233俵、合計24万7,492俵となり概ね97パーセントの出荷率で、一等米比率は99パーセントとなり、品質・収量ともに平年を上回る状況です。

畑作については、春先の定植の遅れと干ばつの影響を受けたものの、その後天候に恵まれ、作物によって差のある年となりました。作況については馬鈴しょが「平年並」、小麦は「不良」、てんさい、豆類は「やや不良」となり、野菜では、かぼちゃ、スイートコーンは「やや良」、玉ねぎは「平年並」となっています。

次に、米政策について申し上げます。

本年度の米の生産数量目標は、もち米が対前年比0.15パーセント減の1万2,146トン、うるち米は0.13パーセント増の1,559トン、合計で0.12パーセント減の1万3,705トンの配分となっています。また、加工用米を含めた水稲作付面積は対前年比1.2パーセント増の3,377ヘクタール、水稲作付耕作者は3戸減の396戸となりました。

戸別所得補償制度については、米戸別所得補償事業で、対象農家392戸、対象水田2,662ヘクタールで、交付額は3億9,932万円となっています。転作部分では対象面積2,814ヘクタール、対象農家668戸で、交付金については、麦・大豆・飼料作物など国の戦略作物を対象とする水田活用の所得補償事業が5億7,698万円、野菜類など地域特性を活かした作物を対象とする産地資金が4億2,759万円となっています。これに加算措置として、耕畜連携加算が2件5ヘクタールで72万円、緑肥輪作加算が16件27ヘクタールで275万円をそれぞれ見込み、交付金合計では14億736万円を予定しています。

なお、現在、年内の支払いに向けて交付事務を進めているところです。

また、北海道が設定する畑地産地資金は、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象に、砂糖・でん粉工場に出荷された数量と作付面積に応じて交付される制度であり132戸197ヘクタールの交付対象を見込み、年明けの交付を予定しています。

畑作物戸別所得補償交付金については、既に営農継続払い2億2,562万円が交付されており、今後は、数量払い3億4,900万円の交付を見込んでいます。同様に昨年度から制度移行された環境保全型農業直接支援対策については3件、11ヘクタールで91万円の交付を見込んでいます。

農地利用集積円滑化団体を通じて農地を賃貸した場合に、国から補助が受けられる規模拡大加算については、これまで4件、44ヘクタールの申

請があり、881万円の交付となりました。

次に、「中山間地域等直接支払制度」及び「農地・水保全管理支払交付金」について申し上げます。

集落における農業者や関係者の協定により、耕作放棄地の発生防止と農道・水路を保全する活動が行われており、総額2億9,850万円の事業が推進されています。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

本年度のエゾシカ駆除については、9月30日まで実施して391頭を駆除し、残滓処理については昨年度仮置きしていた残滓も含めて、現在焼却処分を実施しているところです。

次に、ヒグマの出没などについて申し上げます。

8月10日から9月末まで、智恵文地区及び風連旭・東風連地区において、スイートコーンを狙うヒグマが人家付近などにも出没しました。

猟友会にパトロールを依頼し、箱罠を7箇所に設置するとともに、関係機関・団体と連携した夜間パトロールを実施するなど、安全対策や被害防止に努めてきました。さらに、捕獲による対策を強化するため、箱罠3台を新たに購入しています。

また、智東地区及び東風連地区の事例では、電気柵がヒグマによる農業被害の防止に効果があったことから、電気柵の普及にも努めてまいります。

次に、畜産振興について申し上げます。

公共牧野については、名寄市営牧野では、5月25日から10月22日までの151日間に延べ3万1,873頭を、母子里地区共同牧場では、6月4日から10月26日までの145日間に延べ1万1,243頭を、市内酪農家20戸から受精対象牛を主体に受け入れ、適正な飼養管理による高い受胎率と個体の資質向上を図ってきました。

次に、林業振興について申し上げます。

林業専用道弥生D線については、延長1,198メートルが12月完了予定となっており、市有林の間伐作業に活用してまいります。

名寄市森林整備計画については、本年度が森林

法による見直しの年度となっており、上川北部地域森林計画との整合を図り、3月末の変更に向けて手続きを進めてまいります。

次に、商工業について申し上げます。

日本政策金融公庫旭川支店による7月から9月の道北地方の中小企業動向調査では、DI値で見ると業況については、前期比で14.9パーセント改善しています。業種別では、小売り、卸売りの改善幅が大きいことが要因ですが、来期の業況は、外国人旅行者の減少や公共投資減少の影響を懸念し、悪化するとされています。

融資関係では、10月末現在、経営資金、設備資金ともに増加傾向で推移しており、経営資金については、融資件数で87件、融資残高は5億7,401万5千円となっており、前年比では件数で6件、金額で23.2パーセントの増となっています。また、設備資金については、融資件数で8件、融資額は4,900万円となっており、前年比では件数で5件、金額で6.8パーセントの増となっています。

年末融資に備え商工会議所、中小企業相談所、金融機関とも協議を行い、融資枠の確保など対応してまいります。

中小企業振興条例による各種中小企業者助成制度については、これまで随時見直しを行ってきたところですが、経済情勢の変化に応じて、商工会議所や商工会、商店街振興組合並びに中小企業振興審議会とも相談しながら、利用しやすい制度を検討してまいります。

次に、（仮称）複合交通センター関係について申し上げます。

（仮称）複合交通センター整備事業については、平成25年4月の供用開始に向け工事が進められ、進捗率は10月末現在で70パーセントとなっており、施設内外が全貌を現してきました。

観光インフォメーション機能の充実やイベントスペース等の利活用、中心市街地への賑わい創出については、施設のオープンに向け、引き続き、

入居予定団体はじめ関係者と協議を進め、具体的な取組や活動計画などについて検討しています。

都市再生整備計画で進める関連事業のうち、商店街ファサード整備事業については、本年度施工の「名よせ通り商店街」が11月に工事を完了しており、次年度以降の整備について、「名店街」、「大通り会」と引き続き協議を進めてまいります。

また、3-6地区市街地再開発事業については、計画期間内での事業完結が見込めない状況を踏まえ、商工会議所とも協議の結果、本計画から除外することとし、今後、改めて関係機関と連携しながら検討してまいります。

次に、物産振興事業について申し上げます。

道北圏では、開催3年目となる「北の恵み食べマルシェ2012」が9月15日から17日の3日間、旭川平和通買物公園を中心に開催され、本市からは物産振興協会及び名寄商工会議所が中心となり出店しました。連日、多くの来場者で賑わい、用意した物産も好評を得たところです。

札幌圏では、10月27日に新札幌サンピアザにおいて開催された「名寄物産展」で、もちつきの実演会や地元特産品の販売、観光PRを行いました。

首都圏では、10月26日と27日の2日間、杉並区役所前において北海道名寄市物産展を開催し、生産者が主体となり、旬のじゃがいもやかぼちゃ、加工品のトマトジュースの販売、PRを行い盛況のうちに終了したところです。

今後も、民間交流による特産品の売り込みに力を注いでまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における9月末の月間有効求人倍率は0.69倍で、前年同月比0.07ポイントの上昇となり、12カ月連続して前年同月を上回っています。

新規高等学校卒業予定者の求職、求人、就職の状況については、就職希望者は159人で、前年比36人、29.3ポイントの増、うち管内就職希

望者は100人で、前年比31人、44.9ポイントの増、管内求人数は106人で、前年同月比27人、34.2ポイントの増となっています。

就職内定者数は38人で、前年比で15人、65.2ポイントの増、就職率も前年比5.2ポイント増の23.9パーセントとなっています。

本年の特徴として、就職希望者数及び管内就職希望者数がともに前年を上回っていることから、今後も、関係機関・団体と連携して求人要請、求人開拓などに取り組んでまいります。

昨年に続き、介護・福祉分野における人材確保の取組として、名寄公共職業安定所、上川北部地域人材開発センターなどと共催して「介護就職デイ」を設けたほか、新たに、市内の関係事業所と情報交換を行い、今後の人材確保につなげる取組として「名寄市介護・福祉人材確保推進懇談会」を開催しました。

また、11月1日には、旭川市、富良野市、士別市、名寄市の通年雇用促進協議会合同による「旭川圏建設業ビジネスマッチングイベント」が開催され、名寄地区からは5社が参加して本州企業と交流を深め、雇用環境などを知る有意義な機会となりました。

次に、観光振興について申し上げます。

道立サンピラーパークに設置されていた映画「星守る犬」のロケセットは、夏の有効な観光資源として、臨時観光案内所を設置するなど、特例として2シーズンにわたり仮設建築物許可の延長措置をし、各地から訪れる観光客の受入を行ってきました。

仮設建築物であるロケセットの存続には、建築確認申請許可を取得するため、補強工事及び電気・上下水道の工事が必要であり、これに多額の費用を要することから、名寄市観光交流振興協議会など関係機関と協議し、取り壊しは止むを得ないとの結論に至ったことから、10月に撤去を行いました。

この間の取組を検証し、成果や課題を明確にす

るとともに、様々な視点から可能性を検討し、今後のひまわり観光の方針などについて、名寄市観光交流振興協議会をはじめ関係機関と協議を進めてまいります。

道の駅「もち米の里☆なよろ」については、9月末までの上半期における入込客数が2万78,394人で、前年度比1万4,479人の増となり、高速道路無料化実験終了の影響が一部に残るものの、週末の観光客の入り込みを中心に増加傾向となったところです。

今後も地元特産品などの販売により、多くのお客様に立ち寄っていただけるよう努力してまいります。

ふうれん望湖台自然公園については、キャンプ場やコテージ、風扇館など公園施設の利用促進に取り組み、5月から10月末までの開園期間中、654人が利用されました。

また、センターハウス閉鎖に伴い、4月11日から運行している代替施設へのバス運行については、10月末現在で76回運行、延べ484人が利用されています。

名寄ピヤシリスキー場については、本格的なスキーシーズンを迎えるにあたり、12月8日のオープンに向けリフト整備など準備が進められており、12月3日には安全祈願祭が行われ、シーズン中における安全と無事故を祈願する予定です。

次に、御当地B級グルメ「煮込みジンギスカン」PR事業について申し上げます。

これまで、市民有志と名寄市観光交流振興協議会ブランド部会で取り組まれてきましたが、官民一体となった体制を確立するため、7月27日に「第746煮込みジンギスカン艦隊」を設立し、積極的なPRに取り組んできました。9月8日に稚内市で開催された「日本青年会議所北海道地区大会」をはじめ、15日から17日に旭川市で開催された「北の恵み食べマルシェ2012」、10月13日に福岡県北九州市で開催された「日本青年会議所全国会員大会」、さらには10月7日か

ら東京中野区で開催された「中野にぎわいフェスタ」にそれぞれ出店し、いずれもイベント途中で完売になるなど好評で、注目を集めています。

次に、緑の分権改革調査事業について申し上げます。

「もち米」及び「ひまわり」を活用した新商品開発や関連企業との連携による交流人口の拡大、「なよろ」の知名度向上を図ることを目的に、全国的な市場状況も含めて、新たな観光資源としての「視点」を加えることなどの調査研究を実施する「緑の分権改革調査事業」が、9月に総務省から事業採択を受けました。

現在は、市内外の関係者で組織された「名寄市寒冷地型食クラスター事業交流推進委員会」を設置し、専門的な見地からの意見も聴取し、様々な可能性について検討しています。

次に、観光キャラクターについて申し上げます。

名寄産業まつりで初披露した「なよろう」の着ぐるみは、9月以降の毎週末、市内の様々なイベントで利用され、定着が進んでいます。

また、民間企業の協力により「なよろう」を活用した商品も開発されており、経済活動の活性化が図られるよう、引き続き市民周知とPR活動を行ってまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

10月1日に、名寄小学校において、学校力向上に関する総合実践事業の一環として教育講演会が開催されました。講演会には、市内の小、中学校から約60人の教職員が参加し、研修を深めました。

10月16日には、名寄小学校と名寄中学校を会場に、名寄市教育研究所主催の教育研究大会が開催されました。各会場校では、授業が公開され、市内の小、中学校の教員が、授業力の向上を図るため、活発に研究協議を行いました。

このほか、各学校では、指導主事を要請して校内研究授業や公開研究会を行うなど、教員の指導力や資質の向上に努めています。

また、本年6月に立ち上げた名寄市教育改善プロジェクト委員会では、子どもたちの学力向上を目指し、学習指導の工夫改善に関する研究グループが北海道教育委員会作成のチャレンジテストの活用の工夫、校内研修の充実に関する研究グループが校内研修推進の手引の作成、教育資源などの活用に関する研究グループが各学校で市立天文台を有効に活用するための事例集の作成など、それぞれ研究内容の具体化に向けて取組を進めています。

名寄市街地区における小学校の適正配置については、新校舎の基本設計をプロポーザル方式により行うこととし、建設に向けた準備を進めています。また、旧風連中学校解体緑地工事については、当初予定していた社会資本整備総合交付金から過疎対策事業債に充当財源を変更し、実施してまいります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

大学図書館整備の基本構想・基本計画の策定については、8月から5回にわたり検討委員会を開催し、策定作業を進めています。11月6日には、市内の保健・医療・福祉に係る有識者及び幼児教育の振興や市立図書館の運営に係わる方々と大学図書館の整備について意見交換会を行いました。いただいた多くの御意見を計画の策定に反映してまいります。

道北地域研究所は「地域資源を利用したまちづくり」を統一テーマとした市民公開講座の第2回目「女子大生の視点で作る地域名物」を10月10日に、第3回目「高齢者と映画づくり」を10月31日にそれぞれ開催し、合わせて74人の方々が参加されました。また、11月10日に「子育て支援のネットワークづくり」をテーマに開催した地域シンポジウム2012には、58人が参加され、乳幼児期の子を持つ親の現状を語り合い、親として成長を支えあうネットワークづくりについて考える機会となりました。

今後、名寄市立大学の専門性と特色を生かし

た地域貢献活動の取組に努めてまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

学校における食の指導は、栄養教諭が学校給食を生きた教材として給食の時間を利用して行っているほか、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、指導の充実に取り組んでいます。

また、給食日より「いただきたいむ」を通じ、食育の重要性を子どもたちはもちろん保護者に対しても伝える取組を行っています。

11月には6種類のパンが選べる「大好きパン」を実施し、行事食の充実に努めています。

今後とも、衛生管理や栄養バランスに配慮した子どもたちに喜ばれる給食の提供と、生産者の顔が見える地場産品の活用をとおして、安全で安心な学校給食の提供に努めてまいります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

名寄市公民館では、公民館講座として10月22日に自治基本条例研究の第一人者で知られる北海道園大学教授の神原勝氏を招いて「自治基本条例と市民のかかわり」をテーマとした講演会、10月26日には北海道医師会会長の長瀬清氏を招いて「地域の医療を考える」をテーマとした講演会を開催しました。「地域の医療を考える」講演会には、名寄市立大学看護学科2年生が授業の一環として聴講したこともあり、120人以上の市民が北海道の医療や医師の現状などについて学びました。

10月28日に市民文化祭と連動させた第5回「生涯学習フェスティバル」を市民文化センターで開催しました。切り絵、絵手紙、ニュースポーツなどの体験コーナーやワークショップブースに多くの市民が訪れました。また「出会いの広場」では、中高生、大学生の「はがきイラストこんぺ2012」の表彰式やダンス、コンサートのほか、札幌を拠点に活動しているヨミガタリを楽しむ会による「きりがたりシアター」が開催されました。

風連公民館講座では、10月27日に美深町仁

宇布から講師を招いて「シラカバ樹皮を使った工芸品作り」を開催し、17人の受講者が身近な材料から温かみのある作品を作りました。

放課後子ども教室については、10月10日に運営委員会を開催し、前期の活動状況などについて意見交換を行いました。主な成果として、授業前半の自学自習の場面では、子どもたちが自分の課題にしっかりと取り組んでいることや、授業後半の書道教室、絵画教室などのテーマ学習の場面では、子どもたちが個性を発揮して取り組んでいることなどが挙げられました。

今後とも、子どもたちの学ぶ意欲や学び方を一層育てるよう、活動を工夫してまいります。

次に、市立図書館について申し上げます。

本年度の古典文学講座は、「没後百年『北海道ゆかりの歌人石川啄木』」をテーマに全6回開催し、石川啄木の道内での生活について理解を深めました。

風連分館では、10月18日に地域子育て支援センター「こぐま」を会場に「秋のおはなし会」を開催し、多くの親子が参加しました。

11月3日文化の日には、本館、分館で「特別開館」と「雑誌のリサイクル」を行いました。また、本館では「図書館まつり」として、希望者を対象に愛読書をフィルムでフルコートするサービスや乳幼児と小学生低学年を対象とした「お楽しみ会」を行い、子どもから大人まで多くの方が参加されました。

次に、市立天文台について申し上げます。

市立天文台の活用については、名寄市教育改善プロジェクト委員会と連携を密にして、理科教育などにおける有効活用の取組を進めています。

「小学生による小惑星発見プロジェクト」は、昨年に引き続き10月から小学校5・6年生8人が、小惑星発見の夢が叶えられるよう取り組んでいます。

10月13日から行われた杉並区制施行80周年記念事業において、杉並区から要請を受け派遣

した移動式天文台車ボラリスⅡによる夜間観望会や小学校理科授業の太陽観望会では、延べ2,531人の区民の皆様が観望に訪れ、同行したマスコットキャラクター「なよろう」とともに名寄市をPRしてきました。

今後も、移動式天文台車ボラリスⅡを含めた市立天文台の更なる活用・普及を図りながら、交流人口の拡大に向けた取組を進めてまいります。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

55回目となる市民文化祭は、11月2日から4日まで市民文化センターを会場に開催されました。展示発表は、29の団体や個人から短歌、俳句や絵画、書道、写真のほか児童生徒作品など1,169点が出展され、延べ1,500人の市民が観覧されました。また、4日に市民会館で行われた芸能発表は、名寄太鼓保存会によるオープニングで始まり舞踊、箏、詩吟、ピアノ、バレエなどに24団体、241人が出演し、700人を超える市民が訪れ、賑わいました。

風連文化祭は、11月2日と3日に開催され、800人を超える来場者が、23の団体や個人から出展された685点の作品と15団体145人による芸能発表を楽しみました。

（仮称）市民ホールについては、基本設計報告書を基に実施設計委託業務に着手しており、来年2月末までに詳細設計を完成する予定です。また、開館後の業務を一部委託する委託候補事業者を選定しました。

今後も、ハード面に併せ、ソフト面においても、文化芸術の拠点として、さらには市民コミュニティの醸成、賑わいづくりの場となる施設を目指してまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

10月19日から28日まで、企画展「戦争体験を語り継ぐパネル展」を開催しました。戦争体験者が高齢化する中、次世代に語り継ぐため、聞き取りしたDVDをパネル化し、関連の収蔵資料

とともに展示を行い、496人が観覧されました。

SL排雪列車キマロキ編成の野外展示には、道内外から多くの鉄道ファンが訪れましたが、車両を冬期間の降雪や凍害から守るため、10月24日に冬囲いを実施しました。

また、9月6日には、市指定有形文化財の日本基督教団「名寄教会堂」の説明看板を更新しました。

今後も、文化財の保護整備や啓発に努めてまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

本年度も10月8日体育の日に「スポーツフェスティバル」を開催しました。市内体育施設を無料開放したほか、スポーツセンター及び風連B&G海洋センターでは、体力測定などを実施しました。

また、名寄・風連両地区の屋内外では様々な催しが行われ、全体で1,400人の市民がスポーツを楽しみました。

スポーツ推進審議会とスポーツ推進委員の会では専門部会を構成して、平成12年度以来となる「市民のスポーツ意識調査」を2,500人の市民を対象に実施しました。調査に御協力いただいた市民の皆様には感謝申し上げますとともに、調査結果については、現在策定中の第2次社会教育中期計画に反映してまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

夏に開催された「へっちゃランド」と「名寄市・杉並区子ども交流」の思い出写真展を、9月25日から11月19日まで文化センターなど3会場で開催し、子どもたちの活動を多くの市民に紹介しました。

11月1日には、スポーツセンターを会場に、子ども会育成連合会と共催事業の第6回子ども会スポーツ大会「フットサル」競技を開催し、16組133人の子どもたちがスポーツを通じ交流を深めました。

9月28日には、平成24度名寄市青少年表彰

式を行い、活動に顕著な功績のある個人1人を表彰しました。

また、小・中学校及び高等学校を対象に名寄市青少年健全育成標語を募集し、11月29日に最優秀作品を表彰しました。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

10月9日から12日まで市内全小中学校を訪問し、上半期におけるハートダイヤルや適応指導教室、月2回の夜間相談の状況を説明しました。

また、児童生徒の悩みや不登校に対する早期対応などについて連携を図ることを確認し、併せてハートダイヤルのPR用「安心カード」を全児童生徒へ配布しました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時35分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第1号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次地域主権改革一括法により介護保険法の一部が改正され、これまで介護保険法及び厚生労働省令で定められていた当該サー

ビスの事業に関する基準等が地方自治体の条例に委任されたことに伴い、本条例で国の基準省令を特定し、これを引用する旨を規定するものとして制定をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

本件は、市民福祉常任委員会に付託をいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

地球環境保護に資するため、平成24年9月に都市の低炭素化の促進に関する法律が公布をされましたが、本件はこの法律の目的である都市の低炭素化の促進や都市の健全な発展のために創設された低炭素建築物認定制度における市の審査、認定事務に係る応分の受益者負担分として、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料を名寄市手数料徴収条例に追加をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

本件は、経済建設常任委員会に付託をいたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第8 議案第3号
名寄市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第3号 名寄市立学校設置条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成24年度をもって風連日進小中学校が閉校することについて地域との調整が整いましたので、本条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第9 議案第4号
名寄市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第4号 名寄市下水道条例の一部改正について、提案の理由を申し上げ

げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次地域主権改革一括法により下水道法の一部が改正をされ、これまで政令で定められていた公共下水道の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理に関する基準に関する事項が地方自治体で定める条例に委任されたことに伴い、名寄市下水道条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第10 議案第5号
名寄市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第5号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する

る法律、いわゆる第2次地域主権改革一括法により水道法の一部が改正され、水道の布設工事監督者の配置、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する事項が地方自治体で定める条例に委任されたことに伴い、名寄市水道事業給水条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第6号 指定管理者の指定について（道の駅なよろ）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に規定をする公募による施設である道の駅なよろについて、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議

決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） この議案については、市長のほうからありましたように名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づいて指定をしていきたいということだというふうに思いますけれども、この条例を施行するに当たってのガイドラインがあるのかどうかということ、それから今回応募が1団体ということでありますので、そういった1団体の場合についての事前に決めていること、1団体の場合はどういうふうに取り扱いをするのかということがあるのかどうかについてお伺いをしたいというふうに思います。

もう一点、この施行規則の中の第9条でこれらの内容を公表するということになっています。そういう観点から、まず選定の審議の中で市長に意見を述べるもの、審議の内容について市長に意見を述べるというふうになっていますので、その内容についてお知らせをいただきたいのと総合評価点の内訳について教えていただきたいというふうに思います。また、参考に前回の評価点についてもお伺いしたいというふうに思います。

それから、もう一点、評価に当たっての評価基準がどういう形になっているのか、またそのようなボーダーラインというのがあるのかなのか、それについてもお知らせをいただきたいというふうに思います。

最後に、そういった状況の中で今回指定をしていくというふうに審査会の中でそういう形になっていった理由についてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回の指定管理に係る内容について数点質問をいただきましたので、

若干お答えとしては重複する部分もあるかと思いますが、お答えをしたいと思います。

指定管理に係る、いわゆるガイドラインの考え方でありまして、それぞれ条例の中で一定の考え方を示されておりますけれども、公の施設に係る指定管理者の選定委員会というのがありまして、この中で申し送り事項としまして、選定に当たりましては委員1人の持ち点200点としておりまして、これを今回10人の委員さんで選定をしたということで合計2,000点の持ち点の中で選定を行ったという経過がございます。それで、1つ申し送り事項としまして、これがガイドラインという言い方になるかどうかということでありまして、選定に当たりまして委員1人の持ち点が200点ということになりますから、これの5割を下回った委員さんが1人でもおれば決定を保留をしまして、疑問点について再度ヒアリングをして可否を決定するというような一連の流れになっております。これにつきましては、おおむね選定に当たってのガイドラインというふうに考えておまして、この部分につきましても5割を切るというところが一つのボーダーになるというふうに考えております。

それから、内容の公表につきましては、一定程度ホームページ等でも結果については公表しているというところでありますし、あわせてそれぞれ年度に収支決算含めての報告をいただいておりますので、その分につきましては都度議会にも報告をさせていただいているというところであります。

総合評価点の点数の内訳ということでありまして、この間公表させていただいておりますのはそれぞれ採点に当たりましての総合評価点という形で、合計点のみおおむね公表させていただいているということでありまして、ちなみに、今回道の駅なよろにつきましては、2,000点の評価点のうち1,465点を評価点としております。今ちょっと手元に前回の評価点がございませんので、後ほどお示しをしたいと思います。

結果につきまして市長に意見を述べるというところでありますけれども、結果につきましては選定委員会の報告後、決裁にて、市長まで決裁を上げて一定程度承認をいただくという一連の流れの中で御意見をいただく部分についてはいただくということの手続きをとっております。

以上です。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 済みません。答弁漏れがございました。1団体における場合につきましても基本的には従前と同じ考え方の中で選定を行っているというところであります。本来であれば公募を行いましたら、できれば複数の団体の応募が望ましいとは思っておりますけれども、さまざまな事情を含めて、特に募集に係る要項の中で名寄市に本支店もしくは事業所を有する団体ということで要項を定めておりますので、そうした部分で適切な業者ということで1社にならざるを得ないというような、公募としては1社のみということも当然あるというふうに考えておまして、そのところは従前のさまざまな内容を含めて、今申し上げましたボーダーラインの考え方も含めて厳正に対応させていただいているというところであります。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 選定の理由ということでありまして、道の駅なよろにつきましては既に平成20年から指定管理ということになっておまして、特にもち米の里という、いわゆるこれまでの愛称と言われておりますけれども、そういったことに象徴される地域ブランドのイメージづくりに力を発揮してきたということがあります。行政報告でも述べさせていただいておりますとおり、観光客を含めて相当数の入り込みの実績があるということで、今回につきましてもこれまでの実績を含めて、いわゆる指定管理の指定に十分

値をするという、そんな判断をもって決定をしてきたという経緯がございます。この辺につきましては当然私どもも市長も含めての共通の認識ということで御理解をいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 奥村議員。

○2番(奥村英俊議員) 今総務部長からありましたように、選定の理由についてはこれは市民の皆さん、また道内、道外から来ていただいた利用の皆さんよく理解できる事業の中身をしていただいていますし、理解できる場所ではありますが、この指定管理制度の運用に当たっては今聞くとところによるとガイドライン的なものは総合評価点数の5割切るか切らないかが申し送りという形ぐらい、細かくあるのかもしれませんが、それはお話しいただけていないから、わからないのですけれども、そういうものしかないのかなど。この制度自体しっかり運営していくに当たっては、もっと公平性や透明性、それから評価に当たっての申請の排除とか、そういうものを明確に示すものがないと、特にこうやって1社しか来ていない場合について何が基準でそこになったのかというのが市民の皆さんにとって、当然今までの実績も含めて考えたときに問題ないと皆さんが思ってくれる部分あると思いますけれども、そこはやっぱりしっかり説明ができるようになっていないとちょっとだめなのではないかと思えます。

評価の言われたボーダーについても5割が本当に妥当かどうかというのは、ちょっと皆さんがどういうふうに思うかわかりませんが、私の考えの中でいうと通常合格点ということであれば70点、80点、中間の75点ぐらいというのが妥当ではないかなというふうに思えます。50点でオーケーというのは、ちょっと課題や問題があるということも含めてというふうに思わざるを得ない部分がありますので、そういったところについてこの制度を運用するに当たって今後そういうふうにガイドラインをきちっとつくっていくというお考えがあるかどうかお伺いしたいというふう

に思います。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷総務部長。

○総務部長(扇谷茂幸君) 指定管理の考え方にも一部通じる部分であろうかと思えますけれども、これまで指定管理の導入に当たっては、いわゆる行財政改革という視点で民間でやれる事業についてはしっかり民間活力も含めてお願いをしていくという基本的なスタンスがありまして、行政ではなかなか持ち得ない技術力でありますとか、経済性も含めてその辺は民間の力をしっかりかりていくという基本的な考えがありますので、その中で指定管理の制度をこれまでも導入をし、運用してきたという経過がございます。1社しか来ない場合のいわゆる透明性の確保の部分でありますけれども、若干答弁漏れもありましたけれども、評価に当たりましてはさまざまな視点でヒアリングを行っておりまして、施設管理遂行のための例えば経営方針の部分でありますとか、それからサービス向上への考え方でありますとか、今後施設管理に当たって市民ニーズをどういうふうに捉えてどう事業展開していくのかと。具体的なさまざまな中身につきまして、おおむね項目としては大項目で12点ほどにわたる内容につきましてヒアリングを行っておりますので、この辺をそれぞれ委員さん厳格に採点をされているというふうに考えております。今後その中身につきましても、いわゆるどういった内容の評価をしているのかというところにつきましてもできるだけ機会を捉えて、これはしっかり市民の皆さんにも報告をさせていただきたいというふうに考えております。

ボーダーの考え方につきましても5割ということでありまして、こうした評価点を設定するに当たりましてはおおむねやはり50%というのが基準になるかなというふうに思っておりますので、その辺はあくまでも評価項目の内容に係る部分と照らし合わせまして、しっかり運用させていただきたいというふうに考えております。

ちなみに、前回の評価点でありますけれども、

前回2社から応募がありまして、このときは委員さん8人で、200点の持ち点は変わりませんから、これ1,600点満点ということでありまして、最終的に株式会社もち米の里ふうれん特産館にこの場合も決定しておりますけれども、このときの総合評価点につきましては1,600点中1,073点という評価をしております。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 奥村議員。

○2番(奥村英俊議員) 今お考え示していただきましたけれども、とりわけ1社の場合についての透明性ということであれば、そういう評価点の公表、先ほどこれから考えていくということだったというふうに思いますけれども、そういったところをしっかりと市民の皆さんにもお知らせをした中で、そういう意味では行革の視点でということだけではなくて、あそこの施設はとりわけ地方の方も含めて利用していただくものですから、その人たちがしっかりと利用できる、利用しやすいもの、そういった視点も含めて最終的には市民の皆さんの税金をつぎ込んで管理運営していただくということになっていきますので、そういった理解がきちっと得られるようにしていくべきだというふうに思いますけれども、公表と、それからポスターについても5割が全てということではないかというふうに思いますので、それについての見解があれば最後にお話しいただければというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木副市長。

○副市長(佐々木雅之君) 指定管理の選定につきましては、行政の職員だけではなくて民間委員さんも3人を入れて、先ほど扇谷総務部長言いましたように相当多岐にわたる項目で、大変よい、よい、普通、悪い、非常に悪いと5段階方式を使って、この間平成18年度の制度導入以降進めてきました。この間議会のほうには、決算委員会における収支状況等にも含めても御説明をさせていただいておりますし、毎年毎年の予算要求の関係も

含めて年度協定という形で委託料の問題についても十分チェックをさせていただいておりますし、今回の指定管理の選定に当たりましても担当課においての仕様書の設定とその仕様書に基づく個々の提案について事細かにチェックをしておりますので、その資料の関係について業者さんからの提案内容についても公表するというか、見せることも可能だというふうに考えておりますので、今奥村議員言われたように点数が何点が妥当かどうかについては、7割という奥村議員の意見については御意見として伺いたいと思いますけれども、全体5割を超えたときにそれも評価として5割を超えるということである一定の評価という形だと考えておりますので、この辺については基本的に変えるつもりはないというふうに考えています。

なお、大都市部におけるこの指定管理者の競争状況というか、それがたくさんで手が挙がって競争性を担保できるというのは大都市に行けば行くほどそういう状況があるというふうに考えておまして、地方都市においては指定管理する方の部分がなかなか手が挙がるのが少ない状況にもなっています。門戸を広げると地元の理解が十分ない中で金銭的な面だけで出てくるという業者がいますので、この辺は仕様書に対する具体的な取り組みについて情報の守秘義務の関係であるとか、市民の利便性を考えたさまざまな提案課題をこちらから出しまして、それら含めて全体の総合評価ということで5割を超えればよしと、こういう状況できましたので、今後他市の状況等も調べをさせていただいて、その辺のガイドラインが著しく名寄市が劣っているのかどうか、ちょっとこの辺の検証もさせていただきながら、より適正な市民のためになる指定管理制度はどうあるべきかということも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で質疑を終結いた

します。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第7号 指定管理者の指定について（ふうれん地域交流センター）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に規定をする公募による施設であるふうれん地域交流センターについて、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） 先ほどの議案第6号でもちよっと話をしましたけれども、今回の新規の部分でありますけれども、今回も応募が1団体ということで、総合評価点数も2,000点中1,299点ということだったと思います。この選定委員会での意見、やりとりと、それからこれが適しているということで判断した理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回地域交流センターを指定管理するに当たりまして公募いたしましたので、今御指摘のとおり1件のみということで、評価点数につきましても1,000点中1,299点ということで、これまでの実績を持った指定管理の点数配分からしますと若干低いとの、そんな御指摘もあるのかというふうにも思っております。今回指定管理に係る議論の大きな一つのポイントとしましては、やはりこれまで直営でやってきた部分との比較ということが大きなポイントになっておりまして、それでこれまで公民館を運営をしておりました市が直営管理をしてきたということで、それとの比較で今後どういった指定管理としての役割に期待が持てるのかというところの話が随分なされております。代表的な考え方でいきますと、やはりこれまで市として、市の直営部分でできなかつた新たな役割なり、そういったものを民間の指定管理にぜひ期待をする、お願いをするということがポイントになっております。市でこういった施設管理をして、ある意味にぎわいづくりというところていきますとなかなか踏み込みにくいというところがありまして、特に貸し館業務が大きなウエートを占める施設ということもありまして、にぎわいづくりということでいきますと飲食を伴う部分での活用の方法とか、そういったものが今後やはり期待ができるというところがあります。これまでの社会教育関係の役割を持った施設管理をしてきたということが主になっておりましたので、なかなか飲食を伴う部分についての

踏み込みというのではできなかったと。そういった意味では、社会教育に係るこれまでの年間の利用実績の中の割合でいきますと、おおむね3割程度しか実は社会教育としては利用実績がなかったと。3割という数字を考えますと、これから飲食を伴う新たなにぎわいづくりなり地域活性の部分で商工会が担う部分につきましてはかなり伸び代を含めてあるのだろうという判断がありまして、全体としては実績がない中でもやはり今後地域のにぎわい、新たな人が集うような企画も含めて期待ができるというところがありまして、総合的な判断としては指定管理にお願いできるという判断に至っているというところであります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 期待をしながらということについては当然の話でありますし、指定管理に出すときの仕様書というか、それに一定の要求水準というか、そういうのを持って仕様書を示していると思うのです。それに対してどういった、今こういうふうに飲食も含めたあれが期待できるというふうにありましたけれども、具体的にどういことを企画されて、その点についてどういう評価をしたのかについてもちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回のヒアリングの中では、具体的な事業の展開についてまでの踏み込みはありませんでしたけれども、一つの例としましては、風連町には商工会にも当然加入をしておりますけれども、おおむねこういった飲食を伴う部分についての準備でありますとか、後片づけまで含めたさまざまな対応できるような、そんなハッピー企画という会社があるということでありまして、主に地域交流センターで開催をされておりますいろんな会合等につきましては、おおむねこのハッピー企画が担っているということで、具体的には年間相当の売り上げを得ているということでありまして、そういったものを1つ核にしな

本来は地域交流センターではなかなか開催をされないようなさまざまな地域のイベントもやはり町中に持ってこられると。地域交流センターに持ってこられるといった具体的なそんな企画もしていきたいというような御提言もありましたので、私ども今回そういったものを含めて勘案をしたということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今の説明ですと、具体的な提案がなくてというふうな言い方をしながら、今そういったイベントみたいのをしていくという提案もあったというふうなお話だったと思うのですけれども、ちょっとつじつまが合わないというのが1つ。

それから、具体的なそういったものを示せない、あるいはこちらから要求しているものについて応えているか、応えていないかについて、例えば6割ちょっとの点数で、本当に確かに期待をすることあると思えますけれども、そういった評価の中で適というふうにしていることについて、先ほど私の考えですけれども、やはり合格点というところからいくと少し足りない部分があるのではないかとこのように思うのですけれども、そういった議論については選定委員会の中でなかったのかどうか、もう一度お伺いをしたいと思います。

それから、最初に言った最終的な選定の理由について、これが適とした理由について、明確なお答えがちょっとなかったかと思っておりますので、それについてもお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） ちょっと私の説明が不十分というところもありましたけれども、基本的には選定に当たりましては、やはり先ほど言いました具体的な項目それぞれありますけれども、例えば管理業務に係る体制ですとか、それから職員の配置ですとか、それから今後経費の節減含めてどういった対応ができるのかと。かなり具体的な部分の説明も受けておりますので、そういった

ものを総合的に判断をしているというところであり、いずれにしても、これまで地域交流センターの扱いにつきましては地域のにぎわいづくりを含めてさまざまな、もっとより一層の活用をというような期待もありますので、全体的な今後の活用の手法として、やはり商工会が担う役割はあるだろうというような総合的な判断であります。そして、商工会がこれまで担ってきました地域活動ですとか、それから社会福祉の増進でありますとか、当然本来業務としての商工業の発展等、そういった基本的ないわゆる役割が今後も地域交流センター含めてまちづくりの役割の中にしっかり根づいて、そういう任を担っていただけるというような、あくまでも総合的な判断がありましたので、今回応募も1社ということでありましたけれども、勘案をさせていただいて、決定をしてきたということでもあります。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

佐藤靖議員。

○9番（佐藤 靖議員） それでは、何点か確認を含めてさせていただきたいと思うのですが、今扇谷総務部長と奥村議員のやりとりの中ににぎわいづくりが争点ということになっているような話ありましたけれども、地域交流センター条例の設置の意義からいうと、市民の教育文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとともに、集会などの用に供するため、ふうれん地域センターを設置すると。にぎわいという言葉は一つも入っていないのですが、本来の設置目的と今言っていることは差異があるのではないかと思いますけれども、その辺はどういう整理をされたのかというのをお聞きしたいのと、さきの決算委員会でもあそこには今公民館、生涯学習が入っているのですが、その行き場がまだ決定をしていない。どういふ対応をするかも準備室で残すのだ、風連庁舎の3階へ行くのだという話は想定ではありませんけれども、その決定がどうされているのか

というのをお聞きしたいのと、さらには風連商工会については人件費ということで1,000万円以上市としては支出をしていると。今度は、指定管理でこれから議案に出てきますけれども、5年間のもので清掃を含めてお金を出していくという、人件費とそういう管理業務の人件費の整理というのはどういうふうにされているのかをお聞きしておきたいと思えます。

さらに、ここは市の条例では厚生という部分に入っておりますけれども、議会の所管としては総務文教常任委員会ということで、文化教育施設という認識があると思うのですが、そういう公の文化施設に商工会が管理が入った場合に商工会という看板を立てるということについて一定の整理が必要があるのかなのか、できるのかできないのか。複合交通センターみたいに複合施設だとある意味では可能かもしれませんが、そういう教育施設、公施設ということの中に商工会という経済団体が看板を立てるということには整理が必要かどうかというお話を聞かせていただきたいと思えます。

そして最後に、選定委員会と担当課及び団体とのヒアリング要旨というのが書いてあるのですが、この中で応募団体については本施設の指定管理業務は商工会という中で、商工会の事業の2本柱の一つである地域振興事業に重なり合うものである。本施設の設置目的は、先ほど言ったとおりでありますけれども、次に風連商工会にとって極めて意味深いものであり、本施設の利用増が当地商店などへの来店機会の増につながるなど当地区の活性化に直接つながるものと捉えていると。この中で風連商工会にとって極めて意味深いものでありというのは、本来からいえばあそこを建てたというのは先ほど申し上げたとおり、条例では厚生ですが、教育関係の一つの施設ということで公民館が入っている。ところが、そこを移すのがここではもう既に商工会が主体的になっている。例えば教育施設として、市の文化施設とし

てあそこを振興させるために、奥村議員もおっしゃっていましたが、あそこを指定管理するほうがそれを高めるのだと。例えばコストを削減するのだ、利用率が伸びるのだという見地ではなくて、この場では風連商工会にとって極めて意義深いことで、もう風連商工会が主体的になってやる方がいいのだというふうに、ちょっと設置目的のところで言っている要旨が主客転倒しているのではないかと思いますけれども、その辺の見解を求めておきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 何点かにわたりまして御質問いただきましたので、お答えをしたいと思います。

まず、地域交流センターの基本的な役割、本来の目的というところでありまして、私にぎわいづくりも含めてのお話をちょっとさせていただきましたが、本来地域交流センターは1つは公民館として、もう一つは貸し館業務を含めて、そんな両方の施設ということでありまして。これまで直営で管理をしてきておりましたので、おおむね社会教育の施設というような認識も確かにありますけれども、一方ではやはり貸し館機能を含めて町中のにぎわいづくりに一定程度の役割を果たしてきたという、これは間違いのない事実であります。施設の設置目的は、ある意味住民の福祉に供するところというような例がありますから、そのところは町中のにぎわいもおおむねその中身に包含されると。地域は、活性化をしてにぎやかにならないとなかなかやっぱりそれは市民福祉にもつながっていかないという、そんな思いも私のほうではありましたので、言葉としてはちょっと舌足らずな部分もあるかと思いますが、そういった意味でぜひ御理解をしていただきたいというふうに思います。

それから、これまで風連の生涯学習が入っておりましたので、今回指定管理をするに当たって基本的には行政機関はそこから出ていくということ

になります。したがって、業務としては風連庁舎のほうで行うということを決めております。それで、しかしながら公民館機能はそのまま残りますので、そのところは当然瑞生大学を含めて開催における準備行為が必要になるということでもありますから、これまでの事務室につきましては準備室というような形で、職員の常駐はありませんけれども、必要なときには必ず職員がそこに行って、やはり準備行為をするということはあるので、基本的にはそんな考えでおります。

それから、人件費のお話もちよっとありましたけれども、今回指定管理をするに当たって、1つ費用対効果という考え方でいきますと、先ほども申し上げましたけれども、これまでの生涯学習ではなかなかやっぱり踏み込みができなかった新たなにぎわいづくりなり、新たな地域交流センターの活用の手法なりというところで、商工会の役割が出てくるというところで今以上の利用があるだろうと。期待されるというところが1つ費用対効果として出てきます。それで、指定管理に当たっての指定管理料の考え方の中でも、これまでの考え方からして民間活用を行う場合についてはやはり私どもの費用負担につきましてもできるだけ縮減をしたいという思いもありますので、そのところは維持管理に係る部分につきましては当然直営でありましても指定管理でありましても係る経費は一緒と。あとは、おおむね管理に係る人件費をどのように見るかということになろうかと思っておりますので、このところは最低限の見積もりの中で今後協議をさせていただきたいというのありますし、これまで生涯学習が担ってきた施設管理が一定程度緩和をされるということもありますので、今後の生涯学習の適正な人員配置につきましても改めて検討させていただきながら、総じて人件費含めた行財政効果はあるのだろうというような判断をしております。

それから、商工会が地域交流センターに入るとのことのお話がありました。これまで指定管理

に係る施設につきましては、基本的に指定管理に特化した形で指定管理者が入ることがあります。今回1社、公募ということで、商工会がその任を担うということでありますから、これは仮に施設に入りましても従前の商工会の業務はやはり出てくると。指定管理に係る部分、それから本来の商工会業務に係る部分、こうした業務の違いはこれは出てくるといふふうに判断しております。しかしながら、商工会本体の考え方にちょっと戻りますけれども、商工会自体は公共的団体としての扱いはこれまでも商工会議所同様に御認識をされているというふうに思いますし、社会福祉の増進含めてこのところは本来の地域交流センターの設置目的にも合致をしていくということで、商工会が入ること自体がいわゆる目的外の施設使用になるかどうかということについてはそうはならないと。目的内であるというふうに考えております。

それで、実際に入って一定程度どういった看板を掲げていくかということでありますけれども、いずれにしても地域交流センターの中で指定管理としての事務所の活用は当然あると。その中に商工会が入っていくと。今（株）ふうれんが入っておりますけれども、商工会が入ること、そのところについてはおおむね指定管理に係る、当然事務所が用意をされているということでありますから、そこに入るということで、問題は指定管理の部分と商工会本来の業務の区別をどうするかというところの整理は御指摘のとおりあるのだらうと思います。それで、そのところはこれまで（株）ふうれんが入って一定程度実費徴収等に係る費用の負担はしていただいておりますので、おおむね当面はその考え方を踏襲しながら、指定管理に係る年度協定の中でぜひ協議をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

（「要旨は」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 済みません。答弁漏れがございました。指定管理の指定について、要旨の中で風連商工会にとって極めて意義深いものであるという、そんな記述があるということで、これはどういう意味だということであります。ここのところの問い方、ちょっとさまざまあるのかと思いますけれども、これまで説明してきましたとおり今回指定管理者の選定に当たりまして、やはり新たに風連商工会に担っていただく部分の役割というのは大変大きなものがあるという意味の意義深いものということであります。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 苦しいですね。非常に苦しいというか、例えば設置目的も条例の一部を改正をしてやるというのはわかるのです。設置目的のその部分だけ過大解釈をしてにぎわいに振るといふのは、あの条例を決めたのは当時の総務文教常任委員会で審査をさせていただいて、そういう社会教育施設という意味合いを含めてあの条例を認めて可決をして施行していると。それがこの段になると設置目的よりも解釈を少し拡大をしてそちらへ振るといふのは、私はそれは本来かなという感じはするのです。あそこの研修施設を当初建てたときの目的を含めて、どういうふうに生かしていくために商工会が担うほうがいいのだという解釈をしているというのなら別ですけども、それではなくてにぎわいをつくるというのはちょっとどうかというふうに思いますし、例えば公共施設の中に商工会という看板についてもやっぱりこれも苦しいと。では、株式会社ふうれんが年間払っていた60万円をベースに家賃を取るのかと。施設の中で、では業務が商工会業務が何割で、センターの管理義務が何割でという、そういう比率を出すのか。そういうこともきちっと決めておかなければいけないと私は思うのです。それは、名寄の駅横、複合交通センターの、商工会議所が入る経済センターのときもその議論はしましたし、そのときにも入居基準を早くつくるべきだと。前

回の定例会でもその質問はさせていただいて、それはこういうことがあるときに市民の皆さんが疑問なく、例えば商工会議所が経済センターに入るのは市長の担当事務、風連商工会が研修センターに入るのは指定管理、それを市民の方々がどうやって理解をするかといったら、にぎわいのためにという一言だけではやはり私はクリアできないのではないかと思いますけれども、これは部長よりも副市長あるいは市長からの御答弁をいただきたいと思ひますし、もう一つは風連商工会が入った場合、今の規則からいうと使用料の減免というものは市及び教育委員会が主体となっているものについては10割と。そのほかについては、社会教育関係団体あるいは学校教育関係団体及び社会福祉関係団体が利用する場合は5割と。要するに経済団体は、利用しても、何の会議室を使っても満度にお金をいただくと。指定管理であっても、そういう解釈でよろしいのか、そういう理論を立ててよろしいのか、その辺の御返事もいただきたいと思ひますし、全国公立文化施設協会というのがこういう公立の文化施設の指定管理導入する場合については、地域におけるミッションを検討する必要があると。このミッションというのは使命と役割だと。それは、文化施設としての使命と役割をどういうふうに果たすのだと。利用がふえる、にぎわいができる、商店がにぎわうということは、私は本来のミッションではないというふうに判断しますけれども、その検討はされてきたのか。どういう判断が出されたのかお聞きしたいのと、教育委員会の公民館あるいは生涯学習がああ施設に準備室を置いて、なおかつほかに移って何かがあるときにあそこに寄るというやり方が、風連地区はこの公民館を中心に、地域もそうでありませけれども、公民館活動が活発だということを自負していた地域でありますので、それをさらに高めるために、これは市とは別機関でありますから、教育委員会は、教育長として、これは現状どういうふうを受けとめていらっしやって、今後どういふ

うに風連地区の社会教育あるいは公民館活動を高めようとされているのか御答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 佐藤議員から御質問がありました。1つは、看板をかけるかどうかということなのですけれども、今回の入居というか、今回商工会があそこに入ることにつきましては指定管理者ということで入ってきます。市からの委託業務を受けている事業所、それから指定管理を受ける事業所等につきましては、業務遂行に必要な事務所面積というか、スペースについては市のほうで従前から提供してきました。そこに公の施設の業務に利用に支障ない範囲の中で入居をして、本来の商工会業務をやると。商工会業務の関係につきましては、先ほども扇谷部長言いましたように公共の福祉の増進につながるということも含めて、それは定款の中にうたわれておりますので、市のほうの行政との連携も含めて、そこは支障はないのかなというふうに考えています。

それと、料金の関係につきまして、実費徴収金の関係につきましては今回の指定管理が議決終わった後に実費徴収金につきまして協議をして、その実費徴収金の額については年度協定する指定管理料の中から差し引いて指定管理料を算定しようということですので事前に打ち合わせはしています。まずは議決をいただいてからの話になりますので、それについては御理解を賜りたいと思ひています。

それから、商工会が行政の公の施設、それから庁舎等に入っていることにつきましては、実は名寄、今回ののが初めてではなくて、道内各市町村でそういう実績もあります。うちでいいますと、社会福祉協議会が福祉センターの中にも入っています。風連庁舎にも入っています。これは、1つは民間の業者の方々がそこで商売をするために入っているのではなくて、公共的団体として行政と一定の役割を連携をしながら業務をすることが住民のための公共の福祉につながるという観点から、

市長が判断をして入居していただいて、それに対して議会、市民の皆さん方からおかしいという議論になりますと、そこは市長が考え方を改めることによってその場所でないところでやってもらうということになるのかもしれませんが、過去この種の問題については特に議会でも御議論がなかったように考えています。

それから、先ほど扇谷部長が生涯学習施設としてぎわいづくりの観点も中心に説明をさせていただきましたけれども、小さな地域における人口規模の小さいエリアの生涯学習施設というのは、生涯学習施設のみに特化した形の利用が本当に望ましいのか。そこは、そういう地域であればこそ、地域の商工振興やらにぎわいづくりやら、さまざまな分野のところで使っていただくことも決して目的に反しないのではないかなと。なおかつ、風連の商工会から提案された中に自主事業、実行委員会を設置をして行きたいと。ここに付きましては、商工会、それから文化協会、公民館、町内会などの皆さん方にも一緒に協議をさせてもらって、しっかり地域の生涯学習施設としての機能も拡充をしていきたいと、こういう提案がありましたので、単ににぎわいづくりだけではなくて文化的な事業、それから生涯学習機能としてもそういう団体と連携、協議をしながら進めていきたいということですので、これについても決して施設の目的から反しないのではないかなというふうに考えております。

なお、最後になりますけれども、風連商工会にとって極めて意義深くということについては、これ商工会のほう言っている話なので、私たちがどこまでこの説明ができるかちょっとわかりませんが、これは先ほど言いましたように小さな規模の地区の中で本施設の利用者増が当該商店街等への来店が増加することにつながって、地域の皆さん方と一緒に活性化に結びつくこと、そういう形のところでのことも含めて、恐らく極めて意義深いことだというふうに言った

のではないかと考えています。これから単に公共施設の関係につきましては、1つの目的だけでなく、総合的にその地域のために何が必要なのか、何が有効なのかも考えていると。今回のものにつきましては、主たる目的は生涯学習施設ということで、その機能を維持していきながら、さらに地域の皆さん方と関係する団体と協議する組織も立ち上げをして、これからのぎわいづくりもあわせて行っていきたいということですので、これは行政が考えています住民の公共の福祉の関係についても適合するものだと考えておりますので、それら含めて今回はよしとした判断をさせていただきました。

なお、減免の関係につきましては、教育部のほうから、恐らく決まっている規則等に基づいて行いますので、そのとおりに行うということでいいかと思えますけれども、もし食い違っていれば教育部長のほうから説明をさせますので、お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 先ほどの指摘でございますけれども、私も指定管理者制度の導入に当たり公民館活動に支障がないかというような視点でこれまでもこの件に当たって考えてまいりました。私なりに考えているところでございますけれども、1点目としてこれまでの3年間の直営の実績を踏まえて、いろいろ考えているのですが、例えば昨年度の利用状況から考えますと、公民館活動としての年間の利用状況が先ほど総務部長からもお話ありましたが、およそ3割であるということでございます。それと、2つ目なのですが、2つ目は風連地域の公民館活動の現状を見てみますと、地域密接型の分館活動が大変充実しているというぐあいにして捉えております。したがって、今後は利用団体の自主的な活動が期待できるのではないかと。この2点から、今後特別大きな支障がなく、公民館活動の充実に向けて対応できるのではないかと考えておりますし、ただ1つは人員配

置の件でございますので、今後人員配置につきましては十分な配慮をしていきたいと。それは、公民館活動の原理原則に住民主体の原則はもちろんですが、職員による学習支援体制の充実ということもしっかりうたわれておりますので、人員配置に十分留意して対応していきたいと、そんなふうに考えております。御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 御答弁は得られませんでしたが、教育部長はうんと言っていましたので、使用料についてはこれでいくと。心配するのは、例えば社会福祉関係団体登録みたいのをされて、施設内で利用されることではなく、そこ有利性を強調するのではなくて、基本に基づいて徴収するということがいいということによろしいですね。

ただ、私は指定管理が全て悪いとは言わないのです。ただ、行財政改革のそれは視点はわかるのです。今やはりコスト軽減をしなければいけない。一方では、施設の利用度を高めなければいけないということはわかるのです。ただ、指定管理を前提とすると、今教育長の御答弁にもありました。利用率が3割ぐらいです。なぜそれを5割にさせる努力をさせないのかと。それは、お尻をたたいてでももっとやれと。あなた方、これ限界だねと。では、指定管理に移して利用度を上げようか。あそここの施設を有効的に使おうかという取り組みがされたのかと。やはりそれが指定管理ありきの方向で進んでいるのではないのかと。そうすると、バックデータをとるために1年あるいは2年あるいは3年、その期間だけ直営でやってバックデータがとれたので、さあ、指定管理しましょうと。そういうことでは、市民の本来の福祉向上につながったり、施設の有効活用につながっていくのですかと。場合によっては、指定管理を1年延ばしてでも、2年延ばしてでも直営でやって、最後の最後一生懸命やってみてこれ以上は無理だという

ところが見えたときに指定管理という話が出てくるのなら、私もそれはわかるのです。指定管理がありきでやるから、この部分どうだ、あの部分どうだと言われると、これから協議、あるいはこれからそこは人員配置も含めてやる。それは、いつも言うけれども、後手に回るだろうし、本末転倒になるのではないかと。ここでやっぱり指定管理のあり方というのは、行財政改革の方針はわかりますけれども、理事者側も一回立ちどまってしっかり考えてみて、市民の皆さんが納得できるような指定管理、あるいはほかの方式もそうでありませぬけれども、そういう手法を出していかないと、それこそ市長の担当事務だ、市長のあれがあったのだと。いろんな変な話が出てくると、それこそ行政にとっても不幸でありますし、市民の変なうわさ話になるのもしゃくでありますので、本来そこをしっかりと整備をするためにもこういう指定管理のあり方を改めて立ちどまって考えるべきだと私は思いますけれども、これは別に商工会がこれから一生懸命やってくれることに対しては何も言いませんけれども、今の時点では先がやっぱり見えないと。私は指定管理ありきではなかったのかという認識を持っておりますので、今後の指定管理のあり方も含めて御答弁あれば最後にお受けしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 名寄市におきましては、平成18年から国の小泉内閣の民間活力を含めた推進する方策として指定管理者制度が設定されまして、18年から導入しています。これについては、一般的に市職員側のほうが何年に1遍かの人事異動も含めてかわっていくこともありまして、単に待ちの姿勢の貸し館業務、施設を利用してもらうために待ちの姿勢ではなくて、民間業者ならではの専門的な知識、それから新しい仕掛けづくりも含めて、そこに期待するということが指定管理制度が始まってきました。その片一方では、人件費コストを下げられるということの大きなメ

リットもありました。最近は、そこら辺のメリットについては最賃がだんだん、だんだん上がってくることで、市みずからも嘱託職員、臨時職員を多用する形で人件費コスト下げてきましたので、コスト削減という面については大分そのすき間はなくなってきています。ただ、本来の施設目的に従って市民の利便性を向上させる、利用率を向上させるという面では、まだまだ民間の力をかりることに優位性があると思っています。今回の施設についても、あの施設だけを指定管理をするというのではなくて、できるだけ民間活力を利用できる公の施設については指定管理をして利用促進、利便性を図るといふ大きなスタンスは変わっていません。ただ、国が当初想定していた競争性が働いて、より利用率の向上、利便性の向上が図られるような仕掛けが現実的に小さな市においてはそれが十分かどうかということについての検証も必要だと思っておりますので、今議員がおっしゃるとおりこの18年から導入された指定管理制度の今後のありようについては、今後しっかりさまざまな角度から検討してまいりたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第8号 指定管理者の指定について（名寄市立食肉センター）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号に規定をする公募によらない施設である名寄市立食肉センターについて、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第14 議案第9号 市道路線の廃止について、議案第10号 市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第9号 市道路線の廃止及び議案第10号 市道路線の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第9号 市道路線の廃止について申し上げます。整理番号3025、路線名、徳田3番通は、終点側で道路造成が行われ、路線の終点及び延長を変更することから、一旦廃止をしようとするものであります。

次に、議案第10号 市道路線の認定について申し上げます。議案第9号により廃止をする整理番号3025、路線名、徳田3番通は、平成24年10月の都市計画法第29条に基づく開発行為により路線の終点側に新たな道路造成がなされ、都市計画法第40条第2項により帰属を受けたため、終点の変更により153.38メートルの延長となることから、認定をし直そうとするものであります。

次に、整理番号3032、路線名、徳田4番通は、開発行為により造成をされた団地内道路であり、道路法第40条第2項により土地の帰属を受けた道路であるため、総延長65メートルとして新たに市道認定をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、議案第9号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第9号外1件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ご

ざいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第15 議案第11号 平成24年度名寄市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第11号 平成24年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費と事業の確定に伴う事業費の調整を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ2億1,258万9,000円を追加をして、予算総額を202億891万6,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして備荒資金組合超過納付負担金5,000万円の追加は、今後見込まれる地方交付税の合併算定がえの終了など、将来の安定的な財政運営に備え、負担金の超過納付を行おうとするものであります。

同じく2款総務費におきまして公共施設整備基金積立金1億1,300万円の追加は、将来の公共施設整備に備え基金に積み立てるものであります。

3款民生費におきまして介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金2,371万2,000円の追加は、去る11月10日、名寄市風連町緑町にオープンを行いました小規模多機能型居宅介護事業所、

山笑の里の開設事業に対し交付をしようとするもので、同額を道支出金で見込んでおります。

4款衛生費におきまして感染症対策事業費943万円の追加は、不活化ポリオワクチン予防接種及び四種混合予防接種の導入に伴い、関連する経費追加をしようとするものであります。

8款土木費におきまして普通河川改修工事150万円の追加は、大沼川の河岸崩壊を改修をし、来春の融雪時に増加をする水量等に備えようとするものであります。

10款教育費におきまして佐藤愛子さん特別栄誉賞受賞祝賀会実行委員会補助金40万円の追加は、去る11月3日に名寄市特別栄誉賞を受賞されました元女子柔道オリンピック代表の佐藤愛子さんの受賞祝賀会における関連経費に対し、当該実行委員会への支出をしようとするものであります。平成22年度に佐藤愛子選手の名寄後援会から寄附金として36万6,865円をいただき、教育振興基金へ積み立てておりますので、これを財源として繰り入れをしております。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の増減のほか、財政調整基金繰入金で収支を調整をいたしました。

11款地方交付税におきまして普通交付税1億6,362万8,000円の追加は、本年度算定されました普通交付税において、平成24年第3回定例会で計上いたしました分の残額を追加をしようとするものであります。平成24年度の普通交付税算定額は、81億5,118万6,000円となっております。

次に、第2表、継続費補正では、北斗・新北斗公営住宅建設事業を変更しようとするものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正では、さわやかトイレ・ホール清掃等業務委託料ほか16件を追加をしようとするものであります。

次に、第4表、地方債補正では、昭和通道路改良舗装事業ほか1件を変更しようとするものであ

ります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けまして補足説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明をさせていただきます。議案第11号の12ページから13ページをお開きください。2款総務費、4項3目衆議院議員選挙執行経費2,100万円の追加は、去る11月16日に解散されました衆議院の選挙経費を追加しようとするもので、同額を道支出金で見込んでおります。

16ページから17ページをお開きください。3款民生費、1項9目総合福祉センター費で総合福祉センター維持管理事業費320万4,000円の追加は、浴槽、給湯設備の修繕及びホールの音響施設の更新を実施しようとするものであります。

18ページから19ページをお開きください。6款農林業費、2項1目林業振興費で有害鳥獣・ヒグマ等対策事業費29万2,000円の追加は、この秋に多発をしましたヒグマ対策に要した経費でありまして、駆除などに出動した方々への報酬も含め整理し、補正しようとするものであります。

20ページから21ページをお開きください。7款商工費、1項3目スキー場費でピヤシリスキー場管理運営事業費で備品購入費312万5,000円の追加は、併設をしております温泉施設の業務用冷蔵庫及びホテル管理システムの老朽化が著しく、これらの設備の更新を行おうとするものであります。

24ページから25ページをお開きください。10款教育費、2項1目学校管理費で小学校維持管理事業費の名寄南小学校校舎・屋内運動場基本

設計委託料2,300万円の減額は、当初年度末まで予定をしておりました工期が年度を越えることとなったため、同額を債務負担行為として設定し、契約行為を平成24年度に実施した上で平成25年度の事業完成とともに支払いを行おうとするものであります。平成25年度において同額を委託料として予算化することとなっております。

次に、歳入について説明させていただきます。10ページから11ページをお開きください。18款寄附金で教育費寄附金4万9,000円の追加は、国際ソロプチミスト名寄様より5万円の寄附をいただいたものを予算化するものであります。

19款繰入金で財政調整基金繰入金139万円の減額は、収支の調整を行おうとするものであります。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第12号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして療養給付費を中心に補正をしようとするものであり、歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、予算総額を33億8,375万1,000円に、直診勘定におきまして歳入歳出それぞれ181万3,000円を追加をし、総額を1億7,689万円にしようとするものであります。

まず、保険事業勘定の歳出について申し上げます。2款保険給付費では、退職被保険者の保険給付費の伸びにより2,300万円を追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。9款繰越金では、前年度繰越金のうち2,300万円を追加をしようとするものであります。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では人件費等で89万2,000円を、2款医業費では外来患者の増により医療用衛生材料費等で92万1,000円を追加をしようとするものであります。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。1款診療収入では80万1,000円を、5款諸収入では101万2,000円をそれぞれ追加をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第17 議案第13号 平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第13号 平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ6,673万1,000円を追加をし、予算総額を23億4,303万8,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款保険給付費では、給付費の増額により6,666万1,000円を追加をしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款保険料では4,339万9,000円を減額をし、保険給付費の増額により4款国庫支出金では1,594万7,000円を、6款道支出金では9,177万9,000円をそれぞれ追加をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第18 議案第14号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第14号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、下水道施設の維持修繕費用の追加が主な内容であり、歳入歳出それぞれ470万円を追加し、予算総額を12億1,202万3,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款下水道事業費では、下水道施設である公共樹の破損等を修繕する費用及び公共樹の閉塞の解除を行うための費用として470万円を追加をしようとするものであります。

次に、歳入では、4款繰入金で470万円を追加をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第19 議案第15号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第15号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ99万6,000円を追加をし、予算総額を3億4,032万6,000円にしようとするものであります。

補正の内容について歳出から申し上げます。2款後期高齢者医療広域連合納付金では、広域連合負担金の確定に伴い、事務費負担分を144万6,000円減額をし、保険料等負担分のうち保険基盤安定負担金分として244万2,000円を追加をしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。3款繰入金では、広域連合事務費負担金の減額により144万6,000円を減額をし、保険基盤安定繰入金に244万2,000円を追加をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第20 議案第16号 平成24年度名寄市水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第16号 平成24年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、主に配水管及び給水管の修繕費の追加と配水管網整備の事業費追加に伴い補正をしようとするものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益では、材料売却収益で29万7,000円を、申請工事手数料で41万2,000円をそれぞれ追加をし、総額を6億1,271万6,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、配水管、給水管及び舗装等の修繕費の増額を主なものとして706万円を追加をし、総額を6億1,348万9,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。3款資本的収入ではその他資本的収入で10万円を追加をし、総額を3億1,006万8,000円に、また4款資本的支出では206万3,000円を追加をし、総額を5億9,828万3,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第21 議案第17号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第17号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

さきの報告で申し上げましたとおり、市の職員が盗撮により逮捕されるという事件が発生をし、停職6カ月の処分をいたしました。また、今年度に入ってから職員の不祥事が多発をしたことに対して、執行責任者として私と両副市長の減給措置を提案をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略

し、直ちに採決することに御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第22 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事件の内容は、市道に認定された私道の地先の相手方所有の宅地について、昭和49年ごろから市が冬期間の除雪車両等の通行並びに除雪作業を行う際、相手方の了解を得ないまま当該宅地に立ち入り、結果として土砂の混入や経年による土地の転圧等、当該宅地に損害を与えたというものであります。相手方とは、平成20年10月から本件に対する損害賠償について協議を行ってきましたが、今般土地の原形復旧費用相当額として市が49万4,550円を支払うことで示談が成立をし、和解をいたしました。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

報告第1号を終結いたします。

○議長(黒井 徹議員) お諮りいたします。

議事の都合により、明日12月1日から12月18日までの18日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、明日12月1日から12月18日までの18日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長(黒井 徹議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時10分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 上 松 直 美

署名議員 佐々木 寿

平成24年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成24年12月19日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 益 塚 敏
書 記 高 久 晴 三
書 記 鷺 見 良 子

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 佐々木 雅 之 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 扇 谷 茂 幸 君
市 民 部 長 土 屋 幸 三 君
健 康 福 祉 部 長 三 谷 正 治 君
経 済 部 長 高 橋 光 男 君
建 設 水 道 部 長 長 内 和 明 君
教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君
市 立 総 合 病 院 長 松 島 佳 寿 夫 君
市 務 部 長
市 立 大 学 長 鹿 野 裕 二 君
市 務 局 長
営 業 戦 略 室 長 湯 浅 俊 春 君
上 下 水 道 室 長 石 橋 正 裕 君
会 計 室 長 山 崎 真 理 子 君
監 査 委 員 手 間 本 剛 君

1. 出席議員(19名)

議 長 18番 黒 井 徹 議員
副 議 長 14番 佐 藤 勝 議員
1番 川 村 幸 栄 議員
2番 奥 村 英 俊 議員
3番 上 松 直 美 議員
4番 大 石 健 二 議員
5番 山 田 典 幸 議員
6番 川 口 京 二 議員
7番 植 松 正 一 議員
8番 竹 中 憲 之 議員
9番 佐 藤 靖 議員
10番 高 橋 伸 典 議員
11番 佐々木 寿 議員
12番 駒 津 喜 一 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 日 根 野 正 敏 議員
17番 山 口 祐 司 議員
19番 東 千 春 議員
20番 宗 片 浩 子 議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 佐 藤 葉 子

○議長(黒井 徹議員) ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長(黒井 徹議員) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

7番 植松 正一 議員

20番 宗片 浩子 議員

を指名いたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

新年度予算編成から外2件を、大石健二議員。

○4番(大石健二議員) 皆さん、おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、これより通告に従い、3件5項目について質問を行ってまいります。

最初に、平成25年度予算編成についてお聞きをいたしてまいります。名寄市の平成25年度予算編成は、内部資料ではありますが、本年11月1日付で発令された訓令で加藤市長は編成作業に対する考え方、また同日付で扇谷総務部長の名による平成25年度予算編成の基本方針をそれぞれ示されたことで実質的なスタートを切りました。この平成25年度の予算額及び主要施策のほか、これまでの予算編成作業の進捗状況と今後の日程等について御答弁願います。

また、25年度予算編成に関連して、市民の皆さんにわかりやすい市政を推進するため、予算編成過程の透明性を向上させる観点から、予算編成の過程を市民に公開していく取り組み、いわば予算編成過程の可視化の考え方についてあわせて御答弁願います。

次に、名寄市の行財政運営から、パブリックコメント、意見公募についてお尋ねをしてまいりま

す。初年度の平成23年度は13本のパブリックコメントが実施され、このうち意見が寄せられたのは5本で、内訳は意見提出者が8人、意見件数は10件、意見提出者及び意見件数ともゼロというのは8本ありました。2年目を迎えた平成24年度、11月末日を締め切り日に地域主権改革一括法にかかわる条例整備の案件、10件の意見公募が実施されましたが、結果は意見提出1件にとどまりました。名寄市自治基本条例の市民参加制度に基づくパブリック・コメント手続条例が平成23年度にスタートしてからはや2年が経過する中で、これまでの行われた現状分析と課題について御答弁願います。

次に、名寄市職員の勤務等から、非正規職員についてお聞きしてまいります。名寄市の正職員数は、平成24年4月1日現在で809人ですが、このうち市立病院、水道を除く一般行政職及び専門技術職を含めた職員数は388人です。一方で臨時職員及び嘱託職員と呼ばれる、いわゆる非正規職員の数は市立病院、水道等を除いて272人となっています。この結果、名寄市における非正規職員比率は41.2%になります。正規職員と同じように恒常的に行政サービスを基幹的に担っている、こうした非正規職員雇用の現状と課題について御答弁を願います。

最後に、第三セクターの現状と課題についてお聞きしてまいります。平成23年3月に公表された名寄市第三セクター等改善計画によりますと、第三セクター対象団体は合併当初4団体ございましたが、このうち1団体は解散をし、もう一団体がその使命を終えて事業清算、解散手続に入っています。現在は、名寄市土地開発公社、株式会社名寄振興公社の2団体が事業活動を行っています。このうち少子、長寿化などの社会的状況の大きな変化や緊縮化が求められる名寄市の行財政や財政状況などに伴い、公共用地の先行取得の必要性が薄れたとして名寄市土地開発公社は平成26年度の解散を予定しています。年が改まれば残り1年

となる名寄市土地開発公社の解散に向けては、名寄市が全額損失補償している借入金を初め、保有地の買い戻しなど今後名寄市の行財政への影響も懸念されます。これまでの進捗状況と取り組み、課題について御答弁をお願いいたします。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷総務部長。

○総務部長(扇谷茂幸君) おはようございます。大石議員から大項目3点にわたって質問をいただきました。まず、大項目の1、新年度予算編成についてお答えをします。

平成25年度予算につきましては、11月1日付で市長訓令、総務部長事務連絡を出し、11月30日に各課からの要求を締め切っております。12月5日より財政課長査定に入っているところでもあります。11月30日締め切り日での要求額を積み上げました結果、一般会計では歳入194億3,000万円、歳出204億7,000万円となりまして、収支の差額は現在のところ10億4,000万円となっております。お尋ねの想定されます予算規模につきましては、今後予算査定の中で精査をし、総額を固めてまいりますので、明確には申し上げられませんが、現段階での予算総額は198億円程度と想定をしております。

次に、主要な施策の状況について申し上げます。平成24年度より継続されております事業、例えば(仮称)市民ホール建設事業、南小学校校舎、屋内運動場でありますとか、大学図書館、講堂の基本設計、市立総合病院精神科改築事業などにつきましては予算要求がなされております。また、ソフト事業におきましても継続分は同様に要求が上がってきている状況であります。新名寄市総合計画で想定される事業の具現化を優先として予算要求がされております。これから予算査定の中でさらに事業内容について精査していくこととなりますが、特に大型事業につきましては財源確保や今後の維持管理費なども含めて検討していくこととなります。また、今般の総選挙の結果を受けま

して、国の地方に対する財政対策においては流動的な部分も出てきたと受けとめておりますけれども、主要事業の計上に当たりましても国の動向につき的確な情報収集に努めるとともに、できるだけ一般財源の支出を抑える形での予算組みが必要と考えております。

続いて、予算の編成過程、進捗状況、今後の日程についてであります。11月30日の予算要求締め切りから財政課での整理を経て、一般会計及び特別会計での予算規模を集計し、12月5日より財政課長査定に入ったところでもあります。予算見積もりに当たりましては、新名寄市総合計画のローリング作業が先行しておりますので、その中で想定される事業をいかに具現化していくかが大きなテーマとなってまいります。今後の地方財政計画などから想定される収入見込みを勘案しながらの査定作業となります。財政課長査定は新年1月上旬まで続き、計数整理の後、副市長査定、市長査定と続いてまいります。これらの上部査定は、1月中旬から下旬にかけて実施をする予定となっております。例年であります。この上部査定の時期には地方財政計画が国より発表されておりますので、ここから収入見込みを推計し、予算の大枠から計上可能な事業規模が見えてまいりますけれども、現在の国の状況からどの時点で地方財政計画が出てくるのが平成25年度予算編成では大きなポイントとなるものと考えております。上部査定の後、さらに計数を整理し、予算規模を確定した上で、例年では2月の中旬ごろに記者発表という日程になっております。

予算査定のいわゆる過程の可視化についての質問がございました。予算査定に係る情報につきましては、市長訓令でありますとか部長事務連絡について、これらにつきましてはホームページなどで公表し、平成24年度予算からは市長査定の結果についても公表しているところでもあります。予算過程の流れを説明いたしますと、市長訓令から具体的な作業が進められまして、11月末までに

各課からの予算要求が出さろうということになります。12月から1月上旬にかけては財政課長査定を実施し、第1段階の課題整理が行われ、1月中旬から総務部長、副市長査定が始まりまして、第2弾の課題整理が行われることとなります。さらに、この時期国からの地方財政対策の最新情報ももたらされますので、交付税を含む財源調整も行われることとなります。その後市長査定に入りまして、その段階で特別会計、企業会計の繰り出し、繰り入れの調整と最終の財源調整も行われまして、2月上旬に最終的な予算案が決まることとなります。あわせてこの時期につきましては、3月補正の編成作業も進めておりまして、予算査定過程は相当過密なスケジュールの中での作業となっております。こうした状況から、平成24年度で実施をしました市長査定の結果を継続しながら、より市民の皆さんにわかりやすい情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、大項目の2つ目、名寄市の行財政運営につきまして、市民の行政参加につきましてお答えをします。まず、パブリックコメントの現状と今後の課題についてであります。本制度は名寄市自治基本条例の施行を受け、市民参加の一つの手法として平成23年度から導入をしております。本年12月末で1年と9カ月を経過することとなります。実施状況につきましては、初年度は13件でありまして、意見の提出があった案件は4件でありました。この結果を受け、この間計画等の趣旨、内容等をA4判1枚程度にまとめた概要版の添付でありますとか、利用者の多い市民文化センターやふうれん地域交流センターへの閲覧場所の増設など工夫を凝らしてまいりましたが、本年度の実施状況につきましては11月末現在で10件のものに対しまして、意見の提出があった案件につきましては1件のみとなっております。活用状況につきましては、十分ではないと認識を持っております。この状況は、他の自治体でも同様の状況と伺っておりまして、速やかに有効

な手段を見出せる状況にはありませんけれども、今後も制度の調査研究を継続し、工夫を図ってまいりたいと考えております。

また、パブリックコメントは冒頭述べましたように自治基本条例に基づく市民参加の一つの手法でありまして、自治基本条例施行後の主要な計画や大規模な施設整備等につきましては計画段階からアンケート調査の実施でありますとか、関係団体等との懇談や説明会の開催、あるいは広報、市ホームページなどによる周知など複数の手法によりまして広く市民への情報提供と市民参加に努めております。今後もこれら一連の流れの一つの手法としてパブリックコメント制度を位置づけ、取り組んでまいります。

続きまして、職員等の現状についてお答えをいたします。現在新名寄市行財政改革推進計画を策定をしております。それに基づいて平成21年度から平成26年度の6年間で73名の職員削減を目標に取り組みを進めております。これまでに55名の削減を実施し、今後平成25年度から26年度までの2年間でさらに18名の人員削減を進める計画を持っております。その一方、職員削減後の業務量の増加に過渡的に対応するため、臨時、嘱託職員を配置している状況があります。さらには、民間委託の困難な職場につきましては直営経費、とりわけ人件費を抑えるために臨時、嘱託職員を配置している施設もあります。そうした結果、市立病院を除いた臨時、嘱託職員の人数につきましては、平成24年4月1日現在で保育士や給食調理員、事務補助員などの臨時職員が144人、各種相談員や専門委員など嘱託職員が128人、合計で272人となっております。ここ数年で最も多い数となっております。臨時、嘱託職員の待遇では、賃金につきましては行政職給料表をもとに格付を行っており、臨時職員に対しては夏季、冬季加給金や寒冷地加給金のほかに3年以上勤務した職員に対しましては退職報償金を支給しております。本年度におきましては、通勤手当の見

直しを行い、職員と同様の支給方法に改めております。今後も住民サービスの低下を招かないことを基本とした職員の適正配置の検討を行いながら、臨時、嘱託職員の配置数及びその待遇面につきましても検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、大項目3点目、第三セクターの現状についてお答えします。御指摘のありました名寄市土地開発公社につきましては、平成23年3月に策定をされました名寄市第三セクター等改善計画に基づき平成26年度解散に向け公社保有地を今年度より名寄市が買い戻しを行っております。平成22年度当初にありました公社保有地、簿価にしますと4億240万円が平成22年度の駅前市民駐車場用地売却、平成23年度の市民文化ホール用地売却、また今年度の公共残土地の買い戻し等によりまして、平成24年度末には簿価1億6,400万円になる予定であります。本来でありましたら、市が利活用を予定している土地以外積極的に民間等に売却するところではありますが、この間の景気の低迷でありますとか、需要に見合う適地が少ないこともありまして、その多くは公売には至っていないのが現状であります。

なお、債務保証につきましては、民間金融機関からの借り入れが今年度からなくなっております。また、今年度市からの当初借入金2億4,800万円も土地の買い戻しによりまして8,000万円の返済が可能となりました。平成24年度末の市からの借入金は、1億6,800万円になる見込みであります。

今後の公社解散に向けましては、平成24年度末公社保有地、簿価1億6,400万円となりますが、平成25年度内に内淵山林等の保有地、簿価8,000万円、平成26年度には旧営林署跡地等残りの保有地、簿価8,400万円の買い戻しで、全ての公社保有地の解消を行い、借入金の返済を行うなど解散に向けた手続に入りたいと考えております。予定では、平成26年9月議会に解散関連議案を提出し、議決後北海道知事への解散認可

申請を行い、認可がおり次第清算人により解散登記、残余財産の引き継ぎなどを行います。その後清算終了を北海道知事へ届け出を行いまして、公社解散が完了するという手続になるかと思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) それでは、いただいた答弁をもとに再質問を行ってまいります。

あらかじめ質問の順番が異なることを御承知おきください。最初に、平成25年度の予算案についてお尋ねをしております。答弁にもございましたけれども、この16日の総選挙で民主党にかわる自民党が大勝して新たな政権を担うことになりました。新聞報道なのですけれども、26日に招集される特別国会で安倍晋三氏が新首相に選出されるだろうと。新年度の予算の成立は5月ごろになるだろうというような見通しの記事が出ていました。そうすると、新年度の予算というのは4月から始まりますから、5月になる見通しだということと4月あるいは5月の連休明けとなると40日から50日ぐらい新年度の予算の執行がずれ込むと。その間は暫定予算というふうに記事で出ていましたが、この暫定予算で組まれるということに対して名寄市の財政に対する影響というのはほとんどないということよろしいですか。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷総務部長。

○総務部長(扇谷茂幸君) 今お話しの中にもありましたとおり、政権が交代をするということで、時期がちょうど各自治体の予算編成の時期にぶつかったということで、当然のことながら政権が変わるということで国のほうの予算もおくれているというふうに考えております。それで、実際のところ私どもの予算編成は粛々と行われるということになりますけれども、先ほど申し上げましたとおり地方財政計画というのがありまして、それが従前ですと12月に出てくると。ところが、それが若干今回の国の状況によりましておくれるとい

うことになりますと、私どもの主要な財源となります地方交付税の扱いがどうなるのかというのがまさに心配事ということでもあります。しかしながら、ちょっと私どもで仕入れた情報によりますと、総務省のほうでは国の予算の編成が地方に及ぼす影響をできるだけ少なくするという対応をとりたいということで、1月中旬ぐらいまでには計画というよりは情報を各地方に流すということで、地方の予算編成にできるだけ影響のないような形での、交付税のありようになりが明確になるかどうかは不明でありますけれども、それに類した情報をいただけるということでもありますので、おおむね私どもの予算編成は従前どおりの対応で進めることができるのかなと思っております。

それで、国の予算編成が本予算が実際におけるといことでありますので、当然私ども国に係るいろんな事業がありますので、その辺は影響が間違いなく出るということでもあります。しかしながら、今般の情報では国のほうでは補正予算を組みまして、これも相当大規模な補正予算を組んで、一定程度国の本予算に至るまでの間影響がないような形の対応をとりたいというお話もあります。当然そうしますと、補正予算の部分が新年度の新規事業というか、新年度、平成25年度の事業に係る部分と相当重ね合わせる部分も出てくるということも想定されますので、その段階では私どもの平成25年度の予算に係る一部事業がいわゆる前倒しの形でその補正予算の中に組み込まれるという可能性もありますので、その辺の状況がしっかり固まりましたら、平成25年度の予算の要するに組み替えも含めて対応するということになるかと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) わかりました。ぜひ支障のないようにスムーズに段取りを進めていただきたいと思っております。

ちょっと時間がないので、質問をさせていただきますが、私ことしの予算審査特別委員会でもお

聞きをしているのですが、預託金についてなのですけれども、平成24年度一般会計、特別事業会計で合わせて10事業の預託金が事業が計上されていまして。金額でいうと7億2,000万円ぐらいであったなという記憶があるのですけれども、その際予算審査特別委員会の中でも十分精査の上、生かしていきたい旨の答弁があったように記憶しております。私も平成25年度の予算では、あらかじめ想定された不用額と言うと語弊があるかと思えますけれども、こうした使われないうか、利用されていない、利用に乏しい預託金についてはスクラップ・アンド・ビルド、多少流通用語で恐縮ですけれども、採算や効率の悪いものは見直しをして、新たに採算性の高いものに変えていくというような手法で、使い勝手のよい制度融資についてぜひ御検討をお願いしますというふうに申し上げた経緯がございますが、その後検討が加えられたのかどうか、その点についてお聞きをいたします。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷総務部長。

○総務部長(扇谷茂幸君) この間予算編成に当たりましても、原課のほうでは決算見込みなり、もしくは平成23年度の決算の中でそれぞれ課題の整理を含めて対応しながら、平成25年度の予算に当たっているという認識を持っておりますので、当然議会等で指摘をされました預託金の関係でありますとか、さまざまな課題等についてもしっかりと精査をした上で平成25年度の予算に向かうものというふうに認識をしております。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) それでは、ぜひとも平成25年度の予算についての預託金についても重大な関心を持って臨んでまいりたいと思います。

ちょっと順番が入り繰り返しますが、非正規職員の現状と課題についてお尋ねをしております。先ほど御答弁にもございましたが、私のほうではじき出した数値では41.2%と。非正規職員の比率です。だから、おおむね2.4人に1人ぐらいが

非正規職員という計算になります。賃金も低い方で800円、日給で6,450円、月給で5万7,600円。低い方です。この中に配偶者の扶養範囲内で年収調整を行っているというケースもあるのでしょうかけれども、またごく一部、本当にお一人ぐらいなのですが、非常に高額な方もいらっしゃるのですが、おおむね非正規職員と呼ばれる方の年収というのは200万円以下だろうと私は思います。一般的によく言われているのは、年収200万円以下は事情もございましょうけれども、ワーキング何とかというような言葉で使われるケースも多いというふうに思います。名寄市の臨時、嘱託職員の皆さんは、年齢、性別、各階層にわたるのですけれども、年収200万円以下の生活では、それぞれの階層において異なるとは思いますが、結婚や出産、あるいは子供の進学、そういった節目、節目のところで厳しい現実に向き合っているケースもあると思うのですが、こうした実態については、もし押さえているのであればお知らせをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷総務部長。

○総務部長(扇谷茂幸君) 先ほども説明いたしましたけれども、この間行財政改革等の対応を含めて職員の定数の削減をしてきたということがあります。しかしながら、職員の削減を進めましても市民サービスに影響があってはならないという基本的なスタンスのもとに、過渡的ではありますが、嘱託、それから臨時職員の皆さんを配置をしまして、この間いわゆる業務に支障のないような形の体制をとってきております。職員数が減ってきて、もしくは国の地方分権も含めて、権限移譲も含めて、従前国、北海道がやっていた仕事も随分地方におりてきて、仕事そのものは相当ふえていると認識をしております。一方では職員を減らしているという矛盾をする対応をとって、その支障がないような形で穴埋めを臨時、嘱託職員の皆さんに実はお願いをしている状況がありま

す。当然行財政改革を進めているという大前提がありますから、人件費につきましても実質圧縮をせざるを得ないということもありまして、なかなか待遇面では嘱託職員の皆さんに十分な対応をとっているという状況ではないという認識も一方ではございます。しかしながら、市民の皆さんの税金をしっかりと活用して、そして住民サービスを行うと。その基本的なスタンスの中で、やはり経費の節減を含めてそういった対応をせざるを得ないということをごひまた御理解いただきたいというふうに思います。

御指摘のありました臨時、それから嘱託職員の皆さんの生活状況含めての内容につきましては、十分押さえているということではございませんけれども、おおむね国、それから北海道のいわゆる労働者に係る基本的な賃金の体系につきましてはしっかりと確保しているというふうに認識をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) わかりやすいように事例を挙げてお話をしていきたいのですが、健康福祉部の保育所保育士の方についてちょっとスポットを当てたいと思うのですが、保育所保育士の皆さんはトータルで52人です。このうち正職員の方は23人で、残り29人がフルタイムとパートタイマーの保育士の皆さんです。いずれも恒常的な業務や多様化する保育ニーズに対応しているということなのですけれども、先ほどお話があったように正職員の削減と業務量の増大で過渡的というお話でしたけれども、ただ保育所保育士の皆さんは資格要件、あるいは専門性から見ても決して臨時職員の要綱や規定に明記されている単純労務や補助的な事務ではなくて、保育業務の基幹的な役割を担っていると私は思います。一説には、同一労働同一賃金というような、均等性を図れというような学説もありますけれども、同じような仕事をしていて、同じような基幹的な役割を担っていて、しかも賃金面では決して優遇、厚遇され

ているとは言いがたいという、こういう一つの部署を例に挙げてお話をしましたが、この点についてはもう少しわかりやすくお話をいただけますでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷総務部長。

○総務部長(扇谷茂幸君) 保育所の職場を例にお話がありましたけれども、実は私ども市の管轄するそれぞれの職場の中でもやはり特に資格を持って、専門性の高い職場はたくさんあります。その中でも臨時職員、それから嘱託職員ということの対応をせざるを得ないという状況も1つ持っております。賃金につきましては、専門職での採用ということであれば臨時、嘱託職員であっても一般の要するに事務職よりは高い格付をしております、一定程度の配慮はさせていただいているというところであります。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) わかりました。一定程度の高い賃金で配慮をしているというお話でした。

先ほどもお話があったのですが、正職員の削減、そしてその補助、補う意味で非正規、臨時、嘱託職員の採用というお話でしたけれども、正職員は削減されて、それを補完する臨時、嘱託職員は過去最高の人数というふうになっていますから、確におっしゃるように義務的経費の人件費は抑えているのかもしれませんが、頭数ではそう変わらないと。総量では変わらないということであれば、正職員から非正規職員の置きかえを行っていると言われてもやむを得ないと、私はそう思います。ただ、若い世代の非正規職員の実態を見ていると、名寄に新たな職場環境がないものですから、やめるにやめられないというかなり厳しい選択の中で嘱託あるいは臨時職員の現状に甘んじているというようなお話もありますけれども、一定時間がなくなってまいりましたので、これだけ過去最高で272人の非正規職員の方がいらっしゃるとなってくると、これから実務レベルでの質的な向上を図るという観点からも、やっぱり市

の職員と、皆さんと同じように教育研修もあわせて必要になってくるだろうというふうに、必要になるだろうというよりもやっているのだろうと思いますけれども、これまでの実績と今後の研修計画、非常にコンパクトにお話をいただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷総務部長。

○総務部長(扇谷茂幸君) これまで特に臨時職員、嘱託職員対象とした職員研修というのは、職場内研修は別でありますけれども、公の研修というのは実は実施をしておらないという状況がございます。特に御指摘のありました専門性の高い職場につきましては、やはり職場内研修をもとに一定程度職員の業務の補完をいただいているという状況もあります。この辺につきましては、しっかり職場の状況をもう一度確認をさせていただきまして、改めて職員研修等の扱いが必要とあればそういった対応をとってまいりたいと考えております。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) OJTをやっているというお話でございました。ぜひとも行政サービスの質的低下を招かない、そしてある意味で非正規職員の職場、待遇改善についても考慮をさせていただきたいと思います。

時間がなくなってきましたので、第三セクターの土地開発公社についてお聞きをしております。これも新政権になってきて、新しい新政権の、今マニュアルと言わないのだそうです、政策をまとめた重点政策2012というのがあるのですが、この中に公共事業投資を柱に据えた国土強靱化基本法というのが掲載されておりました。一旦は、解散に向けて今手続に入っていくのだろうと思うのですが、こういった新たな基本法の整備に伴って、またぞろ公社の存在が必要かどうか、求められることはないのかどうか、ちょっと確認の意味でお聞きをしたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木副市長。

○副市長(佐々木雅之君) 土地開発公社の関係につきましては、昭和47年の日本列島改造論から始まって、多分四十八、九年ぐらいに公拡法という形で制定をされました。これに基づきまして相当多くの市を中心とした自治体で公社をつくって先行取得をしました。その後平成4年のバブル崩壊から一気に駆け落ちるように土地の価格が下落をしまして、多くの不良債務を市町村が抱えることになりました。一つの大きいのは、苫東の開発であったり、石狩湾新港の開発なんていうのが北海道でもかなりその辺が大きな話題になりました。新しい政権が考えているのは、国土強靱化ということで今200兆円とかという話も出ていますけれども、多分土地開発公社の関係については一部の大都市ではちょっとわかりませんが、多くの市町村では解散の方向に向かっているものが新政権にかわって国土強靱化が出て土地開発公社を使った先行取得のほうにまた戻るということについてはなかなか難しいのではないかと。この間道内の土地開発公社についても年々解散のスピードが増していきまして、国自体も解散に向けての不良債務の解消について10年間の起債を活用して、緩やかに傷を少なくして清算、解散に向かっている方向に出ていますので、その辺については一部大都市を除いて解散の方向にこれからは向かっていくものだと思います。その補完業務については一般会計の事業ごとに用地担当のほうで必要な土地を必要な分だけ購入するという仕組みのほうに移行していくのではないかなというふうに考えています。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) わかりました。

ちょっと中身に入っていきたいのですが、先ほど28年度決算では2億8,000万円の借り入れがあって、その後8,000万円の買い戻しを行ったと。この8,000万円の買い戻しで民間の借入金8,000万円の返済が可能になったというようなお答えで、借入金残高が1億6,800万円ぐら

いになるのだというようなお話でしたかなと思うのですが、ここでちょっとお話を聞きたいのですが、私も24年度末で総面積で約9万3,000平米、そして簿価の総額で1億6,400万円の公社の保有地の買い戻しを行っていくのだろうというふうに思うのですが、借入金が1億6,800万円あります、現在で、8,000万円返して、残金の1億6,800万円の借入金。この公社保有地の1億6,400万円の買い戻しと借入金の1億6,800万円の返済、ほとんどが名寄市のお金でしょうけれども、両建てでやっていくのでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木副市長。

○副市長(佐々木雅之君) 結局土地開発公社で持っている財産につきましては、市のほうで買い戻しするためには一時的に収支の調整をするために市のほうから貸付金を起こして調整をしています。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) わかりました。

そうすると、簿価の保有地1億6,400万円を借入金の代物弁済でやるということではないのですよね。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木副市長。

○副市長(佐々木雅之君) 最終的には、市のほうで買い戻しをして土地開発公社を清算しますので、私代物弁済とかということの意味がちょっと頭で整理つかないものですから、中身としては売れる土地については公社みずから処分をしまして、今残っている、保有している財産が土地の値段が1億6,400万円ありまして、それを年次計画で買い戻しをして、公社の負債を整理をして解消していきたいと思っています。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) わかりました。

ちょっと代物弁済かわからないということですので、簿価で1億6,400万円の保有地がある。先ほどもこの不況時でというお話があったかなと思うのですが、簿価で1億6,400万円なのです

が、時価ではどのぐらいになるのでしょうか。実勢価格ではどのぐらいになるのでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木副市長。

○副市長(佐々木雅之君) 山林があつたり、宅地があつたりしているのですけれども、その営林署の跡地の関係につきましては簿価と固定資産評価に基づきます売買想定価格でいうと、ほぼ近似値です。ただ、古く買って、古い、相当前に買った土地につきましては、例えば山林等につきましては時価で見ますと山林の値段等につきましてはかなり安い状況になっておりますので、買った時点から経過しているものについては相当値段の乖離しているものがあります。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) 昭和40年代からの土地がいまだに眠っているのですけれども、実勢価格との差がそうないというのもどうかと思いますが、今副市長のほうでおっしゃった固定資産の評価額を用いて算出するというような、多分簡易実勢価格だというふうに思うのですが、もっと私大きな開きあるのだらうと思うのです、この売れない土地ですから。どういう算段で評価しているのか、ちょっと素朴な疑問が出てくるのですけれども、もう少し土地開発公社として簿価と実勢価格というのを押さえておいていただいて、これから質問用意していた含み損についてやろうと思ったのですが、数字が出てこないのであれば質問のしようもないのですけれども、実際に名寄市の土地開発公社が抱えている保有地について、こういう土地がありますよというふうに広告を打ったり、あるいはPR活動、土地についてそういう販売促進については行った経緯があるのでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木副市長。

○副市長(佐々木雅之君) 実は、嶋前市長が退任される前に内淵地区の山林と、それから旧東中学校跡地の処分についての緑地として残っている分等についても近隣の皆さん方に売却を促進させ

ていただくということでの調査、それから実際に訪問させていただきまして、さまざまなPR活動を行いました。その当時、その当時の政策目的を持って先行取得をするというリスクはありましたので、結果として先ほど言ったのは土地開発公社の関係につきましては毎年6月の議会で決算の状況を土地の価格等についてもお知らせをしております。ちょっと今たまたま手持ちになかったものですから、代表的な事例として直近で買いました、比較的新しい年度で買いました営林署跡地については、簿価と、それから固定資産評価については逆転現象起きていませんので、想定価格としてはほぼイコールではないかなと思っています。東中学校跡地につきましては、相当年数を経過していて、当時東中学校跡地を行政が土地開発公社を通じて売るときに随分値段が高いねということも含めて、緑地における調整をしました。その後宅地の下落というのは名寄全体で相当続いていますから、そこについては一定の差がかなり大きな部分であろうかと思っています。これも議員も多分御存じだと思うのですけれども、土地開発公社の先行取得の関係につきましては、国が当時民間資本の力でどんどん、どんどん買いあさられて行政が担う必要な土地の確保ができないことでは困るということも含めて、一定のリスクを勘案しながら政策を進めてきた経過がありますので、ここは平成3年、4年のときには旧名寄、旧風連合わせまして3億1,600万円の土地開発基金を、各市町村に配られたうち名寄市につきましては3億1,600万円というお金をいただいています。こういうものも使いながら、市民の皆さん方にできるだけ御迷惑をかけない仕組みを国としてもつくりながら取り組んできましたので、結果として市のほうで最終的には2億4,000万円のお金で3年間にかけて買い戻しをするということでもありますけれども、これもこの基金の範囲内で市民の皆さん方の税金にできるだけ負担をかけない形で整理をさせてもらおうと思っています。

なお、営林署の跡地につきましては、まだ売却の可能性が残っておりますので、ここは一旦市のほうに買い戻したいとしても、土地開発公社の土地につきましては営林署の跡地以外についても今後も売却処分に向けて作業を進めてまいりたいと考えています。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) わかりました。

先ほど前段での公社の後にかわる手法についてお話をされていたのですが、私も公共用地の取得にかかわる部分が今回公社がなくなっていけば名寄市はどうやっていくのかなと思ったら、先ほど用地のほうでやっていくのだみたいな、ちょっと聞き取れなかったのですが、新たな会計を起こしてやっていくという方法もあるのですか。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木副市長。

○副市長(佐々木雅之君) 大都市のほうでは、土地開発公社そのものを存続させる。もしくは、振興公社という名前で土地の購入やら宅地造成やらやるところについてはあろうかと思っています。先ほど私言いましたのは、一般行政でも道路行政であるとか、公共施設の整備事業のときには用地取得が必要になります。そのときには、今名寄市では建設水道部の管理課のところ用地を購入するようなノウハウを持った職員を抱えておりますので、その管理課のところ用地取得については担当することが望ましいと思っていますし、先行取得というのはこういうところにどんどん、どんどん拡大基調で政策が進められているときに、幅広く網をかけて先行取得をしております、その一つが一番大きな例としましては、駅横のJR跡地の関係についてはまさしくそれだったと思っています。具体的な計画を持たないのだけれども、名寄の顔となる駅前土地をばらばらになって民間に買われるよりは、行政側としてしっかりと確保する。そういう時代については、もう役目は終わったので、直接市の職員が必要な土地を必要な分だけ購入するという仕組みに変わっていくとい

うふうに考えています。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) あと、実勢価格、価格取引のときにそういう差額、含み損が出るかわないかわかりませんが、こういったことも含めて今後解散に向けて名寄市と議会と公社との3者の関係をもっと、債権放棄出てくるかわかりません。そういった手続上の流れ作業図といいたいでしょうか、フローチャートをもう少しわかりやすく、議会はどの範囲でかかわっていくのか、公社はどの段階で保有地の買い戻し、あるいは返済金、借入金の返済、名寄市はどのようにそのように受け入れていくのかというような相関関係をあらわしたフローチャートをちょっとつくっていただいで、後ほどお示しをいただければと思います。

パブリックコメントの質問に入っておりますが、ちょっと確認なのですが、先ほどの答弁で13件中意見があったのは4件とおっしゃっていましたが、私の数え方では5件なのですが、いかがですか。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷総務部長。

○総務部長(扇谷茂幸君) 4件というふうにはちょっと認識をしておりましたけれども。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) 多分5件の間違いだろうと思います。ぜひ後で数え直していただければと思います。

あと、低調な原因だとか要因については余り分析されていないのだなというふうに思います。私のほうで私なりに煮詰めたのがありますので、ちょっと御紹介したいなど。募集の方法なのですが、私見しているとホームページの掲載と、あと窓口の備えつけで、この両建てでやっているのかなと。あと、せっかく名寄市に地元新聞2紙、あとブロック紙がありますから、こういった報道機関の発表もどんどん利用していくべきだろうと。パブリックコメントをやっている、やっていないという存在自体も知らないという方が圧倒的に多いなど。

気づいた方が原案を入手するためには、ホームページにアクセスして、あるいはダウンロードする。あるいは、各備えつけの公共施設の玄関口へ行って持ってくるというような手法しかないというふうな、手法だとか場所だとか極めて限定されているので、先ほども申し上げたように意見募集していることも知らないという市民が圧倒的に多いというふうに思います。また、パブリックコメントをしている、その窓口に置いている資料を手にとってみても、原案そのものの説明する資料はあります。ただ、それを原案をわかりやすく解説した資料が何もない。だから、何の基本的な基礎的な知識もない市民の皆さんがいきなり取り組んで表だとかいっぱい書いてあるようなもの、分厚い資料をいきなり手に、さて、私の意見はとなるとなかなか難しいだろうと思うのです。もう少しわかりやすい解説書も添付した上で意見を公募すべきだろうと私は思いますが、意見公募の周知の方法と意見公募のわかりやすい資料の添付、以上の2点についていかがお考えでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷総務部長。

○総務部長(扇谷茂幸君) 御指摘のありましたとおり、なかなか御意見をいただけないという状況があります。パブリックコメントにかける内容そのものが資料も含めて相当膨大なものになるということを含めて、やはりこの間わかりやすい説明をすべきという私どもの判断もありまして、概要版を添付をさせていただいて、できるだけ内容を簡潔に説明をさせていただいてきたという経緯もございますが、今御指摘のありましたとおりもう少し、もう一段踏み込んだ形でのわかりやすい内容の説明のあり方についてはしっかりちょっと検討してまいりたいというふうに思います。

それから、実際にパブリックコメント実施している状況等につきましても報道機関等も含めての対応も必要というお話もありましたので、こうした件につきましてもぜひ対応してまいりたいと思います。それで、私ども10月1日からフェイス

ブックを始めまして、インターネットを利用したいろいろな機会がふえているという状況を含めて、こうした活用もぜひしてまいりたいというふうに考えております。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) 今フェイスブックのお話がありましたが、どこの自治体でもフェイスブックをやるようになったものですから、フェイスブック自体の一般の方のアクセスが減っているのを御存じですか。いろんな自治体がやるものですから、自治体のフェイスブックに対するアクセス件数が減っているという実態もありますので、ぜひ押さえておいていただければと思います。

あと、先ほど自治基本条例の施行後、いろんな手法でやっているのだと。懇話会や懇談会というような中で市民の参加を促している、お声を聞いているというお話だったのですが、ただ私見いたしますと、ことしの第2回の定例会でも諮問機関について質疑をさせていただきましたが、大体参加される市民の方というのは、こういった懇談会、懇話会あるいは協議会、いいのですけれども、各種団体の関係者であったり、あるいは強い関心を持っている市民。お一人で8つの諮問機関もお名前を連ねていたと、お一人で3つも4つもやっているという実数を挙げて質問をした経緯がありますが、大体こういった関係者や一部の方だというふうに言い切ることはできないのですが、圧倒的に多いというふうに私は思っています。私は、普通に会社に勤めて、普通に家事を行い、普通に子供を育て、普通に趣味にいそしむと、こういうごく普通の生活を送っている圧倒的多数の、物を言わない多数派の方の声を市民の声として、社会の声として行政に生かす方法を名寄市のほうでは検討し、模索した経緯があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷総務部長。

○総務部長(扇谷茂幸君) この間御指摘のありましたさまざまな諮問機関等の委員さんの公募に

つきましては、一般市民を対象としました公募を当然行っておりますし、それから各団体等への依頼もありますので、団体の中で選考されているということになりますと団体の長をなさっている方がどうしても委員に多く名を連ねるといふ、そんな状況もあります。市民の声をしっかり聞くというようにいけますと、諮問機関のあり方も一定程度変えていくという必要もあろうかと思っておりますので、今後そうした中身につきましてもぜひ検討させていただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) 先ほど扇谷総務部長のほうから他の自治体でも同様なのだと。今後工夫を行っていくという前段の答弁ありましたけれども、他の自治体でも確かにそうなのです。ただ、どうしようと手をこまねている自治体ばかりではないのだということでした。時間がなくなってまいりましたので、何かというと三鷹市だとか茅ヶ崎だとかでは非常に先駆的な取り組みを行っています。市民討議会という有償で日当を支払っている手法なのですが、ぜひそちらのほうで調べていただいて、検討を深めていただきたい。

あと、時間がなくなってまいりましたので、予算の可視化についてお尋ねをしております。予算の可視化については、予算編成過程の日程が非常にタイトな、過密なのだということで、なかなか事務作業についての公開が難しいみたいなニュアンスでお話をされていたというふうに思います。確かに総合計画のローリング作業から始まって、ずっと市長の査定、新聞報道、議会の議案提案という中で見ていきますと、きのうもちょっと関係者の方にお話を聞いていたら、実は総合計画のローリング作業の前に行政評価というような作業もあるのだというお話をされていました。その中で12月のぎりぎりになってくる中で、もう少し1カ月ぐらい前倒ししてできないのかということをお聞きしたら、なかなか難しいということでしたが、市長に最後にお聞きしたい。自治基本条例の

第20条第3項に市長は、予算編成及び執行に当たってその内容に関する十分な情報を市民に提供するように努めなければならないというお話がありました。御答弁にもありましたが、市長の訓令や総務部長の予算編成の基本方針というのは内部資料です。市民向けではありません。私が見ていく限りでは、少なくとも平成25年度の新年度予算に関する市民の公開情報はゼロだというふうに思います。この点について市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 先ほどの扇谷部長の答弁でもさせていただきましたが、前回の予算から市長査定の予算のやりとりというか、決める過程について公表したということでございます。ゼロではないというふうに思いますし、先ほどもお話ししたとおり全ての、当然全部フルにオープンにするのは望ましいのかもしれませんが、膨大な労力とエネルギーも必要になってくるのだというふうに思います。その部分でのコストもかかってくるということですから、その費用対効果もあわせるときにいかがなものかということは検討しなければならぬというふうに思います。予算を策定していく中で、膨大な市民の皆さんのいろいろな現場での御意見はもちろんですし、まちづくり懇談会やさまざまな総合計画の委員会等々で市民の皆さんの御意見を聞きながら予算を策定しています。また、議員の皆さんからも事あるごとにさまざま質問をいただきながらこの予算を組んでいるということでございまして、ぜひ新年度の予算も予算委員会等を開いて皆様方の意見をしっかりと聞かせていただいて、これをつくっていくという過程があるということで、ぜひ今後とも厳しい、また建設的な御意見を予算策定の段階でもいただければありがたいというふうに思います。お願いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木副市長。

○副市長(佐々木雅之君) 先ほどちょっと土地

開発公社の関係でフローチャートの話出ていました。それで、土地開発公社の関係につきましては、独自で土地等の財産の購入をしておりません。全部市からの依頼でつくっていますので、先行取得したものを利活用しなかったのは市側のほうに責任があるという建前になっていますので、そこは管理経費も上乘せしたもので、簿価が毎年毎年膨らんでいく形になりますので、その積み重ねで最終的に残ったものについては市のほうで買い戻しをします。そういう形で買い戻しに至る途中経過については、一定の資金不足についても貸付金でまず調整をしていると、そういうことであります。

それから、簿価と売買価格との差額については明らかにマイナスになっていますので、差損は出ています。この総額については、固定資産評価の割り返しで売買想定価格できますので、これについては後で議員皆さん方に総額でどれぐらいの差額になっているかについてはお知らせをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

名寄市の農業施策について外3件を、山田典幸議員。

○5番（山田典幸議員） 議長の御指名をいただきましたので、これより通告順に従い、大項目4点にわたって順次質問をさせていただきます。

大項目1点目、名寄市の農業施策について、3点にわたってお伺ひいたします。1点目、本年の地域農業の実態についてお伺ひいたします。ことしも全ての収穫作業を終えて、1年間の営農の成果が問われる時期を迎えましたが、さきの行政報告にもありましたように水稻の作況指数は北海道で107、上川では106となり、当市においても収量、品質ともに平年を上回る状況となりました。一方、畑作においては5月から6月にかけての干ばつの影響を受けたものの、その後の天候の回復により作物によりやや差はあるものの、おおむね平年並み、または平年以上の収量となりまし

た。しかしながら、本年は特にカボチャ、食用パレイショ、白菜、キャベツなどの野菜類においては市場価格の低迷などによる販売価格の落ち込みが激しく、いわゆる豊作貧乏と言われる状況となり、農家の経営収支に大きな影響を与える結果となっております。ここ数年続いた異常気象による減収や品質低下の影響で、特に畑作野菜農家の経営は非常に苦しい状況に置かれており、一定程度安定した天候で推移した本年は、各作物数年ぶりに収量も確保でき、農家にとって経済的な部分でも精神的な部分でも多少明るい兆しが見えることを期待しましたが、価格の低迷が農家経営に大きな打撃を与え、農家所得は昨年水準を下回るといふ見方もあるのが実態です。そこで、このような実態をどう捉えられているのか、改めて市理事者の地域農業に対する認識をお伺ひいたします。

2点目、新年度予算編成に当たっての重点農業施策について伺ひます。先ほどの実態を含めた地域農業の現状を把握し、課題を認識した上で、明確な方向性を示し、政策予算を組んでいることが重要であると思ひますが、考え方をお伺ひいたします。あわせて農業予算において継続、新規で予定されている事業についてお知らせをいただきたいと思ひます。

3点目、今後の地域農業のあり方についてお伺ひいたします。現在地域農業を取り巻く環境は、先ほど述べさせていただいた実態を含め、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化、輸入農作物の影響による農畜産物価格の低迷と農業所得水準の低下などさまざまな問題を抱えています。これら諸問題の解決に向けてはもちろん、若い担い手が将来に希望の持てる農業にしていくため、次の世代を担う子供たちにとって魅力ある産業にしていくため、今こそ将来の地域農業の方向性、あるべき姿を明確に示していくことが重要であると思ひますが、お考えをお聞かせください。

大項目2点目、名寄市観光振興計画についてお伺ひいたします。本年度策定された名寄市観光振

興計画では、基本目的を交流人口の増加による経済効果の拡大と定め、名寄の知名度向上、観光関連人材の連携、育成などの戦略目標のもとに、人が寄ってみたいまち名寄を目指すこととしています。ここでは、主な戦略事業の内容から、合宿の誘致の取り組みについてお伺いしたいと思います。本格的な冬のスポーツシーズンを迎え、本市においても先般行われた国内皮切りのジャンプ大会を初めスキーを中心としたさまざまな大会が開催されますが、それと同時に大会出場などに伴う合宿により多くの選手が市内に一定期間滞在することとなります。合宿などによる宿泊を伴う交流人口の増加は、経済効果の拡大を図る上でも重要な要素であり、より積極的に合宿の誘致を進めていく必要があると考えますが、合宿受け入れの現状について、あわせて今後に向けての課題と取り組みについてお考えをお聞かせください。

大項目3点目、教育行政について2点にわたってお伺いいたします。1点目、市内小中学校教職員の勤務実態についてお伺いいたします。道教委が道内全公立校の教職員を対象に行った服務実態調査により、勤務時間を守らない、勤務時間中に認められない業務を行った、届け出た研修を行っていないなどの不適切勤務を指摘された教職員が2006年度から2010年度の5年間で4,169人いたことが先般明らかになりました。そのうち666人が給与返還対象となり、その額は合わせて約1,318万円に上るということであります。そこで、本市においてそのような不適切な勤務の実態があったのかなかったのか、あったとすればどのような実態を把握しているのか伺います。

2点目、特認校の状況と今後の支援策についてお伺いいたします。少子高齢化の進行などに伴い、本市においても市街地、郊外にかかわらず、児童生徒数は減少の一途をたどっています。特に郊外地域の学校においては、児童数の減少により複式化の進行、欠学年の増加などさまざまな問題を抱え、

地域としての学校のあり方が問われる状況に置かれていると言えます。そうした状況の中でも小規模校における通学区域外特認校の指定を受け、少人数による地域の特色を生かした教育を実践し、地域の学校として存続し、活気を得ている学校もあります。反面、特認校となってもさまざまな環境の整備が必要であり、就学する児童生徒の確保がなかなか進まない学校もあるのが現状です。改めて市内の特認校の状況と問題点、今後の特認校に対する支援策についてのお考えをお伺いいたします。

大項目4点目、平成25年度予算編成についてお伺いいたします。さきの平成23年度決算では、一般会計で3億4,261万3,000円の実質収支で、財政健全化の判断指標である実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともにゼロ、また実質公債費比率、将来負担比率とも一定の改善がなされましたが、その一方で歳入における自主財源の構成比が26.2%と低く、依存財源である地方交付税の構成比は43.1%と高い状況となっていること、加えて今後予想される普通交付税における合併算定がえ終了や社会経済情勢を反映した社会保障費の増などを考慮し、行財政改革推進計画に基づき事業を厳選し、適正な公債管理などに努めていくことが求められております。そこで、年度途中ではありますが、平成24年度の決算の見込みについてお知らせください。新年度予算規模については、先ほどの大石議員への答弁で理解をさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

次に、予算編成の考え方についてであります。市長訓令に基づき、総務部長名による事務連絡、予算編成に当たったの基本方針が11項目にわたって示されました。その中で市民と協働のまちづくりを進めるために、多くの市民の意見を集約し、予算に反映させることとありますが、各課では具体的にどのような方法で意見聴取に取り組んだのか、また自主財源の確保に向けた取り組みについて各課で十分に検討することとありますが、新た

な取り組みは検討されたのか、新年度予算に反映されているのかお伺いいたします。

最後に、平成25年度予算は総合計画後期の具現化を最優先に編成し、この際には中長期的な施策展開を視野に入れ、真に必要な事業を厳選することとしています。このことから、現時点での新年度主要事業についてお知らせを願います。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 山田議員から大項目で4点にわたり質問がありました。大項目1は私から、大項目2は営業戦略室長から、大項目3は教育部長から、大項目4は総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

まず、大項目1、名寄市の農業施策についての小項目1、本年の地域農業の実態について申し上げます。本年度は、春先の天候不順により融雪のおくれがあったものの、4月下旬から5月には天候に恵まれ、6月に干ばつ傾向もありましたが、その後の降雨などにより総じて平年を上回る収量は確保されたところですが、作物間において収量、価格に差がある年となりました。道北なよろ農業協同組合での青果物取り扱い実績によりますと、昨年より収量がありながらも価格の減少があった主な作物の状況は、前年比でバレイショ76.7%、グリーンアスパラ90.3%、カボチャ70%、トマト77%、キャベツ67.9%となっており、青果物全体での販売額は昨年度を下回る見込みとなっており、この価格の低迷が農家所得にも影響するものと考えております。国内での流通の状況並びに消費者ニーズなどについて、JA道北なよろとともに分析する必要がありますが、生産した作物が再生産可能な価格で販売されることが重要であると考えております。

次に、小項目2、新年度予算編成に当たっての重点農業施策について申し上げます。平成21年度から平成23年度までの異常気象などによる農業被害並びに平成24年度の農産物の価格の低迷

による減収など、近年の地域農業における現状は依然として厳しいものであると認識しております。名寄市では、平成24年度から新名寄市農業・農村振興計画後期実施計画がスタートしており、そこで示しております5つの施策と関連する事業を確実に進めていくことを基本に予算編成に当たっているところです。本年11月から12月にかけて、市内の農政部、農事組合単位の27カ所を予定して、人と農地の問題についての意見交換会を開催し、地域の意見をお聞きしたところです。また、11月には名寄市とJA道北なよろが共催した若手農業者との意見交換会でも御意見をいただきました。これらの御意見を踏まえ、今後の施策の推進に当たっていきたくと考えております。平成25年度では、担い手の施策として新規就農対策で施設園芸を基本として新たな受け入れ態勢による取り組みを新規で要望しており、新規作物の導入についても現在検討を進めております。

次に、小項目3、今後の地域農業のあり方について申し上げます。名寄市の基幹産業は農業でありますので、農業の活性化が重要だと考えているところです。農家戸数も減少の一途をたどっており、現在の農家戸数が10年先には500戸程度になるとの予測もあり、担い手の育成や新規参入など重要な課題として受けとめております。地域担い手への農地の集積化についても1戸の農家では経営規模の限界もあることから、法人化、共同化による作業体系の充実など早急に検討していかねばならないと考えております。現在の新名寄市農業・農村振興計画の後期実施計画の確実な推進に向けて取り組んでいくことを基本とし、近年の農業状況の変化も十分考慮して進めてまいりたいと考えております。これらの問題解決には特効薬がないため、地道に市内農業者の御意見をいただきながら、関係機関、団体とも十分連携し、取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 私からは、大項目の2、名寄市観光振興計画からについて、小項目の1、合宿の受け入れの現状についてお答えをいたします。

名寄市は、これまでスキー場やジャンプ台、またなよろ健康の森の運動場を中心として、関係者の努力によって各種大会や合宿の誘致を年間を通じて受け入れてまいりましたが、経済状況の厳しさも影響し、減少傾向にあります。今年度上半期の合宿受け入れ状況については、市内各施設への聞き取り調査中ですが、平成23年度実績については平成22年度より増加の結果となりましたが、今年度のなよろ温泉サンピラーの現状を見ても昨年度より減少しており、市内全体の状況も同様ではないかと予想しております。下半期の見込みについては、昨年度大きなスキー大会が2つあったことから増加しましたが、今年度は一昨年と同じ大会数であるから、一昨年度並みの合宿状況ではないかと予測しています。そんな中で新たな試みとして、8月に香川調理製菓専門学校の食品開発料理研究ゼミの受け入れをさせていただきました。本市の農産物を初めとした食をテーマとした合宿メニューを企画し、実際に体験した学生及び教員からも大変好評を得たところであります。また、市民の方によるつながりから、吹奏楽部の合宿を誘致して、静かな練習環境等が好評で、大変喜ばれたと聞いています。このように市民の皆さんのつながりから、名寄に来ていただくきっかけとなり、こうした御縁を大切にしたいと考えております。今後は、スポーツなどの既存の合宿に対する視点にとらわれることなく、文化や芸術などさまざまな分野においても既存の資源を有効活用することでそれぞれの合宿に対応することができる受け入れメニューの機会が可能であることから、多くの皆さんからの情報を収集する仕組みや受け入れ態勢の整備が必要と考えております。

次に、小項目の2、今後の課題と取り組みについてお答えいたします。合宿の受け入れについて

は、地域にとって経済的な波及効果が高いということから、これまで名寄振興公社、民間の宿泊施設や団体等が個別に誘致活動やPR活動を行っており、その後のアフターケアも含めて対応していただいておりますので、引き続きお願いをしております。今後は、スポーツに限らず文化及び学術分野など広い視点からの宣伝、誘致活動及び本市にお越しいただいた方への満足度を高めるためのホスピタリティーを中心とした受け入れ整備などオール名寄体制で取り組む仕組みや体制づくりが必要と考えています。まず、受け入れ態勢については、現在合宿を受け入れておられる宿泊施設、協力をいただいている団体などと名寄市観光交流振興協議会の交流事業部会の構成団体である名寄振興公社、体育協会、旅館業組合、名寄市の教育部、経済部などを初め市内有志及び各団体とも連携し、これまでの取り組み状況及び課題等を整理する体制づくりを進めます。

次に、宣伝、誘致では、市内で組織されている学校の同窓会などから得られる情報や現在検討中ではありますが、(仮称)名寄人材ネットワークにより名寄にゆかりのある道内外で活躍されている人材を取りまとめ、そこから得られる合宿等の関連情報や助言を集約し、それらの情報からターゲットを絞ったPR活動や誘致活動を行うことで、合宿実現の可能性を高める取り組みを検討してまいります。また、合宿に来ていただいた方へのアフターメニューの提供なども満足度を高めるために効果的であり、再度お越しいただけることにつながるとともに、名寄市をPRするよい機会となりますので、合宿受け入れ態勢の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 私のほうからは、大項目3、教育行政について答弁をさせていただきます。

まず、小項目1、市内小中学校教職員の勤務実

態についてでございます。一部の教職員が勤務時間帯に有給休暇などの手続をとることなく職員団体などの活動を行っていたことなどを踏まえて、北海道教育委員会では昨年10月より全道の義務教育費国庫負担金の対象となる教職員につきまして、教職員の服務規律などの実態に関する調査を行いました。その調査項目は、1点目は勤務時間中の職員団体活動に関する調査、2点目は勤務時間中の職務専念義務の遵守に関する調査、3点目は長期休業期間中における校外研修に関する調査、4点目は勤務時間の遵守に関する調査、5点目は主任手当の算定誤りに関する調査の5項目でありまして、平成18年度から22年度までの5年間分について調査を実施してきたところであります。名寄市におきましても北海道教育委員会からの依頼を受けまして、195人の教職員を対象に調査を実施してきました。調査結果につきましては、本年11月26日に概要版として全道、管内別の状況については公表をされております。名寄市の個別の結果につきましては、12月10日に通知がありまして、平成22年度分の市内の小学校の管理職1名が勤務時間の遵守に関して給与の返還の対象となりました。これらの不適切な勤務実態が起きた背景といたしましては、北海道教育委員会の見解によりますと教職員においては職務専念義務への意識が低かったこと、また学校管理者においては教職員の勤務時間の管理がおろそかになっていたことなどが考えられております。今後は、教職員の服務規律の厳正な保持に努めるとともに、北海道教育委員会と連携をして各種教職員研修などに取り組んでいきたいと考えております。

次に、小項目2、特認校の状況と今後の支援策についてでございます。通学区域外からの就学が認められました特認校制度につきましては、自然環境に恵まれた小規模校で豊かな自然と地域と一体となった特色ある教育活動を通して、豊かな心とたくましい体を育むことを目的とした制度であります。名寄市では、平成10年よりこの制度の

導入によりまして児童生徒数が増加をし、地元の子供たちだけでは成り立たなかった学校運営が可能になるなど、地域の学校の活性化に寄与している部分がございます。現在中名寄小学校、智恵文小学校、東風連小学校、日進小学校及び智恵文中学校が特認校の指定を受け、中名寄小学校には18人、東風連小学校に5人、智恵文中学校に3人がバスなどを利用して通学をしております。各学校では、地元の方々の指導のもと、農園での野菜づくりや米づくり、豊かな自然の中での地域行事など市街地区では味わえない教育を進めております。

通学児童生徒の支援につきましても、市では遠距離児童生徒補助要綱によりまして通学の児童生徒には保護者の負担軽減を図る目的で交通機関の定期券の購入などの助成を設けております。ただ、一方で特認校の指定を受け、児童生徒が通学している3校には共通して通学手段の問題等がございます。基本は、路線バスを利用しているものの、1日に限られた便数しかなかったり、また保護者による送迎や部活を早く切り上げるなどをしなければならぬなどの不便さの解消が保護者、児童生徒から求められております。こうした問題を少しでも解決することにより、さらに特認校への入学者が増加をして、学校、地域が一体となった教育効果が今以上に活性化するものと考えておりますので、可能な限り時間の変更とか路線の変更等を公共交通機関各社にも要望していきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目4点目の平成25年度予算編成についてお答えをいたします。

まず、平成24年度決算見込みについて申し上げます。平成24年度決算見込みにつきましては、特別交付税の交付額がまだ決定されていないこと、除雪費や扶助費など年度終了まで推計が困難な事

業があること、また先日実施をされました衆議院議員選挙の結果によりまして新政権が景気対策のため早急に政策を打ち出す可能性があることなどにより、現時点では見込みを出すことは極めて困難であります。予算編成におきましては、平成24年度の決算見込みを担当課からヒアリングし、編成作業を進めてはおりますが、全体の決算見込みにつきましては現時点でまとまっておらず、いましばらく時間がかかる状況にありますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、市民意見の反映の考え方について申し上げます。平成25年度予算では、新名寄市総合計画の具現化を最優先としておりますので、この策定作業における市民の皆さんの貴重な御意見を念頭に置いて予算編成作業を実施しております。また、先般開催いたしましたまちづくり懇談会や日常業務の中で市民の皆さんと接する機会、また市に寄せられました要望などいろいろな場面でいただいた御意見をできるだけ平成25年度予算編成に反映をさせていきたいと考えております。

続きまして、自主財源の確保についてであります。自主財源の確保は、大変難しい課題であり、有効な取り組みがなかなか出てこない状況にあります。毎年度実施をしております職員提案の中でも自主財源確保に向けた提案を求めていますけれども、有効な提案には至ってはおりません。しかし、市税などの徴収率向上やインターネット公売の実施、また市有地や不用品などの売却、広告収入などこれまでの取り組みが財源確保に一定の成果を出していることから、これらにつきましては引き続き予算化するとともに、今後も各方面からの自主財源確保に向けた取り組みを継続をしてまいりたいと考えております。

一方、一般財源の確保を確実にする取り組みも必要と考えております。そうした一つの例として、特別交付税が平成26年度から交付税全体の6%から5%に、平成27年度以降につきましては4%に減少することとなります。特別交付税は、災

害などの影響を受けやすく、交付対象がふえましても総額がふえない課題を持っております。この減少分が全て普通交付税に格上げをされますと、災害などに影響されず、安定的な財源として交付をされることとなります。こうした地方交付税の制度改正を積極的に要望してまいります。あわせて国のさまざまな交付金や補助金につきまして情報収集を図って、財源確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、主要な施策の状況について申し上げます。平成24年度より継続をされている事業、例えば(仮称)市民ホール建設事業、南小学校校舎、屋内運動場や大学図書館、講堂の基本設計、市立総合病院精神科改築事業などのハード事業につきましては、引き続き予算要求がなされております。また、ソフト事業におきましても継続分は同様に要求が上がっております。事業の詳細につきましては、財政課長査定期間中のヒアリングで明らかになってまいりますので、新規事業を含めた事業の全体像につきましては課長査定が終了した1月上旬に明らかになるスケジュールとなっております。また、これからの予算査定の中で、さらに事業内容や経費につきまして精査していくこととなりますが、特に大型事業については財源確保や今後の維持管理経費等も含めて検討していくこととなると考えております。今般の選挙結果を受けまして、国の地方に対する財政対策においては流動的な部分も出てくるものと思われまますので、主要事業の計上に当たりましても国の動向に的確な情報収集に努めるとともに、公債費の適正な管理を念頭に置きながら、できるだけ一般財源の支出を抑える形での予算組みが必要と考えております。

以上、答弁といたします。

○議長(黒井 徹議員) 山田議員。

○5番(山田典幸議員) それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。

まず、名寄市の農業施策についてということで、

本年の地域農業の実態について述べさせていただきました、先ほど。ことしほどやはり努力が報われない年はなかったのではないかとたくさん農家の方が言われるくらい、ここ数年、2年、3年と続いた中で、ことしも非常に厳しい状況というのが現実です。先ほど申し上げたように、天候もある程度よかった。収量も平年並みに確保できた。しかし、値段が安く、所得が上がらない。部長のお話にもありましたけれども、農協の取り扱い見込みもやはり青果物においては計画対比でおおよそ3億円程度マイナスになるということも聞いていますので、ことしはいかに価格が振るわなかった年だったかということだと思います。農家としても幾らよいものがたくさんとれても、農家の所得にならなければ農家は経済的に成り立たないわけで、このような状況から抜け出すためにはどうするかということが重要になってくるのですが、部長の御答弁でも再生産価格の確保ということを進めていくというようなお答えもありましたけれども、根本的な部分でやはり販売の強化、いわゆる販売力、ブランド力を高めていくということしかないのかなと私は考えております。販売の強化をするためにどのようにしていくかというところを部長のほうで何かお考えありましたら、ちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 高橋経済部長。

○経済部長(高橋光男君) ただいま山田議員のほうから再質問がありましたけれども、特に近年は系統を通じての販売はもとより、インターネット等を通じて個人で販売を強めている農家さんが従来より多数いるというふうに判断をしております。ただ、農協を通さないと大量に販売することができませんので、その部分については市場原理が働くものですから、どうしてもことしのように価格に反映されるものがあるのだろうというふうに思いますけれども、農協のルートを通じるとともに、近年は個人での販売も先ほど言いましたけれども、力を入れている農家さん結構ありますの

で、より安全、安心、良質な農産物が消費者に届けられるよう行政のほうとしても一定程度支援というか、協力体制は惜しまないというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 山田議員。

○5番(山田典幸議員) 今お話あったように、結構個人で販売されている方も多いというのも現実ですけれども、一部例えばつくっている全体の本当に10%から、多い方で20%ぐらいは多分直売でやっている方もおられるのかと思いますけれども、8割、9割、やはり実際はほとんどが農協への出荷ということだと思います。今市場価格があるので、その年によってという部分もそれは当然あることですが、やっぱりことしは特に本当に市場価格が振るわなかったから、とれたけれども、農家の所得に反映しない。これが一番つらいですね、やはり。一部農協の職員さんも含めて、ある農家さんのお話ですけれども、値段が本当に振るわないと。ことしもう年末どうしようかという中で、とれたからよかったでしょうみたいなお話もされたというような、農家さん非常に憤慨していたお話も聞きますので、市場価格というのは左右されるというのは農産物の場合、特に青果物、当然なのですけれども、ブランドといいますか、農業・農村振興計画の中でもブランド化を図る、ブランド力を高めるという文言がたくさんうたわれている中で、やはりブランドというのは市場価格に上限はあっても、一定程度そのブランドであればある程度の価格で取引されるというようなものなのかなと私は考えています。そういう意味では、行政としても関係団体、特に農協という部分との連携をしていくことが重要になってくるのではないかなと私は考えているのですが、そう言う行政がどこまで農協の販売に入っていくのかということにはなるのかもしれませんが、そういうことではなくて、やはりそれぞれの役割というものをより生かすために、しっかりと連携し

て取り組む体制というのも今後必要になってくるのかなと思いますけれども、そのあたりのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 久保副市長。

○副市長(久保和幸君) 山田議員からは、産地の評価を高めていく必要があるのではないかと。その上では、JAとの連携をしっかりとすべきという、そういうお話でございました。私もその点については十分に心して取り組んでいるつもりでありますけれども、基本的に上京の折にも農協の専務さんとホクレンの支所に伺ってまいりました。その中でも大変厳しいと。ただ、私どもも痛感しているのですが、農家の皆さんはやはりいいものをつくっているということを確認しているということで、私どももホクレンの支所の販売課長さんのほうにもお話しさせていただきましたし、個別、個別でそれぞれ送られている方々からの評価もかなり高いということも聞いておりますので、まずは素材のよさを売り込んでいく必要があるのではないかとということで、ここはホクレンさんの東京支所の方とも共通認識を持たせていただきました。基幹産業を農業としている名寄市ですから、今後ともJAと十分に連携して、売れる作物をいかに展開していくかということについても配慮、配意してまいりたいと思いますので、この点については御理解をいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 山田議員。

○5番(山田典幸議員) ぜひそういった体制しっかりと整えていただきたいと強く求めておきたいと思います。販売という部分だけに限らず、どうしても行政と農協との連携がちょっとやっぱり十分ではないのではと感じることが多々あります。やはりこれは行政やること、これは農協のやることというふうにちょっとかみ合っていない部分まだまだあるのではないのかなというふうに私は思っております。名寄市というのは、1つの自治体に1つの農協という体制、これは非常に優位性というか、やはり有利に働くのではないかなと思

ます。例えば農協の職員さんと行政の職員さんが一緒に取引市場を回るぐらいのことがあっても、私は極端に言えばそういうことがあってもいいのではないのかなと思いますので、生産者としてはよいものをつくる努力をするというのは当然のこととございまして、やはり今後販売をしていく、販売力を高めていく、ブランド力を高めるということ、しっかりそこが担保されないと、いろいろさまざまな農業にかかわる取り組みというのも生かされてこないのだろうなと思いますので、ぜひそのあたりの体制の強化、連携の強化というのを強く求めておきたいと思います。よろしく申し上げます。

地域農業のあり方についてということでお伺いしておきたいと思いますが、地域農業の将来像、あるべき姿ということで、人・農地プランの策定に向けての説明会は一通りそれぞれの地区で終わられたと思います。その中でどのような意見が出されたか、また行政側としてそこから何か見えてきたものがあればお聞かせいただきたいと思

○議長(黒井 徹議員) 高橋経済部長。

○経済部長(高橋光男君) まだ全ての地区で終わったというわけではありませんけれども、この間主な説明会での意見ということで、1つには後継者、担い手不足が全体的に心配をされていると。地域の中では、後継者もいて大丈夫だよという地区もあるのですが、総体的には担い手不足が心配をされていると。それとあと、農地の集積の関係、流動化もあわせて条件のいい平場の土地については受け手がいるのですが、条件不利地、傾斜地の部分だとかについてはなかなか引き受け手がなくて耕作放棄地につながるおそれがあるといったような意見、それから先ほども言いましたけれども、農家戸数が10年先には500戸程度になるのではないかなという見込みをされていますけれども、やっぱり農家戸数を維持するには新規就農者の対策も施策の重要な一つでないか

ということが言われておりました。それから、新規就農を受け入れる場合でも施設園芸もいいのだけれども、それではなかなか生活が成り立っていないので、ぜひその部分については土地利用型農業につながるような支援策も行政として考えてはいかがでしょうかという御意見を伺っております。総体的には、やっぱり担い手、後継者対策、新規就農者対策、農地の集積化、そういった部分が今後の重要な課題になってくるのだろうという判断を今のところしております。

○議長(黒井 徹議員) 山田議員。

○5番(山田典幸議員) そういったまだ全地区終わっていないということなのですが、この人・農地プランの策定に向けて、今後一通り話し合いある程度終わった中で、今後の進め方ということでお聞きしておきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 高橋経済部長。

○経済部長(高橋光男君) ことしの5月に第1弾の人・農地プランを策定させていただきました。今回各地区に入りまして御意見をちょうだいしておりますので、いかに中心となるべき経営体に農地の集積をスムーズに持っていくか、そういう部分を含めて、流動化対策も含めて、人・農地プラン修正版に地域の御意見を反映していきたいというふうに考えております。

○議長(黒井 徹議員) 山田議員。

○5番(山田典幸議員) そういう意味では、またこういう機会は何回か重ねていくということで理解してよろしいですね。1回目の御答弁の中でもありました、特効薬がないと。そのとおりだと思いますし、ぜひしっかりと地域の方の意見、また特に若い方の意見というか、これからの方の意見もよく聞いていただいて、進めていっていただきたいと思います。こういうことを繰り返している中で、それぞれ共通認識というか、名寄市のこの地域の農業の将来像というのが見えてくるのではないのかなと思いますので、そのような取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、観光振興計画について再度ちょっとお伺いしておきたいと思います。いろいろ現状はわかりました。減っている状況というのもある程度私のほうでも把握させていただいておりますけれども、1点ちょっと確認なのですが、観光振興計画の中で合宿受け入れの現状と課題というようなところもありまして、合宿誘致活動をするに当たり市全体で課題検討する組織の設立が必要と。また、合宿の里づくり情報ネットワークの掌握ということで、そういった情報を掌握するための組織を設立しますと。この設立の状況というか、進行状況はどのようになっているかお聞かせいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 計画の中でそうやって述べさせていただいているのですけれども、大変申しわけないのですが、まだ設立には至っておりません。先ほどもちょっと答弁の中でお話しさせていただいたのですけれども、実際に今は合宿でたくさんの方がお見えになっていますし、それらを受け入れている宿泊施設の皆さんとか、それから今回の観光交流振興協議会の組織の人たちとの意見交換から物事が進んでいくと思っておりますし、先ほど言った人材ネットワークなんかもその中でどういうふうにしたら情報が集まってくるかということもあって思っています。まだ残念ながら具体的に取り組んでおりませんが、今後直ちに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長(黒井 徹議員) 山田議員。

○5番(山田典幸議員) まず、そういった協力体制というか、各団体と御答弁の中でもありましたけれども、振興公社さんですとか、スポーツといえば体協さん、また芸術文化にも、合宿というのは部長おっしゃるとおりやっぱり芸術文化の部分もそういった合宿、吹奏楽なんかも入ってこられたということで先ほどお答えありましたので、いろんな団体との協力体制というか、そういった

体制づくりしていただくことがまず大事なのかなと思います。また、今後の課題ということで、ホスピタリティーということでオール名寄体制を進めていきたいと。室長からも御答弁がありましたけれども、おもてなしの気持ちというか、市民の歓迎ムードをどうやってつくっていくかということがいろいろこれからの課題、やっていくこと、取り組んでいくこと、さまざまあるでしょうけれども、まず名寄市民が合宿に来てくれた、名寄に来てくれたという方を市を挙げて歓迎するという、やっぱりそういうムードをつくらないとならないのかなと。それがまた合宿の誘致、また大会の誘致、そういうものにつながってくる部分もやはりあるのではないのかなと考えています。市民から自然発生的にムードが高まるというのがこれは理想なのですけれども、ぜひ行政からも積極的に仕掛けていくという部分も必要ではないかと思いますが、室長、そのあたりのお考えをお聞かせください。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 顕著な例というか、身近な最近の例としては、前回ライズJ Cという女子のジャンプの方々の歓迎会が、これはもう完全に市民有志の方々が主催でやっていただきました。多くの方々がお迎えすることによって、来た選手たちも非常に喜んでいましたし、歓迎されているというふうに受けとめていただいたと思っています。今までこれまでも何十組の団体の方にいらしていただいて、それらについては宿泊施設ですとか、そういうところでおもてなしのことをやっていただいています。今後は、市民がいかに、最低市民にこんな団体が今合宿に来ているのだなということをやっぱり知らせることも一つの歓迎の意味になると思いますし、それから実際に張り出すというか、そういったことが掲示できるような、今徳田に一部ライオンズさんから御寄贈いただいたもので流してはいるのですけれども、それは対外向け、あるいはということなので、も

っと今度は(仮称)複合交通センターができればそういうところでも市民の方にわかっていただけるような掲示、あるいは歓迎ムードを高めていけるように努めたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 山田議員。

○5番(山田典幸議員) よろしくお願ひします。また、ジャンプ大会の話出ましたけれども、やっぱり観客が少ないなという気がしました。歓迎するということ、今そういう歓迎会というのも大事なかもしれないけれども、まず市内で行われている大会、本当に全日本クラスの大会ですから、一人でも多くの市民の方に足を運んでいただくというような取り組みも大事ではないかと思ひますので、そういった情報発信ということもよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間がなくなってまいりましたので、それで合宿の誘致などを含めた今の観光振興としての交流人口拡大、そして先ほどの農産物の販売、ブランド化という部分で1つ市長にお伺ひしたいと思ひますが、市長はみずからトップセールスとして全国各地に出向かれて名寄を売り込むという活動を精力的に行われておりますけれども、今後もぜひ今まで以上に積極的に名寄という名前をどんどん広めていただきたいと思います。市長が今までそういった活動をしてきた中で、市長自身が感じている手応えというか、手応えや成果、また今後の展望ですとか課題、市長自身の考えや思いをお聞かせいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) ことしの4月から総合計画の後期計画がスタートし、同時進行で観光振興計画もスタートしているという、これから名寄にはすばらしい資源があって、これをどう生かしていくって交流人口の拡大、地域振興につなげていくかという第一歩ですけれども、もう既にいろいろな成果が出始めていて、非常に手応え感じています。この12月末には、杉並区の子供たちが25人訪れて極寒の体験をするなんていうことも始ま

りそうです。1月末には、台湾の……

(「大使」と呼ぶ者あり)

○市長(加藤剛士君) 大使ではないのだよね。在日駐在所、いわゆる国ということではないので、大使の副代表がぜひ名寄を訪れたいということで、モニターのツアーに来ていただけるというようなお話もございます。有森さんの話も3月に正式にひまわり大使ということで認証式を行いますけれども、有森さん自身も相当合宿に関してもネットワークを持っていますし、そうしたことも今後ぜひ協力していきたいというありがたいお話もあります。まだまだ人のネットワークの組織の設立ということで、組織の設立までには至っていないわけですが、それぞれそういう重要なキーマンが名寄市のために今動き出してきていただいているような状況もございます。

ブランド化に関してもきょうの北海道新聞さんでしたか、1面に大々的にカラーでモチ米のブランド化が進行しているという話も出ていました。それぞれ個別、個別でいろんな売り込みを図っていく中で、相当名寄の物産に対する手応えも感じています。今後もさらに、ブランド化というのは生産者の皆さんの覚悟も必要ですし、やっぱり普通でないことを積み重ねていくことにいろんなチャンスがあるのではないかというふうに思います。当然農協ともよく相談をして積極的に進めていきたいというふうに思いますし、さらに今現在では風連地区でもハウレンソウつくったり、この時期にチコリをつくったりとかというような、そういう新しいことにチャレンジをしている青年たちもぜひ応援をしていくことで、地域のブランド化のさらなるバックアップをしていきたいというふうに思います。たくさん材料があって、今それが本当にすばらしい形で芽を出しつつある状況だというふうに思います。なかなか結果が出ていないのではないかという声もあるかもしれませんが、ぜひしっかりと結果を出す部分は出す部分として、また長い部分、長い目で見ていただくこ

とで皆さんに応援をしていただきたいというふうに思います。

台北駐日経済文化代表処の副代表を含む数名がお越しいただけるということです。よろしく願いします。

○議長(黒井 徹議員) 山田議員。

○5番(山田典幸議員) ありがとうございます。よろしく願いいたします。

時間がなくなりましたので、最後特認校の状況と今後の支援策ということでお伺いしておきたいと思います。行政側の考え方、また問題点等をいただきまして、可能な限り支援をしていきたいというお答えを部長からいただきました。中名寄小学校に関してなのですが、お答えの中にもありました、全校23名中18名市内から通学されています。それで、スクールバスの廃止の件も若干私も保護者の方からお話をお伺いして、それに理解できないということではないので、ぜひ代案といえますか、それを保護者の方、また地域の方にいろいろと相談に乗ってあげたり、そういう部分で検討、支援をしてあげていただきたいと。保護者の方もバスの時刻表とにらめっこをしながら、本当に合うダイヤがない。では、どうしようということで、本当に困っているといえますか、そういう部分で相談を受けた部分もあったものですから、そういった部分でちょっといろいろと相談に乗って、段階的な形も含めて御検討をしていただきたいと思いますので、そこをそのあたりの考え方最後聞いて、終わりたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 山田議員のほうからは、特認校の支援策について再質問をいただきました。さきの答弁でもお話ししたとおり、名寄市内には5校の特認校がございますが、実際特認校としての生徒、児童が通っているのは3校で26人でございます。あとの2校につきましては、各学校の教育内容とか地域の協力体制というのは万全でありますので、それでも通ってくるお子さん

がないというのは、山田議員が指摘したとおり交通手段の問題が大きくネックになっているのではないかと考えてございます。御指摘のありました中名寄小学校につきましては、ことしで25年を迎えますはだしの学校という大変特色のある教育活動を展開をして、地域の方々が全面的に学校行事をバックアップするという体制の中で、たくさんの特認校の児童が通っているというのが現状でございます。ただ、小学校につきましては授業時間が5時限であったり、6時限であったりという、特に帰宅時間が差異がございます。これらの部分につきまして、今までもいろいろな対策をとってきた部分がございます。これらにつきまして先ほども述べましたけれども、バスの運行時間、もしくは路線、降車時間、降車場所等につきましてこれからも学校とか保護者の方の意見を伺いまして、関係機関と相談をしながら、通学手段の弾力的な運用につきまして協議を行って、児童生徒が安心して通学できるように協議を続けてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時00分

○議長(黒井 徹議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問者指名の前に、午前中2名の質問がありましたけれども、質問の時間がベルの後にあるということもありましたので、御注意を申し上げたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

平成25年度予算編成について外3件を、佐藤靖議員。

○9番(佐藤 靖議員) 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

きます。

1点目は、平成25年度予算編成についてであります。加藤市政1期目の最終年度となる平成25年度予算編成作業が始まりました。そこで、今回の予算編成に臨む市長の基本的姿勢についてお伺いします。まず、平成22年4月、新名寄市第2代市長に就任され、骨格予算に政策予算を補正した22年度予算を初め、23年度、そして24年度と2回の本格編成を行ってまいりましたが、この3年間の予算編成に当たってきたことについて、みずからの総括をお聞かせいただきたい。特に市が抱えてきたハード施設については一定の解決を図ってきていると評価をいたしますが、市民福祉向上に向けたソフト事業面の成果についてお伺いします。また、これらのことを踏まえ、市長訓令の枠を超え、加藤市政1期目の最終年度となる平成25年度予算編成に臨む市長自身の基本的姿勢についてお示しをいただきたいと思っております。

主要事業と予算規模については、午前中の御答弁で一定の理解をいたしましたので、省略をさせていただきます。

次に、11月1日に発令された市長訓令の中で、ことしも既得権や既成概念にとらわれず、全ての事業の見直しを行うことと求めておりますが、市長はいまだに既得権や既成概念にとらわれた予算要求が多いと感じられているのか、また具体的にどのような姿勢を職員に求めているのか、さらには費用対効果の把握や事業内容などを十分に検証することと求めていることについても同様に見解をお伺いします。

一方、総務部長事務連絡では、旅費の原則に1つの用務に1人の出張、道外出張については認めないとしています。行財政改革の視点上、無尽蔵に出張がふえることにはなりません。先進地や先進的な取り組みを学ぶことは必要不可欠であり、新たな手法を取り入れてでも市政に役立つ学びを進めるべきと考えますけれども、見解をお伺いします。

最後に、今衆議院総選挙の結果の受けとめと市政への影響についての見解を求めます。

2点目は、職員倫理についてであります。今春以降、市民に驚きを与えるさまざまな不祥事が発生しました。事件の内容は、業務上ではなく職員個々にかかわるものでありましたが、市民の市役所職員に対する信頼を失墜させたのは事実であります。市長自身も再三再四謝罪するとともに、みずからも厳しい処分を行い、市民の信頼回復に努めていることは理解しますが、なぜこのような事件が連続的に発生したのか、その原因についてどう分析するのかをお伺いします。

さらに、各種事件発生後、職員に対してどのような注意喚起を図ってきたのか、加えて今後市民の不信感を招かないようにどのような具体的防止策をとろうとしているのかをお答えいただきたいと思えます。

3点目に、名寄地区中心市街地活性化についてお伺いします。(仮称)複合交通センターにかかわる駅前交流プラザ「よろーな」条例については、付託を受けた経済建設常任委員会で結審が導かれ、今定例会中には議決が得られることとなる見込みであることから、年明けからいよいよ同センターのにぎわい創造が本格化されるものと考えますが、改めてにぎわい創造の具体策についてお伺いします。

また、今回の施設は同センターだけがにぎわいを持つことがベストではなく、集まった人をどのように商店街の活性化につなげるかが重要でありますので、商店街との連携についてもこれまでの協議過程と具体策についてお伺いします。

一方、同センター開設後多くの市民の皆さんが心配されていることに駐車場対策があります。市は、これまでの説明で公共交通機関の利活用を求めてきましたが、御承知のように現駐車場は限られたスペースであり、イベント開催時には多くの人が市内外から訪れることも期待されています。公共交通機関の利活用を原則としながらも、一定

の駐車スペースの確保が必要と考えますが、見解を求めます。

最後に、名寄市総合病院の経営安定について端的にお伺いします。行政報告で同病院の上半期の収支状況が示されました。外来取り扱い患者数及び入院患者数が減少している中で、院内努力により収益は増となったものの、医業費用がふえたことで医業収支は2億9,323万円の損失、全体収支で9,685万2,000円の損失となりましたが、病院側としてこの収支状況の内容についてどう分析されているのかをお伺いするとともに、名寄市を初め近隣市町村の過疎化、少子高齢化の歯どめがきかない状況下で今後の病院の見通しや対応についてどういう見解をお持ちかをお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷総務部長。

○総務部長(扇谷茂幸君) 佐藤議員からは、大項目4点にわたり質問をいただきました。大項目の1と2は私から、大項目3は営業戦略室長から、大項目4は病院事務部長からの答弁となります。

初めに、加藤市政1期目、最終年度予算編成に臨んだ基本的姿勢についてお答えをします。まず、過去3年間の予算編成における総括についてであります。加藤市政における行政運営の基本は総合計画に基づく計画的かつ着実な施策、事業の推進にあり、総合計画を推進する中で公約の実現を推し進めてきたところであります。このため毎年度の予算編成に当たりましては、総合計画の具現化を最優先として取り組むことを訓令として発してきたところであり、この間の総合計画実施計画の進捗状況を初め、外部評価を取り入れた行政評価、さらにはさまざまな機会を通じた市民の皆様の声などから、厳しい財政状況にはあるものの、健全財政を堅持し、かつ情勢等に対応した効果的な予算編成のもとに総合計画の着実な推進が図られてきたものと考えております。

また、公約につきましても総合案内窓口の設置でありますとか、観光振興計画の策定、ゼロ予算

事業などによる民間会社名寄市の推進、食肉センターの整備やエゾシカ駆除対策事業、玄米ばら集出荷調製施設補助金などによる基幹産業の推進、医師確保対策や電子カルテシステムの整備、精神科病棟の整備などによる名寄市立総合病院のさらなる充実、市立天文台や道立サンピラーパークにおけるイベント開催、テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会の設置、あるいは大学振興基金の積み増しなどによる財産を生かしたまちづくり、関係団体や周辺自治体と連携しての自衛隊名寄駐屯地の堅持の活動、民間グループホーム、ケアホームへの助成や風連中学校の整備、コミュニティーバス試験運行などによる市民福祉の充実など着実に推進していると考えているところであります。

次に、市民福祉向上のソフト面における成果について申し上げます。まず、子育て支援の推進では、風連日進保育所を活用した地域活動支援事業、青空保育事業やお出かけ支援事業の拡充を図った子育て支援センターの運営の実施など、高齢者福祉の充実については救急医療情報キットを配付した命のカプセル事業、要援護者台帳管理システムを導入した地域支え合い体制づくり事業の実施など、障害者福祉の充実については民間の介護施設整備を支援するグループホーム、ケアホーム整備事業など新たに取り組むとともに、既存事業についても継続を基本に取り組んできたところです。また、今後の市の指針となる総合計画を初め各種計画の見直しや新たに地域福祉計画を策定したほか、北・北海道中央圏域定住自立圏の中心市として圏域市町村との新たな広域連携をスタートさせるなど市民福祉の向上にも努めてきたところであります。

次に、加藤市政の予算編成に臨む基本姿勢についてであります。平成22年度から24年度の3年間にわたりまして、交流人口の拡大を通じて新しいまちづくりに取り組んでまいりました。市立天文台きたすばるや道立サンピラーパーク、道の駅なよろなど既存施設の活用や駅前交流プラザ

よろ一なによるまちのにぎわいづくりを展開し、観光振興計画の策定やひまわり観光振興の推進などによる観光関連事業による交流人口の拡大にも取り組んできたところです。また、一方では老朽化している施設の改修や時代にそぐわなくなった設備の更新などについては国の臨時交付金などを活用し、取り組んでまいりました。新名寄市総合計画で想定される事業の具現化を最優先とし、予算編成を実施してまいります。この3年間での交流人口の拡大によるまちづくりは端緒についたばかりであり、平成25年度においても引き続き進めていくことといたします。観光分野のみならず、農業、商工業、教育などの分野を横断し、総合的な地域振興としてさらに発展させていきたいと考えております。

また、市民の皆さんの生活に直結する懸案事項などについては、まちづくり懇談会などを通じて御意見をいただいております。財政的な問題があり、全てについて平成25年度中に解決することは困難ではありますが、自治体として必要な公共サービスの低下を招かないのはもちろんのこと、さらにサービスの向上を目指し、必要な事業を厳選し、優先順位を設けるなど計画性を持ちながら予算編成に当たりたいと考えております。

次に、市長訓令における既得権や既成概念にとらわれず、全ての事業の見直しを行うことについての考えであります。合併後新名寄市として6年が経過したところでありますが、この間施設のあり方、使用料のあり方などの検討や風連特例区の廃止、地域と協働のまちづくりのさらなる推進などにより、合併直後から少しずつ新名寄市の姿が変化してきております。また、定住自立圏の形成や名寄市立大学や名寄市立総合病院の機能強化などにより、周辺自治体との関連性も変化を見せているところであります。国においては、去る12月16日に政権交代後初めてとなる国政選挙が実施をされ、新たな枠組みでの政権運営となるため、地方財政に対する影響が出てくるものと思わ

れます。こういった変化の中での予算編成となりますので、全ての事業について検証が必要と考えております。今までどおりの事業でよいか、既に時代にそぐわないものはないか、また新たな形で進めるべき事業はないか、各担当課で見直しをした上で予算見積書を提出することを求めてまいりました。

次に、費用対効果の把握や事業内容などを十分に検証することについてであります。予算見積書の作成に当たりましては真に必要な事業の厳選を求めておまして、その場合の判断材料となるものが費用対効果や事業内容の検証結果であると考えております。具体的には、各担当課で作成する予算見積書作成においては、事業内容の検討から必要経費を見積もっていくことは当然ではありますが、一例を挙げると道外への出張旅費については別に見積書を作成し、内容を把握することや負担金、補助金についても別に調書を作成し、効果の検証や必要経費の精査などより細かく担当課で確認しながら作成しております。また、財政課長査定から理事者での査定となる場合においても別に調書を作成し、費用対効果や事業内容を検証しながら作成することとしております。査定におきましては、これらの資料をもとに担当課とヒアリングを行い、金額の増減だけではなく、事業の背景や費用対効果、今後の事業展開、総合計画との整合性など多方面から検討し、査定を実施をしているところであります。

次に、出張旅費に対する考え方についてであります。費用対効果などの検証の中で一例を挙げさせていただきましたが、道外出張については出張内容や積算基礎などを記載した調書を別に提出し、それをもとに査定を実施しております。議員お尋ねの職員の能力向上という観点から、先進地に学ぶための出張旅費の扱いであります。名寄市においてはこの間団塊世代の大量退職や行財政改革による職員のスリム化といった要因により、職員の若返りが進んでいます。また、権限移譲等

により業務が多様化しています。このため以前と比較すると、職員には高い能力が求められるとともに、経験に基づく知識不足が懸念をされます。道外の先進地に学ぶことにより、職員の能力向上や経験的な知識不足の解消につながることも想定されますが、これらの旅費の予算づけのほかに出張後の職員にどのように活躍してもらうか、また出張後の単なる復命書の提出だけではなく、学んだ知識を名寄市役所としてどのように活用していくのかの仕組みづくりも必要と考えております。道外出張といえども当初予算の範囲内で必要な旅費は計上していきませんが、今後の予算執行の状況により補正予算で対応することも視野に入れ、真に必要で有効と思われる出張については計上すべきと考えております。

次に、衆議院選挙結果についての受けとめについてであります。今回の衆議院議員選挙においては民主党を中心とした政権から自民党を中心とした政権への交代となる結果になりました。しかし、まだ連立政権の枠組みなど今後の政権運営につき流動的な状況が続いていくものと考えております。民主党政権下では、コンクリートから人へという政治姿勢のもと、社会保障や弱者対策などに重点が置かれた政策が出されてきたところであります。新政権下では、これらに対する財政支援がどのようになっていくか、また公共事業などハード事業への政策がどのように打ち出されるか、今後も動向を注視し、情報収集に努めてまいります。前政権においては、地方財政対策について地方の一般財源を確保すると閣議決定がされております。急激な地方財政の緊縮策は打ち出されないものと想定をしておりますが、自民党政権下では特に人件費を中心とした地方交付税の圧縮を進めていくことが想定されます。名寄市では、地方交付税が一般会計歳入の4割を占めていますので、この交付税の動向は今後の財政運営に大きな影響を与えます。また、デフレからの脱却ということも公約の一つとしてありました。補正予算などに

よる緊急的な景気対策が打ち出されてくることも想定されます。このような新政権下で想定される政策につき、緊張感を持って情報収集に努め、的確な財政運営を進めてまいりたいと考えております。

次に、職員倫理についてお答えをいたします。本年の5月以降、職員の職務外の非行等による不祥事が続き、市政に対する市民の皆様のご信頼を損なう事態となり、改めて深くおわびを申し上げます。地方公務員法では、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、勤務時間外、職務外の行為であっても法令遵守義務違反や信用を傷つけ、職員全体の不名誉となる行為は禁止をされております。これらの事件は、当該職員の公務員としての法令遵守、倫理意識の欠如がもたらしたものではありませんが、市役所それぞれの職場において不祥事を未然に防止するという認識、また組織や職場風土、職員の管理監督等についての問題にも至る大変大きな課題を投げかけることとなりました。この間庁議や各級会議において市長訓示や文書周知の実施、課内会議を開催をしました。法令遵守の徹底を求めています。組織としてより踏み込んだ対応も必要との認識をしています。従来型のトップダウン方式である市長通達、公務員倫理研修の実施等を充実強化することはもちろんではありますが、職員同士の活発な対話を通じて積極的に取り組むボトムアップ方式による対策も必要と考えております。そうした具体策として、職員に求められる姿勢や心構えを明記した行動指針を策定し、日々職員相互が点検及び改善が図られる仕組みづくりを進めたいと考えています。今後もこうした再発防止策について、点検及び改善を強化し、不祥事の未然防止に全力で努めるとともに、より一層公務員倫理の確立と綱紀粛正を徹底し、一日も早く市民の皆様のご信頼を回復できるよう職員一丸となって対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 私からは、大項目の3、名寄地区中心市街地活性化について、小項目1、(仮称)複合交通センターのにぎわい創出策についてお答えをいたします。

(仮称)複合交通センターのにぎわい創出の具体策については、施設への入居を予定している団体との協議を皮切りに各商店街振興組合、名寄青年会議所、公共交通機関、市民会館の利用団体、観光振興計画の検討にかかわった庁内サポート委員会などの皆さんと協議を行ってきました。特に広く面積を確保しましたエントランスホールや3区分して利用可能な大会議室、また夏期間の利用に限られますが、屋外イベントスペース及び屋上交流スペースなどの利用について御意見、要望をいただいています。にぎわい創出につきましては、これまでいただいた名寄市の特産品の販売、農産物の直売、フリーマーケット、ビールパーティー、各種サークルの展示等がありましたので、それぞれ関係する団体が次年度の総会に向けた事業計画を立てる段階で、いつごろどのような内容で開催できるのかなど、それらの団体、関係者と個別に具体的な協議を行ってまいりたいと考えておりますし、協議の中でアイデア等が出てくることも期待をしています。また、観光インフォメーション機能については、これまでNPO法人なよろ観光まちづくり協会を中心に協議を重ね、機能の充実と情報機器等も活用した観光情報の発信などを行うことによりインフォメーション機能を高めて、市外からの入り込みも図ってまいります。今後は、(仮称)複合交通センター独自の取り組みとして、入居予定団体である名寄商工会議所やNPO法人なよろ観光まちづくり協会を初めとする名寄市観光交流振興協議会との協力体制をとりながら、名寄市の特徴を生かした四季に応じたイベントの創出等、多くの方のアイデアや意見を取り入れ、夢の持てるにぎわい創出に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小項目2、商店街との連携についてお答えいたします。(仮称)複合交通センターのにぎわいをいかに商店街の活性化へと導いていくかは、設置目的の一つであり、商店街との連携は不可欠なものであります。これまで入居予定の団体や市民会館の利用団体の皆さんとあわせて各商店街振興組合の皆さんと協議を行ってきました。各商店街振興組合の皆さんからは、施設の利用想定としてこれまで商工会館や中心市街地で開催されていたそれぞれの業種における展示販売会の開催や各種お祭りなどのイベント会場としての利用や各団体によるビールパーティーなどの提案がありました。また、施設のイベントとあわせて商店街の大売り出しなどを行うことや南広場で開催している盆踊りの会場としての提案があったところです。その後の協議は行っておりませんが、今後は名寄商工会議所の協力をいただき、各商店街の新年度事業計画を受けて(仮称)複合交通センターと連携して取り組むことで波及効果が生まれ、商店街の活性化につながる具体的な協議を行ってまいります。また、商店街のにぎわい創出のための手段として、名寄市中小企業振興条例の助成制度を活用した各商店の魅力づくりや空き地、空き店舗対策も一つの方法と考えており、効果的で使いやすい制度に見直しを行ってまいります。

さらに、なよろ観光まちづくり協会が担う観光インフォメーション機能として、市外から訪れる方への観光案内だけでなく、市内の商店のPR、飲食店や宿泊施設を紹介したマップの作成やイベント情報等の発信による集客効果を目指し、商店街と連携を図っていきたいと思っております。

(仮称)複合交通センターは、複合的機能を持った施設としてその役割を発揮し、また商店街も魅力のあるものとするための取り組みについて商店街、行政、商工会議所、なよろ観光まちづくり協会等が互いに協力して着実に取り組んでいかなければならないと強く感じており、今後とも地域の活性化に向けて努力してまいりたいと考えており

ますので、議員皆様の御助言と御協力をいただけますようお願い申し上げます。

次に、小項目3、駐車場対策についてお答えいたします。(仮称)複合交通センターの駐車場については、36台確保しておりますが、近隣にまとまった市有地もなく、施設に面した大通は駐車禁止となっており、場合によっては不足することが予想されます。現在までの各団体及び市民会館の利用団体などとの協議の中でも、市内循環バスなど公共交通機関での利用をお願いしているところであり、入居団体においてもそれぞれの団体で駐車場の確保をお願いしているところです。議員御指摘のとおり、多数の利用が見込まれるイベント時は公共交通機関の利用を原則としながらも、一定の駐車スペース確保が必要と考えており、市有地である南広場を臨時駐車場とすべく、庁内所管部局と課題を含めた調整が必要ですが、施設の利用申請の際に駐車場の利用予定を申しただくことで一定の駐車スペースを確保したいと考えております。また、施設利用者のために新たな駐車場確保に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(黒井 徹議員) 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(松島佳寿夫君) 私からは、大きな項目の4点目、名寄市立総合病院の経営安定についてお答えをいたします。

初めに、上半期の収支状況とその分析と見解について申し上げます。行政報告の中で上半期の患者取り扱い状況を前年比で減少していると報告させていただきましたが、1年間の収支で見た場合、例年平均を下回るのは8月から9月にかけてでありまして、医師の夏季休暇が集中することによる影響が大きいと見ており、ことしの9月は例年より大きく減少傾向があらわれたものと判断しております。医業収益への影響を最小限に抑えるためには、医師の夏季休暇を短期間で集中的に取得していただくことが望ましいと考えますが、派遣

元の大学医局との調整もあり、病院が指定することは難しい状況になっています。一方で、医業費用の増加の特徴的な要因としては、循環器内科における冠動脈形成術、P C I 治療の件数が前年比で大幅に伸びていることから、使用するカテーテル類で材料費が増加していることと職員の増加に伴う給与費の増加などが挙げられます。下半期に入り、10月と11月の患者取り扱い状況は、入院で1カ月平均8,493人、外来で同じく1万9,342人とともに増加傾向にありまして、季節的な影響もありますが、今後もこの状況で推移をしていくものと見ております。その場合には、患者数も収益も前年比でプラスに転じるものと推察しております。

次に、(2)、今後の経営見通しについてお答えをいたします。過疎化、少子高齢化の中で今後の経営見通しについて全国的に人口減少社会が到来している中で、名寄市を中心とする上川北部地域はとりわけ過疎化、少子高齢化が進展しております。国立社会保障・人口問題研究所が2008年12月に試算した人口推計によりますと、名寄市の人口は2015年が2万8,247人、2025年が2万4,541人、2035年が2万796人となっております。5年ごとに5%から8%程度の減少見込まれておりまして、上川北部全体ではさらに高い減少率が予想をされております。一方、65歳以上の高齢者人口は、名寄市では2020年がピークであります。国では団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えまして今回の診療報酬改定が行われました。

このような状況の中、今後の経営見通しについては課題を含めて大きく6点を申し上げたいと思います。1点目は、公立病院の収益は国の診療報酬制度と地方交付税によって大きく影響されるものでありまして、この2つの制度が維持、拡充されなければ現状の医療サービスを継続していくことは困難と認識をしております。今後も国の医療政策と地方財政制度について関心を持ちながら、

北海道市長会などを通して必要な要望等を実施してまいりたいと考えております。

2点目は、必要な医師の確保であります。医師の派遣元である医育大学の各診療科では、依然として新規入局者が減少している状況にあり、来年度の初期研修医のマッチング結果から見ても派遣休止による診療科休診のリスクは高まっています。当院においては、幸い来年度の初期研修医を定数どおりの5名を確保することができる見通しとなりましたので、今後も将来の地域医療を担う人材を育てることで数年先の医師確保の礎となるよう引き続き医師が働きやすい環境整備などに努めてまいりたいと考えております。

3点目は、救命救急センターの取得による救急部門の充実であります。精神科病棟の改築にあわせてヘリポートを設置するとともに、必要な医師、看護師等の人材確保を図り、救命救急センターを取得して地方センター病院としての使命を果たしてまいります。あわせて医療圏の拡大にも努めてまいりたいと考えております。

4点目は、大型医療機器の整備についてであります。MRIやCT、ハイブリッド手術室など大型の検査、医療機器を総合計画後期計画の中で順次整備をしていきたいと考えております。これらは、救命救急センターの指定に向けても必要な医療機器等でありますので、十分な院内協議を行って選定をしていきたいと考えております。

5点目は、看護師の確保による看護基準7対1の取得であります。看護基準7対1を取得し、病院の安定経営を目指してまいりたいと考えております。看護師確保により一層努めるとともに、看護師が働きやすい環境整備に努めてまいります。

最後に、6点目、他医療機関、地域との連携であります。自治体病院等広域化・連携構想である上川北部地域行動計画がまとまりましたので、他の医療機関、地域の関係機関などと連携し、役割分担を図りながら圏域全体の医療の充実に努めてまいります。このほかさまざまな収益向上策や費

用削減に取り組みながら、経営の安定に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○9番(佐藤 靖議員) それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をしていきたいと思えますけれども、まず25年度予算の関係でありますけれども、今扇谷総務部長からそれぞれ御答弁をいただきました。それが全てだとは思いますが、私は今回これを挙げたというのは市長の1期目最後の予算編成に臨むに当たっての市長自身の決意を聞いたかったと。内容的には、まさに部長がおっしゃったとおりだというふうに思いますが、やはり民間から市長になられて3回予算編成を終えられて、本格予算としては25年が最後ということになるのですから、そういう意味でこれまでの3年間を振り返って、あるいは成果も含めて今後この25年というのは、市長訓令出ているのですけれども、訓令を毎年読むのですけれども、そう差異がないと。ある意味では、国の経済情勢や何か動いているのはそれはわかるのですけれども、市長の熱意が読み取れないというのがありましたので、ここは市長から25年度予算編成に、これ今財政課長査定、これから総務部長あるいは副市長、そして市長査定と入っていくわけではありますが、市長の基本的な姿勢について改めて伺っておきたいと思えます。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 先ほどもどなたかの議員の御質問にお答えしたかもしれませんが、今年度が総合計画の後期計画スタートの年ということで、同時にさまざまな実施計画もスタートしているということでございます。基本的にずっと私地域の資源をさらに利活用することでもっと地域が元気になってよくなると、そうした話をさせていただきました。その基本的な姿勢に変わりはないし、そのことがまだまだ道半ばである

部分もあるし、これから育てていかなければならぬ部分もあるということなのだろうと思えます。それらにしっかりと目配りをしていく予算という意気込みでございます。

不足かもしれませんが、以上です。よろしく願いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○9番(佐藤 靖議員) お答えをいただきましたので、25年度予算がどのような内容になるのかを楽しみにお待ちしておりますというふうに思えます。

ただ、1つ総務部長に確認をさせていただきたいのですけれども、午前中の答弁の中で1月中旬に地財計画の情報を得ると。それと、もう一方では新政府は10兆円の補正予算を組むという状況の中で、基本的にはそうでしょうけれども、例年名寄市の場合は答弁にもあったように2月中旬に予算発表ということにしておりますけれども、そのことがずれ込まないのか。これから10兆円の補正予算案もどういうふうになっていくのか、前倒しできるのか、先送りするのかというのがあるでしょう。そういう部長の答弁の中では、組み替えも含めてという答弁をされていたので、それでも2月中旬という数字は動かないのかどうか、確認だけをさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷総務部長。

○総務部長(扇谷茂幸君) 午前中も一部お答えをしておりますけれども、現在私どもが得ております情報でございますと今月の26日に特別国会が召集をされるということで、新内閣が発足ということで、その流れで来年の1月中旬に大型とされる12月の補正予算、閣議決定がなされるという段取りになっております。私どもが一番気になる地方財政計画については、若干ずれ込むということが言われておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり総務省が普通の自治体でありますと12月に予算の外郭含めて取り組みながら、1月、2月上旬までにおおむね予算の策定が終わるといって、そういう状況があるということで、そのこと

ころに支障が生じないような形で1月中にはある程度固まった情報を与えていただけるということでもありますので、最終的に国の補正予算の関係で平成25年度の予算との調整が当然必要になってくるかとは思いますが、一応スケジュールとしては従前の2月中旬、記者発表に間に合わせるような形で、ぜひ予算は組んでまいりたいと考えております。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○9番(佐藤 靖議員) いろいろな国の状況も含めて、これからどういうふうに動いていくのか読みづらいこともあるかと思いますが、部長おっしゃるとおり情報収集にはしっかり努めていただいて、市民生活に影響を与えない編成に努めていただきたいというふうに思います。

それと、市長訓令の中で既得権あるいは既成概念の話というのは、これも毎年記載されているのです。私は、こういうこととか費用対効果というのはもう予算編成の基本のキだと。改めてそれを毎回言わなければいけないということが理事者側、市長を初め副市長、あるいは財政を担当している総務部長や何かを初め皆さんまだまだだという意識が、職員にはまだまだこれが足りないのだという思いで書かれているのか、毎年のことなので、書いているのかというの、どうも毎年これが出てくると、またかよ、またかよというのがあるものですから、その基本的な既成概念あるいは既得権あるいは費用対効果について職員の認識というのは総務部長あるいは副市長はどういうふうにお持ちでいらっしゃいますか。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木副市長。

○副市長(佐々木雅之君) この間市長訓令、総務部長通知の関係の中で同じような質問されていきますけれども、基本的には地方財政法にのった形で地方公共団体の予算編成を行うのだというふうに思っています。これは、ちょっと言葉として適切かどうかわかりませんが、常に市民から御負担いただいた税金で仕事をしている以上、

基本的な考え方として毎年繰り返して訓令、通知という形で発信をしています。これは、職員がその辺のことに対する考え方が鈍いとかというのではなくて、常に同じ基本的な考え方は訓令として指示したいと思っています。ただ、既得権とか既成概念とかにつきましては、時代の推移等を含めて変わり得る可能性がありますので、それに対する去年までは既得権でなかったものが5年たって、6年たってくるとそれがあたかも既得権、既成概念的なものにもなる部分もありますので、この辺はしつこいようですけれども、職員に向かっての地方財政法をしっかりと理解をしてもらいながら予算編成してくださいということの意味も含めて毎年同じようなものを発しておりますので、決して職員がそのことに対して疎いとか、反応が悪いとかということではありませんので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○9番(佐藤 靖議員) 今佐々木副市長の御答弁、そのとおりだと思うのです。ただ、やっぱり毎年11月1日に出す市長訓令あるいは総務部長の事務連絡というのは、職員の皆さんが緊張感を持って読み取れるものにしていくべき。例えば基本的なものは基本的なもので整理をすると。だけれども、来年度予算はこういうことでの強い姿勢が見えてくると、やっぱり職員の皆さんの予算編成の考え方もちよっと変わってくるのかなと。今回午前中の答弁にもありましたように、要求額が10億円を上回るという、それはまさに今までのやったことを自分もしっかりやりたいと思うけれども、それ以上に市長は何を来年度しようとしているのか。やっぱりそこをしっかりと伝えるような市長訓令なり事務連絡があってもいいかなと私は思うので、その辺をちょっと検討すべきだと思いますけれども、御見解をお願いします。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木副市長。

○副市長(佐々木雅之君) どちらかというと、

従来型の地方財政法に基づいた予算編成の指示だというのは私も理解はしています。ここは、民間出身の加藤市長ならではの予算編成に対する訓示についても次年度以降職員に発するメッセージとして、もう少し工夫をした内容のものについても検討してまいりたいと思っています。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○9番(佐藤 靖議員) ぜひ御検討をいただきたいと思います。

続いて、職員の皆さんの出張に関して、道外研修に関してでありますけれども、もちろん仕組みづくりも必要という話をされていましたが、以前このことについては東議員も同じような質問をされております。私どもも議会としては、各常任委員会を含めて道外に視察に行くと。今事務局の皆さんにお世話になって行っていますけれども、例えばそれにプラス職員の皆さんも一緒に、皆さんと言うと5人も10人もになるとちょっと旅費出ますので、そんなわけにいかないでしょうけれども、若い職員のスタッフの皆さんとやっぱり所管の議員が一緒に行くということも私は必要な時代に入ってきたと思うのです。確かにインターネットを含めて情報は机に座っていても手に入れますけれども、我々もそうでありますけれども、現地へ行って苦勞する職員の皆さんに話を聞くというのはとても有意義なことでありまして、それが各寄市政に生かせる状況であるという判断で各常任委員会は視察に行くわけでありまして、ぜひ仕組みづくりをいつまでにして対応しようと思われているのかをお答えをいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷総務部長。

○総務部長(扇谷茂幸君) この間行財政改革を進めてまいりまして、随分市役所の組織もスリム化が進んでおります。今後あわせて団塊の世代が大量退職というときになって、やはり職員の質的向上というのが喫緊の課題になるというふうに考えております。一方では、どうしても経験不足が否めないということも現象としては出てくるのか

なという心配もございます。今後職員の資質の向上を図るために、さまざまな研修機会を設けるということを考えて、現在も研修をいろいろ取り組んでおりますけれども、なかなかこの間取り組んでくることが難しかった道外の研修につきましてもやはり一定程度検討していく時代に入っているのかなというふうには思っております。今回の予算の中で全て原課からそういった内容が上がってくるとは実は思っておりませんが、今後年度内に入りましても、新年度に入りましても必要なものについては随時精査をしまして、そして補正予算なりという対応も含めて対応して、必要な研修機会についてはぜひ確保を図ってまいりたいと考えております。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○9番(佐藤 靖議員) ということは、仕組みづくりは年度内に行うという解釈でよろしいですね。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷総務部長。

○総務部長(扇谷茂幸君) そのとおり努力したいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○9番(佐藤 靖議員) もう一方、職員倫理の関係でありますけれども、これは今いろいろな対応を含めてやられていることですので、あえて過去を掘り返すようなことは言いませんけれども、とにかく1件の事件が発生した後の対応というのがどうだったのかなという疑問を非常に私は持っております。例えば文書を出しました。それはいつのときに出したかということ、事件が何件が発生した後のことでもありますので、やはり1件発生するとちゃんと対応するというシステムも必要だと思っておりますし、これ以上申しませんが、ただ部長がおっしゃる行動指針の策定というのは、これもいつまでにおつくりになるおつもりでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷総務部長。

○総務部長(扇谷茂幸君) 行動指針につきまし

では、全職員が初心に立ち返って、やはり公務員としての倫理性でありますとか、公正な職務の執行に対する、そういった気持ちを改めて喚起をしていくというような内容になろうかと思っております。実は素案につきましては既に策定済みであります。年が明けましたら、速やかに市民の皆さんの目に……済みません。一応庁舎内に張って、そして職員、そして市民の皆さんにもしっかり常に目に触れるような形で掲示をしながら、これまでの職員のいろんな不祥事につきましては戒めも含めての、要するにそんなものにしていきたいというふうに考えております。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○9番(佐藤 靖議員) これも行動が早いことを期待しておりますけれども、そこで市長にお伺いします。

ちょっと午前中の山田議員とは逆の言い方をされるかと思いますが、確かにこの3年間市長はまさに名寄市のトップセールスマンとしていろいろなところに出向かれて、名寄市に成果をお持ち帰りいただきました。それは私も評価をいたしますけれども、これからですけれども、今政権が交代をして、職員も含めていろいろな情報を得なければいけない。あるいは、これから名寄市は合併の関係の補助金もだんだん減っていくという状況からいうと、財政もしっかり考えていかなければいけない。もう一つは、職員、こういう事件がありましたけれども、やっぱり職員の倫理も考えていかなければいけない。そういうことを考えますと、外に出ることも大切かもしれませんが、一方ではやっぱり内政をしっかり充実する1年にしていくべきだというふうに考えますけれども、市長の御見解をお伺いしておきます。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 外も内も当然やっていかなければならない課題だと思います。議員がおっしゃるとおり、職員の行動や能力、仕事に自治体の浮沈がかかっていると言ってもいいと私も思っ

ています。そのために常にやっぱり市民の皆さんから信頼される姿でなければならぬし、この間も町内会のアンケートということで全員に配布をさせていただきましたけれども、そうしたことから我々職員が始めていくことが基本なのではないかと、そんなふうにも思っています。来年度は、杉並区に加えて総務省の外郭団体であります地域活性化センターにも職員を1人派遣する予定を持っています。加えてさまざまな体験型というのでしょうか、場合によっては職員も先ほど議員おっしゃられたとおり外から自分の組織を見てみるということは何よりも勉強になるのではないかと、これを含めての研修の面、さらにはこの間私も職員と膝を交えて話をする、対話をする機会も少なかったのかもしれませんが、そうしたことも反省をしながら、来年はぜひ横断的にさまざまな世代とさまざまな係、課といったところでの単位、単位で膝を交えて話をする機会も積極的に設けていきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○9番(佐藤 靖議員) 議長から御指示がありましたので、余り長くすると怒られますので、ちょっと最後はまとめて言いたいと思います。

市街地活性化の件でありますけれども、どうも湯浅室長、担当も含めてですけれども、にぎわいをつくるということに、室長の御答弁にもありましたけれども、やっぱり夢を持たないとにぎわいというのはつくれぬ。例えば利用団体だとか入居団体とか、そういうところと協議をしてどうやって使いますかということではなくて、本当に楽しいぞというものにしていかなければいけない。そういう意味では、1つはやっぱり昔1回やりましたけれども、「な・よ・ろの日」という。7月4日午後6時というのが「な・よ・ろの日」ということで、3・6で1回綱引きをやりましたけれども、そういう取り組みをやっぱりあそこでやってみると。極端に言えばシャッターが閉まってい

るところ、一日でもいいから借りて全部あけてでも煮込みジンギスカンやるとか、要するに駅前を中心に6丁目をもう一度平成の最にぎわいのときのように人が往来するような夢をつくる。そういう取り組みが必要だし、もう一方、四季に応じてといて話ししてはいたけれども、4月6日午後7時になれば今度よろーなの日ということで、4月にもそういうイベントをしてみるとか、何か楽しいことをもっと積極的に考えたほうがいいのではないですか。何か団体と団体とと話していると、やっぱり団体もそれぞれ例えばあそこに調理場がないので、物ができないとかなんとか出てくるわけでありまして、それではなくて本当にあそこにこの日はみんな集まるとか、市外に出ている人たちもこの日だけは名寄は楽しいと言われるような取り組みの中核にあそこを置かないと意味がないと思いますし、そのためにも駐車場はしっかりとやっぱり整備をする。これは、極論かもしれませんが、西條さんに売りました。売ったけれども、集客施設の場所はまだ何も建設されていません。逆に極論で言えば買い戻したらどうですか、市で。もう一回それを駐車場に使ったらどうですか。あるいは、それができるまで市で借り受けて駐車場にできないのですかと。南広場というのは、相当丁目を含めて今の高齢化社会で歩けといたってそれは無理であります。それだったら、例えば長崎屋さんの跡、今もう更地というのはなっているわけで、あそこは借りられないのか。そういういろんなやっぱり努力をしていって、人が集まりやすいようなものをつくっていくと。入居団体は36台のスペースを利用しないというのは基本でありますけれども、それが無いと例えば駅の駐車場にとめる、あるいはQマートの前へとめるという事態が絶対、なよろ眼科さんの前、道路上駐車を含め、必ず苦情なりトラブルが発生すると思いますので、そういう楽しいことを考えるのとそれを楽しくして利用できるような体制をつくるというのが喫緊の課題だと私は

思いますけれども、その辺について久保副市長はどういうふうにお考えですか。

○議長(黒井 徹議員) 久保副市長。

○副市長(久保和幸君) ただいま御質問あるいは御指摘もいただいた点についてお答えをしたいと思います。

確かによろーなを夢のある施設にしたいという思いは、設置する側としてもしっかり押さえてまいりたいというふうに思っております。先ほど提案のあった4月6日午後7時、あるいは午前7時になるかもしれませんが、商工会議所もその日に記念イベントをやりたいという提案もありますので、そういう夢のある提案も現実に出ておりますし、また私どもも設置する側として単なる団体に意見を聞くだけではなくて、投げかけや提案も含めて一緒に夢づくり、にぎわいづくりをしようという、そういう基本姿勢で新年早々から臨んでみたいというふうに思っておりますので、この点については御理解をいただきますようお願い申し上げます。

さらに、駐車場の関係では、さきの議会でもいろいろと確保に向けた御意見いただきました。私どももしっかり受けとめているところであります。にぎわい創出することによって駐車場は不足するというのも当たり前の話ですので、逆に考えると駐車場を確保することによってまた新たなにぎわいができるということにもつながるというふうに思っておりますので、先ほどお話のありました2つの提案も含めて検討させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○9番(佐藤 靖議員) 時間が参りましたので、それぞれ前向きに御検討されることを御期待して、一般質問を終わりたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

(仮称)複合交通センターについて外2件を、

東千春議員。

○19番(東千春議員) 議長より御指名をいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

まず、(仮称)複合交通センターについてでございますけれども、質問内容が若干重なっておりますけれども、お許しをいただきたいと思っております。駅前交流プラザよろーなのオープン、商店街のにぎわい創出や地域経済の振興が期待をされております。広いスペースを確保したエントランスホールや多目的会議室の飲食などを含む積極的な利用が求められておりますが、どのような利用を考慮されるのかお知らせをいただきたいと思っております。

2点目に通告がありました商店街との協議につきましては、重なっておりますので、省略をさせていただきます。

3点目、NPO法人なよろ観光まちづくり協会が入居して、観光情報の発信場所となっていくわけでありまして、あわせて名寄市内の行政情報、民間のイベント情報等を一挙に発信することができれば交流人口にもつながるのではないかとありますが、考え方をお知らせください。

4点目、3点目でしょうか。よろーなと隣接して商業施設が営業を始めましたが、南側はあいたまとなっております。よろーなの駐車場不足もあり、当面このあいた場所を駐車場として利用してはいかかと思っておりますが、考え方をお知らせください。

大項目の2点目、交通安全対策についてでございます。名寄市では、死亡事故ゼロの記録を更新するなど好ましい状況にありましたが、残念なことに最近痛ましい事故が多発しております。子供を交通事故から守るために、ヘルメットの着用を進めるべきではないかと思っておりますが、考え方をお知らせいただきたいと思っております。

2点目、幼児、子供に対する自転車の安全運転教室は、それぞれの学校などで行われていると思

いますが、現状と今後の対応についてお知らせをいただきたいと思っております。

3点目、小学生へ交通安全教室とともに子供自転車運転免許証を交付する自治体の事例があり、有効な取り組みではないかと思っておりますが、どのように評価されるのかお伺いします。

大項目の3点目、(仮称)市民ホールについてでございます。(仮称)市民ホールは、音響のよさ、使い勝手のよさが求められますが、あわせてどのようなソフトを織り込むことができるかが大切です。管理委託のあり方や人材確保の基本的な考え方とオープンまでの間の準備のスケジュールについてお知らせください。

2点目、文化振興条例の制定に当たり、市民意見をどのように取り入れようと考えてられるのかお知らせをください。また、その後条例制定に伴う行動計画のようなものを策定する考えがあるのかをお知らせいただきたいと思っております。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長(黒井徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 東議員からは、大きな項目で3点の御質問をいただきました。大きな項目の1点目は私から、大きな項目2点目、3点目は教育部長から答弁させていただきますので、よろしく願いをいたします。

大項目の1、複合交通センターの利用促進の考え方についてお答えをいたします。先ほど佐藤議員の御質問の答弁と一部重複することがありますので、お許しをいただきたいと思っております。施設の利用想定につきましては、これまで市民会館を利用させていただいた団体や入居予定の団体を初めとする各団体の皆さんから広く面積を確保したエントランスホールや3区分して利用可能な大会議室、また夏期間の利用に限られますが、屋外イベントスペース及び屋上交流スペースなどの利用について御意見をいただいております。想定される利用については、名寄市の特産品の販売、農産品の直売、フリーマーケット、各種サークルの展示ですが、

議員御指摘の飲食については各団体主催によるビールパーティーの意見がありました。また、イベントの中で食べ物や飲み物を提供したり、飲食に関する催し物の開催等が想定されます。そのほかにイベントなどがないふだんのときにおいても誰もが気軽に立ち寄りたくなる環境づくりや名寄市立大学や市内の高校、小中学校にも施設の利用を呼びかけ、観光協会や各部署が主催する各種イベントのサテライト会場としての位置づけなどの意見がありましたので、それぞれ関係する団体が次の事業計画を立てる段階でいつごろどのような内容で開催できるのか、それぞれの団体関係者と個別に具体的な協議を行ってまいりたいと考えています。（仮称）複合交通センターの設置場所が中心市街であること、交通の拠点であること、他の公共施設とは違った複合的な機能を持っていることなど、その優位性を生かした利用について入居団体を初めとする名寄市観光交流振興協議会等からも多くの意見やアイデア等をいただき、利用の促進を目指してまいりたいと考えています。

次に、小項目の3、観光を初めとする情報発信のあり方についてであります。観光インフォメーション業務を担っていただくNPO法人なよろ観光まちづくり協会では、（仮称）複合交通センターにお客様が来館していただいた際に広く目に触れていただくことができる情報案内板として、電子掲示板であるデジタルサイネージを設置する予定です。このデジタルサイネージは、リアルタイム的にタイムリーな情報の更新ができ、さまざまな情報コンテンツや動画情報など一定の間隔で表示することが可能な多機能型表示板で、現在NPO法人なよろ観光まちづくり協会と発信すべき情報内容について協議をしておりますが、市外からのお客様へは市内の観光マップ及びイベント情報や求めに応じて商店街、飲食、宿泊施設等の情報を中心に、また市外に向けた行政情報を中心に発信し、市民へは市民向けの行政情報、催し物情報、さらには周辺市町村の観光情報も掲示する

ことを検討しており、市内外は問わず来館者が求めている情報提供に努めていきたいと考えております。

次に、駐車場対策であります。先ほどの佐藤議員の答弁と重複しますことをお許しいただきたいと思えます。（仮称）複合交通センターの駐車場については、36台確保しておりますが、近隣にまとまった市有地もなく、施設に面した大通は駐車禁止となっており、場合によっては不足することが予想されます。現在までの各団体及び市民会館の利用団体などとの協議の中でも市内循環バスなど公共交通機関の利用をお願いしているところであり、入居団体においてもそれぞれの団体で駐車場の確保をお願いしているところです。また、多数の利用が見込まれるイベント時は、市有地である南広場を臨時駐車場とすべく管内所管部局と課題を含めた調整が必要ですが、施設の利用申請の際に駐車場の利用予定を申しいただくことで一定の駐車スペースを確保したいと考えております。また、現在利用者のために新たな駐車場確保に努めておりますが、議員御指摘の商業施設の空き地については、先ほど久保市長から佐藤議員のときにお答えしておりましたとおり、総合的な判断で対応してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目2、交通安全対策についてと3の（仮称）市民ホール建設計画の進捗状況について答弁をさせていただきます。

まず、大項目2、交通安全対策についての小項目1、子供たちへのヘルメット着用についてでございます。本年8月に発生をいたしました乗用車と自転車の小学3年生との出会い頭の交通事故につきましては、懸命な治療のかいなく、11月にお亡くなりになるという痛ましい結果になりました。道内の児童の自転車使用中における交通事故

は、平成19年から23年の5年間の統計では死者2人、負傷者1,106人となっており、下校時間帯の15時から17時に多発していると言われております。名寄市内小中学校では、小学校で6校、中学校では全中学校4校で幾つかの条件を設けて自転車通学を認めております。ヘルメットの着用につきましては、小学校では通学許可を受けた全員が保護者の責務としてヘルメットの着用を義務づけしてございます。中学校ではヘルメットは着用しておりませんが、交通安全宣言書と車体の特色を記入した申請書を学校に提出をし、安全意識を持って通学する指導をしております。また、小学校の放課後におきましては、児童のヘルメットの着用自体は義務づけをしておりませんが、郊外校の多くでは登下校時と同様放課後でもヘルメットの着用を指導しているほか、各学校の校外生活での決まり事の中では自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょうなどの項目を設けて、保護者に対しての指導をしております。最近では、まちの中で低学年と思われるお子さんがヘルメットを着用して自転車に乗っている光景も見受けられ、放課後での着用が保護者の間でも少しずつですが、浸透してきたように思われます。さきに述べました統計にもありましたように、自転車による交通事故の発生は放課後に多発をしており、今後も学校を通じて引き続き放課後のヘルメット着用をお願いをしてまいりたいと考えております。

次に、小項目2、小学生への交通安全教育についてであります。北海道における平成23年度の交通事故の死傷者は1万9,895人で、そのうち児童の死傷者数は432人、全体の2.2%を占めております。そのうち自転車利用中を含めまして死傷者が4人で、過去5年間にさかのぼると13人が犠牲になっているということでございます。学年別の死傷者数では、小学校1年生が最も多く、低学年ほど事故件数も多くなっております。登下校の時間帯や道路横断中の事故が多く、いわゆる

飛び出しなど児童の側に過失があることが多いという報告がなされております。名寄市の取り組みとしましては、幼児、児童に対する交通安全教育を行っております。幼児につきましては、市内4カ所の幼稚園で交通安全についての親子で学ぶこぐまクラブで、それぞれ年間10回程度名寄市交通安全推進員、女性交通安全教育指導員による人形劇とか紙芝居、ビデオやゲームを通じました交通安全教室を実施をしております。また、児童につきましては新入学時にあわせて、市内全部の小学校11校で全学年を対象に交通安全教室、いわゆる自転車教室を実施をしております。このほかにも名寄警察署、名寄交通安全協会などの協力を得ながら、交通安全教室を随時実施をしてきているところであります。あわせて本年名寄自動車学校で購入をいたしました自転車シミュレーターを使用いたしまして、小学生を対象に実際に道路上の危険を体験させることで基本的な交通ルール、マナーを身につける交通安全指導を行いました。今後におきましても幼児、児童に対して歩行者及び自転車の利用者として必要な知識や技能を習得させ、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するための意識及び能力を高めるよう各教育機関や関係機関と連携をして指導してまいりたいと思います。

小項目の3、子供の自転車運転免許についてでございます。子供の自転車運転免許制度は、自転車を利用する小学生に対しまして警察とか自治体などが連携をして自転車の安全な乗り方を指導することにより、自主的に基礎的、基本的な交通ルールを覚え、交通安全に対する意識を高めて、安全講習や学科試験、実技試験を行った後、免許証を交付をするというものであります。この制度は、埼玉県などを筆頭に一年中自転車に乗ることができ、道路幅が北海道よりは狭い本州などで多く行われており、児童の交通安全に対する意識を高める上で有効な取り組みとは思われます。名寄市では、道幅も比較的広く、交通量も少ない地域です

けれども、ことし発生いたしました自転車による事故は改めて安全を認識し、交通ルールも守ることの大切さを教訓として残した事故でございました。このような交通事故から若い命、とうとい命を守るため、自転車免許を交付する方法も一つの手段としては認識をしつつ、現在行っております交通安全教室の中で幼児と小学校の交通安全指導を徹底をしたいと考えております。また、家庭への交通安全の啓発を進め、今後も警察署、学校、保護者一体となって交通安全に対する認識を深めてまいりたいと考えてございます。

大項目の3、(仮称)市民ホール建設計画の進捗状況でございます。小項目の1、(仮称)市民ホールの管理運営についてお答えをさせていただきます。(仮称)市民ホール施設の管理運営につきましては、隣接をする市民文化センターと一体的な管理運営をすることから、市の直営となりますが、ホール部分に関する事業の一部を民間委託をする予定でございます。その内容につきましては、1つはホールの技術的な管理機能であります。音響及び照明などは専門的な技術を要することから、技術を習得した人材を長期的に配置する必要があり、民間の活力を求めるものであります。

次に、情報発信機能であります。コミュニティーFMを活用して芸術文化情報はもとより、地域情報、各種イベント情報や防災情報の発信を行うものであります。事業の告知や報告にとどまるばかりでなく、現在施設でどのような事業が行われているかなど、タイムリーな情報提供が可能になるものと考えております。

3点目は、文化芸術事業機能であります。今後は、今までの舞台芸術劇場実行委員会をさらに拡大した組織をつくり上げることとし、その中には文化芸術関係者の参加をいただくこととしております。また、開館後の実施事業などの実施に当たりましては、市民の意見を反映するシステムづくりも必要と考えております。本年9月に選定をいたしました業務委託候補事業者のエフエムなよろ

とは、確認書を交わす中、現在近隣の公共ホールの施設視察に同行をいただきながら、共通認識を持ちつつ、今後の施設間連携などを模索することとしております。特に文化芸術事業に関しての人材の登用につきましては、本年9月に公演をいただきました東京都杉並区の区立杉並芸術会館、座・高円寺の芸術監督であります佐藤信氏を文化芸術に関するアドバイザーとして委嘱をして、市民ホールにおける多様な実演芸術の活用について指導、相談をいただける体制を構築する予定でございます。また、舞台運営や演出等の人材確保を含めました協力体制をつくっていく考えであります。

(仮称)市民ホールの建設スケジュールにつきましては、来年6月に本体工事に着工いたし、平成26年10月にオープンをさせる予定でございますが、こけら落としなどオープン記念事業を行いますには出演者のスケジュール調整のため、1年前後前には確定をしなければならないことから、さきに述べました自主事業などを実施する実行委員会を来年の夏までにはきちっとした組織化をするとともに、市民団体が自主企画事業などをしやすくする仕組みづくりも検討をしているところでございます。

小項目2の芸術文化の振興に関する考え方の文化振興条例についてでございます。これまで当市では、名寄市の総合計画の中で心豊かな人と文化を育むまちづくりを基本目標の一つとして掲げ、文化振興条例の制定を実施計画事業として取り上げてまいりました。あわせて平成20年度にスタートをした名寄市社会教育中期計画の中でも推進方策として文化振興条例の制定を位置づけていたところでございます。これまで条例の制定には至っておりませんが、社会教育中期計画に地域文化の検証と創造を推進するための主要施策を定めて、市民の文化活動の奨励や支援、芸術文化鑑賞の機会の拡充、文化芸術に関する交流や環境の整備、文化財の保護など文化振興に努めてまいりました。現在平成19年度に策定した社会教育中期計画の

終了に伴いまして、平成25年度から5カ年間の第2次の社会教育中期計画を策定中であり、文化振興条例につきましても制定の方向で審議をいただいているところであります。今後は、答申に基づきまして平成26年度の(仮称)市民ホールの開館前までには文化振興条例の制定を提案をすることを考えてございます。

なお、条例の制定に当たりましては、条例そのものにつきましても基本的な理念、基本方針を定めるものとし、規則では条例の理念推進に当たっての市民の文化活動に対します援助、支援などを定める考えでありますので、一連の経緯の中で社会教育関係者、芸術文化団体の意見を反映したいと考えております。また、行動計画的なものにつきましても(仮称)市民ホールを核として名寄市全体の文化振興が図れるものとなるよう文化芸術団体や今後設立を予定しております実演芸術の実行委員会や利用される団体などから意見を伺いながら、検証を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) それぞれ答弁をいただきましたので、再質問させていただきたいと思っております。

まず、よろ一なについてお伺いをしていきたいと思っております。さきの佐藤議員とほぼ重複してしまったなという感を持っておりますけれども、あえてお伺いをさせていただきました。3点目の駐車場に関しては、御答弁がありましたけれども、ぜひそのようなことで交渉していただきたいというふうに思っております。名寄市があつた土地を商業会社に販売した目的というのは、地域の振興ですとかにぎわいづくりというのが目的だったわけで、あそこにアパートを建ててもらいたかったわけではないのではないかとこのように思っております。もうあそこまできてしまいましたので、これからどうこうということにはなりませんけれども、せ

めてこのよろ一なを市民に有効に使っていただくためにはやはり駐車場が必要だと。そういった認識は、前の佐藤議員と私も共通しておりますので、ぜひそこら辺のところは精力的に進めていただきたいと思っておりますけれども、特に決意がありましたら、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 久保副市長。

○副市長(久保和幸君) 佐藤議員と同じ答えになろうかと思っておりますけれども、精力的に進めていくということでお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、この利用についてさまざまな利用団体等と協議をするだとか答弁をいただきましたけれども、例えばビールパーティーをするだとか、会食を含む事業もここでやるということになりますと、喫煙、これが館内は禁煙にされようとしているのか、あるいは喫煙場所を設けようとしてあるのか、例えば飲食なんかが入った場合には、喫煙というのは多分したいのではないかなというふうに思うのです。外に出てするというのは、私は余り格好がよくないなというふうに思っておりますので、どこか仮に喫煙場所というのをしっかり設けて受動喫煙にならないような仕組みづくりをすれば、館内でもいいのかなというふうに思っておりますけれども、それに関する考えをお知らせいただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 分離ができれば、要するに受動喫煙のそういったことができるのであればというようなお話だったのでございますけれども、現段階では一応屋上と、それから屋外に喫煙スペースを設けたいというふうに思っております。中については、今現在は禁煙ということに考えております。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) 例えば病院とかだったら、敷地禁煙だとかというのは、私はそれは仕方がないなというふうに思っております。しかし、よろ一なの目的というのはにぎわいづくりなのですよね、健康づくりではなくて。そういった観点からすると、余り厳しい制約を設けるといのもいかなものかなというふうに思っております、そのほうがより使い勝手がよいと市民の皆さんに思ってもらえるのであれば、そういうふうな方向で進めてもいいのではないかなというふうに思いますけれども、今後そういうふうな検討の余地があるのかないのかお知らせいただきたいと思ます。

○議長(黒井 徹議員) 久保副市長。

○副市長(久保和幸君) よろ一なの施設につきましては、基本的に多世代の方々に利用していただくということ、先ほどの答弁でもお答えをさせていただきました。特に高校生、小中学生にも多岐にわたって使ってもらいたいということで、各学校にも要請していきたいというふうに考えておりますので、できるだけ館内でそういう刺激のあるようなことも、教育の場としても使いたいということも考えておりますので、その点については後ろ向きの検討をさせていただきたいということで答弁をさせていただきたいと思ます。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) 決してたばこを吸っているところを見せるのがそんなに教育上悪いとは私は思っておりませんで、できればこれから副市長からそういうふうな答弁ありましたけれども、考え直していただけるのであればありがたいなというふうに思っております。

次に、施設を利用する際に、やはり会議なんかを行う場合、あるいは少々のイベントを行う場合に音響なり明るさ、適度の照明だとかということも必要になろうかなというふうに思っております。私前からちょっと嫌みたらしく風連の風っ子ホールについて、あれはいかなものだったのだと、

費用対効果はどうだったのだというふうなお話をさせていただいております。ここに関しては、よろ一なではどのような計画をされているのかお知らせをいただきたいと思ます。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) エントランスホールあるいは大会議室等については、一応スポットライトの照明等を用意しております。それは、貸し出しというか、備品として装備をしています。それから、音響ですけれども、移動のスピーカーとデッキというのですか、それがセットになったのを整備する。備品として常備しておく予定になっております。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) 仮設のそういったものというのは、聞こえる程度のものかなというふうに思いますが、違いますでしょうか。もう少しわかりやすく教えていただくとありがたいなというふうに思うのですけれども、例えば3部屋通して使うということになると、そこそこの広さになるわけで、そこに入っている皆さんがちゃんとスピーチなりなんなり、例えば民謡だとか、そういうのはやるのかやらないのかわからないですけれども、そういったもの、人の声がきちっと聞こえるだとか、そういったことには本当になっていくのか、なっていないのか、そこら辺はやはりしっかりとすべきだと思うのです。大きな大音量で音楽をやれるまでのものは、それは期待しておりません。しかしながら、一定程度のものはしっかりと備えて、どんな会議をやるのでもきちっと聞こえるだとか、そういったことはやはり必要だろうなというふうに思っておりますので、再度答弁を求めます。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 会議室には、音響といいますか、会議ができて、それぞれ後ろまできちっと聞こえるような音響設備は、これは据えつけるものとして設置をしております。ただ、

能力がどれくらいと言われると、ちょっと私そこまで把握しておりませんが、一定のものは計算されての音響の部分はあるというふうに考えています。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) 後で失敗したということのないように、いろんなところをちゃんと調査をしていただいて、後戻りのない、手戻りのない備品の整備をぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次行きます。交通安全についてでございます。詳しく答弁をいただきました。他市では、例えば子供にヘルメットを奨励する場合に行政が補助金を出しながら奨励をするという例もあるように思っておりますけれども、やはり名寄市がやっているように基本的には保護者がしっかりとした認識を持っていただいて、保護者の責任の中でしっかりと子供たちにかぶせてもらうと。そこがやはり基本かなというふうに思います。それで、保護者の方にいかにしてこれを理解していただくのか、この重要性についてわかっていただくのかというのは、やはり行政の責任としてお知らせしていくというのが必要なことではないのかなというふうに思っております。答弁の中でも一定程度ございましたけれども、こういった学校現場、あるいはそういったところでのお願い、御指導ということになるのかもしれませんが、今後さらに例えばこういった部分で強くお知らせをしたいのだという、そういったところがあればお知らせをいただきたいというふうに思います。

それと、先ほど幼稚園ではこぐまクラブというところでお知らせをしているということだったのですが、幼稚園の高学年というのでしょうか、年長さんのほうでもやはり自転車に乗る方がいるかなというふうに思っております。そういったところら辺の指導体制というのはどういうふうになっているのかもあわせてお知らせをいただきたいとします。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) ヘルメットの着用に関しての再質問をいただきました。先ほど答弁の中でもお話しさせていただきましたが、各学校で登校時、下校時での自転車通学に関しては一定程度の条件を設けておりますというお話をさせていただきました。これにつきましては、お子さんの体の発達段階に応じて、登下校時に自転車を使うのが妥当かどうかという判断かと考えております。具体例を申し上げますと、名寄市内の中で下多寄小学校では小学校1年生が自転車通学をする場合には2学期から、それから日進小学校では小学2年生以上及び南小学校、それから智恵文小学校、風連中央小学校では3年生以上からの使用が妥当と考えております。これは、教育的な配慮も含めまして一定程度の体力、それから危機回避能力があれば自転車通学を認めるという学校側の基本的な考え方と理解をしております。

もう一つ、平成20年に道路交通法が改正をされまして、自転車に関するルールというのが改正となりました。この中で乗車用ヘルメットに関する規定では13歳未満の児童、幼児の保護者は自転車乗車時にはヘルメットをかぶらせるように努力規定が設けられました。この部分は、幼い子供たちにつきましては基本的には保護者が放課後家庭生活の中できちっと指導すべきというのが法的にも認められているという部分と理解をしておりますので、今後名寄市教育委員会のいろいろな交通安全指導の中で、これは保護者に対してきちっとお話をし、保護者の理解が得られるのが大前提と考えているところでございます。

それから、各こぐまクラブの部分、幼児の部分については私のほうでちょっと資料はございませんので、市民部のほうでもし答弁いただければと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 土屋市民部長。

○市民部長(土屋幸三君) いわゆる幼児の部分についてであります。先ほど申しましたとおり、

こぐまクラブというところで年少、小さいお子様につきましては人形劇であるとか紙芝居、こういったものを使いまして基本的なルールを教育といいますか、一緒になって勉強していると、こういうことであります。ただ、年長になりますと、そろそろ自転車に乗れると。先ほど言いました体的にも大体大きくなって、自転車に足が届くといったようなことになりまして、補助輪つきながら自転車に乗る、あるいは子供のほうから乗ってみたいといったことも出てくるかと思えます。これにつきましては、こぐまクラブの中で、これは親子で学ぶクラブですので、年長さんの部分につきましてはそういった自転車に乗る場合につきましては子供だけで乗らないように、必ず親がついて乗るような指導をしていますし、あるいはそういったヘルメット等もかぶるように指導しながら勉強、指導をしているというところでございます。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) わかりました。

小学校の登校に際しては、その学校で判断をしながら指導しているということでございますけれども、答弁にありましたように事故が起きるのは放課後の学校が終わった時間帯が多いということもありますので、やはり保護者の皆さんの認識が大切なのかなというふうに思いますので、ぜひこれからも積極的に指導していただきたいというふうに思います。

そういった中で、子供に対する免許証を例えば講習会が終わった後に与えるとかというのは、意識づけとしては子供の心の中に残るのではないのかなというふうに思っております。財政的にもこれそんなにかかるわけでもないのかなというふうに思います。例えば手間がかかるという部分はあるのかもしれませんが、それ以上の子供の心に残る効果もあるのかなというふうに思いますけれども、再度これに関する考えがありましたら、お伺いしておきたいと思えます。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 幼児、子供に対する交通安全教育につきましては、学校独自で行っているもの、また教育委員会が指導している部分、それから先ほど答弁でさせていただきました市民部が行っている部分等がございますので、この部分につきましては議員おっしゃるとおり意識づけという部分では大変意義のあることと思っておりますので、市民部とも協議の中で検証していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) では、次、市民ホールのほうの質問に移らせていただきたいというふうに思います。質問の冒頭、建物も大切だけれども、運営していくソフトも大切ですねというふうなお尋ねをさせていただきました。これから例えば年間計画を立てて、この年はこういうイベントをやっていくのだというバランスをとりながら、年次計画を立ててやっていくことになるのかなというふうに思っておりますけれども、この計画を立てるのはエフエムなのか、あるいは名寄市なのか。あるいは、さきのエフエムからの業務委託に関する提案書を見せていただく中では、書いてある中身的に言えばエフエムさんはかなり企画をしたいのだみたいな書き方をしておられて、それをよしとして契約になったということでもありますけれども、そこら辺の整合性がちょっとわかりづらい部分がありますので、お知らせをいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 市民ホール、特に一番大きなホールを使いまして文化事業につきましては、これからどのようなものが具体的になるのかの精査をする部分ではございますが、現在想定している部分につきましては大きくは現在も貸し館として教育委員会等が行っているいろんな事業、それから各文化団体が行っている事業、そして新たにできます芸術文化の実行委員会が行う自主事

業、また委託業者の方が自主的に行う事業と主に4つに分かれるのかなと考えております。この割合につきましては、今後の活用の中での精査が必要になってくるかと考えておりますが、年間計画を1年以上前、もしくは期間を区切って立てることになると思いますので、当然ながら計画を策定する段階で委託業者でありますエフエムさんと、それから今まで行った教育委員会の文化事業との整合性をとるように事前に綿密な打ち合わせをすることが必要と考えております。この部分につきましては、今後のエフエムさんとの協議の中でしっかりと詰めさせてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) 委託業者とこれから協議ということは、まだ余りちゃんと決まっていないということなのではないでしょうか。他市の例を見ますと、この部分は直営でやっているというところもあれば、例えば朝日のサンライズホールなんていうのは専任の職員がいらっちゃって、本当に太い人脈をつくって、いろんな事業を持ってくる。それは、やはり長くやっていったからこそ人脈がつくれたのかなというふうに思っております。行政が直接行うというのは、やはり大きなメリットがあるのかなというふうに思いますけれども、人事異動があっては引き継ぎというのがなかなか難しい部分があるのかなというふうにも考えられます。そこら辺を考えたときに継続的にやるのであれば、例えばエフエムが年間計画を立てて、行政がそれをきちとチェックをしていくと。公平なのかどうなのか、バランスがどうなのかとか、そういうのを見ていく。あるいは、市民団体、市民がそれこそチェックする団体のようなものがあるとか、そういった形をつくって、そういったところも委託をしてしまったほうが逆に人脈だとかそういうことを考えるとメリットもあるのかなというふうにも思いますけれども、そこら辺の見解についてお知らせいただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 文化事業の計画段階での部分につきましては、先ほども今まだ実施設計をしている段階の部分では若干おくれぎみだということは認めざるを得ないかなと思っております。現在委託予定業者のエフエムなよろさんとは、主に各自自治体のハード面での整備の部分についての共通認識を持ちながら、その中で視察の中で今お話もありましたように土別市のあさひサンライズホールソフト事業も含めてのお話等も伺っている段階でございます。計画を立てる段階で委託させていただく業者と、それから行政側が共同作業できちとやり切るとというのが一番大切なことだと思っておりますので、この部分についての連携についてはきちとさせていただきたいと思っております。また、ただ行政職員の場合、なかなか人事異動等がございますので、継続性という意味ではある意味管理を委託する業者の方に一部そういった継続性の部分をお願いする部分もあるかなと思っておりますけれども、それにつきましても事前の協議の中できちと方向性を出していきたいと考えております。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) もうそんなに時間があるわけではないのかなというふうに思っておりますので、なるべくそこら辺は早急に検討を進めていただきたいというふうに思います。

ちょっとこの項の質問を残して、条例についてもお話をさせていただきましたけれども、これについても開館までに条例を制定をしていきたいという答弁をいただきましたけれども、実際にはやはり1年ぐらい前からこういう計画を立てたり、もうそこから本当は始まっていなくてはいけなくて、というか今から始まっていなくてはいけなくて、そういう基礎があって、ではどういうふうなことをやりましょうかというのは必要で、こども非常に後手だったのかなというふうに思っております。そういった中でちょっと不安に思うのは、

箱物がほぼできた段階で、条例も大体その段階でできると。本当にこれで大丈夫なのかな。もう少し前倒し、少しでも前倒しでできて、せめて市民に対する周知ができるというようなタイミングでこの作業を進めることというのはできないのかどうか。社会何とかという計画の進捗状況を見ながらというふうな御答弁もいただきましたけれども、そこら辺の関連でどうしてもそのタイミングでなくてはいけないのか、あるいはどうなのかというところでちょっと答弁をいただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 条例制定についてスピード感がないという御指摘をいただきました。今審議しております社会教育中期計画は、ほぼ案がまとまりまして、来年の1月早々に答申をいただけるということですので、答申をいただいた後スピードアップをして、なるべく早くに、これ条例ですので、議会提案がござります。定例会の議会提案、少しでも早く提案できて、一定程度の条例の基本的な考え方を市民の方に理解いただいた中で開館を迎えるというタイムスケジュールを考えておりますので、少しスピードアップをさせていただきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) できればよろしくお願ひしたいというふうに思います。

今エフエムさんとともに他の施設を視察に一緒に行かれていますというふうなお話を伺ったわけなのですが、ホール設計の進捗状況といたしましてでしょうか、大きな大まかな形といたしまして、方向性。多目的ホールですから、クラシックもある程度できて、普通のスピーカーで鳴らす音楽もできて、芝居もできてというふうなホールということになるのかなというふうに思いますけれども、例えばその中でもこの部分を特徴づけたいとか、そういった考えがまとまってきただと

か、方向性がちょっと見えてきたとか、そういった部分がありましたら、お知らせをいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 実施設計に入りましたのが2カ月ほど前かと認識をしておりますけれども、皆さんには基本設計の中で大枠の部分についての設計の概要についてはイメージをいただけたと思います。議員が御指摘のとおり、特に大ホールの音響、照明、それから舞台装置の部分につきましては詳細設計の中で今検討しているという段階でございます。特に音楽関係者、それから舞台芸術の関係者にしてみれば、どういった使い勝手のよいホールになるかという部分につきまして大変関心、興味のあるところであると思いますので、舞台装置等の部分につきまして一定程度皆さんにイメージが湧くような図面等ができましたときには、何らかの説明する機会を設けたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) これから先2カ月後から実施設計が、詳細設計が始まっていくということ……

(何事か呼ぶ者あり)

○19番(東 千春議員) 始まっているということですね。そういった中で詳細設計が始まっているながら、ハードの視察をしていくということであるのですけれども、こういう順番でいいのかなのかなというふうには思うのですけれども、見るということはまだこれから変える余地も若干残されているという意味なのかなというふうに思っておりますけれども、前私質問させていただいた、観客の動線がどうなのかということをやっとお伺いをしたのですけれども、今度は出演者が大量に出演をする、例えば吹奏楽をやるとか、そういった大会をやったときに出演者側の動線というのは本当にこのようなままで十分だなというふうな環境になっているのか、再度お知らせをいた

だきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) いろいろなシミュレーションの中での動線計画につきましては、基本設計の中で一定の計画を持ちましたので、それについては図面がございまして、お見せすることができるかと思えます。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) それは、以前いただいた図面がそうだということですよね。その図面の中で、前も何度もちょっとお話をさせていただいたのですが、倉庫が本当にこの大きさで、倉庫、収納場所です。いろんな方に聞くと、やはり収納場所は後でいろんなものを置くのがふえていくよという話を伺うのですけれども、いろんなところに収納できるから大丈夫だというふうなお答えを何度もいただいているのですけれども、本当にこういうこの程度の収納場所で大丈夫なのかどうか。いろんなところ視察に行かれたということですので、視察に行って、またその後いろんなお話も聞かれたかもしれません。そういった中でこの大きさで本当に大丈夫だという確信が持てるのかどうか、お答えをいただきたいと思えます。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 倉庫スペースにつきましては、さきに議員からも御指摘をいただいているところがございます。また、ここ一、二カ月の視察の中でもこちらの図面を各近隣の自治体の担当者に見せると、倉庫の位置、それからスペース、総量の問題については少し少な目でないかという指摘をいただいているという復命を受けておりますので、倉庫スペースにつきましては議員の御指摘のとおりもう少し検討の余地があるのか、余剰スペースを倉庫として使えるような部分についての工夫の余地があるのかどうか検討させていただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) 一度つくってしまうと、なかなかこれは改築をするということではできない問題ですので、最後まで話の中身を詰めていただいて、できた段階で使い勝手がいいねというふうな周辺整備、ホールはいいのだろうなというふうに思いますが、その人の流れであるとか、物を置いたときに狭いとかというふうになっていたら、これ後でつくるといったらもう多分無理だろうなというふうに思えますので、これは今が勝負だというふうに思えますので、ぎりぎりまで詰めていただいて、ぜひ使い勝手のいい設計に努めていただきたいなというふうに思えます。

音響がよいというのがやっぱりホールに求められて、それが移動席が固定席になったという経緯もあったのかなというふうに思えます。それがやっぱり市民の望みだったのだろうなというふうに思っております。例えば音響で、スピーカーで鳴らす音楽の場合、そういう音響装置あるいは照明に係る、かけられる金額というのはどの程度あるのか、またその中身はどの程度詰まっているのか、現段階でわかる範囲でお知らせをいただきたいと思えます。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 申しわけありません。音響及び照明に係る金額については、私の手元の資料では今ございませんので、後ほど担当と詰めた金額をお知らせしたいと思っておりますので、お許しください。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) 今わからないのは結構なのですが、金額は決まっているということで解釈をしていいのか、その設計の中身もほぼ決まったというふうに解釈をしていいのか、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 金額につきましては、現在積み上げ中と認識しておりますので、まだコ

ンクリートになっていない部分がさらにあるかと思しますので、その部分につきましても後でお知らせさせていただきたいと思えます。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) この部分につきましてもなるべく搬入をしなくて済む形が使いやすいホールになるのかなというふうに思っておりますので、ぜひこちら辺はなるべく余りけちらないで、しっかりとしたものをつくっておけば持ち込みをしなくても済みますので、その分利用者側にしてみれば搬入コストがかからない、そういうことになりますので、例えば団体に対する補助金を出すと同じ意味になってくるのではないかなというふうにも思えますので、どうかこちら辺のところも余り節約をしないで、しっかりとものの設計をお願いしたいというふうに思えます。

少し時間を残して、終わりたいと思えます。

○議長(黒井 徹議員) 以上で東千春議員の質問を終わります。

15時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○議長(黒井 徹議員) 再開いたします。

子ども・子育て支援関連3法について外2件を、高橋伸典議員。

○10番(高橋伸典議員) 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をしてまいりたいというふうに思えます。

まず、子ども・子育て支援関連3法について質問をいたします。このたび社会保障と税の一体改革の一番重要なポイントは、子ども・子育て3法であります。そして、この3法の趣旨は言うまでもなく3党合意を踏まえた幼児期の学校教育、保育、地域の子供、子育て支援を総合的に推進することであり、その主なポイントは認定こども園の制度の拡充、また認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型共通給付及び小規模保育等地域型

保育給付の創設、3つ目には地域の子供、子育て支援の充実の3点であります。この制度が本格的に動き出すのは早ければ平成23年度ですが、本格施行までの1年間、保育の需要増大に対応するため、新制度の一部を先取りして、保育緊急確保事業である子ども・子育て支援法附則第10条に行われることとなっております。本市としてもこの国の動向を見きわめつつ、できる限り円滑に、かつ速やかに新制度を導入できるよう万全の準備をしていくことが重要と考えております。

そこで、具体的な質問をいたします。地域版子ども・子育て会議の設置についてお尋ねをいたします。国において平成25年4月に子ども・子育て会議が設置されることとなります。会議の構成メンバーとしては、有識者、地域公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者等と事業に従事する人が想定され、子育て支援の政策設定の決定過程から子育てニーズがしっかりと反映できるような仕組みとなっております。子ども・子育て支援法第7条において、市において地方版子ども・子育て会議を設置することを努力義務化しておりますが、子育て家庭のニーズを把握して施策を行う仕組みは国のみならず、地方においても極めて重要と考えております。本市においても子育て家庭のニーズがより一層反映できるよう、来年度から子育て当事者をメンバーとする合議制機関を新たに設置することが必要と考えますが、どのような考えか、理事者の御見解をお願いいたします。

名寄市事業計画の検討についてお尋ねをいたします。今回子ども・子育て支援法の制定により、全ての自治体が事業計画を制定しなければならなくなっております。事業計画の期間は5年間になっており、その事業計画に当たっては国の基本指針に基づいて子育て家庭の状況及びニーズをしっかりと調査をし、把握することが求められております。平成27年からの本格施行に向け、事業計画を平成26年半ばには設定するためにも平成25

年度で予算づけをして、事業計画策定に向けたニーズの調査のための経費を計上することが必要と考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

3つ目に、本市における実施体制についてお尋ねをいたします。新制度の移行に当たり、事業計画、条例の制定など関係部署の連携のもとでかなり膨大な準備が必要となってきます。新たな制度への円滑な移行を目指し、本市においても速やかに準備組織を立ち上げて対応すべきと考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

4つ目に、利用者支援の相談体制についてお尋ねをいたします。新たな制度への移行に向け、利用者の中には具体的にどのような制度なのか、保育料はどのようになるのか等々不安の声が数多く寄せられております。利用者に対して新たな制度について情報を丁寧に提供するとともに、地域子育て支援拠点などの身近な場所で利用者の気軽な相談にも応じられる体制を整えていく必要があると思われまふ。こうした取り組みを本市においても来年度から実施すべきではないかと考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2つ目、学校施設における老朽化対策の実施についてお尋ねをいたします。本市が管理する公共施設の4割を占める学校施設の老朽化が今深刻な問題となっております。これらの施設は、昭和40年代から50年代にかけ児童生徒急増期に一斉に整備されているものが多く、建築後25年以上が経過した建物が全体の7割を占めております。平成24年度4月、文部科学省は学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議のもと、老朽化対策検討特別部会を設置、老朽化した学校施設の再生整備のあり方や推進方法等について検討を進めてまいりました。8月30日、(仮称)学校施設老朽化対策ビジョン中間報告を取りまとめられております。この中間取りまとめでは、従来のように施設、設備にふぐあいがあった場合、保全を行う事後保全型の管理から計画的に施設、設備の点検、修繕を行い、ふぐあいを未然に防止

する予防保全型の管理へと転換を目指すことを求められております。本市もこの予防保全、事後保全体制で動き出してはおりますが、さらに予防保全の管理で長寿命化を図ることにより、全国公立小中学校設備に今後30年間で約38兆円もかかると言われてるところを約30兆円まで予防保全で圧縮できると試算をされております。現在は、計画的に予防保全管理を行っている地方公共団体は約1割にとどまり、建物の劣化診断や中長期的計画の策定は3割にも達していないのが現状だそうです。学校施設の耐久化が進む中、子供たちのさらなる教育環境の向上、安心、安全な拠点、地域の防災拠点として安全性を高めるためにも老朽化対策の積極的な取り組みが必要と考えられます。

そこで、具体的な質問をいたします。予防保全の管理と長寿命化の推進のため、劣化診断の現状把握についてお尋ねをいたします。建物の償却年限やこれまでの改修履歴だけではなく、建物の劣化状況や教育内容、方法に応じた施設の適用状況など現状を的確に把握することが必要と考えられます。また、その際対象施設がどの程度の状況で、また状態であるのかを客観的に総合的に把握することが重要と思われまふが、本市の診断状況についてお知らせいただきたいというふうに思います。

次に、中長期的計画策定及び推進体制の整備についてお尋ねをいたします。目標耐用年数を設定するなど各地方公共団体においても個々の施設について整備時期を明確にするとともに、既存ストックの状況と将来の利用状況を見きわめ長寿命化を図ることやスペースの有効活用、規模の適正化を図るなど施設のマネジメントを行うことが重要であると思われまふ。また、将来の財政収支状況も踏まえ、事業の平準化の視点も含めて中長期的な整備計画を策定することも重要と考えられます。建物の建設管理に係る経費のうち、運用管理段階で発生する保全費、修繕費、改善費、運用費、光熱費等々は、初期の建設費のコストの4倍から5倍に達する例もあってと言われております。このた

め現状の把握によって整理した優先順位を踏まえ、整備対象の重要化を図るとともに、目標耐用年数やライフサイクルコストの算定も考慮に入れた実施計画を策定することが重要であります。また、教員や保護者、地域住民、関係する行政部局の参画により幅広い関係者の理解、合意を得ながら計画を検討、策定することが重要であると思われま。中長期的な計画の策定及び推進体制の整備について理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目3点目、なよろコミュニティーバスとデマンド交通についてお尋ねをいたします。なよろコミュニティーバスは、現在実証実験で運行されておりますが、JR列車との連携も含め、運行をされております。冬期間になり、高齢者が利用率が多くなり、利用者により北斗団地、ノースタウンに帰る際、駅での待ち時間が長い、また接続が悪い、帰れない等々の意見をいただいております。また、デマンド交通の利用者からも名寄22カ所、風連10カ所の停留所がありますが、そこにおろされて歩いていかなければならないという御意見もあります。バス利用者の御意見やアンケートの結果について、またデマンド交通の運行状況の課題についてをお知らせいただきたいというふうに思います。

以上の質問を終わり、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 私のほうからは、大きな項目1の子ども・子育て支援関連3法について、大きな項目2は教育部長から、大きな項目3は総務部長からの答弁とさせていただきます。

初めに、小項目1、地方版子ども・子育て会議の設置について申し上げます。政府は、平成24年3月2日に少子化対策会議において決定された子ども・子育て新システムに関する基本制度等に基づき、同月30日に子ども・子育て支援法案、総合子ども園法案及び子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に

関する法律案、略称、整備法案を決定するとともに、同日第180回国会に提出いたしました。これらの法律案は、5月以降衆議院本会議及び衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会において審議が行われましたが、6月15日に民主党、自民党及び公明党3党による実務者間合合において社会保障・税一体改革に関する確認書が取りまとめられ、子ども・子育て支援法案及び略称、整備法案に対する議員修正案と略称、認定こども園法一部改正法案が国会に提出され、同月26日に衆議院特別委員会及び衆議院本会議で可決され、その後これらの法律案は参議院における審議を経て、8月10日に参議院特別委員会及び参議院本会議で可決され成立、8月22日に公布されたところであります。子ども・子育て関連3法の趣旨は、3党合意を踏まえ、幼児期の学校教育、保育、地域の子供、子育て支援を総合的に推進していくとされ、その主なポイントとして、1つ目は認定こども園制度の改善、2つ目は認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付、3つ目は地域の子供支援の充実とされております。地域版子ども・子育て会議の設置につきましては、国では有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画、関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を平成25年4月に設置を予定しております。市町村等では、合議制機関の設置努力義務とされておりますので、国の動向を注視し、検討してまいりたいと考えております。

次に、小項目2の名寄市事業計画の検討と小項目3の本市における実施体制、準備組織の設置につきましては、関連性がありますので、あわせてお答えをいたします。子ども・子育て支援法により国の基本指針を踏まえ、潜在ニーズも含めた地域での子供、子育てに係るニーズを把握した上で、新制度の給付、事業の需要見込み量、提供体制の確保の内容及びその時期を盛り込んだ市町村子ど

も・子育て支援事業計画の策定が全市町村に義務づけられました。市町村が策定する事業計画に係る基本指針は、国で検討、策定され、平成25年度中に公表を予定されておりますので、国の動向を注視し、検討してまいりたいと考えております。現在国の財源見込みとして、消費税が充てられるとされておりますので、新システムの本格施行は消費税増税が見込まれる平成27年度を予定されております。具体的な名寄市の事業計画の検討につきましては、国で設置されます子ども・子育て会議を注視しながら、平成22年3月に策定いたしました次世代育成支援後期行動計画を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。また、そのときに行ったアンケートによるニーズ調査を平成25年度以降にも実施し、名寄市の新しい支援計画をスムーズに策定できるよう準備してまいりたいと考えております。

なお、来年度の準備に係る費用の予算化につきましては、充当財源が不透明でありますので、補正予算も含め対応してまいりたいと考えております。

次に、小項目4の利用者支援の相談体制について申し上げます。名寄市においての子供、子育てに関する相談体制は、保健センターで妊産婦健康相談や乳児家庭全戸訪問、さらにはお父さん、お母さん教室を開催、また地域子育て支援拠点事業として名寄市内3カ所で地域子育て支援センターを開設し、子育て相談を実施し、育児不安を解消するための体制を整えてまいりました。保健センターと地域子育て支援センターとの連携により、孤立しがちな家庭への訪問などこちらから出向いていく支援も実施しているところであります。市役所には、家庭児童相談員、母子自立支援員を配置し、関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めてまいりましたが、今後も引き続き子供の健全育成を進めるために、さらなる相談体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 私のほうからは、大項目の2、学校施設における老朽化対策の実施について、小項目の1、予防保全型の管理と長寿命化推進による劣化診断の現状把握についてお答えをさせていただきます。

文部科学省においては、建築後25年以上を経過をした学校施設が約7割を占めるなど、老朽化の進捗が深刻な状況を受け、有識者会議によりまず検討を進め、本年8月30日に学校施設老朽化対策ビジョン(仮称)の中間取りまとめを行ったところでございます。このビジョンによりますと、現行では平均約40年程度で改築、いわゆる建てかえをしているものを現行よりグレードの高い改修を行うことにより70年から80年程度の使用をすることが可能としていること、さらに従来のように施設、設備にふぐあいのあった際に保全を行う事後保全型の管理から、計画的に施設、設備の点検、修繕等を行い、ふぐあいを未然に防止をする予防保全型の新しい管理へと転換を目指すとしております。名寄市におきましても建築後40年を一つの目安として学校施設の改築に取り組んできております。現在名寄南小学校の改築計画を進めております。しかしながら、名寄市にあっては旧耐震基準で建築された学校施設も残っている状況にあることから、教育委員会としては適正配置計画と連動した学校施設の改築による耐震化を優先して行いつつ、耐震化されている学校施設につきましては適切な管理、修繕を行いながら施設の長寿命化を図ってまいりたいと考えております。劣化診断につきましては、目視等による確認については可能でありますけれども、明確な基準が示されていないことやその後の総合的な判断を行う技術職員が教育委員会には確保されていないことから、現状では実施が難しいということでございます。

次に、小項目の2、中長期的な計画の策定並びに推進体制の整備についてでございます。学校施

設を長く有効に使い続けるためには、適切な維持管理等中長期的な視野に立った施設や設備の保全を計画的に行う必要があります。名寄市の学校施設整備につきましては、平成20年4月に策定をした名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針と平成21年1月に策定をした名寄市立小中学校施設耐震化計画に基づきまして、名寄東小学校の屋内体育館の危険改修であるとか、風連中学校の施設移転による耐震化を行ってまいりました。また、平成23年4月に名寄市立小中学校施設整備計画を策定をし、耐震化計画と維持保全計画を柱に、学校教育を進めるために必要な施設機能を確保し、充実した教育活動が展開できるよう学校施設の整備を進めることとしております。この施設整備計画については、平成29年度までの計画となっていることから、今後ともこの計画に基づいて財源対策を見据えながら、学校施設整備の各種施策を進めてまいりたいと考えております。議員の質問にもあったとおり、文部科学省の学校施設老朽化対策ビジョンにおきましては、今後どのような方向性が出されるかを見きわめながら、状況によりましては既存の名寄市の計画の見直しを含めて推移を見守りたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目3、なよろコミュニティーバスとデマンド交通についてお答えをいたします。

まず、コミュニティーバスの運行状況と利用者からの意見並びにアンケートの結果などについてであります。高齢化社会に対応したバス文化の創造と利便性の高い公共交通サービスの提供を目的に、なよろコミュニティーバスの実証運行を本年7月から実施し、約半年が経過しており、この間利用状況調査、利用者からの聞き取りやアンケート調査を実施をしております。今回の実証では、新たに市内を大きく東回りと西回りに分け、

市内東回りについては旧東西線の路線を基本に市立総合病院を含めた東側を回る路線に変更し、名寄公園経由、南が丘団地経由各6便、1日計12便としております。また、市内西回りにつきましては旧市内循環線を逆回りとしたほか、一部路線を変更するとともに、通勤、通学やJRとの接続を考慮して、朝夕の増便を行う一方、従来利用の少なかった午後を減便し、1日20便としたところであります。再編後の7月から11月までの5カ月間の乗車状況につきましては、前年同期比で市内東回りで839人、22%の増、市内西回りでは2,000人、15%の減となっております。一方、イオン徳田線は3,362人、10%の増となっております。

また、利用者アンケートの結果についてであります。10月に実施したアンケート調査では、バスを初め医療機関や公共施設などを合わせて14カ所で調査票を配布し、70人の方から回答をいただきました。結果につきましては、バスの利用目的は主に買い物や通院となっており、バスの便数がふえ、利便性が向上したかの問いに、そう思う、ややそう思うが46%、そう思わない、余りそう思わないが46%、路線が変わり利用しやすくなったかの問いには、そう思う、ややそう思うが40%、そう思わない、余りそう思わないが31%などの回答となり、意見が分かれております。また、自由記載欄では朝の通勤に有効で活用しているとの意見がある一方、風、雨等を避けられる待合所の整備や乗り継ぎなしで目的地に行けるよう改善を求める御意見をいただいているほか、一部の時間帯でJR名寄駅が終点となることから、循環にならない便は自宅まで帰れなくて不便との御意見もいただいております。今後については、これら調査結果や市民からいただいた御意見を踏まえ、さらには平成25年4月から駅前交流プラザよろ一なも開設されて、施設への足としての利用も期待されることから、より利便性の向上に向けた改善を図りながら、実証運行を進めてまいり

ます。

続きまして、デマンド交通についてであります。地域住民が利用しやすい新たな交通システムの構築を目指し、2年間の実証運行を経て、現在の下多寄線、デマンドタクシーとして運行に至ったもので、国庫補助路線として学生の通学や地域住民の通院、買い物等の足として運行されております。デマンドタクシーの運行は、全て予約制となっており、病院、学校、スーパーなど買い物などができる施設として名寄地区に25カ所、風連地区には10カ所の指定場所を設け、自宅前から指定場所へ向かう便を1日4便、指定場所から自宅前に戻る便を1日5便として運行しております。昨年11月から運行を開始して1年が経過したところでありますが、1年間で旧路線バスの乗車数延べ1,174人に対し、デマンドタクシーバスの乗車数は4,881人で、3,707人、316%の増となっております。当初の想定では、旧路線バスの2倍程度の利用を見込んでおりましたが、想定を超える利用状況で、時間帯によりましては車両2台で運行せざるを得ないなどの課題も生じており、今後さらに利用者が伸びる状況が続けば運行体制の見直しが必要になるものと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○10番(高橋伸典議員) では、再質問をさせていただきます。

まず、今回の。日本は、今少子高齢化が進んで、社会保障を含めた予算が年間で1兆円ずつふえていくという状況が続いております。高齢化に伴って社会保障が今は現状赤字国債等々の借金で運用されている等の部分を踏まえて、本当にもう現役世代もやはり正規雇用がなかなかつくれないということで、大変な状況を迎えております。その中で今回3党合意で社会保障と税の一体改革で再来年から消費税が8%、また次の年から10%上がるという状況になる中で、この消費税を年間1兆

円子ども・子育て支援関連3法のほうに運用されるという流れになっております。27年からこの3法が施行するわけなのですが、現状今名寄市でもいろんな施策をやられております。本当にもうこの3法の中には、今やっている一時預かりだとか、乳幼児家庭全戸訪問事業だとか、子育て短期支援だとか、延長保育だとか、病児、病後児保育事業だとか、放課後児童クラブ事業だとか、妊婦健診事業だとか、いろいろある程度はまった事業を行われているというふうに思うのですけれども、今回子ども・子育て会議を国のほうでは内閣府で新制度の準備室が立ち上げられて、その本部がそのまま準備室として本部となって動き出すことになっております。そして、国でも子育て関係の合議制の会議の設置が来年度からされるということになって、先ほど会議をまず名寄市でも立ち上げてほしいということでお話されたのですけれども、今現状子育てに対する会議という合議制が名寄でもあると思うのですけれども、どういう会議で何名ぐらいでお話をされているのか、ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 今議員がお話しになった合議制的な会議については、名寄市の部分では設置してございません。しかしながら、子育てに伴う先ほど説明申し上げました支援センターを中心とした事業の中では、それぞれ相談業務、それから利用につきましては23年度の実績であります。支援センターの利用では23年度は7,027組の1万5,271人の利用がございまして、その中で利用者で相談をいただいているのが662件ということであります。ですから、こういう支援センター、または3保育所におきましても父母の会、お父さん、お母さんの会等々がございしますので、その会議では保育所ごとにそれぞれの会議を年に何回か開いてございますので、そういうところでの情報交換をさせていただくとともに、支援センターにつきましてはそういう相談業務、

事業の展開を含めた中で御意見をいただきながら、支援センターの運営に反映をさせていただいているのが実態でございます。

また、苦情の部分につきましては、現在市民のお二人の方に苦情の委員になっていただきまして、保育所の中で市民の利用者の苦情がございましたら、その中で取り上げていただいて、その中を説明させていただいて、改善策を検討していくというような対応も現実にしてございますので、今国で提案されている内容について、組織メンバーが先ほども話した内容でありますけれども、現実これからどう進めていくかという部分はまだ実は実態でいきますと先月、11月にやっと担当者会議を上川振興局で行ったという状態でございますので、細部については大変申しわけありませんけれども、この場では申し上げられませんが、しかしながら現状として今の保育関係、子育てにつきましては現状の中で市民ニーズに合った対応を進めさせていただいていると考えているところであります。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○10番(高橋伸典議員) 大体わかりました。

三谷健康福祉部長は、もう名寄は完璧に行われているという実態をお聞きしまして安心をしましたがけれども、やはり国で、今上川支庁も国から来て余りまだ状況が把握できていないということで、しっかりと把握できた中でこの会議等々を進めていただきたいなというふうに思います。本当有識者、また地方公共団体、事業主、労働者代表、子育て当事者等々の会議なのですけれども、今までほとんど会議には子育て当事者というのは入っていきなかつたのです。もう本当に公共団体の役人だけでお話ししたり、また有識者だけでお話しして、やはり国では当時者のお話が聞けなかつたという部分があるので、当事者も含めた会議を設置してほしいというお話が出たみたいなのです。それで、ぜひ国の動向を見て、地方版の会議等々を

子育ての当事者を含めて、名寄市の子育て支援に反映させていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。本当に今現状支援センターで、また父母会等々でこういう子供に対する要望等々を吸い上げているという部分がありますので、名寄はある程度そういう部分を反映をされているというふうに思いますけれども、しっかりと全戸に訪問ですか、訪問していただいて、子供たちの保育に十分反映できる体制をつくっていただきたいというふうに思います。

次に、2つ目に来年度なのですけれども、アンケート等々をとる予定はあるのかという部分なのですけれども、その部分を教えていただきたいのと、先ほど何かアンケートを何年か前に行わせていただいたという部分なのですけれども、これはその当時どれぐらいのお子様の、1,500人いてそのうちの何百人からアンケート取りましたという部分だと思うのですけれども、その数がわかればちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 先ほど答弁の中でお話ししました次世代の計画書をつくる前段で、市民ニーズにお応えするというのでアンケート調査を実施させていただきました。この部分につきましては、就学前児童保護者に対してと小学校低学年保護者に対してそれぞれ1,191、それから743、1,934世帯に対してアンケートの実施をさせていただきまして、回収はそのうち1,258、65%の回収をいただいたところであります。その中身につきましては、22年から26年度の次世代計画の中で反映をするということで、156項目にわたりアンケート調査をさせていただいたところでございます。現在の部分では、まだ重立った精査はしてございませんけれども、この次世代の前期計画が26年度で終了しますので、25年度、先ほど答弁の中では25年度以降というお話をさせていただきました。これも国の動向

によって変わってくると思いますが、同じような形の中で市民ニーズを把握するなどのアンケート調査が実施されるのではないかと考えております。項目内容についても、これも国、道との連携がございまして、関連性がございまして、項目は今申し上げられませんが、国、道等との連携を図りながら、実施に努めていきたいと考えております。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○10番(高橋伸典議員) わかりました。それなら、そういうことは今回も国、道の動向を見てアンケートをとっていただけるということで、しっかりと体制を進めていただきたいというふうに思います。

今回アンケートをとっていただけるということなのですが、これはそれなら来年度でアンケートをとっていき、またその予算は国から来るということなのではないでしょうか、それとも先ほど補正予算を組むという形言われましたけれども、国の子ども・子育て支援関連3法の中には予算をこちらに渡すというふうに書いてあったみたいなのではないか、そこら辺の部分はどうか、まだ全然わからないのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 国の動向につきましては、先ほどお話ししましたようにまだ詳細は伝わってきてございません。先ほど議員お話しのように、今私のほうで情報では約7,000億円を子育てにということで国の方向が出ておりますけれども、どの部分でどのお金ということの配分はまだ聞いてございませんし、また今のアンケートのスケジュールにつきましても国の部分では今政権交代しましたので、今後どのような形で動いていくかという部分についても詳細は来ておりません。しかしながら、これの実施につきましてはやはり市民ニーズということで、必ずアンケート調査は国のほうでも実施すると思います。しかし

ながら、地方自治体で、先に市町村でやっていると、国、道との関連性がなくなってしまうので、これはやはり国、道の方針が出てから実施しようということで考えているものです。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○10番(高橋伸典議員) わかりました。今国と道の動向を見てということなものですから、しっかりとその動向を踏まえて進めていただきたいと思います。

相談体制は、先ほど支援センター等々がやっている、また保健センター、または母子相談員、家庭児童相談員がいるので、そちらの体制でやっていくということをおっしゃったので、しっかりと母親の不安にならない体制を整えていただきたいということをお願いしておきます。

参考になのですが、横浜市では保育コンシェルジュという、全ての区に1人から2人の人員を配置して、利用者である保護者の方々にニーズだとか状況を伺って、保育サービスに関する情報提供をしたり、集約したりしているそうですし、松戸市でも地域子育て支援拠点、子育てコーディネーターを配置して、そういう部分をやっているそうです。また、名古屋市でも保育案内人を設置して、当事者の不安を除いて体制を整えているものですから、ぜひ名寄も家庭児童員、また母子相談員の方々に汗を流していただいて、不安を取り除いていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

次に、学校施設の老朽化対策についてお尋ねをいたします。先ほどのいろいろお話ししました。その中で名寄市でも老朽化が進んでいる小学校がたくさんあるというふうに思います。適正配置、また区割りによって豊西小、また南小をなくして、南小を建て直す。そして、南小の場合は耐震性が整っていないので、新築をしなければいけないというふうに今言われておりました。総合計画の中には、小中学校15校のうち築後30年以上た

っている校舎が8校ありますと書いてあります。昭和56年以降の建築基準の耐震化にはまっていない学校が小中学校9校あるということによっておられます。これは、やはり児童生徒の減少に伴って、また適正配置、適正規模の、また通学路の区分をしっかりとやることによって南小ができるのですけれども、先ほど言ったようにこの30年間で38兆円を使う予算を予防保全によって30兆円に変えられるというふうに言われている中で、名寄としても予防保全で対応できる学校というのは、今先ほど築後30年以上が8校あると言っていましたけれども、どことどことどこなのでしょう。また、耐震の部分で30年たっても予防保全で対応できる学校というのは名寄ではどことどこがあるのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 学校施設の維持管理の保全という部分ですけれども、保全の目的につきましては施設とか設備のふぐあいを早期に発見をして、事故や損害を未然に防止をして、施設整備の性能を維持しながら、劣化を最小限にとどめる。また、その中で最適な運営状況を保つというのが基本であると考えています。その中で予防保全を重視をするという考え方が今回文科省において出されてきたのかなと認識をしております。ただ、名寄市におきましては現在耐震化されていない建物も含めまして、多くの学校が予防保全では耐え切れなかったら言葉が変ですけれども、一定程度のお金をかけてもやはり改築という方法をとらなくてはならないという状況にあると考えております。ただ、今回国が事後保全から予防保全という大きな施策の転換をするという部分もございまして、現在名寄市の施設整備計画では先ほど申し上げましたように平成29年度まで、基本的には事後保全を原則として適正配置と絡めての改築を進めるという方向性を出しておりますけれども、国の施策が転換されたことによって財源

対策等も変更になる可能性もございまして、その辺につきましてはそういった状況を見据えながら、検討を考えていきたいと考えております。どこの学校がという部分については、今申し上げることができませんが、基本的には予防保全の考え方ではなかなか難しい部分があるのではないかと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。

名寄市は、予防保全できないということはある程度学校を建て直していかなければいけない。児童生徒の減少に伴って適正規模、適正配置をしていくのですけれども、逆に本当にもう名寄市はそういう形でいけると思うのですけれども、地方が大変な状況になるのではないかなというふうに感じています。今名寄市内では、南小ができれば適正配置、またすればある程度対応は可能かなというふうに思うのですけれども、今これから入ってくる、名寄中学校、名寄東中学校ももう改修の時期にも入りますし、ほとんど両方とも耐震の部分というのは入っていない部分だというふうに思いますけれども、風連もですか。風連中央小学校もそうだそうです。そういう部分を含めてしっかりとした計画を29年度まで持っていると言われておりますけれども、その29年以降、名寄中学校、名寄東中学校、風連中央小学校の考えというのはどうのお考えなのか、ちょっとお聞かせをいただきたいとします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 現在名寄市の総合計画後期計画の中で施設整備につきましては道筋は示しておりますけれども、議員御指摘のように少なくとも小学校に関しては29年までには市街地の学校に関しては一定程度の耐震化と適正配置が達成するものと考えておりますが、今お話のあったようにその後は風連地区の風連中央小学校がなってくると。その中での適正配置の考え方、また郊外校では同じように智恵文地区の智恵文小学校

が耐震化についても厳しい状況にあるということでもあります。これらについて喫緊の課題でありますので、時期をたがえて整理をしていかなければだめだと考えておりますが、学校施設の整備に関しましては基本計画から実施に当たるまでおおむね4年かかるものでございます。4年ごとにやっていると、名寄市街地区、風連地区、智恵文地区ということ掛ける3ですから、単純計算では12年かかると。こういった中で一部重複をさせながらやっていくのか、そういった部分について内部でも協議をしなければ必要な部分であると考えております。また、同じように小学校については一部再編等が絡みますけれども、御指摘の名寄中学校及び名寄東中学校に関しては校区の再編は関係ありませんので、いずれも築32年から37年ということで、予防保全では耐え切れない状況、改築が選択肢になっております。小学校の改築の進展と中学校の改築について同時進行を進めるのが理想でありますけれども、財源対策を含めまして中で内部的にはまだ多くの課題があろうかなというのが現状として認識しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○10番(高橋伸典議員) わかりました。予防保全ではできないという部分ですので、4年ごとの新築という部分を前提にしっかりと予算づけをして、本当にもう子供たちの安心、安全、または防災拠点だとか教育環境の部分を含めると、早急に進めていかなければならない部分だと思うのですけれども、今の財政状況を考えると行け行け、どんどんというようなことにはなりませんので、しっかりと工程を組んで、スケジュールを組んで体制を整えていただきたいというふうに思います。

次に、最後にデマンド交通の部分、またコミュニティーバスの部分をお聞きしたいというふうに思います。先ほど総合計画でも言われておりますけれども、高齢者や子供たち、または交通弱者対策、そして市民生活の利便性を含めたコミュニ

ティーバスをことしの7月からスタートしました。そして、今回非常に私のところに電話が来ます。何とかしてほしいという部分の訴えが多いのです。やっぱりJRのつなぎはいいのですけれども、JRのつなぎまで行って、あそこで何分かとまる部分、またそこで切れてしまう部分あって戻れないという方々がいて、きっと冬になって自転車も乗れなくなったので、バスを利用される方だと思っておりますけれども、このコミュニティーバス、7月から運行して、あと何年間か実証実験があると思っておりますけれども、どれぐらいのペースでアンケートをとって、苦情を聞いて、来年の7月には1年間を経過したので、こういう体制がいいのかなという方向性ができて、変更されるのか、3年間このままこの時間帯だとか何かを継続していくのか、その状況というのはどうなのでしょう。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷総務部長。

○総務部長(扇谷茂幸君) 今御指摘のありましたとおり、今回のバス路線の再編に伴いまして利便性が上がったところ、それから逆に今まで利用されている方にとりましては利用しづらくなったというような御意見も正直いただいております。特に今御指摘のありました午後の便で一部循環が途切れる路線があります。これにつきましては、当初運行を始めるときにこれまでの利用状況を勘案して設定をさせていただいたということがありますので、そここのところにつきましては実証運行を進める中で一定程度改善を図っていくというような考えを持っております。今回アンケート調査をさせていただいておまして、今度は冬の期間、初めての冬の実証運行の期間に入りますので、この冬の実証運行を終えましたら、またアンケートなりで利用者の皆さんの声をぜひお聞かせを願いたいというふうに思います。それで、あくまでも実証運行中ということでもありますから、ある意味時間帯ですとか、そういった部分については柔軟に対応できる要素もありますので、これ路線を変えるということになりますとなかなか大変なので

すが、時間帯を変えていくという裁量は一定程度あるというふうに聞いておりますので、いわゆる循環が途切れる部分、不便になる部分についてはできれば早い段階で今回の冬の実証運行の中で改善を図って、またどの程度利便性が上がるのかも含めてぜひ検証してまいりたいというふうに考えております。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○10番(高橋伸典議員) わかりました。

JRだとか何か夏用と冬用というのがあるのですよね、時間帯によって。逆にそういう形にしたほうがいいのかなどという。夏は自転車使うから余り乗らないから減らして、冬は乗るからふやすだとかという方法のほうがいいのではないかなというふうに思うのですけれども、今利用しやすくなったというのが40%ありますから、いいのかなど思うのですけれども、やはり東地区とイオンはすごく乗っているのですよね。西回り、北斗団地、ノースタウンの方向の方々なのです、苦情を下さったのは。苦情を下さったのは、そのの方々のお年寄りの方なのです。やはり西の方々が15%減っているというのはそこが原因なのかなと。東はふえて、イオンもふえているのですけれども、西は減っているという部分ですので、ぜひ改善をお願いしたいと思います。その地域の方々の意見だけを聞いても、なかなかほかのところはそれなら苦情になったりという部分は出ると思うのですけれども、アンケートをもう一回とっていただいて、最善の方法をやっていただきたいというふうに思います。

最後に、デマンド交通について一言。今デマンドの停留所が二十何カ所と風連地区10カ所というふうに言われておりました。私に來た方のお話では、停留所は何カ所かあるのだけれども、実際私はここに行きたいのだよねという人が多いみたいなのです。だから、駅でおろされて農協まで歩かなければならないという苦情だったのですけれども、そういう部分というのは駅までなのですか

ら、農協ぐらいまでというのはできないのでしょうか。間違いなく停留所がないところにはおりられないのか。ニセコでは、こういうふうに自宅から自分の好きなところまで行ける。分校の人数もすごくふえているという部分がありますので、そういう体制はとれないのかをお聞きして、終わらせていただきたいと思ひます。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷総務部長。

○総務部長(扇谷茂幸君) 今お話のありました指定場所の考えについてであります。今回デマンドを運行するに当たりまして、住民の皆さんにも一定程度説明会なりを開催させていただいておりますが、基本は従前ありましたバス路線の範囲の中で設定すべきものという考えのもとで、指定場所も指定してきたということがありますけれども、それ以上にある意味利用者の皆さんの利便性を高めるということを含めて、いろんな公共施設をスーパーも含めて、病院も含めて指定をさせていただいているというところであります。これ指定場所をふやすということになりますと、また関係する事業者の皆さんもおりますので、その辺の御理解も含めていただかないといけないということもありますから、一定程度ちょっと時間かかる話でありますけれども、この辺につきましては少し協議を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお祈ひします。

○議長(黒井 徹議員) 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

○議長(黒井 徹議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時10分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名す

る。

議 長 黒 井 徹

署名議員 植 松 正 一

署名議員 宗 片 浩 子

平成24年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成24年12月20日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 益 塚 敏
書 記 高 久 晴 三
書 記 鷺 見 良 子

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 佐々木 雅 之 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 扇 谷 茂 幸 君
市 民 部 長 土 屋 幸 三 君
健 康 福 祉 部 長 三 谷 正 治 君
経 済 部 長 高 橋 光 男 君
建 設 水 道 部 長 長 内 和 明 君
教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君
市 立 総 合 病 院 長 松 島 佳 寿 夫 君
市 務 部 長
市 立 大 学 長 鹿 野 裕 二 君
市 務 局 長
営 業 戦 略 室 長 湯 浅 俊 春 君
上 下 水 道 室 長 石 橋 正 裕 君
会 計 室 長 山 崎 真 理 子 君
監 査 委 員 手 間 本 剛 君

1. 出席議員（19名）

議 長 18番 黒 井 徹 議員
副 議 長 14番 佐 藤 勝 議員
1 番 川 村 幸 栄 議員
2 番 奥 村 英 俊 議員
3 番 上 松 直 美 議員
4 番 大 石 健 二 議員
5 番 山 田 典 幸 議員
6 番 川 口 京 二 議員
7 番 植 松 正 一 議員
8 番 竹 中 憲 之 議員
9 番 佐 藤 靖 議員
10番 高 橋 伸 典 議員
11番 佐々木 寿 議員
12番 駒 津 喜 一 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 日 根 野 正 敏 議員
17番 山 口 祐 司 議員
19番 東 千 春 議員
20番 宗 片 浩 子 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 佐 藤 葉 子

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

1 番 川 村 幸 栄 議員

19番 東 千 春 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

自衛隊行事について外2件を、佐々木寿議員。

○11番（佐々木 寿議員） おはようございます。ただいま議長より御指名と発言の許可を得ましたので、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

第1点目は、自衛隊行事について、名寄駐屯地創立60周年記念行事に対する市としての対応について伺います。名寄駐屯地は、昭和28年に開設され、国防はもとより国際平和協力活動、PKO、災害派遣等々民生安定にも寄与しております。また、町内会活動や各種イベント等の支援等で自衛隊を身近に感じているという、世論調査でも過半数を占めるに至っております。昨年、東日本大震災での活躍が特にたたえられたところでもあります。名寄市では、市長、議長、道議及び名寄自衛隊協力を初め7団体による駐屯地増強、4高群の存続等の陳情活動を例年どおり、ことしも防衛省を初め国会議員、中央方面、師団、駐屯地等の陳情活動を行ってまいりました。この毎年の陳情活動は、中央においても類のない自治体ということで注目されております。さらには、自衛官志願推進協議会長が作成、配布した自衛隊のまち名寄のプレートが浸透し、名実ともに名寄市は自衛

隊のまちとして定着してまいりました。このことは、市と駐屯地とともに地域振興を目指して、先人の方々がさまざまな場において相互に理解をし、信頼を着実に深めてきた長い歴史があり、今日のような強いきずなができたものと確信しております。このように自衛隊とともに歩んできた60年の節目を来年に控えている名寄駐屯地創立記念行事に対して、市としてどのような対応を考えているのか伺いたいと思います。

2点目は、教育行政について、初めに出席停止について伺います。文部科学省が公表した総合的ないじめ対策は、学校や教育委員会任せだった姿勢を改め、国が積極的な役割を果たすことを盛り込みました。早期に取り組む対策として挙げているのは、いじめた子供に対する出席停止の活用や警察との連携強化など管理強化の側面を重視しています。国は、これまで原則いじめ問題の対応を学校や教育委員会に任せ、問題が発覚した後に細切れで通知を出すことを繰り返してまいりました。このようなことから、抜本的に方針を転換することについて当時の文科大臣は多くのいじめ自殺などを挙げ、子供の命を守るのが国の責務と説明をいたしました。文科省は、深刻ないじめなどについて国は教育委員会から速やかに報告を求め、指導や助言をすることをルール化することを盛り込んでおります。教育現場において出席停止についてこれまでどのような取り組み状況であったのか、今後の出席停止はどのように取り組もうとするのか、見解を伺います。

次に、コミュニティースクール、学校運営協議会制度について伺います。コミュニティースクールは、平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により成立した仕組みで、これによって保護者や地域住民が直接学校運営に参画することが可能となります。これらの方々が一定の権限と責任を持ち、当事者として学校運営にかかわっていくことで、学校運営や教育活動に家庭、地域の意向をより一層的に反映させること

ができる仕組みとなっております。どのような現状になっているのか伺います。

次に、合同部活について伺います。文科省が部活動を理由に校区外通学を認める通知を出してからかなり経過いたしました。これは、少子化、指導者不足などの理由から、各生徒が取り組みたい部活が学区内の中学校に存在しないケースがふえている現状を受けた措置でありました。本市においては、学校の小規模化、指導教員の不足などの課題を抱え、生徒の興味、関心に応じた部活動の設置運営に困難な状況等をどのように捉えているのか、現状を伺います。

3点目は、高齢者福祉について、老老介護、認認介護について伺います。社会の少子高齢化や核家族が急速に進む今日、老老介護、認認介護は全ての日本人にとって極めて身近な問題となっております。厚生労働省の調べによると、在宅介護を行っている世帯のうち、介護する側とされる側のどちらも60歳以上の世帯は6割も超えています。同居して介護を主に担っている人は、配偶者、子、子の配偶者が大半です。体力の衰えた高齢の介護者の場合、介護による肉体的負担で新たな病気になることがあります。一日の大半を介護にかかわることでストレスが大きくなり、介護疲れでさまざまな問題が表面化し、介護者の死亡によってもたらす孤独死は深刻な問題であります。老老介護、認認介護対策を考える場合、医療や金銭面、心身的負担などその課題はたくさんあります。医療、介護とも在宅を基本とする施策が地域での見守りを初め比較的進んでいる本市ですが、近い将来老老介護、認認介護がさらにふえる傾向が見込まれます。財源の厳しい現状の中で、この対策をどのように計画し、進めていくのか伺いたいと思います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） おはようございます。佐々木議員からは、大項目3点にわたり質問をい

ただきました。大項目の1は私から、大項目の2は教育部長から、大項目の3につきましては健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひします。

陸上自衛隊名寄駐屯地の創立60周年記念事業における市の考え方についてであります。陸上自衛隊名寄駐屯地は昭和28年3月に創立され、来年で60周年を迎えることとなります。名寄駐屯地は、我が国最北の防衛線として国土防衛はもとより、近年はハイチにおける大規模地震やゴラン高原への国連平和維持活動、PKOなど国際社会への平和、安全貢献のほか、国内においては昨年の東日本大震災への災害派遣及びその支援活動は記憶に新しいところであります。また、本市におきましては、文化、スポーツ、地域の災害活動や周辺整備事業などさまざまな分野で地域と深く結びつき、その影響は圏域にも及ぶことから、関係団体や圏域自治体とともに毎年現体制の維持、拡充を要望してきているところであります。

御質問のありました名寄駐屯地創立60周年記念事業に対する市の対応についてであります。さきに述べましたように名寄駐屯地は国内外の活動を初め本市のまちづくりに大きくかかわりを持つことから、この間の周年事業と同様に前向きに支援を行うとともに、関係団体と連携をして名寄駐屯地への理解、さらには交流の場となるよう努めてまいります。

なお、具体的な対応につきましては、現在名寄駐屯地の意向を確認をしているところでありますので、関係団体とも協議の途についたところでありますので、御理解いただけますようよろしくお願ひいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目の2、教育行政について答弁をさせていただきます。

まず、小項目1、出席停止についてございま

す。出席停止につきましては、学校教育法第35条の規定を受けまして、名寄市では名寄市立小中学校出席停止の命令の手続に関する規則、教育委員会規則15号で平成18年に定めております。今日まで出席停止の措置が講じられた事案はなかったと認識をしているところであります。出席停止の規定は、本人に対する懲罰という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度でございます。もとより学校は、児童生徒が安心して学ぶことができる場でなければならず、その生命及び心身の安全を確保することが学校及び教育委員会に課せられた基本的な責務であります。こうした責務を果たしていくために、性行不良である、また他の児童生徒の教育に妨げがあると認められた場合に適正な手続を踏みつつ、出席停止制度を一層適切に運用することが大切であると考えております。しかし、児童生徒の問題行動につきましては、日ごろから生徒指導を充実をし、未然防止に努めるとともに、問題行動の発生に際しては出席停止の措置が必要となるような事態に陥る前に適切かつ迅速に対応をし、早期解決に向けて全力を尽くすことが重要であると考えております。そのために学校におきましては、1つには教育活動全体を通じ、社会性や規範意識など豊かな人間性を育成する指導を徹底すること、2つには教職員が児童生徒の悩みや不安を受けとめ、カウンセリングマインドを持って接するように努めること、3点目には問題行動の兆候を見逃さず、適切な対応を行うとともに、問題行動の発生に際しては教職員が共通認識の下に毅然とした態度で指導に当たること、4点目には問題を抱え込むのではなく、家庭や地域社会、さらに教育相談センターや警察など関係機関との連携を密にすることなどが大切であります。教育委員会といたしましては、今後もこうした指導を徹底するよう市内の小中学校をお願いをしていくとともに、問題行動に際しては学校と緊密に連携して対応して

まいります。また、万が一出席停止の要件に該当する深刻な問題行動が見られた場合には、上川教育局とも連携をして適切かつ迅速に対応してまいりたいと思います。

次に、小項目2、コミュニティースクールについてであります。コミュニティースクールは、平成14年度より研究指定校での実践が始められました新しい学校運営の方法であります。平成16年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、教育委員会の判断で公立学校に学校運営に関する協議機関として学校運営協議会を置くことが可能となりました。名寄市におきましては、コミュニティースクールは導入はしておりませんが、市内11校に校長の諮問に応じる学校評議員制度を導入をし、校長が保護者や地域の方々の意見を聞き、特色ある学校づくりの取り組みや総合的な学習の時間などへの支援、子供たちへの地域ぐるみの育成、学校行事と地域の行事との合同開催などによる子供たちと地域の交流などを推進をして、コミュニティースクールと同様に地域に開かれた学校づくりに努めております。名寄市内の各学校は、都市部と比較をいたしまして学校行事や地域参観日など各種事業を通じまして地域との密着度が大変高く、地域と学校との関係は情報の共有や運営にかかわるなど、互いの信頼と連携関係が良好でございます。御指摘のコミュニティースクールにつきましては、現在全国で1,183校に導入をされており、近年増加傾向にあると言われてはおります。北海道では、本年度から三笠市の小中で各1校と根室管内別海町の高校での導入が始まったところであります。

次に、小項目3、合同部活についてお答えをさせていただきます。生徒にとって活気あふれる部活動への参加は、競技技術の向上のみならず、心身の健康、豊かな社会や人間性の育成など人格形成の上からも大きな教育的な意義がございます。現在市内の各中学校には、8種類の運動部と3種類の文化部がございまして、約8割以上の生徒は

それぞれの部活動で活動をしてございます。しかし、少子化に伴いまして種目によりましては休部に追い込まれたり、少人数での活動を余儀なくされている部もあり、今後の活動に支障を来すということも懸念をされております。休部等で活動の場がない生徒の受け入れとして、現在風連中学校では4年前から野球部とバレー部におきまして下川中学校からの部員を受け入れて、合同による部活動を行っており、中体連へ合同で参加をしております。このほか部活動ではありませんが、サッカーにおいても各中学校単位でのチームをつくることのできないために、名寄中学校、名寄東中学校、下川中学校の生徒で名寄ジュニアユースというチームを結成をして活躍をしているところであります。合同部活動は、練習場所への交通手段や生徒間、特に他校生との人間関係における課題等もござりますが、活動方針や活動内容について学校間で十分協議をし、部活動指導者とともに共通理解を図ることが大切であると考えております。また、生徒や保護者にも合同部活動の考え方や部活動の内容について説明をして、理解、協力を得ることが必要であります。今後とも部活動の設置、運営においては、学校、生徒、保護者の意向を確認をして、生徒の健全育成に努めることに努力をしたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、大きい項目3、高齢者福祉についての小項目1、老老介護、認認介護について申し上げます。

名寄市の65歳以上の高齢者人口は、平成24年10月1日現在で8,395人、高齢化率は28.0%、さらに75歳以上の人口は4,433人、率で14.8%となっており、年々高齢化が進行している状況にあります。御質問の老老介護とは、家庭などの事情により高齢者が高齢者を介護せざるを得ない状況のことで、介護する側も高齢により衰え、介護が大きな身体的な負担となったり、介

護の協力者となり得る家族や親類が周りにいないことなどで精神的負担も負いやすく、高齢者のみの世帯では経済的な負担や不安も伴って介護疲れによる事件も発生していることから、大きな社会問題となっているところであります。また、認認介護とは認知症高齢者を介護する高齢者自身が認知症を患い、適切な介護ができなくなるという極めて厳しい介護実態のことであり、増加が危惧されているところであります。名寄市の介護認定者数は、平成24年9月末の実績で1,422人、そのうち在宅介護サービスを利用している人が775人、地域密着型サービス、グループホームを利用している人が81人、介護保険施設を利用している人が309人、利用していない人が257人となっており、在宅での65歳以上の夫婦世帯では1,753世帯、そのうち要介護認定者は263人、75歳以上の夫婦世帯では650世帯、そのうち186人が要介護認定者となっております。また、介護認定の結果により認知症高齢者の日常生活自立とⅡランクのa以上のデータによる認認介護と想定されます世帯は8世帯ほどではないかと思われ、これらの世帯が在宅介護サービスを利用していることではありますが、認認介護の場合第三者のケアが必要となり、プライバシーの問題もあってなかなか家庭内に立ち入ることが難しいのが課題となっております。

名寄市では、高齢者が要介護状態、要支援状態となることを予防するため、介護保険事業計画に基づく地域支援事業の一環として、要介護、要支援認定を受けていない65歳以上の方を対象に平成23年度から5カ年で市内を一巡する計画で、生活機能を調査する基本チェックリスト郵送、回収する2次予防事業の対象者の把握を実施しているところであります。この事業は、生活機能が低下している方を把握し、高齢者自立支援事業の利用や介護予防事業への参加を促し、少しでも生活機能の維持改善を図るために実施しております。介護者の経済的負担を軽減するため、事業といた

しましては名寄市家庭用品支給事業実施要綱により在宅で要介護4または5で、介護者及び被介護者がともに市民税非課税の場合には介護用品を支給しております。さらに、平成24年度からは支給対象用品を5品目から9品目とし、支給限度額につきましても年額7万5,000円を10万8,000円に改正し、介護者の経済的負担の軽減を図っているところであります。また、高齢者を在宅介護している家族に対して介護から一時的に解放し、介護に関する講話や軽スポーツ等を実施して介護者相互の交流と心身のリフレッシュを図るため、家族介護者交流事業も実施しております。老老介護につきましては、地域の实情に精通している民生委員の皆さんに地域包括支援センターの介護相談協力員もあわせて市より委嘱させていただいておりますので、担当地区に住んでいる高齢者などの情報を提供していただき、適切な対応をまいりたいと考えております。

さらに、認認介護につきましては、認知症の方を早期に発見することが何よりも重要であり、早期発見ができれば症状の進行をおくらせることができる可能性が高いと言われております。認知症は、病気であるということを理解し、地域で見守りや声かけをしていただくため、認知症サポーター養成講座の開催や介護予防教室においても認知症の理解と予防のための講話を行うとともに、平成24年度からは市の出前講座に認知症サポーター養成講座のメニューを追加し、市民の皆さんに認知症に対しての普及啓発に努めているところであります。また、名寄市徘徊高齢者SOSネットワーク事業ではネットワーク体制の強化と拡大、認知症に対する市民意識の向上を図るため、来年2月、関係機関と連携を図り、徘徊高齢者の早期発見に努めるための模擬訓練や認知症専門医を招いての講演会を予定しているところであります。老老介護、認認介護を少しでも減らすためには、高齢者の孤独、閉じこもりなどを防ぎ、介護が必要になっても地域住民の一員として主体的に役割

を果たすなど生きがいづくりを進めることが重要であり、介護予防にもつながり、加えて将来の介護の社会的コストの増加を防ぐことにもつながると考えております。今後も行政はもとより関係機関、関係団体、さらには地域の皆さんと相互に連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） それぞれ答弁をいただきました。時間が限られておりますので、最後までなるかわかりませんが、時間の許す限りの再質問をさせていただきます。

まず、自衛隊行事の駐屯地創立記念行事でございますが、御答弁によりますと例年どおりの支援をしていくということでした。昨年度は、本当に大震災があったわけでありまして、それぞれできるような環境ではなかったわけでありすけれども、ことしは規模は大小は変わろうともそれぞれの駐屯地において行事を行っている自治体がかかりおります。そこで、駐屯地の創立記念行事の中で、やはり一番着目すべき自治体もございまして、えびのとか、あるいは北海道では遠軽とか、これは自衛隊のまちとして本当に市民が自衛隊の行事をしっかりとバックアップするというような形で、市中パレードを要望して、まちの中でパレードをやっておられるというようなこともありました。これは、いわゆる私が考えるには、この自衛隊の存立をするだけの抑止力だけではなくて、市民が自衛隊を支えていくという、そういう体制が本当に芯のある抑止力だと私は考えております。今北海道でいいますと、24年の防衛白書等がやはりロシアの進出、特に軍事面の改革、いわゆるコンパクト、あるいは近代化、あるいはプロフェッショナル化を目指して演習等もやっておりますし、特に北方領土、これについては1個師団いるわけですけれども、これの装備を見直して近代化させるというふうな、我々にとっては固有の北方

領土を守るという、この北海道の第一任務だと思っています。これは、今まで南西、あるいは日本海の尖閣諸島、あるいは竹島に注目されて、それで自衛隊の動的防衛力基盤を打ち上げておりますけれども、自衛隊がこの存立をするということにおいて本当に抑止力になっているのだと私は考えております。したがって、この防衛大綱も、あるいは中期防も我々が毎年市長を初めとして要望をしていくことに対して、これはある程度改革を進めなければならないと思っております。こういう状況の中で、市中パレードを支援した自治体の考え、これは中央においてもかなり評価が高いものだと思いますし、ロシアに対するその方法的な活動もかなりの抑止力があると私は考えております。遠軽でいいますと、首長を初めハイチのところに慰問に行っております。これは、さらにPRする。これは、まちと一体化になっている自衛隊がさらに信頼を深めている、強いきずながあるということをしてPRしていると思っておりますし、これにもまさる名寄駐屯地と名寄市は本当に自衛隊のまちらしく、強いつながりがあると私は思っております。そこで、やはり今までどおりの金銭面というのは、それは本当にありがたいことだと思いますし、これからもそういう支援をしていくということが大切なのだらうと思っておりますし、これは市長にぜひその辺の見解を伺いたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 思いも含めてありがとうございました。

60周年の節目に市中パレードということで、現在そのことを実施すべく、前向きに検討を各機関と協議を進めています。恐らくは、それぞれ自衛隊関係団体との協議会を立ち上げて、実行委員会組織ということでやっていくというふうになるかというふうに思います。議員もおっしゃられたとおり、国を守るというのは国民それぞれがみんながしっかりと認識していかなければならない責務だというふうに思っておりますし、その中で役割

分担の中で自衛隊という組織が一番危険で過酷な部分を担任していると。このことを含めて、またこうした自衛隊が名寄に駐屯しているということを含めて、またその駐屯地とともに名寄市がまちづくりを行ってきたと。そういうことを含めて、改めてこの節目に市民の皆さんにこのことを、ふだんからの仕事ぶりを見ていただくということが何よりも必要なのではないのか。加えて自衛隊の士気向上ということも含めて、ぜひここは前向きに検討していきたいというふうに考えています。

もう一つ、東日本大震災のときにも任務を受けて、全くほとんど準備もできないままに現地に向かった隊員さんが多くおりました。その中で今結構隊員さんも御夫婦で共働きをされていてとか、実は介護をしながらという隊員さんもいて、そうした準備もままならないまま現地に行くということもあった。あるいは、今後も想定されるということも含めて、これまでも自治体と色々な協力をしながら、そうしたバックアップをしてきたわけですけれども、改めて自治体ができることを、保育所機能だとか、介護機能ありますので、そうしたことを含めてそうした有事のときにしっかりと自衛隊の体制を支援できるような協定みたいなものを60周年の節目にできないかと。こういうことも検討していきたいというふうに思っております。改めて自衛隊の皆さんがこの地で働きやすい、そうした環境ができるように協力会の会長としてもしっかりとこの節目にいろいろなことを考えていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） ありがとうございます。

今回の来年の60周年記念行事には、やはり今までですと歴代の駐屯地司令あるいは群長が来られるのだらうと思っておりますし、もちろんそういうこのまちの、自治体の支援の体制が目に見える形で支援することによって中央にも響く、あるいは抑

止力にもつながるものだと思っておりますし、隊員もそういう支援を受けることによってさらに精強な部隊になるのだと思っておりますし、またここに勤務された中央に行く、あるいはそれぞれの自治体にある自衛隊に行く隊員の方々も本当に誇りを持ってこの名寄に住んでよかったなというようなことになるのだと思っておりますので、どうぞ自衛隊の担当者と詳しくその辺はまだ調整していないということでございますので、しっかりとできる限りの自衛隊の行事に御支援をいただけますようお願いを申し上げますとともに、御期待を申し上げておきたいと思っております。

それでは次に、教育行政の出席停止について伺いたいと思っております。今まで御答弁によりますと、出席停止についてはなかったということでございますが、これは御答弁にもありましたように、子供たちが安心して教育を受けられるという、そういう環境をつくるというのが基本ですから、出席停止をやって、御答弁のとおりいわゆる本人に対して懲戒するものでもないわけでありますから、これは本当に御答弁によりますとそういう事案が発生した場合には上層部の協議会等も調整しながらやりたいということでございました。これは、いきなりこういうようなことを執行するということになりますと、そのとき事案になった場合にはなかなか保護者としても理解がしがたいのではないかと思うわけであります。これは、事前にそういうものがこういうことを執行できるということは保護者の方も御理解を得ているのか。どの辺でこういうような場面を捉えて保護者等の御理解を得ているのか、その辺を伺いたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、出席停止に至る部分での保護者の理解についてお答えをさせていただきたいと思っております。

答弁でもお話をしたとおり、いじめ問題に関する出席停止という部分につきましては、ある意味最後の手段でございます。現在名寄市が行ってお

りますいじめに対する対応につきましては、一義的には学校での解決を図るということが1つであります。また、その中でなかなか難しい部分があれば、教育委員会、そして教育相談センターなどと複数の機関が対応して協議をして、なるべく事例を長引かせないという基本的な態度で臨んでおります。保護者に関しましては、学校での対応の中におきましていじめた児童生徒、もしくはいじめられた児童生徒、当然ながらそれにかかわりまず保護者について、基本的には学校での3者における面談等を行っております。その中でいじめの経過、それから解決の手法について話をしていくということになろうかと思っております。もちろんその中で一つの方法として、出席停止という手段もありますということはお話をさせていただく場面があるかと思っておりますが、基本的には当事者同士、それから学校、保護者がお話の中で解決をしていく。その中で出席停止の問題についても御理解をいただくような説明を学校からはきちんとさせていただくというのが基本と考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 出席停止は、学校教育法に基づいているわけなのですが、その中で他の児童生徒に心身の苦痛や財産上の損失を与える。それから、2つ目は職員に傷害や心身の苦痛を与える。3つ目は、施設を損壊するというふうに、生徒対生徒、生徒対教員、生徒対施設、これを出席停止、あるいは一般的にやっている病気の出席停止もございましょうが、特に今回のものとなっているのはそういうことだと思います。したがって、これは今までないということはそういう事案、例えばいじめとかいう事案もあったというふうに先回、さきの定例会等にも御答弁にもあったようでございますけれども、その辺の承知とか、あるいは本当に教員に対するそういうようなもの、あるいは学校の生徒のところというの、全くなかったということでしょうか。伺いま

す。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 出席停止に至るまでの事案の中で、今議員が指摘されたような学校の教育活動が正常にでき得ない状態になったという事例はなかったと聞いております。先ほども申し上げましたけれども、出席停止に至るまでの間には保護者、児童生徒、それから関係者と事情聴取をきちっとするというのが原則でありますので、今までの事例に照らしましてそういった事例に陥ったときには、教育委員会も最終的な判断をしなければだめだという事例があるかと思っておりますので、それについては厳正に対応していきたいと思っておりますが、現在のところはそういう事案がなかったということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） なかったということですが、本当に現代の子供たちの環境を踏まえると、大分教育環境がコミュニケーションがとれなくなっているような子供たちが多くなってきているのではないのかなと思っておりますし、そういう事案を起こすような環境も家庭なり地域なり学校なりにどこかに1人だけになってしまっ、そういう事案を起こしてしまうとかというようなこともある部分では要因に含まれているのだろうと思う。しかし、そういう事案が起こって、突発的に起こったときにそのときに慌てて対応するというのではなくて、やはりそれなりの説明を加えながら、そういう機会があれば保護者等に説明しておくべきだと思っております。それを求めておきたいと思っております。

次に、コミュニティースクールについてですけれども、あくまでも保護者や地域が学校にかかわる仕組みにはコミュニティースクールのほかに先ほど御答弁にもありました学校評議員制度、あるいは学校支援地域本部というものがありますけれども、これは本質的に似たようなものですが、御答弁のあった学校評議員というのは校長の

求めに応じて意見を述べる。校長主導のいわゆる制度なわけですよ。このコミュニティースクールというのは、保護者や住民たちが学校運営協議会議で学校の運営に物を言えるという、そういう仕組みなのです。ですので、この辺が若干ニュアンスが違うのであります。それと、学校支援地域本部というのは、住民が学校の応援団ですから、ニュアンスが違うのですけれども、本市としてはそのものをつくらなくてもやっていると。やってきたということでございます。しかしながら、コミュニティースクールというのは権限がやっぱり3つあるのです。校長のつくる重点目標や行事計画などの学校運営の基本方針を挿入する。2つ目は、教育委員会や校長に学校運営についての意見を述べる。3つ目は、教職員の人事について教育委員会に意見を言える。こういう権限を持っているわけです。これは、やはり文科省も推進するというのはそこにあるのだろうと思っております。したがって、将来的にもそういうことを考えた場合には、本市としてはそういうコミュニティースクールは考えられないと、全くそういうようなことはやらなくてもいいという判断なのではないでしょうか。御確認をしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） コミュニティースクールにおきます学校評議員の立場というのは、先ほど議員が御指摘のとおりでございます。承認をしたり、意見を述べることができるというのが現在の学校評議員制度とは若干違う部分かと思っております。ただ、一定の権限の対極には言ったことに対する一定の責任というものも生じてくるという部分では、現在の学校評議員制度と若干違う部分であるかなと思っております。いずれにしても、学校当事者、それから地域、また地域の有識者が地域として学校をどのように健全な運営をしていくかという基本ということでございます。こうした制度につきましては、先ほども答弁で述べましたように、名寄市としては地域と学校というのが

開かれた学校という部分では大変いい関係を保っておりますけれども、今後コミュニティースクールそのものもふえてくるという可能性も否定をできません。今後名寄市としても道内でこれから事例がふえるかと思っておりますので、そうした事例につきまして検証して、コミュニティースクール、現在の制度との比較検討をしながら、先進事例をきちっと見据えながら、検証はしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 後ろ向きではなくて前向きに御検討いただきたいと思います、このように求めておきたいと思っております。

次に、合同部活について伺いたいと思っておりますが、当市では風連中学校と下川中学校の合同部活をやっているということで、合同部活はやはり子供たちが学年とか学級の枠を超えて、そしてスポーツあるいは文化を通じて、そして人間関係も積めるというのが一つの特徴なのだと思います。それで、部活動を奨励しているのだと思っておりますし、そういうことがこれからの子供たちの教育課程においては大事なのだと私は思っております。それで、いろいろとありましようけれども、80%ぐらいはもうほとんど文化系、あるいはスポーツ系に入っているということでございますが、これにかわる例えばスポーツ少年団とのかかわりはどのぐらいの加入人数があるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 学校教育の中における部活動、それからただいま少年団の活動についての御質問がございました。先ほど申したように、中学校における部活動におきましては平均して8割以上の加入率、学校によっては100%というものがございます。ただ、少年団につきましては現在名寄地区で21の少年団、それから風連地区で5の少年団がございまして、この少年団、主に小学校が中心でございますけれども、小学校の中でトランポリンであるとか、水泳であるとか、サッ

カーであるとかというようなものにそれぞれ加入をしているということでありますが、少年団の加入率につきましてはちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思っておりますが、いずれも小学校にあっては少年団活動、そして中学校にあっては部活動、また事情によっては合同部活動でそれぞれの教育活動の中で、競技一辺倒ではなくて学校教育との関連が図られる中できちっと位置づけられてやっているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） これは、やはり部活動というのは、それぞれ合同部活動というのは、あくまでも自体の考え方でありましてけれども、本当に自主的あるいは自発的な考え方等でございます。その中でやはり教員あるいはその担当教員といえますか、そういう方々の得意でないといえれば得意でない、そういう教員の方とかがついておられるのか、あるいはそういうことの得意ではない教員の方の対応というか、そういう子供たちにそれでどのように指導をされているのか、あるいはその担任の、顧問といえますか、その教員の課外の勤務、これについてはどのようなことになっているのか伺いたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 部活動にかかわりまして顧問教員の部分でございます。学校の中におきまして部活動の指導を行う教員につきましては、学校の運営上それぞれの教員の今までの経歴の中でスポーツ、文化にかかわる得意な部分について聞き取りを行って、基本的には校長先生が依頼をしている。そして、決めているということでありまして。当然ながら教職員の中にもスポーツの分野では不得意な教員もございまして、そういった部分につきましては部活動の顧問としては委嘱をしますけれども、競技中心ではなくて学年間の連携であるとか、学業との両立であるとかという、

そういう精神的な部分での指導を行うという部分でのフォローをしている教員もごございます。また、学校によりましては部外の指導者をお願いをされている部分もごございます。特に主な分野で例えばクロスカントリーでは名寄中学校とか東中学校、また風連中学校では剣道の部分についての外部の指導者を導入して、教員では賄えない部分をお願いをされているという事例がごございます。

教職員の勤務とのかかわりでございますけれども、基本的に週日につきましては部活動を行う場合でありましたら、夏であれば午後6時半ぐらいまで、冬であれば6時前後までの指導となります。この指導につきましては、教職員の実際の勤務時間を超えておりますけれども、これにつきましてはボランティア的に対応をとるということになっております。ただし、部活動の活動に係る時間が4時間以上を超えた場合につきましては、時間単位で2,400円の手当等を支給している場合がございます。これについては、土曜、日曜での部活動の対応という部分になるかと思いますが、週日につきましては教職員が自分の教職活動の延長線としてボランティア的に指導をいただいているというのが実態でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 部活については、合同部活についてはいろいろと課題も多いと思います。担当する顧問教員の、これはボランティアとはいえども勤務時間とかあれとか、そういうものの手当というのはやっぱりやるべきではないかなと思いますし、子供たちの安全の面も入っております。いろいろな課題があると思いますので、合同部活についてはやはり子供たちのニーズに沿った、特に名寄あたりはスキー関係で半年の雪がありますので、それなりにしっかりとやっぱりそういう将来のオリンピック選手も育てていただきたいなと思うわけでありまして、そういうことを担当するところが小学校から中学校、中学校から高校という担当者がかわりますとなか

なかうまくいかないということがあります。この間代議士が来て、将来名寄市に国際スポーツセンターをつくるというような構想もあるそうでございますので、それを利用しながらも将来的に期待したいなと思っております。いずれにしても、本当に子供たちが思ったような部活動ができる、あるいは安全な、あるいは教員の勤務体制もしっかりとやっていただきたいというふうに求めておきたいと思っております。

最後に、老老介護、認認介護ですけれども、このことについては大変難しい課題でございます。全てが大体一生懸命介護したということで、それでやむなく本当に自分一人になって、あやめてしまったという事例が過去にあるわけでありまして。やはりこれは、見守りだけではならない状況でもありますし、行政としても放っておけない。先ほど言ったアンケートでもなかなかつかみ切れない部分だと思います。これは、そのひずみの部分をしっかりと対応していただきたい。どういうふうな形になるのかということ、これから本当に考えておかなければならない一つだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

市民税等の滞納の現状について外2件を、竹中憲之議員。

○8番（竹中憲之議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、さきの通告に従いまして、大項目3点について質問をさせていただきますというふうに思います。

大項目の1点目は、市民税等の滞納状況についてであります。今月の広報に「公平な納税のために」と題した納税の義務と滞納処分について記載がされておりました。本年度一般会計の歳入総額の15%が市税でありまして、押しなべて額は別にしてもパーセンテージは余りそれぞれの地方都

市では変わらないというふうに思いますけれども、平成24年度の名寄市の市税の予算額は29億2,500万円程度というふうになっています。この1%が滞納ということであれば約2,900万円で、名寄においては額的には大きな額ではないかというふうに思っております。そこで、市税における滞納の現状についてお知らせを願いたいというふうに思います。

納税の徴収として、市税でいえば滞納処分についての督促から不動産の差し押さえなどを行い、滞納金に充当することとしているわけでありまして、滞納金に充当することとしているわけでありまして、市税以外の各課における手数料、あるいは使用料の滞納の現状と対策についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

大項目の2点目は、名寄大学の学生募集と卒業生の就職の現状についてであります。現状の名寄大学の学生応募と就職率はおおむね良好とされておりますけれども、就職に当たって本人の希望より就職率を上げるために本人の意向とは別に就職先を推薦する学校があるという話を聞くことがあります。特に高校が多いと言われておりますけれども、名寄大学はこのようなことはないというふうに思っております。このこととは別であります。近年就職しても二、三年で転職する方が増加をしているというふうに言われています。厳しい経済状況の中であって、働きたくても職につけない状況では、現状そういう状況ではないかというふうに思っています。結果としてこのことが原因で、あるいは原因でないかもしれませんが、ニートが増加をしていく、そういう状況になっていくのではないかというふうに私は思っているところです。そこで、大学としてこのような問題についてどのような認識に立たれているのかについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

大項目の3点目は、自動体外式除細動器、AEDについてであります。AEDは救急車が到達するまでの処置をするために使用するもので、生命を守る重要な機器であります。近年AEDは、

公的機関や施設だけでなく、民間でも設置をしているところが多くなってきております。AEDの現状と今後の設置のあり方についてであります。近年名寄は別としてAEDの利用が増加するとともに、機器の配置箇所もふえております。設置の現状と今後の設置のあり方についてお聞かせを願いたいというふうに思います。1つは、設置箇所が施錠された後の機器の利用方法についてであります。AEDを使用するという事は緊急を要するという事でありまして、設置施設が閉まっている場合、目の前に機器があっても使用ができないという状況にあるとの認識をしております。行政としてどのような認識に立たれているのか、また対策を考えているのかについてお知らせを願いたいというふうに思います。

2つに、今後予算の問題もありますが、AED設置場所の拡大の考え方について、今後あるかどうかについてお知らせを願いたいというふうに思います。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 竹中議員から大項目3点にわたって質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2については名寄市立大学事務局長、大項目3については健康福祉部長より答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

大項目1、市民税等の滞納の現状について、小項目1、各課における滞納の現状について、平成23年度決算に基づきお答えさせていただきます。平成23年度決算における市税の滞納総額は1億3,087万円、税目ごとの内訳では個人市民税5,218万4,000円、法人市民税263万2,000円、固定資産税6,354万5,000円、都市計画税1,097万円、軽自動車税153万9,000円となっております。平成22年度決算との比較では、市税の滞納総額で2,289万円減少いたし

ました。現年課税分では283万4,000円、滞納繰り越し分では2,005万6,000円減少となっております。

次に、平成23年度の市税徴収率について報告いたします。市税の調定総額30億6,913万1,000円に対し、収入総額が30億4,204万3,000円で、徴収率は95.5%となりました。徴収率の内訳では、現年度分99.1%、過年度分23.4%となりました。なお、近隣の自治体の市税総額の徴収率の状況では、旭川市が徴収率90.3%、士別市が95.1%、富良野市が94.3%、道内の平均徴収率では92.6%となっております。平成23年度決算における名寄市の徴収率は、道内都市の中では上位となっているところであります。

国民健康保険税では、平成23年度決算における滞納総額が1億6,058万8,000円で、平成22年度との比較では滞納額が2,516万5,000円減少いたしました。また、調定総額8億2,139万4,000円に対し、収入金額が6億4,095万4,000円で、徴収率は現年度分95.5%、滞納繰り越し分17.5%となっております。

保育料では、平成23年度決算における滞納総額が1,385万8,000円で、平成22年度との比較では滞納額が236万円減少をいたしました。また、調定総額9,939万3,000円に対し、収入金額は8,318万1,000円で、徴収率は83.7%となりました。

公営住宅使用料では、平成23年度決算における滞納総額は1,637万8,000円で、平成22年度との比較では滞納額が625万1,000円減少いたしました。また、調定総額1億8,416万2,000円に対し、収入金額は1億6,682万8,000円で、徴収率は90.6%となりました。

ごみ処理手数料では、平成23年度決算における滞納総額は139万5,000円で、平成22年度との比較では滞納額が45万4,000円減少いたしました。また、調定総額9,293万7,000

円に対し、収入総額は9,127万6,000円で、徴収率は98.2%となっております。

次に、小項目2、今後の滞納金徴収対策についてお答えいたします。税務課では、滞納繰り越し市税となると早期完納が困難となることから、滞納金対策は滞納繰越額を発生させないこと、これを基本に現年課税分の徴収強化を図っております。具体的には、毎月納税係による対策会議を開催し、課題の協議、電話、文書による催告、通常月の夜間窓口のほか納税強化月間として3月、5月、9月、12月にそれぞれ3日間の夜間窓口を開き、納税相談や夜間徴収を行っております。これらの取り組みのほかに平成23年度から滞納整理の新たな手法として、インターネットを利用した差し押さえ財産の公売を実施しております。インターネット公売は、参加者を募りやすく、これまで換価が困難だった物件の落札が実現しやすいことがメリットとなっております。この公売方法を今後も利用し、滞納繰越額の縮減を図ってまいります。23年度の実績は46件、188万9,000円、平成24年度ではこれまで6回実施し、9件、公売代金156万3,000円を滞納市税に充当したところであります。また、本年11月10日、旭川市で北海道上川総合振興局と名寄市ほか4自治体による合同公売会を実施いたしました。これに参加をしてくれております。この取り組みは、北海道と市町村の連携による効果的、効率的な徴収対策として地方税滞納による差し押さえ物件の公売会で、道内では初めて取り組んだところであります。当日会場には400人を超える来場があり、入札、競り売りにより名寄市が出品した24点が落札し、8万5,000円の売り上げ代金がありました。

さらに、平成24年度から地方税法第48条に基づき個人住民税の直接徴収を実施しています。この制度は、名寄市が賦課徴収を行っている個人住民税で、名寄市が徴収の対応に苦慮している転出した滞納者に対する滞納対策などを道内の振興

局の協力により実施する制度であります。本年は31名、滞納税額509万4,000円を依頼したところであります。10月現在17名、38万3,000円が納入となっております。

滞納金対策の特効薬はなかなか見出せませんが、これまで同様督促、催告状など文書による自主納付の促しに対しても御相談がなく、誠意を持った対応がされない、担税能力があるにもかかわらず納入がされない滞納者の方に対しては、納期内納付をされている市民の皆さんとの公平性を確保するためにも預貯金の差し押さえ、給与差し押さえ、法に基づく滞納処分を中心とした滞納整理を実施し、市税の収納強化を図ってまいります。しかし、納税相談、収入調査、預貯金調査など実態調査を行い、財産のない世帯、生活に窮している世帯等担税能力のない世帯、居所不明で徴収困難な世帯には滞納処分の執行停止をかけ、3年後も停止要件が継続されていけば不納欠損となっていきます。また、税務課では市税のほかに公債権の国保税初め保育料などの地方自治法の定めによる地方自治法をその例とした滞納処分が可能な公債権については、担当課と協力をしながら総合徴収体制をとっているところであります。

国保税につきましては、国保担当者とともに短期証更新時における納税相談や夜間納税窓口での相談、電話相談等を実施しています。

保育料につきましては、こども未来課で定期的に催告をするとともに、保護者面談の場を利用し、滞納解消に向けた納付指導及び相談に努めているところでございます。納付指導後も依然として納付状況が思わしくない滞納者につきましては、随時こども未来課、税務課、滞納者の3者により具体的な納付相談や納付計画策定に取り組んでいるところでございます。また、各保育所の所長が分任出納員の発令を受けており、保護者が児童送迎の際に納付を促すなどの工夫もしているところでございます。

住宅料、ごみ処理手数料等の私債権につきまし

ては、各担当課で徴収体制をとっています。公債権につきましては、市税同様悪質な滞納者に対して滞納処分を行っていますが、住宅料、ごみ処理手数料等私債権につきましては滞納処分を行うことができないため、原課との連携を一層強化し、収入未済額を減少させるよう努めているところでございます。

ごみ処理手数料については、環境生活課が手数料を滞納している商店に対し、電話で納入依頼や戸別訪問の実施により納付を促すほか、改善が見られない商店に対しては契約解除による新たな滞納防止策を図るとともに、未納の早期解決に向けて分割納付による納付等を促しているところでございます。

公営住宅使用料につきましては、平成22年9月に制定した名寄市営住宅家賃滞納整理等事務処理要綱に基づいて都市建築課が滞納2カ月から文書による指導、滞納3カ月以降は入居者及び連帯保証人に対し催告状、一斉催告を送付し、電話、訪問、呼び出しによる納付指導を行っています。その後もなお滞納家賃の納付がない場合は、入居者及び連帯保証人に対して市営住宅の明け渡し要求を行い、退去後につきましても納入計画書及び誓約書を作成し、支払いの履行を求めています。明け渡しに応じない者に対しては、明け渡し請求訴訟等の法的措置をもって対応し、適正に家賃を支払っている入居者との公平性を図る上でも毅然とした態度で対処していくこととしております。長引く景気の低迷により、徴収環境は依然厳しい状況が続くものと考えますが、市民の目線に立った質の高いサービスを提供していくためには市税収入等の確保が不可欠です。税収の確保と市民負担の公平性を図るため、滞納のさらなる解消に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 私からは、大きな項目の2、名寄市立大学の学生募集と就職

の現状について申し上げます。

まず、小項目1の新年度の学生募集の現状についてであります。本学の学生募集の柱は大きく2つございまして、1つはオープンキャンパスの実施、もう一つは教員による高校訪問活動でございます。去る7月21日と8月18日の2回にわたり開催いたしましたオープンキャンパスには、高校生464名、保護者220名の皆さんの参加をいただきました。昨年と比較いたしまして、高校生で114名の増、保護者で10名の増となり、取り組みの成果があったものと考えております。また、10月19日には名寄高等学校との高大連携協定による大学授業体験事業を実施いたしました。1年生144名の皆さんが参加されました。両事業とも青木学長や在学生からのメッセージ、高校生からの質問や意見交換、模擬講義体験などを通じまして本学の特色を高校生に身近に感じていただき、進路選択に結びつけていただくことが狙いでございます。

また、本学入試センターの入試広報委員会では、7月から9月の期間に平成25年度学生募集に関する高校訪問活動を実施し、道内144校、道外105校の高校を訪問し、直接進路指導担当教員との面談を行い、本学の特色、入試実績や本学への進学者の近況報告などの情報交換を通じて、広報活動を展開してまいりました。

次に、11月15日に実施いたしました平成25年度の推薦入試の結果では、志願者数が栄養学科では前年比11名増の55名、看護学科では2名増の61名、社会福祉学科では10名増の30名、保健福祉学部全体では23名増の146名、志願倍率では2.7倍となり、短期大学児童学科では8名増の61名、志願倍率は2.4倍となりました。今後も効果的な広報活動を展開し、学びたい大学づくりに努めるとともに、着実かつ安定的な志願者の確保に努めてまいります。

次に、小項目2の就職の現状と課題についてでございますが、学生の就職や進路に関する指導に

つきましては各学科ごとの教員により組織されております就職進路委員会の担当教員が学生に対する個別面談を実施しまして、学生本人の適性を見きわめ、本人の希望を優先することを原則として就職や進学に関する助言を行っております。保健福祉学部では、本年3月に第3期生145名が卒業いたしました。このうち13名が就職未定となっております。本年8月末での未定者のうち3名の就職が決定しております。短期大学部ともあわせて就職率は決定率は高いものと考えておりますが、一人一人の学生に対する就職支援の取り組みの成果であると受けとめているところでございます。

卒業後のサポートにつきましては、短期大学部では教員が実習先訪問とあわせて卒業生の就職先を訪れ、近況を確認しまして助言をしております。また、保健福祉学部では担当教員が卒業生からの相談に個別に応じる形でサポートをしております。本年4月に生涯を通じた就業力を育成することを目指して、学内機関としてキャリア支援センターが設置されました。卒業生の追跡調査やフォローアップのあり方について検討をしているところでございます。追跡調査などにつきましては、卒業生の理解と協力を得ることが前提となりますが、きめ細かな就職支援及び就業支援が可能となるよう検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、大きな項目の3のAED設置の現状と今後の設置のあり方についての小項目1の設置箇所が施錠された後の機器の利用方法について申し上げます。

AED、自動体外式除細動器の設置状況につきましては、平成24年11月1日現在、名寄市内には54カ所、66台が配置されております。設置箇所は、市役所や学校などの公共施設では44カ所、49台、個人病院や大型店などの民間事業所では10カ所、17台となっております。市で

管理している施設は、市役所、学校など31カ所の公共施設であり、本体器1台に対し成人用パッド2組と小児用パッド1組をセットにし、万が一の場合に備えているところであります。また、イベント等への貸し出し用AEDの利用は年に二、三回程度となっております。使用状況として市の管理施設では、平成21年2月に風連日進地区において1件の使用が報告されております。

御質問の設置施設が閉ざされた後に必要な事態になった場合の使用については、設置施設に宿日直等がいる場合においては対応できますが、機械警備など無人の施設においては使用ができない状況にあります。市内の小中学校の配置は、児童生徒の緊急事態への対応を目的としたものでありますので、夜間や休校時の対応はしておりませんが、公共施設にあっては地域的な不測の事態に備えた使用方法を施設管理者と協議するとともに、設置場所については広報等を通じて市民に周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、小項目2の設置場所の拡大の考え方について申し上げます。AEDの使用は、早いほうが効果的ですが、市街地においては消防署に通報し、救急車を呼んだほうが早く、かつ的確な処置が施されるものと考えております。その反面、郊外地区にあっては救急車が到着するまでの時間が長いと、その必要性が大きいものと認識しております。本体機器の耐用年数はおおむね5年から7年、附属するバッテリーは1年から5年、パッドの保証期間はおおむね2年とされ、昨年の維持費の実績では年間158万円となっております。AEDの設置は、法律的に義務づけられてはおりませんが、大型店を初めとする民間企業でも設置が進められていることや現在の公共施設の設置についてはある程度充足しているものと考えておりますが、今後新たな施設や必要となる施設が想定されましたら、状況を把握し、設置に向け検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） それぞれ答弁をいただきましたから、再度質問をさせていただきたいというふうに思います。

滞納の問題についてでありますけれども、年間滞納額、実は23年度あるいは22年度、先ほど滞納額についてそれぞれ報告をいただきましたけれども、さかのぼって欠損金の扱いを見ますと必ずしも滞納金が欠損金にイコールになるということはないというふうには思っておりますけれども、不納欠損金が一般会計支出の約0.1%ぐらいだというふうに思っておりますけれども、金額では平成22年度で一般会計の中身でいきますと1,450万円ぐらい、23年でいくと1,370万円ぐらいの数字になっているのだと思います。私の決算書の見方が悪いのかもしれませんが、その中でも民生の保育資料の欠損金が22年度、23年度を見たときに実は約2倍ぐらいになっているのです。なぜ滞納を当年度内に徴収できないかというのが私はちょっと疑問になったわけでありまして、約倍になった中身について、なぜこのような形になったのか、あるいは督促することを忘れたのかどうかの問題も一方ではあるのかもしれませんが、そのような中身になったことについてまずお知らせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 税に限らず使用料等々につきましては、その都度滞納が発生した時点で本人に相談をしながら、連絡をしながら納入を促しているということやってきているところがあります。しかしながら、先ほど答弁の中で話をさせていただきましたように、一方では経済の低迷ということで、なかなかそれぞれの家庭の事情が大変厳しくなっているのかなという部分も考えられます。こちらとしましては、そういった滞納に至らないように、相談あるいは催告も含めて、分割納付も含めて御相談をしているところですが、今言いましたような事情も含めて伸びてい

るということでございます。特に商店等につきましては、経営が思わしくないといったようなところも出てきているというふうになっておりますので、そういった部分ではふえてきているということでもあります。ただ、こちらとしましてはそれを手をこまねいて見ているということではございませんで、今お話ししましたようにあらゆる機会を通じてなるべく早期に御相談を申し上げ、滞納が出ないような指導をしているということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 滞納しないようにということですけども、保育所の使用料の未納の問題でいきますと、生活困窮者について、こういうことがあって払えないという、これは百歩譲って子育ての支援、あるいは福祉の観点からどうしてもだめだということであればそれはそれで欠損金という形で落とすことも私は理解をするところなのでありますけれども、しかし一定の所得があるのにもかかわらず払わないというか、払えないのでなくて払わないということがあるとしたら、公平、平等という中身でいきますと非常に不平等な中身になってくるわけでありまして、本当に23年度でいけばどれだけの方が納入をしていないのかということがどうも気になるころでありますけれども、中身的に公設の保育所あるいは季節保育所等々含めてあるわけでありまして、その中でどのぐらいの方が結果的には未納になっているのか、あるいは余り小さな数までは要りませんけれども、その後の対策も含めて、あるいは先ほども言いましたけれども、当年度での処理ということも難しいでしょうから、2年、3年ということになっているわけでありまして、そんなところの扱いについて、あるいは生活困窮者の方がどのぐらいいるのか、わかれば若干ちょっとお知らせを願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、

今議員から保育料の関係を御質問いただきましたので、答弁させていただきたいと思います。

不納欠損が前年と比較して倍になってきていると。23年度の実績では、9件の235万4,000円という形になってございます。この増額の部分につきましては、市税全体の中の保育料ということで、1件の部分につきましては他の税金等々とあわせて事業所が倒産をして、子供が3人おられて年間何十万円の保育料が残ってしまったということで、議員御存じのとおり保育料の算出は前年の所得でいきますので、それぞれ倒産した翌年に前年の部分ということで出てきますので、その部分が高額になっていくと。保育料の部分でいきますと、それで分納等々も先ほど市民部長のほうから説明させていただきましたように、当事者と会ってそれぞれの分納の手続等々をさせていただいておりますし、また今年度からは児童手当等々から保育料をいただくということで、実績もございます。しかしながら、今のように倒産等々があった場合については保育料以外にも同額以上の100万円単位の滞納が出てきているということでもありますので、この部分についてはやはりなかなか徴収は難しいということで、税務課担当の納税係ともあわせて協議をしながら、いただけない部分については不納欠損の3年間の経過の中で不納欠損をさせていただいているという事例がございます。しかしながら、現年度分につきましては、現3保育所の中では保育所長が分任出納員になりまして、先ほど説明していただきましたように保護者に送り迎えのときにお話をさせていただくなり、またそのときに保育料を持ってきていただければそこで受け取るというような対応もさせていただいておりますので、残念ながら不納欠損になった部分につきましては申しわけございませんけれども、しかしながらそれ以外の保育料が納められる世帯につきましては極力そのような形で現場対応させていただいていると考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 保育所の使用料の扱いについては、余り深くやらないでおきたいというふうに思いますけれども、しかし入所するときあなたは所得が低いから入れませんというわけにはいかないものですから、そういう意味でいくとかなり厳しいのかもしれませんが、徴収のあり方について。ですけれども、先ほども言いましたように生活困窮者の扱いとはまた別な所得がある方の未納対応というのはきちっとやっていただくということをまずそこでお願いというか、求めておきたいというふうに思います。

あと、市税の関係で、額的には22年度、23年度でいきますと23年度が不納欠損下がっているという状況でありますけれども、しかし23年度1,300万円ぐらいの不納欠損になっているわけでありまして、実は1事業できるだけ額の額になっています。これも中身的にそれぞれ市民税あるいは固定資産税の中身が入っておりますけれども、きちっとした徴収体制をしいていく、あるいは法的な措置も含めてやることも重要だろうというふうに思っておりますけれども、本州で対策室を設けて、これはちょっとどうなのかなというふうに思いましたが、この辺にはいないだろうと思っておりますけれども、警察の暴対経験者を入れて対応しているという、そういう市も実はあるのです。額的には、名寄なんて及びもつかないぐらいの額を抱えているという、そういうところもありますけれども、そこまですることがどうなのかというのも一方ではありますけれども、そういうこともやりながら、市税の徴収率というのですか、収納率を上げていくということもしているわけでありまして、行政としてはそういうことは今のところ厳しいのかもしれませんが、精いっぱい職員間で議論をしながら、この徴収率を上げていくことで税の平等ということも含めてあるわけでありまして、不公平のないような扱いを今後求めておきたいというふうに思います。

次に、大学の関係です。先ほどそれぞれ答弁をいただきました。大学の募集にかかわってオープンキャンパスの問題、あるいは教員の後方支援ということも含めてありまして、実はなぜこのような中身を今回質問したかということ、先ほど中身的には就職後のケア、サポートも含めてという話がありましたけれども、これは単なるそのときの就職先のケア、サポートだけでなく、2年、3年たつことによってそこから名寄の大学の問題だったり、名寄を発信してもらおうと、卒業生から。そこから実は名寄の大学の問題を入れることによって受講者もふえるのではないかというふうに思っているのです。中身的にどこまで卒業生、就職者をサポートするかというのは非常に厳しい一面もあると思います。というのは、個人情報保護法の問題も含めてあって、必ずしも教えてもらえるかどうかという問題も出てくるわけでありまして、そんなところについて中身は別にしてもきちっとやっぱり追跡調査も一方でする必要あるのかなというふうに私は思っていますので、先ほど答弁いただきましたけれども、もう少し突っ込んで大学側で議論をしていただいて、就職者のサポートをできるかどうかも含めて議論があるとしたら、お知らせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 先ほど御答弁の中で申し上げましたキャリア支援センター、ことしの4月に発足をさせていただきまして、この中でいわゆる就業力をどういうふうに学生につけていくかということでございます。学生本人は、いわゆる就職先を単に選ぶということではなくて、自分の生涯設計、人生設計の中でどういうふうに職業選択をしていって、どういう自分の人生を、大きく言えばそういうことを歩んでいくのかということが大きなテーマとなりますが、こういう中できちっとした就業力をつけていくということが大きな問題だろうと思います。それで、実はこのフォローにつきましては、いわゆる卒業後の就

職先の報告というのは、これは学生の任意の報告でございまして、これに協力をしていただくということが大前提です。それから、きちっと報告をして相談を、就職がうまくいかない学生も何人かいるわけございまして、そういう学生がその後も就職の状況についてフォローしてほしいということをごきちっと確認をした上で学生の適性に合った指導をしていくということが今後求められるだろうということでございます。卒業生を送り出しまして3回目ございまして、この辺をしっかりと情報も蓄積も含めまして大学としてやっていきたいというふうに考えておりますし、そういう体制を整えていくことで今後の学生のいわゆる就業力支援、それから就職指導に役立つものというふうに考えておりますので、この辺今キャリア支援センターの中で、まず教員の先生方も含めまして研究、検討していただくようお願いをしておりますので、もうしばらく時間かかると思いますが、御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 今答弁いただきました。私の質問から若干離れるという、ずれるということもあるのかもしれませんが、実は御承知のように本年3月時点で在学生の出身地、あるいは保健福祉学部等々、保健福祉学部でいけば30%が道外で、市内を含めて道内が70%と。あるいは、看護学科が90%道内というような状況でありますから、そういった意味では割とサポート、ケアも含めてしやすいのではないかなというふうにも思っておりますが、一方でちょっと政府の中でのいろんな議論があった新設校、新設大学の扱いが実は出ているのだらうと思うのです。札幌で保健医療大学が新年度開校されますけれども、先ほど聞きますと推薦が2.7倍という状況だというふうに言われましたけれども、札幌の大学のこの開校にかかわって名寄における大学の受験というか、それに影響があるのかどうなのか、今後の中身も含

めて出てくるかと思えます。ただ、公立と私立の扱いでありますから、学費の扱いが大分違うと思えますから、そうそうというふうには思いませんけれども、ちょっと分析できていればお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 来年4月開学予定の看護師、保健師を養成する札幌保健医療大学でございますが、想定される学生確保の主な対象地域というのは札幌圏域を中心に道内全域だろうというふうに推測をしております。これは、本学の入学者の出身地とまさに重複するというふうに考えられますので、影響がないとは言えない。むしろ影響があるだろうというふうに認識をしております。11月15日に実施いたしました25年度の推薦入試の志願状況でございますけれども、先ほどお伝えしましたとおり看護学科、推薦入試ですので、募集人員20名に対しまして出願者数61名ということで、昨年から微増しております。昨年は59名でございました。推薦入試は、本学を第1志望とする受験生ということでございますので、平成18年から24年度、本年入学までの推薦入試の平均志願者数でいきますと60名程度になりますので、大体安定してきているというふうに評価しております。ただし、影響があるというのは恐らく一般入試の部分についてだろうというふうに推測をしております。一般入試において本学と併願をして、併願している大学に合格した場合、どちらを選択するかというのは読み取るということとはなかなか難しいということでございます。

競合する看護職の養成大学と比較して、本学の看護学科に関する優位性というのを、1年次から行う医療機関での優位性につきまして、これは1年次から行う医療機関での実習の大部分を名寄市総合病院を中心に地域の市内の医療機関に受け入れていただきまして、学生にとって経済的な負担、それから身体的な負担が少ないこと、それから安

定した高い国家試験等の合格実績を持つということを進学相談会等において受験を希望する高校生、それから保護者の皆様、それから高校の進路担当の先生方に伝えるように努めております。また、札幌保健医療大学は定員全体、推薦、一般入試を含めて100名の定員でございますけれども、本学は50名ということで、極めて少人数でございます。その少人数の定員であるということに関しまして、本学の特色の一つであります少人数教育、学生一人一人に対するケアが行き届くということも強調して伝えてきております。今後も国家資格の取得を目指す学生の100%の合格を達成するという指導体制、それから学習環境等の整備に努めまして、出口の優位性、これを強調した学生確保や募集活動に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 札幌の保健医療大学の関係は、中身的に名寄と両方受けて名寄をやめるという状況になる可能性というのは恐らく札幌圏が中心になるのだろうと思うのです、保護者の金銭的な問題もあるでしょうから。そういった意味で見ると、今までの地域、どの地域からどのぐらいの受験生がいるかというのをもう少し分析をしておいたほうがいいのかなど。分析したからといってとまるわけではないかもしれませんが、そういうことも私は必要だというふうに思っていますので、そんなところについて求めておきたいというふうに思います。

名寄大学の関係では、今後短大の4大化だとか、大学院の問題だとか、いろんな議論が進んでいくだろうというふうに思います。きょうは、そのことについては求めませんが、3年たって今後そういうことが札幌の保健医療大学との問題みたいに出てくる可能性もないわけではないというふうに思っていますし、旭川もそういう大学ありますから、そういうことで就職後のサポート、フォロー

も含めてきちっとやることを求めておきたいというふうに思います。

次に、AEDの扱いです。実は、先ほど答弁いただいて、耐用年数の問題、電池の交換の問題を含めて答弁がございましたけれども、電池の交換は一定程度やっているのだろうと思いますが、恐らく外には放置をしていないでしょうから、電池はそれぞれ一定の期間内に交換をしているのだと思いますが、電池がなければ使えないわけでありまして、電池の検査等々含めて交換はどのようにされているのか。低温になると電池の劣化が進むということもあって、使えなくなる、あるいは時間がかかるということもあるわけでありまして、その辺の扱いはどのようにされているか、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） AEDのそれぞれのバッテリーですとかパッドですとか、その附属部分につきましては、一応先ほどお話ししましたように耐用年数おおむねですけれども、各メーカーによって違います。先ほどお話ししましたように、31カ所に設置をしておりますので、メーカーも1種類ではございませんので、それぞれのメーカーごとの機種ごとの耐用年数、附属品、パッドもバッテリーも耐用年数に合わせて年次ごとに交換をさせていただいております。その部分が先ほど言った23年の実績で158万円維持費がかかっているという実績であります。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 答弁の中で1つ気になったというか、風連日進で1回使っているということであります。1回使っているということは、これしか使われていないということなのかなというふうに思います。使わないほうがよりいいということでもありますけれども、より市民のために安心、安全な中身にするために配置をしていくというのも、これは重要な中身でありますので。

それで、実は日進小学校が今年度で閉校という

状況になって、このAEDどこに置くのか、そんな日進との議論がされているのかどうかお聞かせ願いたいのと、もう一つは先ほどの答弁の中で市内は救急車すぐ来ると。短時間で来るのでということでありましたけれども、到達時分が長い地域、あるいは今冬のようにいきなり大雪降って救急車が到達時分おくれると遅くなるということも実はあるわけでありまして。ですから、中身的には私が思っているのは設置箇所もふやすと。金はかかるかもしれませんが、一定程度公共施設がないところを中心に、町内会だとか、そういうところもふやす必要があるのではないかというふうに私は思っておりますけれども、その辺の扱い、考え方についてお聞かせを願いたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 日進小学校閉校後のAEDの箇所ということで、これも教育委員会の管轄でございますけれども、私のほうで教育委員会と連携をとって話をさせていただいた現在のの中身としましては、閉校後の跡地利用については現在町内会等々、地域の皆さんと協議をさせていただいているということでございます。しかしながら、学校が廃校になるということで、今後は学校以外の施設にということでございますので、今後これらにつきましては地元と十分協議をした上で設置の場所を検討していきたいと考えてございます。

それと、もう一つ、設置の部分について、特に郊外の部分、時間かかる部分ということでございます。議員お話あったように、バッテリーの部分については低温に非常に弱くて、例えば町内会館でも冬場は毎日使っている部分はいいのですが、使っていないものはそれだけ消耗が大きくなるということでございます。また、それぞれ町内会ごとという議員のお話もいただいているところでございますけれども、それぞれ町内会ですとか、個々の家ということも考えの中にはありますけれども、しかしながら個人の住宅に、例えば

町内会長さんのお宅ということになりますと、またほかの、それから家族の問題、それから責任の問題等々が発生するのではないかと考えておりますので、その設置の部分につきましては地域の皆さん、特に町内会及び専門的であります消防署等とも協議しながら、それぞれ検討してまいりたいと思っておりますし、今後の新しい施設については市民が対応する部分については設置をしなければならぬと考えておりますし、今議員言われたように今の中で地域の中で必要というところがもし出てきた場合については検討させていただきたいと考えております。

○議長(黒井 徹議員) 竹中議員。

○8番(竹中憲之議員) 時間もありませんから、最後になりますが、AEDの設置をしてあるところの職員等々の講習のあり方というか、講習されているかどうか、活用ができるかどうかということについて、どのくらい進められているかお聞かせを願いたいというふうに思います。

あと、今後の設置箇所における職員等の講習のあり方、今現在市民にも講習進めておりますけれども、今後行政として職員の講習進めるかどうかについて最後にお聞きをして、終わりたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 上川北部消防事務組合の調べでございますけれども、現在名寄市内でAEDを扱える普通救急講習修了書というのを講習をされた方には発行されていると。これを所持している方は、実は1,192人。この数字につきましては3年間有効ということで、平成21年から23年の3年間に受講された人数でございます。そのうち名寄市の職員については83名、それから各学校、小中学校の教員につきましては140人という数字になってございます。各施設につきましては、それぞれの職員が配置されておりますので、対応できると考えてございますけれども、先ほどお話ししましたように実際に使用し

た部分については日進の1件ということでございますので、今後については使用の方法、講習しても忘れるということがございますので、定期的に講習会を受けるような配慮をさせていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

基幹産業の推進について外2件を、植松正一議員。

○7番（植松正一議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問いたします。

初めに、大項目の基幹産業の推進について質問させていただきます。厳しい経済状況の中、地域経済の活性化を図るためには、1次産業、2次産業、3次産業が一体となって資源に付加価値をつける取り組みが重要と考えております。国の経済産業省所管の農商工連携の取り組みについて、研究開発事業を活用して農産物の製品化を求めています。本格的な商品化の課題、またスタッフの方など進まない聞いております。また、商工会議所事業主体による名寄ブランドが名前を変え、本格的に地域資源を活用した新たな商品開発に取り組むということでございますが、そこで1点目に名寄市には豊富な農業資源が多くあり、農業、商工業、ホテル、飲食業等の連携する必要があると思っておりますが、考え方をお知らせください。

2点目に、商工会議所が主体となって実施している名寄ブランド商品化について、開発プロジェクトに大いに期待しておりますけれども、新たな商品についてお知らせください。

2つ目に、新たな畑作を含めて本格的に実施され、意欲ある農業者が将来経営安定に取り組む環境整備であり、内容を含めて多くの方は所得の向上につながったと喜んでいるところでございます。そこで、農業者戸別所得補償制度の目的と事業概要と、あわせて制度上の課題について伺いたいと思います。

次に、大項目、道立トムテ文化の森、なよろ健康の森について、3点について伺います。文化の森と隣接している健康の森と一体となって、自然に親しみ、森林の持つ公益的機能、また多くの子供たちの遊び場、そして教育の場、または市民の憩いの場など多くの利用者で親しまれていた場所であります。

そこで1点目に、道立トムテ文化の森の市への施設移管に伴う協議内容についてですが、協議が開催されていると聞いております。そこで、質問をさせていただきます。まず、道立トムテ文化の森の施設概要と利用状況並びに維持管理費に要する費用についてお知らせください。

あわせて、移管に関して名寄市より要望書を提出されているとのことですが、要望の内容並びに北海道からの回答はあったのかお知らせください。

また、要望書を提出したとするならば、条件が合えば移管を受け入れる、名寄市で管理されると思いますが、移管後の計画についてあればお知らせください。

2点目に、平成24年度市議会議会報告会を行いました。そのとき施設管理の中であえて健康の森のパークゴルフ場の整備状況の悪さと利用制限された市民の不満の声があり、今後対処していかねばならないと思っております。報告会では、市長に提出し、回答をいただきましたが、不十分であるので、質問させていただきます。指定管理者との管理に関して、芝の管理については具体的に契約内容をお知らせください。また、指導はどのように行っているのかもお知らせいただきたいと思っております。

3点目に、陸上競技場及びサッカー場の利用状況についてですが、健康の森としての他の施設でのスポーツとして利用状況をお知らせください。

最後に、大項目の住宅マスタープラン後期計画策定について、2点について伺います。1点目に、計画的に集約した政策に関して、後期計画に向けての課題と検証についてお知らせください。

2点目に、高齢化が進む中、福祉施設と今後の福祉サービスの内容や市民ニーズの対応、対策の考え方についてですが、近年の少子高齢化の進行や核家族化、高齢化世帯の増加で福祉に対するニーズは深まる一方であります。真剣に対処していかなければならないと思っております。そこで、施設の入所希望の状況は、市民のニーズの内容は、また今後の市の考え方についてもお知らせください。

以上でこの場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 植松議員からは、大きな項目で3点の御質問をいただきました。大きな項目の1点目、小項目1は私から、小項目2と大きな項目2点目は経済部長から、大きな項目3点目、小項目1は建設水道部長から、小項目2は健康福祉部長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1、小項目、食、観光、物産の連携による地域ブランドの実績と今後の課題についてお答えいたします。名寄市には、日本有数の品質及び生産量を誇る農産物が多くあります。生産される大部分は、原料として出荷されています。これら農産物の価値を向上させることは、地域経済の活性化の視点においても必要であります。これらの取り組みを行っていく上で、地域が一体となって取り組む体制として農商工連携が必要と考えており、それらの取り組みのきっかけづくりとして今年度総務省の緑の分権改革調査事業を申請し、採択を受けることができました。この調査は、

日本一であるモチ米とひまわりに焦点を当て、これらを原材料とした新たな商品開発だけでなく、付加価値をつけ加えることによりモチ米、ひまわりを連想したときに名寄が思いつくようなブランドイメージを確立するためには、食、健康などどのような視点に基づいて価値をつけるのかについて、全国的なニーズとしての確であるのかを調査することにより、販路拡大を初め交流人口の増加、産業創出など多面的な効果を探ることを目的に事業を実施しています。これらを実施するための体制として、JA、商工会議所、観光協会、名寄市立大学などから組織された名寄市寒冷地型食クラスター事業交流推進会議を設置し、本調査事業の効果や持続的な有益モデルとしての方向性及び実施内容について検討していくこととし、さらには市内のホテルや飲食業などの事業者や一般市民からも意見をいただく場として市民会議等も開催し、調査結果に基づいた今後の可能性について議論をしていく中で、課題等などが明らかになるものと考えており、広い視点から農商工連携に向けた体制づくりを進めたいと考えております。

次に、名寄商工会議所が主体で実施しました新「なよろブランド」商品開発プロジェクトについてですが、新「なよろブランド」商品開発プロジェクト事業は、名寄商工会議所が中心となり、平成20年度に「なよろブランド」創造研究会を立ち上げ、名寄にある資源の調査研究、平成21年度に意欲ある民間事業者が地域資源を生かした新商品開発に向けた基本方針を定め、平成22年度に中小企業庁の支援を受け、新「なよろブランド」商品開発プロジェクト事業を実施いたしました。構成団体も商工業者を初め農業及び市立大学、観光協会など市内関係団体の連携によるさまざまな視点から、名寄ブランドの構築に向けて新たな商品を開発するとともに、販路拡大に向けた道内外での商談会への参加などに取り組んでまいりました。平成23年度から今年度までの事業実績として、新たに開発された商品の販売促進を促すた

めに道内外で開催された5件の商談会に参加し、専門家やバイヤーと改良点などについて意見交換をするとともに、一部商品については商談が成立し、販路拡大につながった事例もありました。また、道内外のイベントの出店ブースの参加、また首都圏やネットによるテスト販売などを行い、平成24年度も引き続き商談会やイベントに参加しており、これまでの成果があらわれ始めていることから、商品のPRなど名寄ブランドとしての認知度が確立されるよう商工会議所とも相談をして、民間事業者の側面的支援も今後とも行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 私から大項目1のうち小項目2、新しい戸別所得補償の内容と評価について申し上げます。

平成23年度から本格実施となりました農業者戸別所得補償制度の目的につきましては、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象にその差額を交付し、農業経営の安定と生産力の確保を図り、食料自給率向上と農業の多面的機能を維持することとしており、平成22年度にモデル対策としてスタートしました。水田における米、転作作物の交付金に加えて、畑作物の所得補償交付金加わり、田、畑、共通して対象となる制度となっております。具体的には、主食米については10アール当たり1万5,000円が交付されました。転作については、国の戦略作物である麦、大豆、飼料作物が10アール当たり3万5,000円、ソバ、菜種、加工用米が10アール当たり2万円となっており、その他野菜類等においては産地資金が創設され、地域の実情に即した地域振興作物への取り組み支援となっております。畑作物の所得補償交付金においては、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用バレイショ、ソバ、菜種が交付対象作物となっており、前年産の試算面積に基づき10アール当たり2万円の面積払いと出来高と品質

に応じた数量払いの組み合わせによって交付され、高収量、高品質なものほど交付額も多くなる仕組みとなっております。さらには、規模拡大加算、緑肥輪作加算など新たな加算措置も創設されたところです。戸別所得補償制度による交付金は、国から農業者へ直接交付されるものですが、農業者への周知、受け付け、現地確認などの事務は地域協議会が担当しております。名寄市への過去の交付額は、平成21年度14億3,400万円、22年度18億円、平成23年度19億1,700万円となっており、平成23年度から本格実施されたことにより確実に生産者の所得は向上し、経営の安定化につながっているものと判断しております。

戸別所得補償制度の今後の課題としては、この制度が法制化されていないことから、不安定な一面があるなど今後法制化に向けての取り組みが必要と考えております。また、畑作物の所得補償交付金では対象品目が限定されており、品目の拡大が重要であることと畜産農家への支援がないことから、法制化とともにこれらの課題について国への要望などを含めて検討していかなければならないと考えているところであります。

次に、大項目2、道立トムテ文化の森、健康の森についての小項目1、道立トムテ文化の森の市への施設移管に伴う協議内容について申し上げます。まず、道立トムテ文化の森の施設概要については、道立の森として平成6年になよろ健康の森の中の土地並びに山林を名寄市より北海道が借り受け、平成10年5月に開園した施設であり、名寄市以外では旭川市、津別町、真狩村にそれぞれ設置されております。施設は、森林学習館、通称、もりの学び舎とキャンプ場、薬草園、実習展示林、林間歩道などから成り、施設の広さは13.52ヘクタールとなっており、施設の利用者数は年は1万1,000人を上回る利用があります。維持管理費は、今年度の北海道が支払う指定管理料で年額760万円となっております。

北海道は、財政状況が厳しくなる中、平成21

年度知事評価において市町村への移管の方針が示され、平成22年8月11日、北海道水産林務部森林環境局森林活用課長より名寄市副市長に申し入れがあり、その後担当者レベルでのあり方検討会として、平成23年7月から平成24年4月までの間に4回の協議を行ったところであります。道立の森としての移管対象施設は、名寄市を含め道内4施設全てが対象となっております。この間名寄市としては、他の3施設に比べ利用が最も多く、名寄以北の人口の1割に匹敵をする1万1,000人以上の利用があり、利用者の4割、特にキャンプ場にあつては7割が市外利用者であり、北海道が管理すべき施設であるとしてまいりましたけれども、移管できない場合廃止もあり得ることから、一定の条件のもと移管についてはやむを得ないものとして、経済建設常任委員会にお示しをしました要望書を平成24年7月20日、北海道に提出したところであります。要望の内容は、管理費支援を指定期間2期分の8年間行うこと、事務機器の更新を道の管理期間内に行うこと、移管後の修繕費用として施設取り壊し見合い費を全額交付すること、移管後も道森林活用プログラムなどの提供を行うことであります。北海道から一定の打診はありますが、正式な回答はまだなく、名寄市としても最終判断をしていないところであります。移管後の管理につきましては、内部で検討しておりますけれども、現在移管条件について交渉中ですので、御理解を賜りたいというふうに思います。

次に、小項目2のパークゴルフ場の利用状況と維持管理について申し上げます。指定管理者との芝の管理におきましては、指定管理者公募時による健康の森作業水準書があり、維持管理に関する事項でコースごとに芝刈りなど11項目について定めており、また基本協定書第14条で毎年度の事業計画書を義務づけ、作業水準以上の確保を求めているところであります。契約上示されている作業は、年間芝刈り、フェアウエー25回、ラ

フ15回、バンカー除草3回、砂1回、追肥4回、目土2回、エアレーション1回、芝種子1回、クローバー除去2回、融雪剤1回、殺菌剤1回、散水適宜となっております。

指導につきましては、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第9条で、定期的、また臨時に報告を求め、実地に調査し、また必要な指示をすることができるようになっておりますので、毎月の報告に問題がある場合、事故報告や苦情報告がある場合以外にも今年度のひでり時の対応などで指示を行っております。具体的には、毎月の報告では報告の内容に疑問のある場合の事務的なものとなっており、事故報告では健康の森内での事故に対する確認を行っております。苦情では、改善すべきものの報告として維持管理に反映するものとなっており、今年度のように異常気象や災害での指導も少ない事例ですが、行っております。

パークゴルフ場の利用者は、平成22年度2万9,129人、平成23年度3万1,468人、平成24年度2万8,641人となっております。

次に、小項目3、陸上競技場及びサッカー場の利用状況について申し上げます。陸上競技場では、平成22年度121団体、6,066人、平成23年度78団体、4,792人、平成24年度158団体、5,950人の利用となっております。多目的コートでは、平成22年度65団体、7,624人、平成23年度53団体、6,629人、平成24年度71団体、5,439人の利用となっております。冬季のクロスカントリーでは、平成22年度215団体、6,608人、平成23年度390団体、9,300人の利用となっております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 私のほうからは、大項目の3の小項目1番、計画時に集約した政策に関して、後期計画に向けての課題と検証についてお答えをいたします。

住宅マスタープランは、市民が住みやすく、住みたくなるまちをつくっていくために、将来どんな家に住み、どんなまちに暮らすかという目標を実現していくための住宅政策における基本計画であります。平成18年3月の合併に伴い、新名寄市において2つの旧市町の計画を一体化し、住宅行政として市民が豊かさを実感できる計画を推進するために、平成20年度から平成29年度の10年間を計画期間とした名寄市住宅マスタープランを平成19年度に作成したところですが、計画期間が長期にわたることやこの間の政権交代による交付金制度の改正、市内における民間賃貸住宅の急増など社会、経済情勢の変化や市民ニーズの多様化などに対応すべく、中間年である今年度において改めて無作為抽出によるアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ計画全般の施策について、点検、見直しを行っているところであります。

また、今後の課題といたしまして、民間活力導入を含めた公営住宅の整備手法の検討のほか、安心、安全なまちをつくっていくために住宅の耐震化に向けた診断及び改修の普及促進、また高齢化社会に向けたシルバーハウジングの供給などが挙げられており、現在庁内作業部会及び検討会で課題の整理と今後の方向性などについて協議を進め、住宅マスタープランに反映させ、平成25年1月中には計画の素案をまとめ、パブリック・コメント手続条例に基づき、広く市民から御意見をいただいてまいりたいと考えており、来年3月の定例議会において提案をさせていただきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、大きな項目3、住宅マスタープラン後期計画策定についての小項目2の高齢化が進むが、福祉施設と今後の福祉サービスの内容や市民ニーズの対応、対策の考え方について申し上げます。

本年10月1日現在の65歳以上の人口につき

ましては8,395人、高齢化率は28.0%、75歳以上の人口では4,433人、後期高齢化率は14.8%となっており、北海道179市町村の中で本市の位置づけは高齢化率で131番目、後期高齢化率では133番目の位置にあり、昨年と同月と比較しますと65歳以上の人口では0.7%増の151人、75歳以上の人口では0.4%の81人となっております。市内の入所系の介護保険適用施設7施設の状態を見ますと、定数では363名で、うち市が設置しております特別養護老人ホーム清峰園、しらかばハイツの入所定員は180名で、待機者数は246人、うち市民の待機者は226人で、その内訳は介護老人保健施設に入所されている方が47人、病院に入院されている方は40人、認知症グループホームに入所されている方は24人、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等に入所されている方が10人、自宅で待機されている方は105人となっております。自宅で待機されている方105人の要介護度の内訳は、要介護1が14人、要介護2が42人、要介護3が25人、要介護4が13人、要介護5が11人となっております。両施設の入退所数は、平成23年度では入所が36人、退所は39人、平成22年度では入所が47人、退所は45人で、要介護4または5の方の待機者数は24人となっておりますので、自宅で待機されている比較的介護度の高い方はおおむね1年以内には入所できるのではないかと考えております。

名寄市第5期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画では、介護保険施設利用者の要介護4から5の割合は70.1%以上を目標にしており、平成23年度では55.6%でしたが、本年の前期では58.8%となっております。国が介護保険料の算定のために示しているワークシートでは、特別養護老人ホームの必要定員数は186名、介護老人保健施設では124名を見込んでおり、市内にある施設の定員数からは30人程度不足する計算となりますが、北海道が制定しております名寄

市を含む2市5町1村の上川北部高齢者保健福祉圏域内の特別養護老人ホームと介護老人保健施設の定員数は855人、市内の東病院を含む医療療養型の病床が215床ありますので、長期療養が必要な方の看護、介護はこれらの施設で対応できるのではないかと考えているところであります。過日行われました名寄市立総合病院開院75周年・新築20周年記念講演会の佐古院長の講演資料では、65歳以上の人口10万人当たりの療養介護ベッド数は全国3,049床のところ、上川北部では6,359床で全国の2.1倍、名寄市では5,239床で全国の1.7倍となっており、全国平均に比較しても高い整備率となっていることから、医療、介護ニーズの高い方への提供体制は整ってきているものと考えております。

また、本市の第4期介護保険事業計画では実施事業者がないため実施できなかった小規模多機能型居宅介護事業所が平成24年度の北海道の介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金を受け、一般社団法人山笑の里が登録され、定員25名、通いのサービスの利用定員15名、宿泊サービスの利用定員8名で、去る11月10日に開所式が行われたところであります。通いを中心とした利用ですが、状態や希望により泊まりや訪問を柔軟に組み合わせるサービスの提供をすることとなっておりますので、地域生活としての拠点として期待しているところであります。

また、市民ニーズの内容につきましては、本年10月に建設水道部で実施した住宅マスタープランの見直しのアンケート調査で、市民の方からの回答を見ますと、設問の1点目ではあなたは高齢期にどのような暮らし方を希望しますかでは、自分だけ、または自分と配偶者だけで暮らしたいが167件、子供世帯の近くで暮らしたいが97件、子供世帯と同居したい及び気の合った友人と、仲間と一緒に暮らしたいがともに33件。2点目では、高齢期にあなたはどのような住宅に住みたいと考えていますかでは、現在住んでいる住宅に住

み続けるが145件、高齢者向け設備やサービスが整った住宅への転居、シルバーハウジングを含むが93件、老人ホーム等の高齢者福祉施設に入るが53件。3点目では、高齢者が安心して暮らせるためにどのようなことが最も重要だと思いますかでは、福祉サービスなど利用しやすい高齢者向けのサービスつき住宅等の整備が111件、高齢者が安心して暮らせる地域コミュニティの形成が77件、安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進が53件、生活利便性の高い地域の賃貸住宅等に住みかえできる仕組みが52件の状況となっております。

介護を必要とする方への入所系施設につきましては、一定の充足が図られていくものと考えておりますが、今後もさらにサービスの向上を図るため、先進地等の調査研究を進めてまいりたいと考えております。高齢者の住まいに関しては、アンケート結果から現在住んでいる家に住み続けたいという方の希望が多いことから、介護保険の給付サービスであります住宅改修を初めとする高齢者等住宅整備資金貸付事業の周知を図るとともに、高齢者向け設備やサービスが整った住宅へ転居したいという希望も高いことから、高齢者になってからの住みかえのニーズを充足させていく必要があると考えますが、本市におけるシルバーハウジング建設の必要性については現在国がサービスつき高齢者向け住宅の開設者である民間事業所に補助金等を交付するなどの供給支援を行っておりますので、それらの動向を視野に入れ、十分に検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず初めに、頭から、食、観光物産の連携による地域ブランドの関係ですけれども、農商工の連携促進法が施行されて、皆さん御存じのとおり1次産業、農業、2次産業は加工、さらに流通、販

売は3次産業ということで、一体化を捉えて経営の多角的、多面的により生じる付加価値を農業経営に取り込むということでの6次産業化に対しての支援策を国のほうも打ち出しているわけですが、そこで今後の取り組みとして、農業サイド、また商工サイドの両面の情報提供や支援が必要と思われますけれども、その辺の考え方をお知らせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） ただいま植松議員のほうから再質問がありましたけれども、それぞれ農業サイド、商工業サイド、補助メニューがあります。とりわけ農業サイドにおいては、昨年ですか、農林漁業再生戦略において6次産業化、あるいは成長産業化の推進のために農林漁業者等への直接的な支援として、農林漁業者等がみずから、あるいは食品関連事業者と連携して行う6次産業化や地産地消の取り組みに対して農林水産物の加工、販売施設、あるいは生産機械、施設などへの整備を支援することとしておりまして、補助対象メニューも多岐にわたっているところであります。また、商工サイドのメニューとしては、いわゆる農商工等連携促進法、これちょっと長いのですが、正式な名称につきましては中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律ということで、これは平成20年法律第38号で施行されておりますけれども、この部分についても補助メニューが多岐にわたっております。ただ、この法律を活用した補助メニューの対象となった農家が平成20年度に風連の2区の農業者、それから平成21年度には名寄市の砺波の農業者の方がそれぞれ企業と連携をして取り組んだ事例、この2件があります。企業のほうでこの部分については国のほうに申請したものというふうに判断しているところであります。

また、市の補助メニューとしては、グリーン・ツーリズムの推進事業の中の農畜産物の付加価値向上に資する事業ということで、補助率2分の1

以内、金額は30万円ということで少ないのですが、単独の補助メニューも持っております。さらに、農業者への周知につきましては毎年市が発行しております「名寄市の農林業施策の概要」という冊子に国や道の補助メニューの一覧を載せております。これは、日根野議員からの御指摘にもありまして、そういう形で平成24年度から概要を載せて周知を図っているところであります。さらに、先ほど申し上げました国、あるいは国の農業サイドの部分、あるいは商工業サイドの部分でメニューに該当がなかった場合、これにつきましては名寄市の企業立地促進条例もしくは中小企業振興条例に該当する部分もあるかと思われまので、その部分については申請者から相談があった場合については十分に中身を聞いて、こちらのほうに該当する場合については営業戦略室のほうと協議を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 今の農商工連携、これは農業関係も、それから商業関係も本当に大事な部分なので、いろいろな政策を含めて支援の関係ありましたけれども、やはりもう少し風連で1件だとか、砺波で1件でしたか、こういう関係も含めて、グリーン・ツーリズムを含めて、基幹産業は農業ですから、この辺はしっかりと対応していただきたいなと思っております。

次に、行政報告にもありましたけれども、観光の振興ですとか物産の関係、地元の特産品、また販売含めて、全国各地でPRを含めて、名寄市のどこにあるのかということも含めて、本当にPRをしていただいていますけれども、この辺は御苦労と申し上げたいと思っておりますけれども、それで地元特産品の問い合わせ、そして注文とまでいくのかちょっとわかりませんが、そういう実績とか今後の課題についてもしあれば、お知らせ願いたいと思っておりますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 昨年からことしにかけて、それぞれ札幌あるいは道内、首都圏においてさまざまPR事業、あるいは販売を含めたPR事業も行ってまいりました。これについては、昨年実施しました地域再生マネジャー事業ということでの補助の中での取り組みでもありますし、ことしについてはその延長でやっております。それらの結果なのですけれども、首都圏を初めいろんな方にアンケート調査なども実施しました。大体1,000人ぐらいの方から回答をいただいています。その結果、イメージブランドというか、言い方ちょっと変なのなのですけれども、例えば名寄市のモチ米のこと、ひまわりのことを首都圏の方に知っていますかというような問いをしますと、もうほとんどの方が知らないという方が大半でして、またひまわりも今回今年の「星守る犬」の映画があったので、それらについて波及効果があるのかなと思ったら、北海道で咲くイメージというふうには思っていないとか、北海道でひまわりというのは場所はどこだと思いますかという、もう大半の方が富良野だとか小樽だとか、そんな回答が返ってきて、名寄と答えた方はほんの数%です。それらについては、もちろん北海道出身の方だとか、名寄にゆかりの方については御存じだったのですけれども、そういう状況でした。それで、そういう中からも一つの考え方としまして、北海道で例えばひまわりといえは北竜町と皆さん道内の方は大半は御存じなのですけれども、首都圏に関しては全くひまわりがどこに咲いているのかもよく知らないということであれば、名寄市においてはひまわりは名寄で日本一の面積ですよということをPRすれば、首都圏の中では当然それはそういう形で理解が得られるのだというふうな考え方もしています。

あと、その後物産販売等もやっております。農産物のモチだとか、それから加工品なんかの販売も行ってございまして、同時にアンケート調査も行

いました。それらの結果については、観光振興計画に細かく書いてあるのですけれども、要約しますと非常に品質がいいというふうな判断はいただきます。しかし、それを注文をしてとるかということ、まだそこまでいっていないという部分です。ということなど、いろんな課題はわかりました。ですので、今後はもう少し広くということではなくて、ある程度絞った形のPRが必要だと思えますし、その後ことしに入ってからモチ米ですとか、もちろん大福の関係、それからひまわり油だとか、農産物の加工品なんかの問い合わせがちょくちょく来ます。それらについては、大口でなければある程度対応しておりますし、大口のものについてはそういったお店のほうにつないで流通しております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 今的確にお話ありましたが、モチ米だとかひまわりはまだ知らない人がかなりいるようなことも言っていましたけれども、この辺は真剣にやっぱり地方へ行って名寄を売り込むということで、市長さんも観光含めてこの辺関係は一生懸命名寄を盛り上げていただいていますので、その辺がちょっと裏切ったような形になるのではないかなと思いますけれども、その辺はこれからの今後の課題として一生懸命やっていただきたいと思います。

次に、商工会議所の関係ですけれども、今新しい商品のことで一部商品の売り込みをしているということで、この辺は1点ぐらいなのか、2点なのかわかりませんが、端的にお願いしたいのと、それから風連の道の駅で名寄の特産品の展示販売を含めてやっておりますけれども、きのう同僚の佐藤靖議員のほうから今の複合交通センターのよろいな、私は向こうの道の駅と、それから今の複合交通センターのところの販売等なども次年度において団体等々などで検討していくとのございましたけれども、その辺をお聞きした

いのと、それから新しい商品ができるに当たって販売までいくとなるとなかなか大変だというようなことも聞いておりますけれども、専門の方というか、アドバイザーをお願いしているのか、その3点ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 最初の特産館での販売については、もう御存じのとおり順調な販売を続けております。よろ一などの連携、あるいはよろ一なでもそういう方法ができないかということでの検討は一部されております。しかし、あそこは物を売る場所ではないので、品物的にはある程度限定はされると思いますけれども、一部販売も中でやっていきたいというふうに考えております。

それから、新商品の関係ですけれども、新商品の開発なのですけれども……

（何事か呼ぶ者あり）

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 申しわけございません。基本的には、どういったものを売り込んでいくかという御質問だったもので、申しわけありません。今現在物産振興協会で扱っている商品をよろ一なの中で販売をしたいというふうに、今関係の方とどんな販売をするのか、どんなふうに、ワゴンで売ることかというような相談はしております。

それから、新商品の開発ということでよろしかったでしょうか。新商品の開発については、先ほども説明しました商工会議所がやりました地域ブランド商品開発プロジェクトの中でやっておりますが、それは平成22年度で当時6社、6品の商品開発を行いまして、バイヤーですとか展示会、あるいは商品の改良なんかも行いまして、今現在もその商品の販路拡大に向けて商工会議所なんかも取り組んでおります。その関連の中でその商品をもとにして、また新たな商品も出てきているというふうに聞いております。いずれにしても、商品開発というのはなかなか1つできたから売れ

るというものではないのですが、商工会議所も地道に取り組んでおりますし、商業者の皆様方もそういった商品の改良を含めて販売拡大を行っているところであります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 今のお話で一部の商品含めて、なかなかまだ進んでいないような気もいたします。22年度に6社、6品ということで、今それをまた改良しながら売っていくという、商工会議所としては対応を含めて、また何社加盟しているのかちょっとわかりませんが、この辺も行政として支援も含めて、これからやっぱりこの辺はしっかりして対応、対策していかなければならないのではないかなと思っております。アドバイザーのほうは、どうなのですか、ちょっとわかりませんが、本当にこういう専門の分野の人も頼んで、やっぱり名寄市を売り込むのだという意気込みを、ちゃんと商品はこのようにをつくりたいのだと。それによって販売からレタレから何からみんなこういうバイヤー、そういう形だと思うので、やっぱり頼んでやるのが一番商品としていいのかなと思っております。

次に、戸別所得の関係なのですけれども、これは今回の選挙で民主党から自民党に政権がかわりまして、新しく加わった畑作も含めて経営安定対策ということで、直接支払い制度で、きのうの山田議員のあれですけれども、収量は落ちたが、云々ということもありましたけれども、私も収量は落ちたが、畑の方の所有者の人らに聞きますと今回畑作関係はやっぱり所得補償関係、これは大変所得向上につながったということで何件かの方に、智恵文の人に聞いておりますけれども、この辺は今度政権がかわったわけですけれども、もとに戻らないように、直接支払いというのは私はよかったなと思ってはいますけれども、いろいろ何かあるみたいなことも言っていましたけれども、これからしっかりと農協含めての、また関係団体の連携

を強くして、これは求めておきたいなと思っていますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、大項目の道立トムテ文化の森となよる健康の森についてですけれども、この辺私もキャンプ場だとか薬草関係、それから実習展示林、歩道関係は道からいただきまして、もとの職場のときに草刈り、下刈りを含めてやっていただきまして、今回こんな話出ているとはちょっと思っておりませんで、経済のほうの内容等なども見させてもらいました。本当に残念に思っております。そこで、この関係ですけれども、もう時間がありませんから端的に申し上げますけれども、道に対しての要望書、要望関係提出したとのことですが、その前にただ道のほうとしては財政が厳しいから移管をしたいという知事の方針が示されたということですが、この協議の関係ですけれども、地元の中野道議もいらっしゃいますから、この辺の道との連絡の協議を含めて、対策、その結果の報告含めて中野道議からあったのかどうか、また中野道議との協議内容は一切やっていないのか、その辺ちょっとお聞きしたいなと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） トムテ文化の森の北海道から市に移管してもらえないかという一番初めの要望を受けたのは、実は私であります。これは、打診ということで始まったわけですが、その時点で市で受けるということになると今後の管理の関係もあるものですから、その打診があった旨については道議にも御相談申し上げましたし、あわせて今般の要望書を上げるに当たってもその内容については道議に連絡をさせていただきました。ただ、北海道からの回答は要望書を上げた内容そのものを全部受けるという回答ではなかったものですから、関係の津別、それから真狩の町村と歩調を合わせようということで、先般も中野道議のほうに御連絡を差し上げて、それぞれの市町

村の関係の道議の皆さんと連携をしていただいて、私どもが出した要望について道議の中でもしっかりとクリアをしてほしいということをお願い申し上げたところであります。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） それではまず、その結果はまだ聞いていない。まだ来ていませんね。その辺なぜ私がここで言うかということ、道立の森、それから健康の森、それから道立サンピラーパーク、この辺が一体となって日進地区を含めて観光目的ですから、その辺をしないと、今ここで一発オーケー出してしまうと、移管はオーケーですよと出してしまうと、当然道の財政はだんだんよくなればいいたけれども、厳しい状況になってきたときに、道立サンピラーパークも千歳ですとか、あちこちのほうへ聞きますと維持管理がかなりかかるということで、やはり市のほうに、市町村に投げかけてくるというのが今まで例もありますので、これはしっかりと3つこうやって一生懸命寄市、やるのですよと。そういう特例のを含めてやっぱり真剣に対処していただきたいと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

次に、パーク場なのですけれども、ちょっと指定管理の問題があると私は思うのです。この文書や何か見ますと、指定管理で協会との連絡会議や何か、施設等などの改善や何かは協議しながら、契約内容、問題等なども、また芝の管理だとかも指定管理者に任せますよと、そういうことですが、私はやっぱり指定管理者に任せる前に、今今回えんれいとあかげらありますけれども、あかげらのほうは排水や何か悪いわけです。ですから、行政としてはやっぱり暗渠の排水ですとか、水源、水の供給とか、散水するだとか、そういう状況というのはもう当然副市長あたり見ているのです。他のほうにも行ってやっているの見ていますし、いいところはやっぱりいいということは言っていましたから、そういうのをしっかり市

で、行政でやって、そして指定管理者に請け負わすのが普通、常なのです。それを指定管理者に任せまして、11項目の契約内容を今提示されましたけれども、これは11項目なんて当たり前のことなのです。エアレーションですとか、種がどうのこうのと、肥料があればと。だから、悪いところは現に使用料が減になっているということはやっぱりそこなのです。だから、行政でことし少々おくりてもいいから、そういうのを直すとか、そして指定管理者に請け負わす、そういう形が私は妥当だと思っております。これは求めておきます。それよろしくをお願いします。

それから、陸上競技場なのですけれども、今回大いに利用されていますけれども、器具の老朽化といいますか、結構老朽化が進んでいると聞いておりました。危険度のあるものが何点かあると聞いております。この辺早急な対応ということで、点検されてはいると思うのですけれども、この辺を点検を早急にやっていただきたいなど。もしやっていないければです。やっていただきたいと思っています。それで、この辺はしっかりと求めておきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから、最後マスタープランなのですけれども、このマスタープランは住宅の関係なのですけれども、これは公営住宅を含めて、民間住宅と連携した住宅セーフティーネットの構築が求められていると私は思っております。その考え方をお知らせしたいのと、それから高齢化に進む福祉の関係なのですけれども、この関係は今清峰園は100床で、しらかばハイツが80床で、合計180床ということで、自宅で待機している方が105名という話がありました。ここでそういう重い、介護度の高い人が1年以内に入所できないか、可能でないか、そういうことを言われましたけれども、今テレビの報道等などでも子供が親の介護を見れなくて死に至らしめたとか、いろいろ報道があるわけですし、介護老人保健施設を数量的に申しあげましたけれども、名寄としては

十分にあるようなことも言っていましたけれども、これは私はやはりまだ必要でないのかと思っております。それと、後期基本計画のを見ますと、これから団塊の世代入りまして、75歳以上の割合が当然ふえてくるわけです。そして、今言っていましたように24年に高齢化率が14.8%に対して、全道では12.3%ということでございますけれども、第5期のうちは私はいいと思うのです、26年までは。ところが、27年から第6期の団塊の世代に入りますけれども、その対策で当然75歳の高齢者数というのももうふえてくるのは目に見えているわけですね。ですから、この待機者数をどれぐらい想定して、これから6期目です。その辺がどうなっているのか、ちょっとどれぐらいの待機者の数を想定しているのか、端的にお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 第5期のときに計画を策定するときに議会にも報告させていただきまして、議決をいただきました。そのときにもお話をさせていただきましたように、第6期については現在全国平均で20%の介護保険料が名寄市においては基金1億円を取り崩し、10%のアップにさせていただきました。しかしながら、第6期についてはこれ以上のアップ率になるのではないかと、今議員お話をしたように団塊の世代の人口増に伴って高齢化率が非常に高くなるということはもう目に見えていることで、保険料が上がるという想定もされておりますので、それは現状に合わせた形の中で人口の推移を見ながら、今後も第6期に向けて検討させていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 先ほど民間との連携の考え方ということで御質問がありました。近年民間による賃貸住宅がふえてきてございます。そのことが公営住宅の整備にどのような影響が出てくるのかという課題もございます。議員も御承

知のとおり、公営住宅は困窮する低所得者に対して安い賃貸で住宅を供給するという目的がございます。暮らしやすい住環境、あるいはまちなか居住などを推進していくためには、行政における整備ばかりではなく、民間活力の導入により借り上げ、あるいは買い取り、あるいは指定管理制度などの手法も含めて今後検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で植松正一議員の質問を終わります。

市立総合病院での働く環境について外1件を、日根野正敏議員。

○15番（日根野正敏議員） 議長より指名がありましたので、本定例会において大項目2件について伺います。

初めに、市立総合病院で働く環境について。本格的な高齢化社会を迎え、市立総合病院だけでなく、全国的に医師、看護師不足が深刻化しており、全国的なアンケートでも7割の病院で看護師が不足しているという回答など、全国の医療機関では医師や看護師の人員確保をすることに懸命になっています。厚生労働省の調査でも現在全国で5万6,000人の看護師が不足していると言われております。ちなみに、平成23年度の看護師就職者数は、新卒、再就職者合わせて12万人に対して退職者は14万5,000人と今後年を追うごとに看護師不足に拍車がかかり、2050年には100万人の看護師不足も想定され、看護師や医師の仕事はさらに多忙をきわめ、そのことによる早期退職者が増加するという悪循環に陥り、病床の削減や閉鎖に追い込まれている病院もあり、そうならないためにも今以上に踏み込んだ対策を行政、市立病院、大学が思いを一つにして事に当たらないと考えるべきですが、今後の看護師確保の見通しについて、名寄大学看護学科の就職状況も含めて現状はどのようになっているのか、お知らせをいただきたいと思っております。

また、4年制大学になってからの市立病院への就職に対しての大学との連携をどのようにしているのかお伺いいたします。

次に、医師の労働実態についても診療科によっては非常に過酷な状況もあると伺っておりますけれども、その実態と看護師の有休や代替休日についてもどのような消化状況になっているのかお伺いいたします。

また、軽症患者の時間外診療について、病院サイドの思いと利用患者の受けとめ方では考え方に乖離があると考えられますが、病院サイドの考えをお聞かせください。

薬剤師法の改正により導入がされ、ことし国家試験から6年制を出た方々が新卒採用になりますけれども、薬剤師など技術職も含め、今後の充足見通しについてもお伺いいたします。

病院関係では最後の質問になりますけれども、看護師などの医療職従事者の新卒採用増加を目指した医療職に対する給与の見直しについてはどのように考えているのかお伺いいたします。

大項目の2点目、環境、景観美化の取り組みについて、初めに環境美化の取り組みについて。例年市民の協力をいただき、市道の草刈りやごみ拾いなどを行い、道路愛護の取り組みを行ってまいります。地域の道路は地域できれいにすることは大変よい取り組みだと感じておりますけれども、近年高齢化の進行と離農者の増加により受け持つ範囲が非常に長くなり、1戸で1キロメートルを超える農家も数多く出てきています。今後道路愛護の組織、取り組みを継続していくには厳しいとも考えられますけれども、市の考えや進め方についてお伺いいたします。

次に、ごみのポイ捨て対策について。町中や民家の多いところでは余り目立たないようにも感じますが、一步郊外に出ますと空き缶やごみが車から捨てられ、道路愛護などで道路の草刈り作業中に空き缶がはねて足をけがするなど、毎年多くの人たちが非常に迷惑をしています。行政としてイ

ンパクトのある取り組み、対策が必要と考えますが、お考えをお伺いいたします。

次に、景観美化の取り組みについて。平成15年から5年間にわたり農業施設など壁面を利用して、名寄市の自然風景にマッチをした名作絵画を元名寄短期大学学長の松岡先生の先導のもと、多くのボランティアの方々に協力をいただき、5カ所、8絵画が見事に描かれ、名寄市の景観向上や見る人に癒しを与えています。近年その絵画も薄れてきたり、新しい建物により見えなくなったりしておりますけれども、今後の新設や修復の取り組みについてどう考えているのかお伺いいたします。

最後に、風連地区の何件かの農家の方々が水田のあぜを利用してシバザクラを植え、最近ではあぜ一面に育ち、田植えが終わったころには満開のピンクの花が咲き、田んぼの緑とコントラストをなし、多くの人が車をとめ、写真を撮るなどの景観を楽しんでいます。個人的な取り組みで営利を目的としたものではありませんが、見た人の心を癒やし、市のイメージアップにつながっていることは確かで、その代償を求めるものではありませんが、今後の推進として市の考えをお伺いいたします。

壇上からは以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 日根野議員からは、大きな項目で2点の御質問をいただきました。1点目は私から、2点目の（1）、環境美化の取り組みについて、アの道路愛護の取り組みと今後の課題については建設水道部長から、イのごみのポイ捨て対策については市民部長から、（2）の景観美化の取り組みについては経済部長からそれぞれ答弁をいたしますので、よろしくお願いたします。

初めに、（1）、看護師確保の見通しについて申し上げます。看護師、助産師など看護職員の状況については、平成24年12月1日現在で再任用を含めた職員が272名、看護補助を含めた臨

時職員が118名、合計390名が勤務をしております。看護職員の本年度、平成24年度と次年度、平成25年度の採用及び採用見込み数については、本年度、平成24年度は助産師が1名、看護師が16名の合計17名、平成25年度は既に面接を終えた17名に内定通知をしております、今月中に第2次の内定者を出す予定となっております。

次に、学資金の利用者についてであります。平成24年12月1日現在で薬剤師の2名を含めて合計35名が利用しております。平成24年度は、薬剤師の1名を含めて14名の方に新たに貸し付けを行いました。奨学金制度は、看護師等の人材確保に大いに役立っているところであります。

次に、看護師の確保策については、ことしは新たにパンフレットを作成して、市立大学、市内高校を訪問し、奨学金、院内の研修制度などを説明し、広く募集に努めてまいりました。また、将来看護師を目指す高校生を対象にセミナー、ふれあい看護体験などを開催し、資格取得までのカリキュラムや学校での生活、奨学金制度、看護師となって以降の職場での体験などに理解を深めていただき、中学生には圏域の学校からの要請に応じて職場体験学習などの受け入れを行っております。

一方、現職の看護職員の資質向上支援策として、ことしから認定看護師資格の取得を目指す職員に対し取得費用の2分の1相当額を病院が補助する制度をスタートさせ、また認定看護師の取得者には月額5,000円の認定看護師手当を創設いたしました。さらに、キャリアアップのためのラダー研修を初め休業中の看護師への復職支援研修や離職防止のためのヒアリングなども適宜実施してきております。いずれにいたしましても、医師、看護師等の人材確保は最優先の課題でありますので、今後もさまざまな施策に取り組みながら、人材確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、市立大学との連携についてであります。市立大学との連携については、実習などの際の定期的な協議のほか、ことしから看護師募集パンフ

レットを高校訪問時に持参していただき、大学の説明にあわせて病院の奨学金制度などをPRしていただいております。また、院内での講演会の際には、看護学科や栄養学科の学生にも案内するなど、日ごろから連携を進めております。そのほか病院の看護部長と大学の看護学科長、病院の事務部長と大学の事務局長間では日ごろから情報交換を行い、連携強化に努めております。

次に、市立大学からの採用者についてですが、平成22年度が6名、23年度が3名、今年度、平成24年度が5名、これは1名は既卒であります。平成25年度、来年度は5名の見込みとなっております。また、市立大学の学生による学資金の利用者は平成24年12月1日現在で12名の方が利用されております。

次に、医師の労働時間の実態についてお答えをいたします。医師の労働実態については、平成24年度4月から10月までの7カ月間を見ますと、研修医を含めた月ごとの時間外勤務の状況は1人平均で31時間となっております。月100時間を超えた医師は延べで7名おり、最高は月128時間というのがありました。

次に、診療科別については、1人平均で多い方から順に心臓血管外科が50.4時間、外科が48.4時間、整形外科が47.2時間、脳神経外科が46.3時間、眼科が42.9時間、麻酔科が41.6時間、泌尿器科が40.8時間、循環器内科が40.7時間となっております。外科系医師の勤務実態については、昨年のもちづくり懇談会で救急外来の状況とあわせて市民の皆さんに説明をさせていただきました。今後も必要に応じて医師の労働実態などを市民の皆さんにお知らせしていくとともに、医師が働きやすい環境整備を行い、必要な医師数を確保してまいりたいと考えております。

次に、看護師の有休及び代休の消化状況について申し上げます。看護師、助産師など看護職員の有給休暇の消化状況については、平成22年度は

18%、平成23年度は16.6%となっております。平成23年度の病棟別の有休消化率ですが、2階西病棟が9.2%、3階東病棟が8.9%、3階西病棟が9.9%、4階東病棟が7.1%、4階西病棟が4%、5階西病棟が5.5%、第1病棟が13.7%、ICU病棟が27.3%、手術室が57%、人工透析室が14.7%、外来が32.4%となっております。手術室が高くなっているのは、時間外の手術等で深夜、早朝になった場合、健康面を考え、有休を取得させて帰宅させているからであります。

次に、代休、週休の消化状況についてですが、平成24年10月末現在で週休の未消化日数は看護部全体で152日となっております。昨年の同月は446日でしたので、かなり改善をされております。これは、看護補助者の採用増と救急外来を外来から切り離してICU病棟と一体管理したことによる効果などが出てきているものと考えております。しかしながら、有休の消化率は院内全体では看護部が一番低いので、今後も看護職員の労働負担の軽減に努め、働きやすい環境の整備に努めてまいります。

次に、軽症患者の時間外受診について申し上げます。初めに、平成23年、昨年1月から12月までの救急外来の受診者は1万2,383名で、前年に比べて204名減少いたしました。1万2,383名の来院経路を見ますと、家族の送迎を含めた一般来院が85%、救急者等が15%となっております。また、来院後の入院、帰宅等の割合では帰宅が81%、入院が15%、死亡、その他が4%となっております。

次に、総数に占める軽症患者等の割合についてですが、年間を通しての資料はありませんので、昨年の9月21日から30日までの10日間保健所が行ったサンプリング調査の結果について申し上げます。調査期間、10日間における救急外来の受診者総数は308名で、1日平均31名が受診をされております。このうち救急車等で

搬送された方は35名、11.4%、自力による来院者は273名、88.6%となっております。症状の程度別では、軽症が58件、特に軽症が202件で、全体に占める軽症患者の割合は84.4%となっております。また、発症の発現から受診時までの期間が2日以上との割合が38%となっております。できるだけ診療時間内の受診に心がけていただくようお願いしているところであります。

次に、308名の年代別では、ゼロから4歳が86名、5歳から9歳が42名と小児の割合が最も多く、次に75歳以上が40名、20歳から29歳が27名、30歳から39歳が26名となっております。全国的な傾向としては、小児と高齢者の占める割合が多く、グラフにするとV字型に近くなりますが、サンプル調査では20代から40代が比較的多くなっている状況にあります。救急外来の状況や医師の勤務実態については、昨年のまちづくり懇談会で報告させていただき、市民の皆さんに適切な受診等もお願いしましたので、今後も機会があれば説明の機会を持ち、医師の労働負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、薬剤師等の技師の充足度合いについて申し上げます。平成24年12月1日現在の技師数の内訳であります。薬剤師が9名、臨床検査技師が13名、放射線技師が11名、理学療法士が6名、作業療法士が精神科リハビリを含めて3名、言語聴覚士が2名、臨床工学士が7名、視能訓練士が3名となっております。薬剤師については、昨年の4月時点では7名でしたが、その後2名の応募があり、現在9名となっております。平成25年度は1名の採用が内定をしております。また平成26年度は学資金の貸与者が2名おりますので、合計で平成26年度には12名となる予定で、ほぼ充足するものと考えております。また、検査科、放射線科の技師については、現在はほぼ充足しておりますが、医療の安全確保、将来の救命救急センターの取得を目指して当直制の導入を

予定しておりますので、若干の増員を検討しております。その他の技師については、現在の人数でほぼ充足していると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

最後に、(7)の医療職給与に対する考えについて申し上げます。市立病院の医師を除く職員の給与につきましては、自治体職員としての均衡などから、現在行政職の給料表を適用しております。看護師、医療技術職員への医療職給料表の導入の状況は、全道の公立病院連盟に加盟する21の市立病院のうち16病院が既に導入をしております。当院を含めた5つの病院が行政職の給料表を適用しております。医療職給料表のメリットとしては、初任給の格付が行政職に比べて高く、人材が確保しやすいことが挙げられます。看護師の短大3卒を例にとりますと、医療職を導入している16市立病院の初任給は当院に比べて1万円から4万円ほど高くなっております。昨年からの導入に向けて複数のモデルのシミュレーションをしております。導入すると、現行制度に比べましておおむね10年から12年間の総額で1億円から1億6,000万円程度の新たな経費増加が見込まれ、効果が出るのはその先になると思われ。いずれにしても、今後の病院運営を考えると看護師等の人材確保は最優先の課題ですので、より適正な人事管理と職員の処遇を行うためにも医療職給料表の導入は必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 私からは、大項目の2の小項目1番のうち、道路愛護の取り組みと今後の課題についてお答えをいたします。

道路愛護事業につきましては、それぞれの地域において道路の環境美化を通じて、公共福祉の増進と道路愛護意識の高揚を図っております。現在26の道路愛護活動団体の皆さんに道路の草刈り、ごみ清掃など長きにわたり実施をいただいております。御協力に感謝をしているところであります。道路

愛護活動団体の活動につきましては、実績により報償費をお支払いし、事業を継続していただいておりますが、今後におきましても地域の皆さんと協議をしながら、市道の環境整備について御協力をいただき、引き続き事業の継続実施をしてまいりたいと考えております。

道路愛護に係る路線の延長につきましては、両地区で約330キロで、作業延長は540キロとなっております。その活動については農村地域の市道が主となっております。道路愛護団体からは、地域の高齢化が進み、道路の草刈り作業が大変であることや草刈り作業ができない路線が発生していることなどについても検討してほしい旨の御意見をいただいているところであります。今後想定される地域の高齢化や作業の延長など、これらの課題を整理させていただき、道路愛護の事業継続のために関係する団体と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 私からは、ごみのポイ捨て対策についてお答えをしてみたいと思います。

現在名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例で「何人も道路、公園、河川その他の公共の場所に紙くず、空き缶、空きびん、吸い殻その他の廃棄物を捨てること又は飼育する動物の糞を放置することなどにより、当該公共の場所を汚してはならない」と規定しており、廃棄物の処理と地域の清潔保持に関して市の責務、市民の責務、事業者の責務などをうたっているところでございます。ごみが捨てられる場所、捨てやすい場所は、ごみのあるところ、ごみが隠れやすいところでございます。常にきれいにしておき、ごみを捨てられない、捨てづらい、そういった状況をつくっていくことが重要だと考えているところでございます。

なお、市の取り組みといたしましては、春、夏、秋の清掃週間を設け、地域での清掃活動を推進を

しているところでございます。また、環境衛生推進員による市内の清掃、市内パトロール、啓発のぼりや看板の設置など啓蒙活動を行っています。今後とも広報紙、地域活動などを活用してポイ捨てや不法投棄に対するマナーを守るよう啓発活動に努めるとともに、悪質なものにつきましては警察署とも連携をして対応してまいりたいというふうに考えております。

以上で私の答弁させていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 私から大項目2のうちの小項目2、景観美化の取り組みについて申し上げます。

現在農業施設を活用した壁画については、風連地区に分水榭を含め4カ所、7作品が、智恵文地区に1カ所、1作品が市民団体などの協力のもと設置されておりますが、議員御指摘のとおり風連地区の1カ所、1作品については新たな農業施設の建設に伴い、作品が見学できない状況となっております。現在6作品が見学できることとなっております。作品については、毎年あるいは数年置きに必要な応じて修復を行っており、市立大学の先生や学生、市民団体などの協力を得て作品が保たれているところでございます。今後においても絵の劣化状況に応じて必要な修復が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。壁画については、生産活動が継続される美しい農村環境とマッチして、名寄の景観づくりに貢献していることから、これまで制作された作品群の保全活動に重点を置く考えであり、新設につきましては現在のところ検討しておりませんので、御理解のほどよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

次に、風連地区、風連の瑞生地区のシバザクラにつきましては、沿線の地域住民による自発的な景観形成活動として農作業の多忙な時期にひとときの安らぎを地域住民に対して提供しているほか、市内外にもファンが多く、名寄市のイメージアップにも貢献していただいているというふうに思い

ます。活動内容については、北海道開発局が発行する「ニューカントリー」という冊子のことしの10月号、さらには北海道農地・水・環境保全向上対策協議会で発行されております「とんぼの未来・北の里づくり」でも紹介されているところがあります。現在農地・水保全管理支払交付金も一部活用しながら活動していただいておりますけれども、長年の地道な御苦労に対しては市として公式に感謝申し上げる機会についても他の市民の方が行う環境保全や景観形成の取り組み状況も勘案の上、検討、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） それぞれ答弁いただきましたので、看護師の関係から再質問をさせていただきますというふうに思います。

毎年名寄大学からの就職が3人から6名ということでございますけれども、大学の側にちょっと聞きたいのですけれども、この数字、人数、これをどういうふうに大学側は捉えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 市立病院への就職者数ですが、平成21年度卒業生、第1期生から数えまして既卒の方も含めて今松島部長から合計で14名という御報告でございました。1つは、道北圏内にこの間3期生まで輩出しておりますが、大体2割程度の卒業生が道北管内の医療機関に看護師として就職をしております。道内の医療機関としては大体7割、平均しまして76%程度の就職状況でございます。そういたしますと、市立病院で平均しまして卒業生の1割程度が就職をしているということでございますので、50名のうち5人程度ということになりますので、この数字が妥当かどうかというのはちょっとなかなかはっきり申し上げられませんが、いろいろ卒業生の進路状況、それから就職状況等、進路センター

も含めまして今後大学としては可能な限り地元への就職ということに結びつけていきたいというふうに考えておりますけれども、今のところこの数字については素直に受けとめているということでございます。そんなふうにお受け取りいただきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） なるべく名寄市の総合病院に就職を結びつけていきたいというような答弁もあったのですけれども、具体的にどういう施策があればもう少し名寄市立総合病院に入らせていただけるというふうに考えているのか、その点もお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） ただいま松島部長から答弁がされたと思っておりますけれども、1つは市立病院と市立大学の連携ということでございますが、この間学生募集の段階で、オープンキャンパス、それから高校訪問活動、それから高等学校が主催します各種進学相談会、ここには事務職員も含めてこの進学相談会等に参加します。教員だけではございません。このときに、市立大学の説明なり、いわゆる募集活動をするわけですが、これにあわせまして市立総合病院の学資金のパンフレットでございますけれども、新しいパンフレット、このようなパンフレットができ上がっておりますので、これを私どもの大学案内と同じ部数だけ持っていただまして、これとあわせて学資金の説明をさせていただいております。昨年経済状況が大変厳しいということでございまして、父母の皆さん方の負担もこれでかなり軽減されるという理解も得ております。こういう活動をさせていただきながら、市立病院の看護師確保対策に役立てていきたいというふうに考えております。

あと、先ほど松島部長のほうからもありましたけれども、いわゆる市立総合病院の実習、この実習につきましては大体1年次で約半数の私どもの

学生が市立病院の臨地実習にお世話になっております。あと、3年次、4年次にはほぼ全員の学生が市立総合病院のほうに臨地実習としてお世話になっているわけですが、臨地実習の充実、それと臨地実習を通じた市立総合病院の理解の促進ということもあわせて充実させていきたいというふうに考えております。

あと、先ほど市立病院が実施しました院内研修会、こちらにも看護学科の学生のみならず、栄養学科の学生なんかの参加も積極的に呼びかけて、市立総合病院の理解を進めていきたいというふうに考えております。

あと、看護学科のほうでは毎年看護セミナーというのを実施しております。ことしは、市立総合病院の看護部と共催で実施しております。主に現職者対象の看護セミナーでございますが、こういうものもあわせて連携をした取り組みを進めていただきまして、より市立総合病院と市立大学の連携を深めた中で、学生の進路選択の一つの素材として結びつけていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 大学側の取り組みはよくわかりました。しかし、それは今までもう継続してやってきたことだというふうに考えているのですけれども、同じ行政の組織で大学も設置者は名寄市で、市立病院もそうですけれども、病院側で働いている人がさきの答弁でも有休も100%とれないような状況で働いている状況でございますけれども、設置者として、これは今までの継続した、今までやってきたよりももう一步踏み込んだ、せっかく名寄には看護大学があるわけですから、1割がいいかどうかというのは大学側の考えで判断できないという話でありましたけれども、設置者としてはやっぱりもう少し高い目標を掲げて、例えば2割程度ぐらいは、せっかくあるわけですから、もう一步踏み込んだ対策といたしますか、入っていただけるような、名寄市立大学に

限った支援といいますか、誘導策を考えるべきではないかというふうに考えているのですけれども、設置者としてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） もともと大学が看護学科を設置した背景は、やはり市立総合病院の看護師さんのさらなる充実と、あと高度化ということが背景にあったということですから、当然市立大学から市立総合病院のほうにたくさん入っていただくことは私にとっても願いですし、そうした意味では今のおっしゃるとおりの3名から6名というところがまだまだ私も十分ではないのかなというふうに思っています。これは、院長も学長も同様の認識持っていていただいてまして、これさらに踏み込んだことをやっていこうということで、今協議をしているということを知っていますので、ぜひ本当にそのとおりの3名から6名というふうに思っていますし、またこれやっぱり大学、病院間だけの連携の問題だけでなく、さまざまな要因もあると。先ほどもありましたけれども、医療職給料の導入の話にしてもそうでありまして、あるいは看護師、例えば女性の専用の民間住宅だとかということも1つニーズとしてあるのかもしれない。医師寮の民間の力をかりた、先般でき上がりましたけれども、同じようなスキームで看護師のそうしたものができると、大学はほとんどが市外から来ていただいている方が多いわけですから、そうした宿舍がきちっと整備をされることでの誘導ということもあるのでないかということもさまざまな角度から検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、医師の労働時間の関係ですけれども、お医者さんもそうだと思うのですけれども、看護師さんもそれぞれ患者さんを助けるための使命感

で一生懸命やって、自分の時間を犠牲にしながらも取り組んでくれているのだなというふうに思っているのですけれども、だからといって市民や行政がどういう協力をすればいいのかというのがはっきり見えてこないのですけれども、その辺病院サイドとしてはどういうふうな考えを、軽症患者の関係もあるのでしょうかけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 御指摘のように、医師、看護師は人員不足の中で本当に一生懸命やっていただいております。一方では、市立病院は平成19年から小児科を土別地方も含めまして1病院に集約をしております、平日夜間とか土日については基本的には土別も含めて全部集約型に、うちのほうで受け入れるというような態勢、そのために今7人体制ということになっております。一方では、適切な受診ということでお願いはしているのですけれども、先ほども申し上げましたが、どの程度の人が軽症といえますか、通称、コンビニ受診といえますか、そこは非常に難しい問題がありまして、適切な受診というのは病院の中にも救急外来のところに張り紙等をしておりまして、そういうのはお願いはしているのですけれども、一定程度の数、中には当然急に発病したとか、いっばいいらっしゃいますので、すぐ判断は難しいということになっている状況でございます。いずれにしましても、医師、看護師の働きやすい環境整備というのは私も事務サイドの大きな務めでありまして、そこは引き続き努めていくとともに、基本的にはできるだけ時間外に受診をしていただくということは以前にも増して、これからも努めていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 今軽症患者の関係も出たのですけれども、大学病院なんかでは特定療養制度ということで上乗せした初診料といいま

すか、そういった部分も出てきていると思うのですけれども、そういったことも検討は過去にはされたようなこともあろうと思うのですけれども、今後ともこれは病院の経営の関係も出てくると思うのです。ですから、継続して検討していくべきでないかなというふうな気がするのですけれども、その辺の考え方についてお伺いしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 今御提案いただきましたとおり、過去にも佐古院長にちょっとお話を伺ったところ、検討したことはあると。200床以上の病院では、初診のときに紹介状がない場合は一定の特定療養費というのは取れることになっておりまして、当院では730円いただいておりますし、個室なんかも取れるようになっております。それらは取っているのですけれども、いわゆる時間外の診療については検討はしたけれども、やはりどこまでが緊急性があって、どこまでが緊急性がないですとか、そこの取る人と取らない人の判断が大変難しいということで、検討はしたけれども、実施をしていないというふうに聞いておりますので、それが合理的に判断することができるのかどうか、今回の御指摘がありましたので、持ち帰って院内でそれについては検討させていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 継続して検討すべきだというふうに思いますので、お願いします。

それから、それぞれ医療職の有休の消化率なのですけれども、当然同じ公務員でいながら、そういう職業柄とれていないという部分が多いのですけれども、これらに対する、規定では何もないというふうには思っているのですけれども、それらにかわる代償的な部分、代償というか、部分は何か考えられるのか、考えられないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 有休、週休をとれない方ということでよろしいですか。それにつきましては、以前はもっと多くあったということを伺っておりまして、ちょっとそれは制度的にできないということで、できるだけ人員、スタッフを例えば看護補助者を厚く配置するとか、そういうことで対応してきておりまして、先ほども申しましたようにこの1年間で300日ぐらい改善はしてきておりますので、さらなる看護師、助手さん等の配置を含めて、その中で、あともう一つは効率的に業務改善するというのも大事ですので、業務改善を定期的に見直そうということで院内全体でも取り組んでおりますので、それらで対応していきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） それから、医療職給与の関係でありますけれども、全道で21のうち16が導入されているということでございますけれども、初任給ちょっと調べてみたのですが、北海道、東北の4大卒の平均の初任給が24万3,000円程度なのです。全国平均が27万1,000円ということで、やはり新卒で生涯賃金を考えながら就職される方というのはなかなかないのではないかなというふうに考えているのです。公務員という強みもあろうかと思うのですが、やはりその辺考えて、積極的に言っているのかどうか分からないですけれども、考えていかなかったら、新卒者がどんどん逃げていくというようなことになっていくと思うのです。それを取り入れるに当たっては、当然今働いている人に迷惑というか、その人たちがかぶるような話になっては元も子もないというふうに思っているのですけれども、その辺の考え方についてもうちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 先ほども申し上げましたように、医療職につきましては23年、昨年から1年ぐらいかけて複数のモデ

ルで実際検討しておりまして、どのラインだったらどういう影響が出るというのもある程度は試算をしております。どうしても初任給、若い看護師さんたちは生涯賃金というよりも今幾らなのだという感覚が強いものですから、特に行政職は一般大卒や何かよりも4年制ではさらに2号進んでいる。旧2号、今8号ですか、今のラインで。そういう配慮はしているのですけれども、それでも低くなっているというのが実態ですので、将来の人材確保を考えるとやっぱり特に時間をかけないで医療職を導入することは人材確保上からも必要だと考えておりますので、取り組んでいきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 医療職を導入すると、当然10年ないしそれ以上人件費が高くなるというようなことは見込まれていると思うのですが、病院だけで解決はなかなか難しいのかなと思いますけれども、その辺病院と、あるいは設置者側では話し合いはされているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 医療職の導入については、市長のほうからも強い指示が出ています。それで、先ほども行政職を使うと若いときが安くて、経験を積むごとに給料水準が上がっていくということになります。医療職を入れると、若いときに高く、だんだん、だんだん年齢高くなっていくと給料が余り上がらないと。結局トータルでいうと、ほぼいいような数字になるのではないかなというふうに思っています。

それで、繰り出しの関係について、基本的には繰り出し基準という形がありまして、それに基づいて一般会計のほうから病院会計のほうに繰り出しをします。もともと企業会計ということなものですから、経営努力の関係については当然求めて、例えば地域センター病院であるとか、さまざまな地域に対する貢献も含めて基準がございまして、その中にはどちらかという施設の改良費、それ

から高度医療器械の導入については一般会計から2分の1という形の繰り出しルールがありますので、それに基づいたお金については国のほうから原則地方交付税で来る仕組みになっています。だから、もちろん医療職給料表を入れることによって一時的に、10年程度と先ほど部長も言っていましたけれども、当然負担がふえることとなります。ふえたことについては、全体的な病院経営の中でのみ込んでいただきながら、片一方では今精神科の改築に伴って必要と思われる建設改良費についての繰り出し基準については2分の1を出したいと。その辺については、この間の地域財政計画の説明の中でも当面旧精神科病棟の解体経費と、それから解体に伴って公債費の繰上償還を求められる分については先ほど言いました2分の1ルールを適用しまして、おおむね1億4,000万円ぐらいを一般会計のほうで負担します。そういう状況の中で、全体的には収支不足にかかわるものについては国のほうに交付税措置の拡充ということをお願いをしながら、病院全体に対する支援、繰り出しについて今後考えていきたいなというふうに考えています。現時点ではそのことだけで、それにスポットを当てた形の繰り出しの増加とかということについては考えておりませんので、いかになるべく早く導入をして若い看護婦さん方を、新卒の看護婦さんを確保すると。こういうことについては、市長も院長も同じ考えでありますので、その辺をしっかりと今後進めてまいりたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） いずれにしても、現在一生懸命働いている方々に迷惑かけないような形で進めていただきたいと思います。

それでは次に、環境の関係ですけれども、道路愛護の関係ですけれども、今現在町内会に200万円弱ぐらいの支援金を出しているというふうに思っているのですが、キロ数でいうと470キロです。これは、例えば業者に委託した場合、

どの程度になるのか教えていただきたいのと、それから今現在の補助金が妥当かどうかということについてどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 今道路愛護の部分で、その延長を委託かけたらどのぐらいの金額になるかということでもありますけれども、概算でありますけれども、約830万円ぐらいになります。これは、キロ約700円ぐらいの単価ということになります。風連地区470キロ部分、それと名寄地区70キロで、これを2回行っていますので、全体では1,080キロの延長になります。そうしますと、830万円ぐらいの委託経費になります。

今出している報償費が妥当かということでもありますけれども、これは愛護の観点という考えから、お茶代あるいはお菓子代ということで作業していただいているものかなと思っておりますけれども、額を見れば愛護に支払いしているのは190万円ですから、全体では六百数十万円安くなっておりまして、これは安いと。額から見れば安いということになりますけれども、愛護の観点ということから御努力をいただいていると考えております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） これは、補助金を上げればいいというものではないだろうけれども、多少なりともそういう部分も必要なかなというふうに思っていますし、それからこれ天端とのり面を刈るようになっているのですけれども、長いのり面ですと何メーターもあるようなところもお年寄りの人が一生懸命刈っていたりなんかして、本当に重労働なのです。ですから、規定としてもう少し甘い規定といいますか、例えばいよいよになれば天端だけでもいいとか、そういうちょっと場所、場所によって本当に苦労しているところもあるので、もう少し規定を若干見直すような形で進めたほうが取り組みやすいのかなというふうに

も思っているのですけれども、その辺の考え方について。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 当初の回答と同じ回答になるかもしれませんが、それぞれの愛護団体からはやっぱり高齢化に向けてということと路線的にも今議員が言われたのり面が非常にきつい、長いということも含めまして、その作業延長についても今後検討できないかということで要望いただいておりますので、今の額というか、かかる経費も含めまして愛護団体のほうと協議させていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） それでは次に、ごみのポイ捨てですけれども、市の条例でも規定、責務をうたっているというような話があると思うのですけれども、これは不法投棄も含めて、ポイ捨てもそうなのですけれども、上位法でもそれぞれ規定がされていると思うのですけれども、これらの罰則規定をもっと利用して、強く見えるような看板をつくってあちこちに張るというのも一つの手だと思うのですけれども、その上位法の例えば不法投棄であればどういう罰則規定があって、ポイ捨てはどのような罰則規定があるというのを担当部として御存じなのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） ポイ捨てを含めた廃棄物の不法投棄、これにつきましては廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、あるいは軽犯罪法、この2つの法律で規制をされているところでございます。軽犯罪法につきましては、拘留または科料ということで、これは1万円以下の科料ということになっておりますし、あるいは廃棄物の処理及び清掃に関する法律、この場合につきましては5年以下の懲役あるいは1,000万円以下の罰金ということになっております。なお、法人につい

ては、1億円罰金ということになってございます。ただ、市で単独で反則金を科す、いわゆるポイ捨て条例といったようなものについてはなかなか実効性が難しいといったようなことも含めて、市単独でのそういった今言ったポイ捨て条例については今のところ考えておらないということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） そういう罰則規定を設けた上位法があるので、これらをもう少し周知すべきだというふうに思っているのですけれども、条例でもほかの町村見たらつくっているところがたくさんあって、ポイ捨てなんかは今部長が言われたとおり軽犯罪法なのですけれども、例えば投げたものを投げなさいよというのは条例で、それは何ぼでも過料が科せるといような条例で、10万円だろうが、20万円だろうが、つくれるというような話なのですけれども、なかなかそこまでとなるとあれなのでしょうから、今すぐ進められるというのであればこういう上位法をもう少し周知をすべきだというふうに考えているのですけれども、もう一回その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） こういった不法投棄、これは不法投棄を許さないということで、昨年10月号の広報につきましては見開き2ページで不法投棄の特集を組みまして、今お話をさせていただきました軽犯罪法の罰則であるとか、あるいは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の部分に掲載をいたしまして、注意喚起並びに協力をお願いをしたところであります。いろいろ不法投棄する人もいますし、市民の側としては捨てられないと、こういった環境づくりをということで啓発をしているところでございます。なかなかこういったことは、人のモラルといったようなことに大きく左右されますので、特に空き缶1つとかペットボトル1つというのは車の窓から捨てやすいとか、そ

ういった部分もあります。こういった部分については、今後ともそれをきれいに拾っているという方もいるということでございますので、モラルに訴えていくと。こういった活動は、常日ごろから各種団体、特に地域の環境衛生推進員等の会議、総会等でもお話をしていますので、そういったことでまた強く訴えていきたいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） あとは、壁画の関係ですけれども、新設の考えはないというような話で、随時修復をしているというような話でございますけれども、松岡先生も年に1回ぐらいは来て、見ているというような話も聞いているのですけれども、松岡先生はもうある程度年配になってきていますので、今後どういうふうな修復の判断といたしますか、そういう部分も必要になってくるのではないのかなと思うのですけれども、また新設も今玄米倉庫で見えなくなってしまったのですけれども、あそこの絵画が一番大作で、あそこの下、個人的にですけれども、下は私がつくっているのですけれども、結構写真を撮りに来たり、麦刈りシーズンだとわざわざ何か国道から入って、旅行者が写真撮らせてくださいと来たり、出身地聞いたら大阪の人だったりなんかして、割とよかったですけれども、ぜひあそこら辺はまた新しい建物建っていますので、つくったほうが景観向上に役立つのではないかなと思うのですけれども、名寄市内にも当然絵の得意な人がいますので、どうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 絵の修復等については、現在児童学科の先生おりますので、その人方に見ていただくとか、あるいはピカイチという団体ありますから、その部分とも協議をさせていただいて、どの程度になれば修復しなければならないのか、検討してまいりたいというふうに思いますし、御指摘のあった玄米ばら集出荷施設につい

ては、市の持ち物ではなくてJA、道北なよろ農業協同組合の持ち物となっておりますので、その部分も可能かどうか、農協のほうと話をちょっとさせていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で日根野正敏議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

商工業への支援について外2件を、駒津喜一議員。

○12番（駒津喜一議員） 議長より御指名をいただきましたので、さきの通告順のとおり質問をさせていただきます。

大項目の1番目として、商工業への支援について、中小企業振興条例について質問をさせていただきます。日本経済と同様、地域経済の状況は各機関の景況調査からも決してよい状況ではありません。市長の行政報告では、日本政策金融公庫旭川支店の景況報告で若干改善されていると報告されていましたが、名寄市内の金融機関の景況調査によれば、建設業では若干の上昇傾向であるが、卸、小売業では今後の見通しについても回復、改善とは言えない状況だという結果になっております。雇用問題の解決のためにも市内中小企業並びに零細企業への支援が急務と考えられます。支援の大きな施策である中小企業振興条例についてお聞きいたします。

町中にぎわい事業の空き店舗活用事業は、余り活用されていない状況ですが、市内の新規開業を含む希望者の一部では土地評価額の高騰の関係、あるいは家賃が高額であることとアーケードの負担等から郊外を検討されるケースがまれにあります。こうしたことから、現行の支援限度額を引き上げる必要があると考えますが、御見解をお伺い

いたします。

次に、中心市街地近代化事業は、従来からの要望で利用しやすく改善されつつありますが、名寄市内の小売店、特に食料品店が中心市街地から南側に集中し、北地区、東地区にはほとんどない状況になっております。北地区では、大学があり、今年度から北斗団地が建設されてきています。地域住民、特に高齢者には近くに日配品である食料品店がないことは生活に大変不便な状況となり、消費者難民とも言われております。こうしたことを解消するためにも、中心市街地近代化事業と同等の支援を創設するか、現行の中心市街地近代化事業の指定地区の範囲を再考することで新たに店舗を新設する機会を促す施策が必要だと思っておりますが、御見解をお伺いいたします。

次に、市の融資制度は設備資金、経営資金、新規開業資金、それぞれ利子、保証料の一部補助があります。しかし、小規模事業者を対象にした日本政策金融公庫の経営改善資金は、小さな商工業者にとって有利な融資制度であります。地域経済が低迷している現在、この融資制度に利子補助を制度化する必要があると思っておりますが、御見解をお伺いいたします。

以上の中小企業振興条例の施策を含めて、商工業への支援としてこのたびの駅前交流プラザよろーなのオープンに伴う商店街への支援計画があればお聞かせをいただきたいと思っております。

次の大項目の2番目として、安心して住みやすい環境づくりとして2点お聞きいたします。最初に、名寄市は平成22年6月に公共施設の暴力団等排除に関する条例が施行されました。市内の実態では、余り該当する事例がありませんが、地域住民にとっては安心して生活できる保険にもなり、大きな意味がある条例とも言えます。しかし、最近では機関紙でも報道されていましたが、入札の規制等、より具体的な内容の条例を道内市町村でも設置してきております。特に北海道では、今年度に20項目の具体的な条例を設置していますが、

名寄市の現行の3項目の条例で対応できるのか、今後道で設置された同条例について名寄市がどのように対応されていくのかお伺いをいたします。

次に、高齢者の認知症による徘徊の対策について質問いたします。名寄市でも年に何回か徘徊による不明の搜索記事を目にすることがあります。こうした場合、現状では名寄市または警察、行政で、各ハイヤー会社などの市内のボランティア活動により搜索の活動をされて、多くは発見されることもありますが、郊外で不明になると発見される困難度が高くなります。家族、知り合いの方々にとっては日常生活面を含めて大変な気苦労だと察するところであります。当市政クラブでは、7月25日に杉並区において高齢者の徘徊対策を含めた行政視察をいたしました。杉並区では、GPS機能を利用した見守り携帯を配付して対応しております。これは、通話ができない小型の携帯電話ですが、位置確認とオペレーターの声が大きく聞こえて、周りにいる人たちの協力も得られるものです。これを高齢者や認知症の方に身につけてもらい、探索できることで、杉並区では有効に利用されている実績をお聞きしてきました。杉並区とは交流があり、防災協定も締結している地区でもあります。名寄市でも高齢者の徘徊対策としてこの徘徊探索システムを同様に共同で採用することが必要だと思っております。予算規模としては364万円ですが、共有できる部分と都市規模によりこれ以下になる可能性もあります。行政での探索の費用やボランティアの負担、そして介護している方の精神的負担を軽減できて安心できる要素になれば、決して高い金額ではないと思っております。現行での名寄市の徘徊の実態と対応策及びこうした杉並区の取り組んでいる高齢者、認知症徘徊対策のシステムを名寄市も連携して取り入れる考えについて御見解をお伺いいたします。

最後に、国内交流事業の一環として合宿にかかわる対応についてお聞きいたしますが、昨日の同僚議員の質問と重複している部分については答弁

をいたしません。私からは、所轄の委員会ではありますが、あえて合宿にかかわるスポーツ施設の整備等について主にお聞きしたいと思います。各対応している合宿は、大きく夏と冬に分けられますが、冬の合宿に利用するスポーツ施設についてはある程度対応されておりますので、ここでは夏の合宿に対応する施設についてお聞きいたします。決算審査特別委員会で合宿の実績一覧表を提出いただいております。これによると、夏の合宿については年々少しながらもふえてきております。快適な夏を北海道の名寄市で合宿を利用していただくということは、名寄市のPRだけではなく、国内交流の大きな要因となり、人的な交流は将来的にも企業誘致を含めた経済交流の期待が持てることだと思います。そうしたことから、夏の合宿で十分に満足できる施設で対応することが大切だと考えます。各対応するスポーツにかかわる施設も経過した年数により老朽化した施設もありますが、施設の備品を含め、陸上競技場、サッカー場を初めとした各スポーツ施設の整備計画があればお伺いしたいと思っております。

以上をもちましてこの場での質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 駒津議員からは、大きな項目で3点の御質問をいただきました。大きな項目1点目は私から、大きな項目2点目、小項目1は市民部長から、小項目2は健康福祉部長から、大きな項目3点目は教育部長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、大項目1点目、商工業への支援について、中小企業振興条例の施策についてお答えいたします。名寄市の地域経済の状況については、依然として厳しい状況であり、これまでも市内中小企業者及び零細企業者への各種融資事業や補助事業により対策を講じてまいりましたが、経済状況や社会情勢に応じた補助制度の見直しは急務であると考えております。そこで、名寄市中小企業振

興条例による中小企業者への支援施策について、前回の改正から3年が経過し、利用者や関係団体からの要望もあり、ニーズに合わない状況も見られることから、平成25年度に向けて助成制度を見直すため、名寄商工会議所や風連商工会並びに市内金融機関で構成する作業部会を設置し、制度の現状や問題点を分析、相談をして、名寄市中小企業振興審議会に諮り、利用しやすく、効果的な制度に見直していくことにより、中小企業者の経営安定及び地域経済の活性化につなげていきたいと考えています。

お尋ねのありました1点目の商店街空き地空き店舗活用事業につきましては、家賃または賃借料の補助制度の引き上げですが、これまでの利用実態等を踏まえて見直しを検討してまいります。

2点目の中心市街地近代化事業は、用途地域内の商業地域に限定されることから、御指摘のとおり北地区や東地区は補助の対象になっておりません。今年度は、北斗団地が整備され、この地区にお住まいの高齢者の皆さんが食料等の調達に不便を来しているとの御指摘ですので、出店希望者等の実態を把握し、新たな制度の創設を含めて検討してまいりたいと思っております。

3点目の日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の利子補給については、商工会議所からの要望もありますので、利用実態を把握し、創設に向けて検討してまいります。

また、最後のよろ一な開設に伴う支援計画ですけれども、今回実施いたします中小企業振興条例の見直し作業の中で、商工業者あるいは商工会議所と協議を行いまして対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 私からは、安全で住みやすい環境づくり、小項目1、公共施設の暴力団排除条例についてお答えをいたします。

暴力団の排除に関しては、北海道が平成23年

4月に北海道暴力団の排除の推進に関する条例を施行し、同年9月2日にはこの条例を受け北海道市長会等が参加し、北海道全体で暴力団排除を推進するための北海道暴力団排除推進協議会が設立されたところでございます。本条例が制定された目的は、暴力団対策法を初め他の取り締まり法律の網の目から漏れた部分を条例で規制し、市民が安全で安心な生活を送れるよう行政及び地域が協働して暴力団を排除することにあります。名寄市では、平成22年6月に名寄市公共施設の暴力団等排除に関する条例を制定し、7月1日施行により暴力団等による公共施設の使用を許可しないこととしました。名寄市営住宅においては、これまでも暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、暴力団等の入居を規制する対応をまいりました。さらに、暴力団排除を一層推進する観点から、名寄市営住宅管理条例において入居資格、同居承認、入居承継について暴力団員であることが判明した場合、それぞれの承認をしてはならないとする条例の改正提案を予定しているところでございます。

また、名寄市が行う入札並びに契約に係る事務事業につきましては、これまでも一般競争入札において暴力団を排除する条件を付して申請を受け付けていました。これらを踏まえ、関係部署、機関と協議、連携し、新たな暴力団排除の推進に関する条例制定の準備を進めているところでございます。契約の相手方に対し、下請契約者からも暴力団員等を排除する、契約後において義務に違反した場合は契約解除等の必要な措置を講じるなど、暴力団員や暴力団関係事業者を入札に参加させないことを明確にし、市の事務事業により暴力団に利することのないよう市の責務、市民、事業者に対する支援等も盛り込んだ新たな条例制定により、暴力団排除の推進、徹底を図ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、

大きな項目2の安心で住みやすい環境づくりの小項目2の高齢者の徘徊対策について申し上げます。

高齢者の徘徊に起因する疾患であります認知症の患者数につきましては、厚生労働省が示した2010年時点の我が国の65歳以上の高齢者における有病率は8%から10%程度と推定されており、本市においては約670人から840人程度と推測されます。認知症に共通する症状は、中心的な記憶などの認知機能障害と行動異常、精神症状に大別され、多くの家族は暴力や暴言、徘徊、行方不明、妄想などが問題となり、受診を決定されるとお聞きしているところであります。また、こうした症状は数カ月から数年にわたって持続し、自宅においての介護を困難とする原因にもなっているところであります。名寄市の徘徊高齢者の対応につきましては、名寄保健所が事務局でありました徘徊老人検索ネットワーク、きずなネットワークが平成18年5月に解散された後に3件の搜索依頼が市に寄せられ、そのうち1名は発見されていない状況がありましたので、平成21年度に警察署、交通機関、町内会など関係機関と連携を図り、徘徊による事故防止を未然に防ぐため、高齢介護課が担当となり、名寄市徘徊高齢者SOSネットワークを構築し、高齢者の早期発見に努めているところであります。

ネットワーク立ち上げ以降の登録、運用状況につきましては、平成20年度は事前登録者数7名、徘徊発生件数はゼロ件、21年度では事前登録者数10名、徘徊発生件数が2件、そのうち保護が1件、死亡が1件、平成22年度では事前登録者数13名、徘徊発生件数は4件で、そのうち保護が3件、死亡が1件、平成23年度では22名の事前登録者数で、徘徊件数は4件、いずれも無事保護されているところであります。今後も関係機関との連携を図りながら、徘徊高齢者の早期発見に努めるとともに、ネットワーク体制の強化と認知症に対する市民意識の向上を図るため、明年2月に専門家を招いての講演会と徘徊高齢者発見の

ための模擬訓練を予定しております。

議員から提言いただきました徘徊高齢者検索システムにつきましては、杉並区独自に受信のみの通話機能も備わっているとお聞きしておりますので、今後も徘徊時における早期発見ができるこれらのシステムについて、先進地等の状況を調査研究してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目3、国内交流事業について、小項目1、合宿等への対応と施設の整備計画について答弁をさせていただきます。

各スポーツ施設につきましては、経過年数により老朽化をしている施設もあり、名寄地区にありましては施設の指定管理者である名寄市体育協会と協議をしながら、近年は毎年改修等を行っております。昨年策定をいたしました新名寄市総合計画後期基本計画におきましては、名寄市体育協会などからの要望を取りまとめながら、今後5年間の施設の整備計画に取り入れをさせていただきました。特に夏及び通年で利用する施設といたしましては、まずはスポーツセンターではトレーニング室の機器の更新をすることとしております。一部本年度名寄市立総合病院から使われていないウエートトレーニング機器等を移設をいたしました。平成25年度から次期計画まで段階的に更新をすることとしております。また、2階の格技場の床の張りかえを計画しております。

市営球場につきましては、バックスクリーン塗装改修を平成25年度に、また内野グラウンドの表土入れかえを平成26年度に計画をしておりましたが、平成25年度に第57回高松宮賜杯全日本軟式野球1部、2部、北北海道大会が名寄市で開催をされることから、一部を前倒しをして来年度に2つの改修を行う予定であります。

その他の施設では、本年度智恵文水泳プールの上屋の張りかえをいたしました。今後プール水

槽内面塗装を行うほか、名寄B&Gプール給湯施設を更新する計画をしております。

御質問をいただきました陸上競技場と多目的広場、コートでございますが、完成後16年が経過する施設でございます。さきの植松議員の答弁にもありましたけれども、陸上競技場では年間約6,000人前後、また多目的広場、コートでは5,500人から7,500人前後の一定の利用がある施設でございます。現在は、グラウンドの土や芝生の保全、小規模な改修などでの対応が現在、それからこれからも中心になると考えております。

今後5年間の通年及び夏季利用のスポーツ施設の整備計画は以上となっておりますが、これまでも体育協会が利用者及び各単位協会からの要望を取りまとめたものを協議、検討の上、施設整備を行ってまいりたいと考えております。市内公共施設につきましては、どの施設も建設後経過年数がたっており、今後におきましても限られた財源の中、利用者の安全を第一に緊急度などを考慮しながら、整備を進めたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） それぞれ御答弁いただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、中小企業振興条例についてでありますけれども、こちらの空き店舗の支援事業でございますけれども、家賃の補助の限度額を上げるという、検討されるという話もありました。この制度が余り利用されないということの一因として、大きな原因として、私は商店街にかかっているアーケードの負担金、この償還がまだ終わっていないという実態があると思っております。このアーケードをつくったときには、非常にたくさんの商店が組織をしておりましたけれども、現在では抜けてもう半数近くの商店街振興組合もあります。そういった意味で償還をする、これは高度化資金なのですけれども、無利子の定額の返済金でございます

けれども、これが構成員が減っても金額は減額されていないまま償還しなければいけないという実態がございます。そういった意味で商店街によっては違うのですけれども、商店街の負担金として取っている場合と、また取らないで大家さんがその分を含めて家賃に反映させている、そういう家賃の取り方、そういったことで市内の不動産の状況としては非常に高額な家賃ということになっております。そういった意味でこういった新しい方に新規に商業展開あるいは事務所で使っていただくためにも、この空き店舗を活用していただくためには根本の原因となっているアーケードの商店街、皆さんの負担を軽減することが一番得策ではないかというふうに思うわけなのですけれども、この辺について御見解があればお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 今議員からの御指摘については、商店街の皆さんからもそういった御意見を以前にもお伺いしております、家賃が高いか安いかわかるのはこれまた別な問題ですけれども、シャッター街を少しでも改善していきたいというのは私たちも同じ思いでありますので、今回条例を見直します。答弁でも申し上げましたが、今年度中に条例及び規則を見直して、少しでも皆さんの使いやすい効果的な事業に見直しを行っていきたく思っていますので、その中で具体的な協議をして決めていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） 要するに支援の限度額、家賃の補助の金額を上げることについては異論はないのです。しかしながら、この支援金というのは1年限りのことなのですよね。家賃が安いほうがいいか、それとも支援が受けられるほうがいいかという選択になりますと、これからずっと商業活動をするということであれば、長い目で見れば家賃が安いほうが1年間の半額の補助を受け

るよりも得だというふうに考えるのが普通だと思います。そういった意味合いにおいても、ただ限度額を上げたらいいという部分ではなくて、こういった商店街の内部事情をよく理解していただいて、支援することも必要だと思いますので、この辺求めておきたいと思えます。

次に、にぎわいの創出という部分ですけれども、以前最初に文化ホールの懇談会ができたときに懇談会の結果として、報告として駅周辺の中心街から新しく予定している市民文化ホールの点と点を結んだ線をにぎわいの主体として計画しているという、そういった報告をしていたというふうに記憶しておりますけれども、ここでいう私の認識によるにぎわいというのは商業施設だというふうに思っているのです。その辺中心市街地近代化にかかわる部分として、新しく予定されている文化ホールと中心街のつながりというか、にぎわいの計画を考えていらっしゃるかどうか。これ所轄の部署というのは、最初教育委員会なのですけれども、にぎわいの創出ということは経済部ですから、答えられやすいところで答えていただきたいというふうに思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） その議論は私も聞いておりますが、具体的に文化ホールとの結びつきとか、どういうふうに点と点を結んでにぎわいを創出するかという協議は、私どもも実際にはしておりません。ただ、条例等というよりは、それはもう政策的にルートも含めてですけれども、どんなふうやっていくかというのはまだかなり大きな事業になっていくと思えますし、ハード的な部分も出てくるかなというふうには考えております。現時点では、具体的な協議は行っておりません。申しわけありません。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） 中心市街地、この近代化補助金の補助メニューとして、商業指定地区に限るということになっているのです。8号通か

ら予定されているホールの予定場所か、あの一帯が住宅地区なのです。そういったことでこの補助金がにぎわいというか、中心市街地の補助があそこで商業展開をしたい、出店したいという人がいれば、この助成金は受けられないのですよね。そういった意味で壇上でも申しましたけれども、この商業指定地区というあり方がにぎわいの創出というのになじむのかという部分が非常に疑問に思います。そういった意味でただいまその辺は深くというか、考えていないということでもありますけれども、これからまちの中心街がずれてくるということではないのですけれども、どこが中心街かという部分が非常にこれから重要な場所になってくると思うので、これを確定するというのではなくて、もうちょっと中心という意味を拡大した解釈をしなければ、なかなかこういった活性化にはつながっていかないというふうに思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。経済部長。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） ただいま駒津議員から御質問のありました用途地域の関係、これは都市計画区域の中の用途地域ということで、変更するには非常に高いハードルがございますので、その分についてはなかなか変更することが難しいのではないかという判断をさせていただいています。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） ちょっと勘違いされていると思うのですけれども、用途指定地区を変更しろと言っていることではなくて、この支援の要綱の内容を検討していただきたいと言っているわけですし、商業施設、用途指定地区は私も特別委員会の委員長やらされたことありますので、よく知っております。これ変更するのは大変難しいというのは認識しております。この補助メニューの要綱を再考していただきたいということで、よろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 要綱の中身の検討に

ついては、今後させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく願いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） ぜひその辺進めていただくようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

続いて、融資の件でございますけれども、市の融資は3種類ございまして、壇上でも申しましたとおりそれぞれ利子補給と保証料の補給がございます。これは、1%あるいは融資額の0.5%という単位で行われております。この制度融資というのは、同融資を含めてはつきり言って銀行融資なのです。銀行でお金を出して、借入金を出して、そして市で30%預金する。こういう仕組みになっており、預託金の話もありますけれども、そういうシステムであります。ここで銀行と取引のない中小零細企業、こういったところが初めて金融機関に相談に行くと、この市の融資制度が受けられるかという、なかなか難しい面もございます。それは、金融機関は商用、民間の機関でございます。損得勘定も入ると思いますし、今までのおつき合いがあればあるほど有利に貸し付けを受けられるという部分もあります。これは、制度融資についても同じことが言えるわけです。ところが、日本政策金融公庫の普通貸し付けと経営改善資金はそういったしがらみがない。預金がなくても内容が前向きであれば融資が受けられる。特にこの経営改善資金は、担保も保証人も要らなくて、そして長プラの安い低利な金利で貸し出しが受けられる。当然これは縛りがございまして、大きい規模の企業は受けられません。従業員が商業、小売であれば2人以下、建設業であれば5人以下の本当に小規模な事業所しか融資が受けられない制度であります。この日本政策金融公庫は、政府の機関でございまして、日本の政府機関の金融機関でございまして、私が言いたいのは、市内の金融機関が代理貸し付けをして融資するという、これも支

援することが必要だというふうに思うのですけれども、銀行のおつき合いがなくても平等に貸し付けができる。そして、保証協会も通さないで、担保も保証人も要らないで受けられる、この国の融資制度というのが一番力のない、力が小さい事業所にとっては大変有効に使われている融資なのです。この市の融資に銀行預託の融資を支援するのであれば、ぜひ弱者に非常に助かっている経営改善資金の利子支給をするべきではないかというふうに思うわけですが、再度この部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） この点につきましては、先日商工会議所、風連商工会からの要望でこの項目が挙がっております。ぜひやってほしいということの依頼も、相談も受けております。これは、中小企業振興条例ではなくて特別融資制度の要綱のほうでの取り決めになりますので、これはもう当然見直しの中での項目の一つとして挙げたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） 挙げていただくということで、大変感謝申し上げます。ぜひ挙げていただきたいと思っております。これは、市長の行政報告にもございましたとおり、中小企業振興条例の審議会にお諮りをして、そして審査をいただいて施行というか、実はされるという部分でございますので、そういうふうに力強い行政側からの提案をしていただければ審議会も理解をしてくれるのではないかというふうに思いますので、ぜひこれは商工会議所の要望と同様に進めていただくよう求めておきたいというふうに思います。

それと、今の件なのですけれども、金額、予算なのですけれども、商工会議所のほうに問い合わせましたら、この融資に限っては年間5,000万円の融資ということ聞いております。これで1%の利子補給をするということになれば50万

円ですか。年間50万円の規模だということで、私はこのお金が高いか安いということよりも1%の補助が受けられるという部分では、非常に受ける側にとってはありがたい部分ではないかというふうに思いますので、参考までにお伝えをしておきます。

次に、暴力団の排除条例についてでございますけれども、こちらのほうも施行に向けて今準備段階だという御報告を部長からいただきましたので、こちらの部分については準備されている内容も細部にわたり先ほどお聞きいたしましたので、これはこれでそのままの内容を進めていただきたいなというふうに思っております。何回も言いますように、ほかの市町村でこういった多いところは27項目ですか。27項目にわたって、細部にわたって規制しております。そういった意味で名寄が3項目しかないのも、これは名寄では余り予想できない事例ではございますけれども、ほかでやっていないのだったら名寄でという話にならないように、そういった予防策を含めた意味で道に做った条例を進めていただきたいなというふうに思いますので、これは答弁は要りませんので、よろしくお聞きしたいというふうに思います。

市民の安心、安全ということで、高齢者の徘徊の探索システムでございますけれども、こちらのほうも杉並区に行きましていろいろとお聞きをしましてまいりました。今該当する方が800人程度いるということで、それで登録になっている方が16人でしたか。登録する方が非常に少ないという御報告だと思います。名寄市では670から800人ですか、予想される認知症の方が。それで、登録されているのは22名という話。これ何でこんなに少ないのか、原因がわかればちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 原因といいますのは、基本的にはやはり家族がおられて、家族の中で見られるということが基本的だと考えており

ます。その中で先ほどの数字800というのは、数字のパーセントで国が定めている8から10%にすると大体800人弱ということでもありますので、実際には認知にかかっている方で徘徊らしきものと疑われるという方は何人かおられると思いますけれども、その方についてはやはり家族で見られると。現実には徘徊がひどくなって、認知症がひどくなると家庭では対応できないという部分の人が現在22名登録されているという認識をさせていただいて、しかしながら今議員言われるように数的には認知症という認定を受けなくても、お医者さんに行って診断をされていなくても、それに類する方はやっぱり家庭の中にはたくさんおられるのではないかと考えています。しかしながら、それは今家庭内で対応されているのではないかと考えています。今22名、少ないとお話もありましたけれども、杉並区の例をとりますと杉並区の人口でいっても50名ですとか60名、特にこの数年の状況を見ますと登録者が杉並区でさえも減少傾向にあるという状況を聞いているところであります。それについては、1つは原因としては名寄にも事例がございましたけれども、携帯またはこういうシステムを体に常日ごろ身につけるところでありますけれども、たまたま身につけていなくて、残念ながら徘徊で見つからなかったと。また、側溝等に落ちて亡くなられていたとかという部分で、名寄においても携帯電話常日ごろ持っていたけれども、その日に限って持っていなくて徘徊をして見つからなかったというような事例があって、いろんなやっぱり問題があると聞いております。私のほうでも杉並区と若干連絡をとらせていただいで、杉並区のは先ほどお話ししましたように独自のシステムを組んでされているということで聞いております。ですから、そこら辺の部分についてはシステムも行政でいろいろなシステムがあるというふうに聞いておりますので、この件につきましてはそれぞれの業者と確認をしながら、研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） このシステムについては、端末を必ず身につけるとというのが大前提ではございますので、そういった弊害が出てくるといふのもありますし、また件数がこれだけ少ないという事情も家庭で見られる方が多いということではございます。いずれにしても、介護される方、周りの方もこういったものを身につける、身につけないという話の前に、こういったシステムがあるというのにはある程度の安心感につながるというふうに思いますので、どうやったらこれを身につけていただけるか、その手法についても検討していただけるのなら、杉並区と一緒に共同に研究をさせていただいて、これは人が捜すということになったら本当に大変なのです。今ボランティアの方々もハイヤー会社とか、いろいろ協力していただいていますけれども、また地域安心、安全の警察署の地域推進員というか、サポーターも何人かいらっしゃるのですけれども、結構サポーターの方々ももう高齢になってきておりますので、ボランティアというのにも限られた範囲だというふうに理解していただいで、何とか杉並区とこういった部分で、またこういった高齢者の徘徊とか認知症の方だけ該当するのではなくて、防災のスクラム支援を協定しているところではございます。災害に対しても意外と希望者がいればこういった部分でぜひとも万が一のときには障害を持った方、あるいはいろいろな部分で不都合がある方に持たせたいという希望者もあるかもしれません。そういった部分も実際にやられている杉並区と連絡をとって進めていただきたいなというふうに求めておきたいと思っております。

それで最後に、国内交流の一環でございます合宿の誘致にかかわることではございますけれども、壇上で私冬の施設についてはある程度対応されているというふうに述べましたのは、この意味合いは冬のアルペンのスキーにいたしてもFIS公認ということで、そしてカーリング場も国際大会が

できるほど一流選手が来るということで、クロカ
ンも国際大会に対応できるということで、冬の施
設それぞれがジャンプ場にしてみさかりでござい
ます。今ちょっと事故が起きましたけれども、ジ
ャンプ台にしても公認の記録がとれるというすば
らしい施設と。これ経過年数は結構たっているの
です。ただ、公認がとれているということで非常
に一流選手が寄りやすい。これを合宿に置きかえ
ますと、本州からスキーの合宿に来られてこうい
う一流選手が使えるというのは、要するに公認が
とれるからなのです。カーリング場にしてみさ
スキー場にしてみさジャンプ台にしても、そう
いった意味で名寄に来やすいという、誘致しやす
いという部分があると思います。夏の合宿所、特
に陸上競技場なのですけれども、これ公認がとれ
ないところなのです。2種、3種の対応はして
いかれるというふうに教育委員会のほうでも、
体協のほうでもおっしゃっていらっしゃるの
ですけれども、これが夏の合宿、陸上競技とい
うのはオリンピックでも花形なのです。この
陸上というものについて、やはり公認がとれて
いない。お隣のまちにあるので、そちらへ行
ってくださいという、小中学校の記録会でも
そういう形で言われましたけれども、事合宿と
なると本州から大学レベルの選手を合宿に呼
ぶということはかなりハイレベルな選手が来
るわけですし、そういった意味で公認にかかわ
る部分でどのようにお考えなのか、これは経済
部の林務所轄でございますので、林務のほう
にどうか、経済部にお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） ただいま駒津議員
から質問がありましたけれども、陸上競技場につ
いては現在第3種の公認施設ということで、公
認をとっております。御指摘のとおり、クレ
ーの競技場のため、例えば雨が降った場合だ
とか、そういった場合についてはなかなか利
用に結びついていないという部分があります。
ただ、年次計画では具体的には持ち合わせ
ていないのですけれども、

士別市と名寄市では広域圏の関係で複眼都市
の中心都市という形になっておりますので、
すみ分けも含めて現在ある施設を有効に活
用していただきたいということで、当面は
今有名大学の部分については士別で合宿さ
れるところが多いのですけれども、そうい
う名寄のところでもいくとクレーな
ものですから、どうしてもやっぱりこ
ちらには誘い込めないというもどかし
さがあるのですけれども、先ほど言
ったすみ分けで対応していくのが今
のところ市の財政状況等も含めてベ
ストな考え方ではないかなという判
断をさせていただいております。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） 公認をとれるとい
う部分については、前も何年か前に質
問があって、答弁も似たような感じ
で答弁をいただいているのですけ
れども、それ以来中身の進展はな
いのだなというふうに感じました
けれども、要するにやはりこれは
公認をとるということになれば非
常にお金がかかるということも
私も事前に調査させていただ
いてよく認識しております。財
政の負担ということも非常に考
えられます。そういったことを
含めて、これからの夏の合宿を
使う。そして、ジャンプ台に
しても何にしてもみんな老朽化
しているのです。陸上競技場も
18年たつといますけれども、
中身についてはまだまだ使
える施設でもあり、これは公
認がとれるということであれば
一流の大学のアスリートたち
が集まる場所にも、可能性が
非常に大きいわけです。そう
いった可能性をみずから放棄
するという部分については、
私はちょっと疑問に思うわけ
です。とにかくこの決算委員
会でうちの市政クラブの東議
員のほうから総括質問で質
問も出された部分もございま
すけれども、やはり前向きに
取り組んでいただいて、将
来的にこういった部分を整備
していくという部分をわす
れずかでも望みを残してお
いていただいて、そして市
民の力というか、民間の力
を大いに活用していただ
いて、この交流事業を進め
ていただきたいと思いま
すので、これは私の希望で、
答弁は要

りませんので、ぜひ陸上競技場の公式公認トラックについては前向きに取り組んでいただくことを最後に重ねてお願いを申し上げまして、この件については終わらせていただきます。

それでは最後に、交流にしても、福祉は別としても、振興条例にしましても、経済のこれからの見込みでもいいのですけれども、名寄市の地域経済について経済部長としてどのように認識されているのか、最後にお聞きをいたしまして、終わりたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 高橋経済部長。

○経済部長(高橋光男君) ただいま駒津議員のほうから名寄市の経済状況についての見解を求められましたので、お答えをしたいというふうに思いますけれども、あくまでも私個人が思っているということで捉えていただきたいと思いますが、北星信用金庫が行っています地域企業景気動向調査、これは上川北部の製造業、卸、小売業、建設業など150社を対象とした調査でありますけれども、その調査結果や地元紙あるいは道内紙の報道内容に照らして判断させていただきますと、依然厳しい状況が続いているものというふうに判断させていただきますというふうに思います。ただ、今後におきましては新政権になり、緊急の経済対策として大型の補正予算を考えているということでございますので、その部分では期待しているところであります。よろしくお願ひいたします。

○議長(黒井 徹議員) 以上で駒津喜一議員の質問を終わります。

○議長(黒井 徹議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時09分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ

とを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 東 千 春

平成24年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成24年12月21日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 平成24年第3回定例会付託議案第1号 駅前交流プラザ「よろーな」条例の制定について（経済建設常任委員長報告）
- 日程第4 議案第18号 名寄市災害時における相互支援に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第19号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
議案第20号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第21号 名寄市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
議案第22号 名寄市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第23号 名寄市都市公園条例の一部改正について
- 日程第8 議案第24号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第9 議案第25号 名寄地区衛生施設事務組合を組織する市町村数の増加及び名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について
- 日程第10 議案第26号 財産の取得について
- 日程第11 意見書案第1号 安心できる介護制度

の実現を求める意見書

意見書案第2号 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書

日程第12 報告第2号 例月現金出納検査報告について

日程第13 閉会中継続審査（調査）の申し出について

日程第14 委員の派遣報告

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

日程第3 平成24年第3回定例会付託議案第1号 駅前交流プラザ「よろーな」条例の制定について（経済建設常任委員長報告）

日程第4 議案第18号 名寄市災害時における相互支援に関する条例の制定について

日程第5 議案第19号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

議案第20号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

日程第6 議案第21号 名寄市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

議案第22号 名寄市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

- の制定について
- 日程第7 議案第23号 名寄市都市公園条例の一部改正について
- 日程第8 議案第24号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第9 議案第25号 名寄地区衛生施設事務組合を組織する市町村数の増加及び名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について
- 日程第10 議案第26号 財産の取得について
- 日程第11 意見書案第1号 安心できる介護制度の実現を求める意見書
意見書案第2号 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書
- 日程第12 報告第2号 例月現金出納検査報告について
- 日程第13 閉会中継続審査（調査）の申し出について
- 日程第14 委員の派遣報告

1. 出席議員（19名）

- 議長 18番 黒井 徹 議員
- 副議長 14番 佐藤 勝 議員
- 1番 川村 幸栄 議員
- 2番 奥村 英俊 議員
- 3番 上松 直美 議員
- 4番 大石 健二 議員
- 5番 山田 典幸 議員
- 6番 川口 京二 議員
- 7番 植松 正一 議員
- 8番 竹中 憲之 議員
- 9番 佐藤 靖 議員
- 10番 高橋 伸典 議員
- 11番 佐々木 寿 議員
- 12番 駒津 喜一 議員
- 13番 熊谷 吉正 議員

- 15番 日根野 正敏 議員
- 17番 山口 祐司 議員
- 19番 東 千春 議員
- 20番 宗片 浩子 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

- 事務局長 佐藤 葉子
- 書記 益塚 敏
- 書記 高久 晴三
- 書記 鷺見 良子

1. 説明員

- 市長 加藤 剛士 君
- 副市長 佐々木 雅之 君
- 副市長 久保 和幸 君
- 教育長 小野 浩一 君
- 総務部長 扇谷 茂幸 君
- 市民部長 土屋 幸三 君
- 健康福祉部長 三谷 正治 君
- 経済部長 高橋 光男 君
- 建設水道部長 長内 和明 君
- 教育部長 鈴木 邦輝 君
- 市立総合病院長 松島 佳寿夫 君
- 市立大 学長 鹿野 裕二 君
- 営業戦略室長 湯浅 俊春 君
- 上下水道室長 石橋 正裕 君
- 会計室長 山崎 真理子 君
- 監査委員 手間本 剛 君

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

12番 駒津 喜一 議員

15番 日根野 正敏 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長から発言を求められております。

高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） おはようございます。昨日の駒津議員に対する答弁におきまして健康の森の陸上競技場について現在も3種公認を受けているような発言をしたところでありますけれども、公認については平成18年6月30日付をもって利用者数など諸般の事情により廃止をされております。この問題については、今後競技場の利活用も含め関係する部署で話し合いをさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

東日本大震災、福島原発事故の被災地に学んで外1件を、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） おはようございます。通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

大項目1点目、東日本大震災、福島原発事故の被災地に学んで。私は、ことし10月22日から5日間、各会派に支給されます政務調査費を活用させていただいて、東日本大震災、福島原発事故の被災地である南相馬市、気仙沼市、陸前高田市

を視察させていただきました。さらに、埼玉県蕨市の学校給食センターで給食用食材の放射性物質測定について、岩手県盛岡市では災害時要援護者対策について視察をさせていただいてきたところでもあります。被災地では、なかなか進まない復興に地元の方たちはいら立ちを隠しません。復興予算の使い方も問題になりましたが、被災者と被災地に直接役立つ復興予算となることを強く願っているところでもあります。私たちも引き続き支援について考えていかなければならないと強く感じているところでもあります。

そこで、1点目、食品放射性物質測定機器導入について再度取り上げさせていただきます。名寄市の学校給食センターでは、地元食材を積極的に取り入れて、安全でおいしい給食を提供していただいておりますが、これからの時期は端境期を迎えます。関東、関西、九州などから仕入れることになるわけですが、福島原発事故後食品に対する放射線汚染への不安が子育て中のお母さんたちを中心に大きくなっています。視察した埼玉県蕨市学校給食センターでは、児童生徒や保護者への不安を取り除く取り組みとして、いち早く食品放射性物質測定器を導入しています。名寄市の導入の考えを改めてお聞きをいたします。

2つ目に、自然エネルギーの活用について伺います。福島第一原発事故後1年9カ月が経過しましたが、収束するどころかその被害は拡大し、多くの被災者の方々は先の見えない苦しみのもとに置かれています。福島県では、今も県内外への避難者は16万人に上っています。放射能による被害は、東日本を中心に全国に広がり、ホットスポットと呼ばれる放射線量の高い地域が各地に出現しています。農林漁業や観光業を初め、あらゆる産業、経済への深刻な打撃も続いています。原発は即時ゼロへの思いは募るばかりです。再生可能エネルギーの導入可能量は、原発54基の発電能力の約40倍とされています。大いに活用していきたいものと思います。

そこで、お伺いをします。行政報告の中で小学校の新校舎の基本設計をプロポーザル方式で行い、建設に向けた準備が進められているとありましたが、新校舎への太陽光発電の設置の考えについてお知らせをいただきたいと思います。

また、新エネルギービジョンの準備中だと思いますが、家庭用太陽光発電への助成の考えについてもお聞かせいただきたいと思います。

3つ目に、冬期間の暮らしについて伺います。北電は、この冬7%の節電を求めています。今月7日、電力需給逼迫時の大口利用者の協力で需給バランスを改善する計画停電回避緊急調整プログラムについて目標の33万キロワットを上回る39万キロワットを確保したと発表しています。また、緊急節電要請スキームを需要改善策に加えるなどして、計画停電を準備する可能性はなくなったと説明しました。しかし、7%の節電は強く求められています。北海道、本州連系線で60万キロワットを確保することができますし、また万が一のときの大工場、製紙工場など大工場の自家発電を使っていただいて電力使用を抑えてもらう、このようにすることで電力は賄えると私は考えています。しかし、節電への取り組みは必要です。

そこで、次の提案をさせていただきたいと思います。視察いたしました埼玉県蕨市では、夏の期間、7月1日から9月30日の間、熱中症対策として、家庭での節電対策の一環として市役所庁舎や市民会館を含め市の13施設を一時休憩所や高温時の緊急避難所とするクールオアシス蕨というのを設置しています。ここに学びたいと思います。名寄市の冬の間対策として考えたいと思います。今月に入って灯油の値上がりがあり、さらなる値上がりが心配です。高齢者は、特に冬の間はどうしても閉じこもりがちになります。積極的に戸外へ出る機会を提供することも必要ではないでしょうか。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、冬期間の暮らしでは何といたっても除雪の問題が大きな比重を占めます。特に除雪車が通過

後の門口への雪山の問題は、冬期間の暮らしの大きな課題です。高齢者にとっては大きな負担となっています。委託業者さんへの技術指導などの徹底が望まれるところですが、対応についてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、大きな項目2つ目、地域で見守るネットワークについてお伺いをします。1つは、名寄市地域見守りネットワーク事業にかかわってですが、去る11月29日、市内12事業者と地域全体で高齢者、障害者を見守るための名寄市地域見守りネットワーク事業の協力事業者協定式が開かれ、調印が行われたところです。たくさんの方々が参加していただいたことに本当に感謝を申し上げたいと思います。先日もまた札幌市で起きた孤立死が報道されていました。地域のつながりがますます求められています。私の周りでも道に迷って帰り道がわからなくなったが、地域の方が声をかけてくれて事なきを得た、また雪道で滑って立ち上がれなくなっていたが、通りがかりの方に助けてもらったなどの話が立て続けにあり、地域の見守りの大切さを痛感しているところであります。

ことし名寄市地域福祉計画がつくられました。計画策定のための基礎資料としてのアンケートでは、地域福祉の充実に向けた市民意識の問いに地域福祉に望むことはという項目で、老後も安心して生活できる環境という回答が53%と圧倒的に多くあり、安心して自立した生活を送るための条件として、保健、医療、福祉の連携による相談体制、支援体制の充実を求める声が30%と多くありました。一歩進めた具体的な施策についてお知らせをいただきたいと思います。

2つ目には、成年後見センターの考え方について伺います。成年後見制度は、認知症や知的障害などで判断力が不十分な人にかかわって親族や司法書士らが財産管理や医療介護サービスの契約などを行う仕組みであります。認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者、障害者がふえる傾向にあります。

親族同士のもめごともふえている、振り込め詐欺も一向に減らない、また終末期をどう迎えるか話題になることが多くなっています。成年後見制度の必要性は高まっています。旭川市では、制度が普及せず、手続も複雑、1カ所に対応できる場をつくりたいとして、成年後見センターの開設に向けて取り組みが進められています。さきの定例会でも取り上げられていましたけれども、再度名寄市の考えを伺いたいと思います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） おはようございます。川村議員からは、大項目で2件の御質問をいただきました。大項目1の小項目1は私のほうから、小項目2と3は総務部長から、大項目2は健康福祉部長からの答弁となります。

大項目1、東日本大震災、福島原発事故の被災地に学んでから小項目1、食品放射性物質測定器導入についてお答えをさせていただきます。名寄市の学校給食におきましては、児童生徒に安全、安心な給食を提供するため地場産の畜産物を優先的に使用するのが大前提としており、学校給食に積極的に取り入れることにより児童生徒が地域や自然とのかかわりについて学び、農業や地元農産物について理解を深めていただいております。平成23年度における学校給食の食材地場産利用率は、重量ベースで全体の68.8%で、年々増加の傾向にあります。今後とも地場の農畜産物の使用割合を高めるために地元の越冬野菜の使用などを念頭に地域の食材関係者との連携、調整を積極的に図ってまいります。

ただし、これからの冬場の端境期の野菜を納入するに当たりましては、市場流通上東北、関東地域の野菜を使用せざるを得ない状況もございます。学校給食センターでは、食材の放射線汚染に関しましては細心の注意を払っており、厚生労働省で調査しております食品中の放射性物質の検査結果及び外部委託で事後検査を実施している士別市

などの検査結果を逐次確認をしております。士別市の結果では、平成23年12月より2回ほど17都県の野菜を検査をしておりますが、現在まで放射性ヨウ素、セシウムの検出はありません。学校給食センターでは、こうした情報をもとに万が一放射性物質の数値が出た食材については、使用の回避や献立を変更するなどの対策を行う予定をしております。

御質問の食品放射性物質測定器導入につきましては、近隣では唯一剣淵町で購入をし、本年6月から自主検査を開始をしております。検査機器は、簡易式スペクトロメーターを使用をしております。調理済みの全給食を検査をしております。剣淵町給食センターによりますと、現在まで放射性ヨウ素、セシウムの検出はないとのことであります。

これらの経緯を踏まえ、名寄市としましては毎回2,500食以上の給食の供給数と食材の納入体制並びに検査機器使用に当たっての温度や場所の設置条件、また検査体制などを考慮をいたしますと、現時点での導入はさまざまな課題があると考えております。学校給食センターでは、市場に流通している食品については流通前の段階で安全性が確認されていると認識はしておりますが、学校給食用食材の安全性について保護者の方の不安感は拭えない一面もあることから、北海道教育委員会が文部科学省の委託事業で食材の安全性を再確認し、放射能不安低減を図ることを目的とした学校給食モニタリング事業を実施しておりますので、当センターにおいてもこの事業に参加をし、平成25年1月に給食で使用する主な食材2キログラムを検査センターに郵送し、放射性物質の有無や量を調査をすることとしております。結果については、毎月保護者にお渡しをしている献立表あるいはホームページ等で報告する予定としております。

今後とも他市町村とその対応状況などの情報交換を一層頻繁に行い、食品の放射性物質の情報を的確に把握をし、食材納入時に生産地を確認をし、

また記録するなど、安全、安心な給食を提供することに努力をしまいたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目1の小項目2と3につきまして答弁いたします。

まず、自然エネルギーの利活用についてであります。自然エネルギーの利活用につきましては現在策定中の名寄市新エネルギー・省エネルギービジョンにおいて検討を進めており、賦存量を初め経済性、環境性、地域貢献、普及性の5つの視点から総合的に判断し、太陽光発電は非常に有望な新エネルギー、木質バイオマス、雪氷熱は課題はあるものの導入を検討する新エネルギーとの調査結果となりました。また、その推進については、公共施設での利活用と家庭への普及の2つの視点で検討を進めることとしており、公共施設での利活用においては総合計画後期計画で想定する新規の施設や大規模な施設改修時にそれぞれ新エネルギー導入の可能性を検討することとし、家庭への普及においては非常に有望とされた太陽光発電を他の新エネルギーに先駆けて普及を目指すこととし、モニター事業などの実施を検討することとしております。本ビジョンは、今後関係団体との意見交換やパブリックコメントなどを経て決定の予定であり、これらの機会を通じていただいた意見などを踏まえ、平成25年度におけるビジョン実現への効果的な施策の導入に向け、さらに検討を重ねてまいります。

続きまして、名寄市街地区における小学校新校舎における太陽光発電の導入の可能性についてありますが、現在新校舎については基本設計をプロポーザル方式により行うこととし、建設に向けた準備を進めているところであります。先ほど名寄市新エネルギー・省エネルギービジョンの考えを申し上げましたが、その推進策の一つとして総合計画後期計画で想定する新規の施設については、

太陽光発電を初め本市における有効な新エネルギーの可能性について検討することとしております。また、学校教育施設における新エネルギーの導入につきましては、既に名寄小学校で導入済みとなっておりますが、二酸化炭素の排出抑制による環境保全効果に加え、児童への環境教育の面からも有効であることから、新校舎につきましては基本設計の中でその可能性を検討してまいりたいと考えております。

次に、公共施設を市民に開放することについてありますが、北海道電力管内における今冬の節電要請は、本年12月10日から来年3月8日までの年末年始を除く平日の期間につきまして平成22年度比で7%以上の削減が目標とされており、暖房や融雪などにより冬季に電力需要のピークを迎え、かつ一日を通じて高い需要が継続する北海道においては夏季より60%消費が増加し、使用量全体の45%を占めます家庭用電力の節電が重要とされております。御質問のありました公共施設を市民に開放し、家庭での節電等を促進する取り組み、冬季におけるウオームシェアについて市の考え方についてありますが、公共施設につきましては開館時間の範囲で利用が可能であり、市民が自分の趣味やライフスタイルに合わせ文化、スポーツや読書、見学、会合、休憩等で利用できるほか、市や教育委員会、さらには各団体などが主催する講座やイベントなども多くございますので、多くの方に参加をいただいて、節電にあわせて生涯学習や健康増進の機会などとしても御活用いただけるよう今後も施設の適正な管理運営に努めてまいります。

次に、市道除雪につきましては、市民の皆様の御理解と御協力のもとで冬期間の生活道路を確保し、市民生活の安定に努めているところです。名寄市の除雪は、限られた時間と予算で広い地域を除雪するため、雪を道路の両脇に寄せるかき分け除雪という方式で行っており、除雪した雪は道路の端に寄ります。そのため門口や車庫にも雪を置

いていくことになり、市民の皆さんに御協力をいただいているところであります。門口に置かれる雪の状況については、道路の形態や降雪の状況によっても変わるものと思いますが、除雪業務を委託している除雪協同組合には熟練した運転技術者の雇用の依頼を行っており、また除雪技術の向上を図るための研修などにつきましては降雪状況や道路状況などによる除雪の経験が必要と考えておりますので、路線ごとの除雪を行っていく中で技術力の向上を目指すべきと考えており、除雪協同組合と協議し、除雪協同組合各社内において技術研修体制の充実を図るよう指導をしてみたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、大きい項目2、地域で見守るネットワークについての小項目1、名寄市地域見守りネットワーク事業にかかわってについて申し上げます。

近年地域で亡くなられたことに近隣の方々が気づかず、相当日数を経過してから発見されたり、生活に困窮された方や障害者が地域で孤立した状態で亡くられるという大変痛ましい事案が道内においても発生しております。名寄市においても高齢者はますます増加し、高齢化率も高くなる状況が続いておりますので、高齢者や障害者の見守りにつきましてはこれまで町内会や民生委員、児童委員の方々を中心とした見守り活動を展開されてきました。このたび生活関連事業者の皆さんに御協力をいただき、新聞や郵便がたまっている、日中電気がつき放しになっているなど異変を察知し、地域全体で見守り、支え合うことを目的に地域包括支援センターを窓口とした名寄市地域見守りネットワーク事業を開始したところであります。

事業内容につきましては、生活関連事業者など見守り人を特定せず、常日ごろから高齢者及び障害者などをさりげなく見守り、日常業務などに

おいて高齢者などの何らかの異変に気づいたときは地域包括支援センターに連絡をいただきますが、事件発生時は警察署に、さらに火災等にあつては消防署に連絡をしていただき、援助が必要な方に対しては関係機関と連携、協力しながら支援を行っていくものであります。本事業の協力事業などでは、公的機関として6機関、協力団体として1団体、協力事業者として郵便局2局、新聞販売店6店、宅配事業者3社、名寄プロパン協会の合計12事業者の協力を得て、去る11月29日、協定書を取り交わしたところであります。さらに、市内の介護保険事業者15社、障害福祉サービス事業者4社につきましても本事業に対しての協力の承諾をいただいているところであり、今後も引き続き本事業の趣旨に賛同し、御協力をしていただける事業者の呼びかけを行い、ネットワークの拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

また、この事業につきましては、平成24年度から始まった名寄市地域福祉計画の策定時に行った市民アンケートで地域福祉に望むことはとの問いに対し、老後も安心して生活できる環境が53%と最も多く、高齢者世帯の見守りなどが挙げられておりますので、市民のニーズに基づいた地域全体で見守りを行うという趣旨に沿った本事業の展開を図ったところであります。さらに、安心して自立した生活を送るための条件として、保健、医療、福祉の連携による相談体制、支援体制の充実が30%を占めておりますので、個別計画である高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画、名寄市障害者福祉計画、名寄市障害福祉実践計画、名寄市次世代支援行動計画、名寄市健康増進計画など地域において総合的に推進すべく、具体的にはそれぞれの分野の施策、達成目標などを各個別計画において位置づけ、推進するものとしております。

また、計画策定に当たっては、名寄市保健医療福祉推進協議会の各部会で審議をいただき、さらにその後当協議会の審議を経て市長へ答申を行い、

策定されたものであります。この推進協議会は、保健、医療、福祉のそれぞれの関係者により組織されており、少子高齢化の進行や核家族化などにより社会構造が大きく変化する中で、市民が安心して暮らせることができるまちづくりを進めるためネットワーク化を図り、総合的な保健、医療、福祉施策を推進することを目的に設置されたものでありますので、今後におきましても各個別計画に基づき保健、医療、福祉の連携を図りながら相談及び支援体制の充実に努めるとともに、今後もそれぞれの計画の状況を把握し、検証を行いながら推進してまいりたいと考えております。

次に、小項目2の成年後見センターの考えについて申し上げます。成年後見制度は、精神異常の障害、知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない方が不利益をこうむらないように家庭裁判所に申し立てを行い、本人の権利を守るため援助者をつけることで本人を法的に支援する制度となっております。名寄市においては、知的、精神障害者については社会福祉課で、高齢者については地域包括支援センターが窓口となり、現在相談を行っているところであります。

相談実績につきましては、地域包括支援センターが運営を開始した平成19年から23年度までの5年間で延べ45件の相談があり、そのうち制度の利用につながったケースは7件となっております。障害者関係につきましては、延べ4件の相談があり、4件とも利用につながっております。また、本年度の相談件数は、11月末現在で2件となっております。

相談内容につきましては、制度の説明、申し立ての書類の作成支援、後見人等の候補探しなど関係機関と連携しながら支援を行っておりますが、相談件数につきましては多い状況ではありませんが、市内の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者は増加傾向にあることから、こうした方々に対する支援策としては有益なこの制度は今後もますますその活用が広がっていくものと考えており

ます。

また、平成24年4月に老人福祉法が改正され、市町村の努力義務として市民後見人の養成を行うことが盛り込まれるなど、成年後見制度を取り巻く環境は着実に変化をしているところであります。道内の成年後見センターの設置状況につきましては、現在小樽・北しりべし成年後見センターとして小樽市社会福祉協議会が運営、さらに旭川市、釧路市、室蘭市におきましては現在設置に向けて検討しているとお聞きしているところであります。また、札幌や旭川弁護士会、札幌司法書士会、北海道社会福祉会においてもそれぞれ成年後見に関する相談窓口を設置しております。名寄市におきましては、当面現行体制の充実に図り、高齢者の成年後見制度の相談窓口である地域包括支援センターを中心に広報のPRや市民を対象とした講演会等を開催し、あらゆる機会を利用して市民にこの制度の周知の徹底を図るとともに、設置に当たっては利用者のニーズを把握した上で経営形態、運営財源及び専門職員の配置等について今後先駆的な取り組みを行っている市町村の状況を調査研究してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、引き続き質問をさせていただきますというふうに思います。

食品放射性物質測定機器の導入についてなのですけれども、前回お尋ねしたときと同じ御答弁だったかなというふうに思っています。蕨市では、機材がなかなかないということで昨年11月に精度の低いものをまず買い入れて、それを使ったのです。それで、ことしに入って、先ほど御紹介があった剣淵町と同じ機材を1月に導入して、それを今継続して使っているという状況だというふうに説明を受けてきました。重量が100キロということで、検査室も温度等々あるので、嚴重ではないのですけれども、やはりほかの給食をつく

っているところとは別の部屋が必要だということだとか、重量に耐えられるところの場所というようなことも指摘をされていました。3ベクレルまで測定が可能だというようなことでした。この機材を本当に有効に活用されているなというふうには見せていただいていたところなのですが、例えば厚生労働省が定めている基準が100ベクレルということなのですが、スピード感が求められていると。給食が上がるまでに食材の検査をして、皆さんにお知らせしなければならないというようなこともあって、独自に基準を決めて、15分間で20ベクレルに基準をして、そこに合わせて測定をしているということです。毎日違う食材を検査しているのですが、6種類の食材を検査をしていると。15分間ですから結構な時間がかかるのですが、それで10時30分にはホームページにアップができる。その食材を検査した後、調理したものをまた同じように先ほど言ったようにミキサーで細かくして測定をして、11時30分にホームページにアップすると。ですから、保護者の皆さん方は、ホームページを見れば給食を児童生徒が食べる前にその状況が見られるという状況にしているのです。やはりできる範囲でやれることはやっていこうという、そういう姿勢が非常に伝わってきた視察でありました。

先ほど部長のお話にありました産地を明確にする、もちろんです。それで、厚労省の検査というものもそういうのも必要だというふうに思いますけれども、厚生労働省もホームページでアップしていますけれども、半月に1回ぐらい更新されているというようなことですので、やはり私たち給食センターでいえば名寄市の子供たちの食べるものですよ。ですから、ここに責任を持つということであれば、やっぱりじかに検査をして安全を確認するということが必要ではないかというふうに思うのですが、その点についての考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 給食食材の放射性物質の検査についての再質問をいただきました。先ほど答弁でも述べましたが、基本的には事前チェック、事前情報をチェックすることによって安全性を確認するというのが現在私ども給食センターの立場でございます。

さきの質問をいただいた後、給食センターでは近隣を中心として各給食センターがどのように安全確認をしているのかということで調査をさせていただいたところであります。御指摘のありましたように剣淵町につきましては、簡易測定器を購入して事前検査を行っております。こういった検査を行っているのは、ほかでは北海道では帯広市と、それから釧路市でございます。そのほかにいわゆる事後検査ですけれども、外部委託で行っているのは士別市、それから近隣ではございませんけれども、札幌市、それから小樽市、そして苫小牧市でございます。ほかの近隣自治体については、現在検討中、保留状態という現状でございます。こういった現状を見据えまして、基本的には先ほど言ったように事前チェックと、それから現在までのところこれらの自治体が行った検査において放射性物質が検出をされていないという部分が現状の事実としてあるものですから、先ほど答弁したような内容にさせていただいたところであります。

剣淵町の例からの比較からいえば、名寄市の給食センターの給食食材数は2,500食を超えます。剣淵町は400食という部分で、時間的には何とか配送車が出る前に検査が終了するのが可能と考えられますけれども、名寄市の場合現在の状況の中では智恵文から風連まで配送距離も長い中で時間的な部分で難しさがございます。それから、もちろん食数が多いということです。現在給食センターでは、配送車が途中で事故等を起こした場合には代替食等を何百食かは用意しておりますけれども、もし食材の中で放射性物質が検出された場合のメニューの変更等の部分についての代替食の

用意もちょっとできないという状況がございます。また、検査条件といたしまして先ほども御指摘がありましたように温度管理をきちっとしなければだめだということ、また部屋を一定程度の検査室として設けなければだめだと。床の補強、それから検査体制という部分でも現状時点ではなかなかクリアする課題が多いかなと考えて、先ほどの答弁になったところであります。

地元食材をなるべく使う中で、子供たちに安全、安心な給食を提供したいという思いは一緒でございます。給食センターの職員も日々の活動の中、情報収集の中で頑張っている部分もございますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 食べ物によって、食べることによって内部被曝ということになるのですが、専門家の方のお話を聞きますとそういった放射性物質をとにかく体内に取り込まない。取り込まないためには、放射性物質を避ける食生活が必要なのだということでもあります。やっぱり放射性物質検出の情報をきちっと得ることが最も重要だというふうに言われています。そして、例えば放射線に汚染されたものを継続的に体内に入れないことがまず大事なポイントであり、そしてできるだけ早く体外に排出すると。繊維質のものを出して、便として出すことが重要なのだというふうな、こんなふうにもおっしゃっていらっしゃいます。だから、私は、継続的に体内に入れないということが本当に重要なのですが、継続的でなくても、どういった形で入ってくるかわからないということら辺ではやっぱり細心の注意をし、情報を得ることが重要なのだというふうに思っています。

先ほど地場産のものが68.8%、前回聞いたときは60%を超えるようだったのですけれども、本当に努力をしていただいて、また地元の農家さん等にも御協力をいただいて、こんなふうな数字が出ているのだと思います。蕨市に伺ったとき、

このセンター長さんはたまたま栄養士さんでした。名寄市はこんなのだと言ったら、物すごく驚いて、うらやましがられたところなのですけれども、しかし少ないながらもそういうものがひょっとしたらということら辺の危機感といたしますか、そういった部分でいうと、いろんな例えば体制でもそのセンターの職員がみんなが検査できるように独自でマニュアルをつくって取り組んでいたり、要するに自分たちができる範囲で、どうしたらできるのかということを知恵を絞りながらやっていらっしゃいました。ですから、こういった取り組みの姿勢がやっぱり子供たちに、また保護者の皆さん方に伝わっていくのではないかと、安心感がさらに広まるのではないかとということで私は期待をしているのですが、もう一度御答弁をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 大変示唆に富む提案をいただきました。蕨市の例をとりまして、それぞれのセンターの職員が子供たちに安全な給食を食べさせたいという中で独自の取り組み等を行っているという部分は、大変名寄市の給食センターでも参考になるかなと考えております。名寄市の給食センターでは、今まで行ってきた地場産品を少しでもたくさん使うということ、また端境期に関しましても地元農家の方の協力を得ながら、越冬野菜をなるべく使って、放射線汚染のある本州産のものをなるべく回避するというような努力も内部で行っているところでありますので、蕨市の例も含めまして、給食センターの中でほかの町村の事例に学びながら安心、安全な給食を提供するように努力するようまた指導をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 次に移らせていただきます。

自然エネルギーの活用について先ほど部長のほうから新エネルギービジョンに対する細かな御説

明がありました。学校でいえば名寄小学校でもう経験済みということで、本当に子供たちに関心を高めてもらうという意味でも、またそれぞれの家庭の皆さん方にもこの自然エネルギー、太陽光発電等々普及をしていただくことが非常に望まれているというふうに思います。先月登別市など胆振西部のほうで起きた大規模な停電がありましたけれども、こういったときにもこういう自家発電といますか、太陽光発電等設置することによって非常に有効になるのかなというふうに思っていますので、さらなる検討を重ねていただいて、市民の皆さんが喜んでいただけるような新エネルギービジョンにさせていただくことをお願いして、3点目に入りたいと思います。

冬期間の暮らしなのですけれども、次の地域で見守るネットワークにもつながるかというふうに思うのですが、やはり今集う場所がなかなかないというようなこともあるかなというふうに思うのです。視察させていただいた蕨市では、市民会館や公民館、ふだんの状況ではなくてロビーなどに可能な範囲で休憩用の椅子を配置して、皆さんが来て、ゆったりして涼んでいただくというようなことをされていました。私は、名寄市でいえば福祉センターのロビーであるとか文化センターのロビーだとか、こういったところを大いに活用して、今文化センターも随分テーブルと椅子が出ているのですけれども、ここで何か行事をしていただく、展示もありますけれども、さらに皆さんに広く知っていただいて、集まって、寄っていただくということが必要なというふうに思うのです。

蕨市では、これはきっと職員さんの手づくりだというふうに思うのですけれども、カラーコピーでA3判でこんなふうに入り口に張ってあるのだそうです、これが。ですから、気軽に入ってきて、涼んで、休んで帰るというようなことです。ですから、展示をやっていますよ、見に来てくださいというだけではなくて、ここに集ってくださいと、ここでゆっくりして、みんなでお話もということ

が必要かなというふうに思うのです。

きょうのニュースでは、立ち話のできる人が少なくなってきたという報道がありました。たまたま道で会って、元気かい、どうしている、こうだよとかという、そういう話ができる人がいなくなっているというようなことでした。ですから、高齢者なんかでいうと特に閉じこもりがちになってしまって、そういう機会も減ってくるのではないかなというふうに思うのです。ですから、こういう先ほどお話もありました開館時間に合わせて利用してもらうですとか、積極的に声かけをしていただくことが必要なと思っています。

また、名寄大学の学生さんはこの時期いろんな試験だとか就職活動、実習等忙しいかもわからないのですが、こういった方々の知恵もおかりしながら、何かそういった集まることができなかなというふうに思っているのですけれども、そういった部分についてのお考えがあればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） これまで特に答弁申し上げましたいわゆるウオームシェアという、そういった考え方についての公共施設の使用方法について特に私ども取り組んできたという経過はございませんけれども、これまでさまざまな公共施設につきましては市民の皆さんに利用しやすい、そんな施設を目指してそれぞれ取り組みを進めてきたということでありまして、今具体的なお話もそれぞれいただきましたけれども、私どもとしてはこれまでのいわゆる公共施設の利用しやすさ含めて日々それぞれ検証しながら対応してきているというような経過もあります。改めてウオームシェアという考え方ということではなくて、日ごろから市民の皆さんに利用しやすいような施設づくりも含めて対応を進める必要があるというふうに考えております。今後文化センター等も仮称の市民ホールができてから施設の改修なども予定をされておりまして、より一層市民の皆さんに利用しや

すいような、そんな施設づくりも進められるというふうに思っております。これ節電という考え方の中での公共施設の利用というのも一定程度それぞれ市民の皆さんの受けとめ方もあろうかと思えますけれども、できるだけこの冬にあってもしっかり利用しやすい公共施設の対応は進めてまいりたいと思いますので、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。今部長がおっしゃったウオームシェアなのですが、それもあわせて人が集えると、人が動くということが私はまちづくりの中でも必要なというふうに思っていますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

それで、そのことと関連するというふうに思います。地域で見守るネットワークについてなのですが、ネットワーク事業に多くの事業者の皆さんが参加していただき、本当にうれしく思いますか、心温まる、そういう記事、ニュースだったというふうに思っています。さらに広めていただくことが求められているなというふうには思っています。そこで、私は先ほど言いましたように盛岡市では災害時要援護者登録制度について視察をさせていただいたのですが、名寄市でも広報に入れて、登録申請を今促しているところですが、盛岡市では要援護者への個別計画を配付するにあわせて救急医療情報について補完できるあんしん連絡パック、名寄市でいう命のカプセルのようなものと一緒に配付しているのです。そして、災害時の避難の際に持ち出し用として活用するばかりでなくて、緊急時の迅速な情報提供につなげるという両方の活用を目的として、より多くの皆さん方に配っているということなのです。それで、登録する範囲というのは名寄市とほぼ変わりません。対象者ほぼ変わらないのですが、しかし御本人さんの中で私はまだ元気だからいいで

ずと言われる方も結構いらっしゃる、75歳以上の方でも。でも、こういった方にもそのあんしん連絡パック、これがあることによって緊急時のときに絶対役に立つということで押し売りのようにして置いているのだというふうなお話も聞かせていただきました。このようにして、この盛岡市大きな地震ではなかったのですが、電気が切れて、やっぱり震災のときには大変混乱もあったというふうにお聞きしてきたのですけれども、そういった部分と、また日常の緊急時の対応という形でもこのあんしん連絡パックが皆さんの安心につながっているのだというふうにおっしゃっていたところなのです。これは、大いに私たちも参考になるのではないかとこのように思うのですが、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員の御質問の中で、名寄としては命のカプセルという名称で皆さんにお配りをさせていただいているところがあります。昨年の実績で約967本のカプセルを配付させていただいておりますが、ことしの10月末では約1,000本以上、約16%ぐらいの増ということで、前回の定例会でもお話しさせていただきましたが、2年、3年という経過が出てまいりましたので、今後内容の更新等々の御意見もいただいておりますので、来年以降につきましてはその更新の部分で、また今議員お話ありましたように年齢の部分では高齢者ですとか障害者ばかりではなく、やはり御本人が不安、心配、また御家族の方が不安だとかという部分においてもそういうカプセルを御希望によって配付をさせていただく。これにつきましては、各町内会含めて民生委員の皆さんに御協力をいただかなければなりませんけれども、そういうPRは今後も積極的に進めさせていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ぜひ進めていただきたい

いというふうに思います。

あと、後見人の件なのですけれども、さきの定例会の中でも山口議員の議論の中でいろいろお話があったところなのですけれども、市民後見人を道内ではそんなに多くはないのですけれども、今進められています。それで、集中的な講義、講座をつくって行っていらっしゃるのです。例えば釧路市なんか毎月行っていらっしゃる。専門家を呼んだりしたり、また楽しみを入れたりしながら。南富良野町もびっしり行われているというようなことです。こういった中で、やはり市民の皆さん方に制度をお知らせして、利用していただけるのかなというふうに思うのです。

困っている方々は、先ほども言ったように非常にふえてきているのだというふうに思うのですが、それがどこへ行って相談をしたらいいのか。旭川市がしようとして今取り組んでいるように、要するに1カ所でなかなか対応できる場がないとか、また手続が複雑でわかりにくいとか、そういった部分があるのかなというふうに思っています。先ほど包括支援センターのところというお話もありましたけれども、やはりこういう制度があるのだよというのをそれは何に使うのか、どういうときに利用できるのか、そういったことも含めてこの講座、後見人養成のための講座も含めて市民に周知する、そういった取り組みも必要ではないかなというふうに考えているのですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 議員言われたとおりだと思います。過去に地域包括支援センターが窓口になりまして、講演等も行ってございます。今まで6回ほどさせていただいています。それ以外に各施設の研修会等々におきましても、昨年、一昨年におきましては名寄市のひまわりの弁護士さんをお呼びして、各施設の専門、介護士を含めた方たちの研修会にこの制度の説明をさせていただくとか、それから旭川から専門の方に来てい

ただきまして、内部の研修会に説明をしていただくとか、または民生委員の協議会の中の研修会の中でもこういう制度について御説明をさせていただくとか、それぞれ今まで何回かはさせていただき、ただ毎月のように定例ということにはなっておりませんけれども、先ほど議員も言われたように今後こういう制度の部分につきましては、市民がどういう制度だかというのがわからないというのが実態だと思いますので、今後もさらに講習会、講演会等々、市民にこの制度を周知をさせていただいて、そしてどのような形であれば一番弱者に支援ができるかという部分を具体的に行政としても考えていきたいと考えております。今後とも弱者に対しての支援につきましては、市民の意見も反映しながら、またことし2回ほど地域包括支援センターに相談があったというケースの中には一度市民相談のところに行って、こういうことを言われたのだけれどもということで包括支援センターの窓口に来られて、どうなのだと、この制度はどういうことなのだとか、また弁護士にも一回相談したのだけれども、詳しい話がわからないので、どういう制度なのかというような御質問等して、説明をさせていただいた経過がございますので、さらに市民に周知徹底を図っていききたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ぜひお願いをしたいと思います。

現在日本では65歳以上の人のうち10人から11人に1人が80歳以上で、4人から5人に1人が認知症を患っていると言われております。その多くの方々が自宅で暮らしているということです。本当にいろんな問題を抱えながら、大きな問題行動が起きて初めて認知症かなというふうなことになるのかなというふうに思っています。そのときにどうしようという不安が渦巻くのだというふうに思います。その前にやはりこうなったときにはこういう制度があって、ここに行ったらこ

ういう相談ができるのだ、そういう安心感をぜひ市民に与えていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

名寄市における教育行政について外1件を、上松直美議員。

○3番（上松直美議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、さきの通告に従いまして、本定例会において大項目2点について質問をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、大項目1点目の名寄市における教育行政について質問いたします。新しい学習指導要領が平成23年度から小学校、24年度からは中学校で実施され、平成25年度からは高等学校で全面実施されることになっております。学習指導要領の改訂に伴い、授業時間の増加や教育内容が変わり、教育行政にとっても大変な作業や準備が必要とされたと思います。

今教育行政にとって大きな改革が行われ、さまざまな問題をどのように解決するかが問われております。教育は人なりと申しますけれども、なかなか質の高い教育水準を目指すためには努力だけではうまくいきません。情熱と真剣さを持って子供たちに夢や希望、そして学ぶ意欲を引き出してくれる先生を育てるのも教育行政の役割だと考えます。

北海道教育委員会では、平成24年度の学力・学習状況調査を踏まえ、基礎学力に改善の兆しが見えつつ、しかし全国平均をほとんどの教科で下回り、深刻な状況であると分析しております。そして、平成26年度までに全国平均以上という大きな目標を掲げ、授業改善と望ましい生活リズムの定着を車の両輪と位置づけ、各市町村の教育委員会との連携強化をし、総合的な学力向上対策を推進すると言っております。そこで、名寄市教育

委員会としても新しい学習指導要領の全面実施と学力向上対策をどのようにリンクしながら対策を講じるのか、そして地域の特性を生かした教育課程とは何かを含めてお聞きしたいと考えます。

まず、1点目、新しい学習指導要領の改訂のポイントと内容、そして教育行政の位置づけと役割についてお聞きします。

2点目、平成24年度学力・学習状況調査の分析結果について概略をお聞きしたいと思います。上川管内のデータも含め、分析ができる範囲でお聞かせください。

3点目、学力向上対策の現状と方向性についてお聞かせください。

4点目に、地域の特性を生かした学校教育、教育課程について教育行政の基本的な考え方をお聞かせください。

大項目2点目、名寄市における有害鳥獣対策について質問いたします。昨今の有害鳥獣の問題は、どこの市町村も抱えている大きな社会問題だと認識しております。札幌市郊外における熊の出没や各市町村での鹿の農産物や森林の被害は、アーバンベア、アーバンディアという都市化した野生動物という造語を生み、人里に出てきて悪さをするだけのいたずらでは済まされない人間社会に対する警鐘とも捉えられます。名寄市においてもこの問題は人ごとではなく、どのように取り組み、問題の解決に向けてしっかりと一過性の場当たりの対応から実効性のある施策に取り組むべきと考えます。野生動物と一定の距離を保ち、自然を共有するために今できることを根本的な要因をしっかりと分析し、早急にやるべきことは何かを強く鳥獣行政に求めていきたいと考えます。生態系の変化により行動範囲も変化したため、過疎化、高齢化して里山周辺には人が激減した結果、食料を求め人里に出没している現象を生息数の増加だけなのか、人への警戒心を失って出没しているのかをしっかりと押さえていくべきと考えます。

以上の観点から、まず1点目、有害鳥獣の被害

状況についてお聞かせください。

2点目、対策の現状とその効果についてどのように評価しているのかをお聞かせください。

3点目、鳥獣行政の問題点と課題について名寄市の考え方をお聞かせください。

4点目、広域的連携の可能性についてお聞かせください。

以上をもちまして壇上からの質問を終了します。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 上松議員からは、大項目で2点の御質問をいただきました。大項目の1を私のほうから、大項目2は経済部長からの答弁となります。

まず、大項目1、名寄市における教育行政について、小項目1、新しい学習指導要領と教育行政の役割についてでございます。新しい学習指導要領は、児童生徒が変化の激しいこれからの社会を生き抜くために確かな学力、豊かな人間性、健康、体力の生きる力の育成を基本理念として、次の3つの基本方針のもとに改訂をされました。1つ目は、教育基本法の改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、生きる力を育成をすること、2つ目は確かな学力を育てるために知識、技能の学習と思考力、判断力、表現力などの育成のバランスを重視するということ、3点目は豊かな心や健やかな体を育てるために道徳教育や体育などの充実を図るということです。教育委員会といたしましては、平成23年度からの小学校の学習指導要領と今年度、24年度からの中学校の学習指導要領の全面実施に向けて、これまで市内の小中学校に北海道教育委員会発行の教育課程編成の手引書などを活用をして、新学習指導要領についての理解を深めるとともに、適切に教育課程を編成するよう助言をしてまいりました。また、児童生徒に知識、技能の習得と思考力、判断力、表現力などの育成を図るために電子黒板やコンピューター及び周辺機器の導入、中学校保健体育の武道必修化に対応いたしまして柔道の畳や相撲用マ

ット、剣道の防具の導入などの条件整備を行ってまいりました。これから教育委員会といたしましては、新学習指導要領に基づいて編成された教育課程が適切に実施されているかどうかを各種調査や学校の自己評価、学校関係者評価の結果、指導主事の学校訪問などを通じて把握をし、授業改善を促す中で児童生徒の生きる力の育成を支援してまいりたいと考えております。

次2点目、平成24年度の全国学力・学習状況調査の分析結果でございます。本年11月26日に北海道教育委員会が平成24年度の全国学力・学習状況調査における道内の抽出調査対象校459校の結果と希望利用方式を活用した1,100校の結果を合算をして、北海道版の結果報告を公表をいたしました。その中で、各教科の平均正答率は、小中学校全教科の中で中学校国語Bを除く9教科において全国平均を下回っており、上位県と比較をして大幅に低い状況が続いております。一方、中学校国語Bでは全国平均を0.4ポイント上回っております。平成22年度の調査と比較をいたしますと、中学校国語Aを除く全ての教科においては、全国との差が縮小傾向にあるなどと報告をされております。

名寄市の児童生徒の学力、学習状況につきましては、北海道教育委員会が抽出調査対象2校の結果と希望利用方式の13校の結果を合算した資料に基づいて現在分析を進めております。公表に当たりましては、国語、算数、数学、理科の調査において全国と比べて成果の見られた設問と課題の見られた設問及び改善策の例、児童生徒の学習や生活の状況において望ましい傾向と努力を要する傾向及び改善策の例などをまとめ、今後市のホームページに掲載をしてまいります。

教育委員会といたしましては、本市の児童生徒が社会で自立して生きていくために必要最低限の学力を保障しなければならないとの観点から、北海道教育委員会が掲げています平成26年度までに学力を全国平均以上という目標に向かって、名

寄市教育改善プロジェクト委員会による学力向上の取り組みを推進しているところであります。今後は名寄市の分析結果を踏まえて、教育改善プロジェクト委員会の取り組みの充実を図るとともに、学校はもとより家庭や地域の方々などとの連携を一層密にしながら、目標や課題を共有する中で各学校のニーズに応じたきめ細かな支援を一層充実させてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、学力向上対策の現状及び方向性についてでございます。本年度の調査はただいま分析中のため、平成23年度の全国学力・学習状況調査問題を活用した北海道における学力等調査の結果から捉えました本市の児童生徒の学力、学習状況の主な傾向を見ますと、小学校では情報の収集や分析をする問題では成果があらわれてきておりますが、理由を記述する問題は苦手と感じているようであります。中学校では、漢字の読み書きや数と式の計算問題では正答率が高く、宿題などの繰り返し学習の成果があらわれてきておりますが、論理的に思考をし、自分の考えをまとめるなどの問題では低い結果となっております。学習状況では、小中学生ともに宿題については定着をしておりますが、学習の必要性を指導しながら、みずから学習に取り組もうとする意欲を高めていく必要があります。このように本市の小中学生におきましても基礎的な学習内容の定着、思考力、判断力、表現力などの育成、家庭での学習習慣の定着などが継続的な課題となっております。

これらの課題を解決をし、児童生徒の確かな学力の育成を図るため、より実践的で効果の上がる方策を構築し、市内全ての小中学校が一体となって実践することができるよう本年6月、名寄市教育改善プロジェクト委員会を立ち上げました。この委員会では、学習指導の工夫改善、校内研修の充実、教育資源などの活用の3つの研究グループをつくり、今後3年間は学力向上を重点とした取り組みを推進してまいります。現在市内の全ての小中学校が基礎、基本を定着させるチャレンジテ

ストに参加をしております。学習指導の工夫改善に関する研究グループでは、チャレンジテストの結果から児童生徒に基礎、基本がどの程度身につけているかを把握をし、指導の改善に役立たせている取り組みを進めております。また、個に応じた指導の充実や学習習慣の定着に関する取り組みも進めております。校内研修の充実に関する研究グループでは、教師の指導力を高めるための校内研修の進め方に関するリーフレットを作成をしております。また、名寄小学校で実施をしている学力向上に関する総合実践事業の講演会であるとか、各学校で行われる学習指導、生徒指導に関する研修会に参加を促し、教員がともに学び合い、資質を高める取り組みを進めております。教育資源などの活用に関する研究グループでは、市内の各学校で天文台や移動天文台車を活用した授業の具体例を集約をし、プラネタリウムなどの効果的な活用についてまとめているところです。また、放課後子ども教室を参観をし、学習アドバイザーと意見交換をするなどして学校との連携に関する取り組みを進めております。

教育委員会といたしましては、今後とも市内各学校と保護者、地域住民の皆様、教育関係機関の皆様の理解と協力をいただきながら、教育改善プロジェクト委員会による学力向上の事業を積極的に進めてまいります。

次に、小項目の4点目、地域の特性を生かした学校教育であります。地域の教育資源を生かした体系的な学習につきましては、児童生徒に主体的に学習に取り組む能力を身につけさせるとともに、学ぶことの楽しさや成就感を体得させる上で有効であると考えております。市内の小中学校で実施の例といたしましては、地域の自然を活用した取り組みでは小学校の生活科において名寄公園、浅江島公園、トムテ文化の森を活用し、草花などで遊ぶ活動や理科では緑丘の鈴石峠で地層を観察する学習、総合的な学習の時間では天塩川の支流で水生生物の観察や川の水の汚れを調べる学習など

が行われております。中学校では健康の森での自然体験活動なども行われております。

地域の人材を活用した取り組みでは、小学校の生活科においてピヤシリ大学や瑞生大学の方々と昔の遊びを通じた学習交流、保健では名寄市立大学の先生を講師として命のとうとさを考える学習や総合的な学習の時間では社会福祉協議会の方の指導で車椅子の疑似体験などを通して体の不自由な方への思いやりを接し方を学ぶ学習などが行われております。中学校の道徳の時間では、地域の医師を講師として命のとうとさを考える学習なども行われています。その他にも小中学校では地域の有資格者の指導によるスキー学習や地域の農業関係者や老人クラブの方の指導によります学校農園活動なども行われております。

このように各学校では教科や総合的な学習の時間、道徳の時間、特別活動などで地域の自然や人材を積極的に活用して児童生徒の興味、関心を生かし、自主的、自発的な学習が促せるように工夫をしております。

次に、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育資源などの活用に関する研究グループの取り組みについて申し上げます。現在市立天文台の効果的な活用についての取り組みを進めております。具体的には市内の各学校で天文台や移動天文台車を活用した授業の具体例を集約をして、プラネタリウムなどの効果的な活用についてまとめているところです。また、例えば中学校の理科で天体の動きと地球の自転、公転を学習する際に生徒の理解を深めるために効果的な教材提示の仕方などを天文台と連携をしてまとめ、指導の手引を作成をしております。

最後に、名寄市立大学との連携の状況について申し上げます。教育委員会では、名寄市立大学との連携協定に基づきまして、名寄市立大学に学生ボランティアの派遣を依頼をし、教科の学習などにおいて困り感のある児童への支援体制を整えております。また、学校などのニーズに応じまして、

名寄市立大学の先生を委員長とする特別支援教育専門家チームによります巡回教育相談も実施をしております。教員の指導力の向上としては、市内小中学校の教員や特別支援学校教諭免許状を取得ができるよう昨年度より実施をいたしております名寄市立大学の免許法認定公開講座への参加を促しております。教育委員会といたしましては、名寄市教育改善プロジェクト委員会の取り組みを中心として、地域の教育資源のより有効な活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 私から大項目2、名寄市における有害鳥獣対策についてお答え申し上げます。

まず、小項目1、有害鳥獣の被害状況について申し上げます。有害鳥獣による農業被害状況についてであります。エゾシカによる平成23年度の農業被害額は3,360万円、ヒグマでは100万円となっているところです。

次に、小項目2、対策とその効果について申し上げます。エゾシカ対策では、平成22年度から平成24年度を期間とした名寄市農業被害防止計画を策定し、国の補助事業を活用しながら、道北なよろ農業協同組合を事務局とする名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会を中心として取り組み、平成22年度685頭、平成23年度329頭、平成24年度392頭を猟友会の御協力をいただき駆除してきたところであります。また、中山間地域等直接支払制度交付金を活用して、農業者みずからが電牧柵を設置する取り組みも平成15年度から行っており、平成24年度までに名寄地区79キロメートル、風連地区206キロメートル、合計285キロメートルにわたり設置し、侵入防止対策を行っているところであります。

ヒグマに対する対策につきましては、市民より通報があると市職員が現地を確認し、看板の設置、町内会への連絡、近隣住民への周知などを必要に

よって実施するとともに、危険度により猟友会のパトロール、箱わなの設置を実施しております。今年度は、風連の旭地区、東風連地区及び智恵文八幡地区で住宅の近くに出没したため、警察署、農協、猟友会、町内会での連絡会議や説明会を開催し、関係者と連携し、パトロール、周知の対策に努め、地域の皆さんが夜間の外出自粛などの対策に協力いただいた結果、人的被害の発生を防ぐことができました。また、箱わなを市内6カ所に設置しましたが、捕獲には至りませんでした。なお、銃器による捕獲は、5月に風連日進地区で1頭捕獲されております。

次に、小項目3、問題点と課題について申し上げます。駆除の取り扱いは、国の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定の中での実施となります。今後の問題点と課題では、日没、夜間の狩猟を禁止する狩猟時間の制限、駆除は被害農地での取り扱いとなっていること、国有林、道有林においては監督官庁が違うことからそれぞれの規定があるなどが考えられるところであります。ヒグマの捕獲においては、銃器での捕獲が認められておりますけれども、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第38条において銃器の使用の制限があり、夜間や住宅が集合している地域、もしくは広場、駅、その他多数の者が集合する場所において、または弾丸の到達するおそれのある人、飼養もしくは保管されている動物、建物もしくは電車、自動車、船舶その他の乗り物に向かって発砲をしてはならないことが規定をされており、山間部でない限り実質警察官法で認める緊急避難時以外の使用は禁じられているため、極めて使用範囲は限定されております。このためヒグマ捕獲においては、北海道の規定により唯一箱わなでの捕獲が認められておりますけれども、箱わなはヒグマの行動によって仕掛けなければ捕獲が難しいため十分な事前調査が必要となっております。さらに、年齢の高いヒグマや雌はかかりにくいなどの問題があると言われております。ヒグマ対策にお

いては、農地を電牧柵で囲う、ヒグマの餌になるものを戸外に放置しない、ヒグマが潜む場所をなくするなど里への侵入を防ぐ地域での取り組みも重要となります。特に電牧柵に関しましては、昨年スイートコーンの大きな被害が出た智恵文智東地区において電牧柵を設置した結果、周囲に歩いた痕跡が多く残されていたにもかかわらず被害が起きなかったとの報告も受けておりますので、中山間事業を活用し、導入していただきたいと考えております。

近年ヒグマの出没がふえていると言われており、平成16年まで続いた春熊駆除を行うべきとの声もよく伺うところでありますが、北海道では平成24年から平成29年までの第11次北海道鳥獣保護事業計画を策定しており、この中で人身事故未然防止のための普及啓発、農作物被害防止を図るための被害防除方法の普及を行うこととともに、地域個体群の絶滅ヒグマを回避するための適切な措置を講ずるよう努めるとしており、北海道がヒグマ捕獲の許認可を行っておりますので、北海道の計画に基づく対策となることとなります。農作物被害などが増加するヒグマの対策につきましては、適切な措置を講ずるよう北海道に求めていきたいと考えております。

次に、小項目4、広域連携の可能性について申し上げます。エゾシカによる農業被害防止においては、1つの自治体での実施では限界もあることから、全道的な視点に立った取り組みが必要だと考えておりますので、上川総合振興局が事務局となっております上川総合振興局管内エゾシカ対策連絡協議会を通じて北海道に要望していきたいと考えております。ヒグマに関しては、先ほど述べた第11次北海道鳥獣保護事業計画において北海道で個別別調査や専門家を置くことが計画されており、広域的調査、対策などは北海道が行うこととなりますので、適切な対応を求めていきたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 再質問のほうに入りたいと思います。

まず最初に、名寄市における教育行政について。先ほどの答弁の中にもありましたとおり、今回の新しい学習指導要領は3つのポイント、やっぱり生きる力をどうやって育むか、平成14年度からこの生きる力というものが要領の中に入ってきました。それをより一層強化して理念としてうたい、きちっとしたものにしていく。先ほど言ったとおり知育、徳育、体育、この3つのバランスをとって、きちっと基礎教育をがっちりやっていくというのがこの学習指導要領の目的だと思います。それにおいて今回の学習指導要領の見直しに伴いまして、名寄市がどのような目標とどのような役割を果たしていくべきなのかを再度お聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 新しい学習指導要領の基本は、一言で申せば今議員御指摘のとおり生きる力の育成ということに集約されるのではないかと考えております。これは、今議員もおっしゃったように知、徳、体のバランスのとれた力を育てるということであります。

新しい指導要領の中で、その指導要領に基づいて名寄市教育委員会もその部分につきまして先ほどの答弁であったとおりの取り組みを進めておりますが、特に一番必要なのは子供たちが学ぶ意欲をどのように引き出すことをするのが大切かということではないかと考えております。この部分につきましては、2つの観点がございます。1つは学級経営の観点から、もう一つは学習指導の観点からという部分であります。まず、学級経営の観点からいえば、学級というのは学校におきます学習や生活の基本の場所であります。児童生徒が安心をして学び、伸び伸びと過ごせる楽しい場であればならないと考えております。児童生徒が安心して自分のよさや可能性を発揮できる、そのよ

うにするためには、お互いの考え方とか気持ちを尊重し合える雰囲気づくりが必要かなと考えております。また、その中で重要なことは、児童生徒一人一人の実態をきちっと把握をすることかなと考えています。一人一人の児童生徒は、それぞれ能力とか適性、興味、関心を持っておりますので、教師は日ごろからきめ細かい観察を基本として、接し方、面談、面接などを通じて児童生徒の理解を深めることが大切だと考えておりますし、児童生徒との信頼関係をきちっと得るということが大切だと考えています。このような学級の風土をつくり上げていくことによりまして、児童生徒がみずからの学ぶ力の意欲を高めることができるのではないかと考えます。

2点目は、学習指導の観点からであります。みずから学ぶ意欲を育むためには、知識とか技能を一方的に教え込むような授業についてはあり方を改める必要があるのではないかと。児童生徒がみずから考えて判断する、また表現をするなどして、進んで学習に取り組む育成を重視した指導が大切と考えております。また、教師の立場に立ってみれば、児童生徒とともに学び、考え、それから児童生徒の問題解決を教師のほうから支援をするという姿勢を持つことが大切だと考えております。授業においては、知識の量とか学習の成果だけでなく、その過程を重視をして児童生徒のよさや可能性、それから進歩の状況等を積極的に評価をして、お互いにその取り組みのよさを認め合うと、そういう場面を設定することにより児童生徒の学ぶ意欲を一層高めることができると考えております。

名寄市教育委員会では、学習指導要領の中の部分を通じまして、このような部分について指導を今行っているところでありますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 続きまして、全国の学力テストの状況調査が平成24年度実施されまし

たけれども、その結果のばらつきというか、市町村ごとによってその結果を出す時期がやっぱりばらついているというのが見受けられます。名寄市においても平成24年度の結果分析をよりスピーディーにやってもらいたいと思います。そして、過去何年間の動向等を見きわめて、しっかりとした計画、対策を練ってもらいたいと思います。それは強く求めていきたいと思います。

次に、学力向上対策ということで、先ほどから答弁にもありましたとおり学習指導の改善やチャレンジテストでのフィードバックとか、校内の研修や研究会でのスキルアップ、そういうことを取り組んでいること、すごくいいことだと思います。しかし、もう一步踏み込んだ対策はないのでしょうか。私は、もう一步踏み込んだ対策をやっぱり26年度の大きな目標達成のためにも必要と考えます。先ほど言ったように大学との連携もまさにそうだと思いますし、学校と地域の連携も挙げられると思います。また、大学の連携ともかかわってくるのですけれども、一貫教育での学力向上はできないものかという検討もしていてもいいと思います。一步踏み込んだもっと積極的な対策というものも考えられるのではないのでしょうか。その件について質問お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 学力向上も含めましてもう一步踏み込んだ教育のあり方ということでございます。議員御指摘のとおり、学校教育は学校単独で成り立っているわけではございません。今までのいろいろな方々の御指摘の中でも学校、家庭、そして地域が一体となって教育を進めるということが大事かと考えております。その部分に関しまして平成15年に学習指導要領は、全ての児童生徒に対して指導すべき内容を示す基準であることを明確にして、各学校は児童生徒の実情に応じて学習指導要領に示されていない内容を加えて指導をできるということもあります。ただし、学習指導要領に示されていない内容を指導するに

当たっては、基本的な部分、基礎的な部分の定着を図るという部分を十分に考えた上で、各教科、また学年の目標とか内容の趣旨を逸脱しない範囲で、また児童生徒に与える負担、それから高等学校、また大学等も連携に入れた小学校から主に高等学校までの指導方針の連続性の観点から無制限に行われることがないよう配慮すべき事項が示されております。こうした配慮事項を踏まえた上で、各学校が一層創意工夫をして特色的な教育を進めていくことが必要だと考えております。

また、名寄市には大変特色のある大学がございます。大学との連携に関しましては、先ほど答弁の中でもお答えしたとおり、連携協議に基づいて行っている部分がございます。ただ、教育委員会が所管しているのは、小学校、中学校でございます。また、その上に道教委が所管をしております高等学校がございます。そうした小中高大の一貫した部分については、なかなか制度上からも難しい部分もございます。連携教育と一貫教育では若干違う部分もございますので、今名寄市教育委員会では基本的には小学校と中学校の連携につきましては、各学校に配慮をして行っているところでございます。ただ、大変特色のある大学があるということですから、現在の連携内容をより積極的に拡大するような方策を今後とも検証してみたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 大学との連携、一貫教育は無理だとしても大学との連携を強化して、地域の特性のある教育、カリキュラムをつくってもらいたいと思います。学習指導要領があるからできないではなくて、どうやったら地域の特性を生かした教育ができるかということも含めて求めていきたいと思います。

平成26年度から全国平均以上の学力テストの目標を持って道教委は今スタートしたばかりだと思いますけれども、授業の改善と望ましい生活リ

ズム、この車の両輪を、2つの両輪をテーマに今回の2年間の目標を定めております。それで、抜本的にこの目標をきっちりと達成できる対策というものが重要だと思えます。新しいいろんな先進的な考え方でやっている地域があります。そういうところを参考にしながらやっていくべきだと思います。例えば放課後の学習時間の確保ということで、朝礼や給食時間、休み時間を短縮し、週に1度放課後の学習時間を確保する、そういった取り組みをやっている自治体もあります。学校が時間がなくて、どうやったら時間が確保できるか、そして放課後の学習時間を有効に使う学力向上に結びつける、そういうことが大事ではないかと考えます。

もう一つ考えられることは、黒板の書き方、板書の基本的なルール、これを徹底することによって、やはり一定のルールがないままばらばらの黒板の書き方では生徒もどうやってノートにとっていいか、どうやってやっていいか、学習していいかわからないような状態もあると思えます。ある地域では、板書の基本ルールを徹底し、教育委員会できちっとしたルールを決めてやっているところがあります。それをまねてやることも重要だと思えます。そして、もう一つは、ノートの指導、ノートのとり方を先生一人ではなくサポートつきで一人一人の生徒にしっかりとしたノートのとり方を、統一性を持ったノートのとり方を指導してはいかがでしょうか。

大きくこの2つについて私はこの名寄市の学力向上対策として挙げたいと思えますので、それについて見解をよろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） まず、各学校の日常の時間の中における少しでも余力のある時間を活用して、学力向上であるとかにつなげるという御指摘でございます。大変有意義な提言と考えております。学校教育現場は、ただ一時のゆとり教育から学力向上も含めて大変時間の部分ではタイト

になってきている現実がございます。その中で、教師も一人一人授業を改善する中で子供たちと触れ合う時間を少しでもとりたいという部分での工夫をしておりますので、その努力については引き続き教育委員会としても指導をしたいと考えております。

また、御指摘の板書、それからノートというのは、まさに学習活動の基本になるものと考えております。昔はいわゆるノートと鉛筆の時代、また今は電子黒板等のいろいろなやり方が変化はしておりますけれども、それぞれの場面で昔ながらの方法がよかったり、また最新の方法がよかったりすることもあると思えますので、この部分につきましては、先ほどの繰り返しにもなりますけれども、学習指導の工夫改善に関する研究グループがさまざまな取り組みをこれからしていくことを考えておりますので、この中で改善点について検証していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 放課後の学習時間の確保というのは、やっぱり先生に負担もかかると思いますが、家庭学習がなかなか進まない中、週に1回でも放課後の時間を利用して学習のおくれを取り戻したり、きちっとした基礎をもう一回やり直すといった機会を一時間でも多く取り組んでもらいたいと強く求めます。

最後に、教育長のほうにお伺いします。教育行政として教育は人なりといいますが、いい先生の条件とは何でしょうか。まず、その1点。人材育成、人事交流を含め教員のスキルアップ等どのように考えているのかお聞かせください。

総合力のある人間性の高い教員を育成することが私は大事だと思います。意欲的に真摯に真剣に取り組む姿勢を生徒に見せ、そして一緒に成長していく先生を育てることが教育委員会の務めでないかと思えます。10年、20年たって、30年たってもその先生のことを忘れないような先生に

なってもらいたい。それが生徒が望んでいる本当の意味でのいい先生だと思います。私はそう考えます。教育長の御意見をお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） どのような教師がいい先生かというお話でありましたが、今その答えは議員が御指摘のとおり私も愛情のある教師が素晴らしい先生であると思います。

今の御質問の中身につきましては、人事の先生のことと、それと教員の育成のことについてちょっとお話がありましたので、このことにかかわって私の思いを少しお話しさせていただきたいと思いますが、小中学校の教職員の人事異動につきましては、子供たちの教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育の趣旨を踏まえて行われるものであり、学校運営を円滑に推進する上では大変重要なことではないかと思っております。とりわけ教職員構成、例えば教員免許でありますとか年齢、性別、経験年数等の適正化を図っていくことはとても大切なことだと思っております。現在名寄市の小中学校の教職員の年齢構成なのですが、20歳代後半から30歳代前半の割合が非常に多いと。40歳代の割合が少ないというような状況でございます。この状況は、各学校において学校運営の中核となる先生が不足しているという課題にもなっているところでございます。したがって、学校運営の活性化を図って、創意ある教育活動を展開する中で子供たち一人一人の生きる力を育むためには教職員構成を適正化することは極めて重要なことかと、そんなふうに考えております。これまでも道教委のほうに教職員年齢構成等の適正化をお願いしているところでございますが、名寄市の教育の一層の充実のために引き続き適切な人事交流がなされるよう教育局に働きかけていきたいなと、そんなふうに思っております。

もう一つの教員の育成についてでございますが、これも私の考え方をちょっと述べさせていただきたいなと思っておりますが、先ほど御説明したように本

市は大変若い先生方が多いと。その先生方の資質向上が大変大きな問題になっております。御承知のようにことしの4月から名寄市では北海道で7カ所指定された北海道教育委員会の指定事業であります学校力向上に関する総合実践事業というのをしております。その実践指定校には名寄小学校、それと事業の成果を吸収する近隣校に名寄南小学校、それと名寄西小学校、風連中央小学校、この3校が選ばれております。実は、この事業の趣旨の一つなのですが、管理職のリーダーシップのもとで教員がしっかりと研修を深めることによって将来のスクールリーダーを育成すると、名寄からスクールリーダーを育成するということがあります。このため現在名寄小学校では全国的に有名な講師を今までもう3回ぐらい招いて、指導技術を高めるための研修会を実施しております。また、近隣校と連携して、本来であれば教育局でやる初任者研修を名寄市で行っているという、そんな取り組みを進めております。いわゆる教員を育成するための新たな仕組みづくりを名寄市で実践しているということでございます。

また、名寄市教育改善プロジェクトについては、もう立ち上げて数カ月たちますけれども、この委員会の中でも校内研修の充実に関する研究グループにおいて教職員の指導力を高めるために市内の小中学校で行っている子供たちの学力を向上させる校内研修の取り組みをお互いに交流したり、効果的に校内研究を進めるための参考資料も作成しているところでございます。今後ともこのような名寄市の特性を生かして、上川教育局と連携しながら、子供たちのために名寄市の先生方の力を一層高めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 人材育成というものは、教育だけではなくて全ての分野において大事だと思っております。新しいいい先生がこのまちから育って行って、優秀な生徒がそこで育つ、そして名

寄のまちからいろんな方向に人材を育成する意味でも基礎教育をしっかりとこの名寄のまちでやってもらいたい。そして、その結果として名寄のまちが発展していくということにつながると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、鳥獣のほうに移りたいと思います。8分しかないので、まとめて再質問します。有害鳥獣の問題というのは、本当に熊の問題、鹿の問題、さまざまな問題あるのですけれども、今回私は、鹿の問題も大切な問題として受けとめていますけれども、熊の問題についてちょっと調べてみました。そして、再質問についてちょっとやらせてもらいたいと思います。有害鳥獣というか、有害鳥獣がなぜふえてきているのか、人里の空間の中に何で入ってきているのか、その根本的な要因を経済部長はどのように考えているかお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 何でふえているのかという部分については、生態調査等も含めて名寄市は実施しておりませんので、どれだけの個体数があるかということは現在正確な数字というのは押さえてはおりません。ただ、議員今質問あったとおり、山に熊の餌となるべきものが少ないということが従前から言われておりますので、そういう部分で人里のほうにのびてきているのではないかとこのように考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） やっぱり数がふえているからなのか、それとも人に対する警戒心がなくなっているかと、この2つの側面があると思います。ただふえているだけではないというふうに感じます。鹿も熊もやっぱり人間を恐れていなくなってきた。昔はやはり警戒して、山の中でした。しかし、その警戒心がなくなってきた。どうしてその警戒心がなくなってきたかということが大事だと思うのです。だから、昔のように適正な数をきちっと管理しながら、管理というか、

管理システムをやっぱりきちっとつくって、北海道としても、まちができなくても北海道ができることをきちっと求めていくことも経済部長としての意識の中にきちっと植えてもらいたいと思います。管理システムがあれば、その個体の数、その適正な数が出てくる。そして、どのような対策が望まれるかということがおのずから出てくると思います。それに対して強く北海道、国のほうに要望してもらいたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほどの答弁の中でも北海道では第11次北海道鳥獣保護事業計画においてそれぞれ個体別調査だとか専門職を配置して取り組みを進めるということになっておりますので、その部分については名寄市としてもきちんと要望してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） そしてあと、国、道、市町村がやっぱり協力してこの問題を解決していかなければならないと私は思います。その中で一番大事なのは、専門職を育成していくべきだと思います。それは、上川振興局には少なくとも1人の専門職がいなければだめだと思います。その中できちっとした連携をとりながら自治体と協力して行って、その人材を育成する機会を設けてもらいたいと思います。何も知識のない人たちが対策を練ってもなかなかそこには問題解決できないと思います。専門職を育成することが大事だと思いますし、名寄市にとってもいろんな研修会とかを通してそういう専門的な知識を身につけてもらいたいと思います。その件についてどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほども申し上げましたように北海道の計画では専門職員を各振興局に配置をすることになっておりますので、きちんと配置をされるよう名寄市としても上川総合振興

局及び北海道に対して要望してまいりたいというふうを考えておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 自治体としてもできるさまざまな対策というのはあると思います。私は、1つには熊対策としてはドングリの木を山の奥のほうに残してあげるといふ、そういった取り組みも大事ではないかと思っております。森林整備適正化を実施し、山林と畑にゾーンをつかって、緩衝ゾーンをつくることも大事だと思っております。それも可能な限りの中でできることではないでしょうか。また、河川の護岸工事なんか魚道の問題等も含めて見直しも考えるべきではないか、そういう要望も出していくべきではないかと。サケ、マスが下流まで上がっていくことによって熊の食料になるのではないかと。そういった研究のデータも出ております。それと、山菜というものも熊、鹿の食料であると。人間が、私たちが山に行くと山菜をとり放題とってくる。それもまさに鹿の領分、熊の領分を侵しているのではないかと。自然の中に共生して生きるということは、まさにその立場に立って、熊の立場、鹿の立場に立って対策を練ることも大事だと思っております。だから、むやみやたらに山菜をとるのではなく、やはりそういう制限も必要でないかと私は思います。

かつての狩猟によって熊、鹿は人間を恐れて、人里を避けて暮らしていました。再びそのような体制づくりを野生動物とつくるのが大事だと思っております。管理システムをつかって、継続的な生態数の調査を実施すること、そして地域ができることはしっかりとやること。いわゆる熊が出没しましたではなくて、熊をどうやったら出脱しないようにするかということをきっちりと念頭に置いてこの問題に取り組んでもらいたいと思っております。

以上で私の質問は終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で上松直美議員の質問は終わります。

これもちまして一般質問を終結いたします。
13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議長からお許しいただきましたので、市道の除排雪作業につきましての発言をさせていただきます。

御案内のとおり12月の上旬にどか雪がありまして、12月13日に記者会見を開き、新聞報道でもさせていただきましたが、現在も例年よりも前倒しでこの除排雪作業をしておりますけれども、その後も降雪続いておりまして、新たな対策を打つことが必要と判断をさせていただき、その御報告をさせていただきたいと思っております。

お手元に資料を配らせていただきました。まず、現在の名寄市のきのうまでの積雪状況でありますけれども、積雪深が107センチ、名寄市の同時期における平均値が46センチということで、平年比233%ということでございます。降り始めからの累積降雪量については308センチということでございまして、平年比23%増という状況でございます。今お話しのとおり新聞報道させていただきました12月13日から排雪作業を前倒しで実施をさせていただいていまして、幹線道路及び通学路、交差点排雪については年内に1回の排雪作業を終了すべく今現在予定をしておりますところでございます。

加えて生活道路の排雪体制であります。1月7日より実施予定ということで前回は報道しておりますけれども、もともと幅の狭い生活道路の状況がよくないこと、または1回目の排雪作業終了時期までの降雪量を勘案した場合、生活道路の通行

の確保が難しいという判断から委託業者と協議、調整を行いまして、1月4日から2セット、いわゆる2班体制を先行で稼働させることといたします。また、市道の排雪ダンプの数についても当初は31台で稼働することを予定していましたが、台数確保について委託先の請負各社の御努力をいただきましてプラス10台確保し、合計41台で実施をすることとして排雪作業のスピードアップを図ってまいります。あわせて生活道路の排雪作業着手までの今現在の生活道路の早急な幅員の確保のために、12月19日からロータリー車による雪の路肩へのはね上げの作業を追加で実施をしています。これにより可能な限り生活道路の車道の幅員の確保に努めているところであります。

また、排雪ダンプの助成事業につきまして既に各業者がもう年明けまでの予約がいっぱいというふうに聞いていまして、少しでもこれが早く実施ができるようにするためにダンプの回転率を上げる必要があると判断をし、緊急でありますけれども、名寄市立大学のグラウンドを緊急避難的に助成事業ダンプの雪堆積場として使用することとして、来週の25日から1月14日まで受け入れることとしました。

生活道路排雪については、以上の追加対応策を行いながら、幅員が狭く、道路状況の悪い路線、住宅の密集度合いの高い路線を優先的に排雪を行い、冬道の市道路線の通行の確保を行ってまいりたいと思います。御報告にかえさせていただき、御理解をお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） ただいまの市長発言に対して質疑はございますか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 準災害的なところまでのラインに、境界ラインに来ているのかなというふうに思いまして、緊急質問も予定をしておりましたけれども、市長のほうで御みずから緊急的な対策の提案がございまして、妥当な対応だというふうに思っていますが、何点かお伺いをしたい

と思います。

今回の議会でも一般質問の締め切り時期あたりではまだ雪のこうなるかというところの想定は誰もがわからなくて、やりとりがほとんどなかったものですから、その後このような状況になって、各議員も恐らくたくさんの苦情やら要望も受けている現状だというふうに思っています。1つには、今市長が御提案あったことについてはまずしっかりやっていただくということになりますが、日常生活上特に今回の議会でもいろいろありました高齢者やいろんな人たちの対応やいろんなネットワークの問題も関連しますけれども、市内全域的に建設水道部だけではなくて全庁内的な問題としての危機意識、管理の関係では日常生活への状況の押さえ方についてどの辺まで皆さんが困難をきわめているのかというところあたりの状況把握をまずどの程度されているのかお聞きをしたいということと、2つ目には、最優先の課題ですけれども、救急、消防の関係でまだそういう状況に、火事だとか急病が出ていないということなのかわかりませんが、最優先道路事情、もしかしたら救急の対応によって命を落とすなんていうことは当然あり得るわけで、そこら辺との連携、建設水道部あるいは消防との現状認識、対応についてお聞かせをいただきたいと思います。

3つ目に、業界の皆さんも恐らく目いっぱい、公共工事、必要な公共工事も含めてなかなか落ちてきているということで通年的に使わないような機動的な建設機械やダンプについてはできるだけ抑制をしているという現状で、目まいするぐらいの行政への対応、あるいは市民への対応については大変限界に来ているということで先般請け負っている皆さんの要請もあつたように聞いていますけれども、これへの現状の対応についてお聞かせいただきたいと。さらに、年末年始を迎えて、いわゆる日本の一番伝統的なお盆とお正月、家族がたくさん帰ってくるということではかなりこはしっかり対応、一時的な対応でもやらなければな

らないのではないかと考えています。それで、市の排雪の計画は前倒し、前倒しということですが、個人、民間でも相当お金をかけてでも家の前だけはあけるだろうと。それは当然道路でたまった雪がまず最優先で自分で対応しなければならぬということで、堆積場も今大学に緊急的に、それは大変いい判断だというふうに思っておりますが、私きのう議会終わってから現場がなかなか固まらないということで、旭東の雪堆積場や雪印の関係も少しずつよくなっているような気はしまして、堆積場をどう回していくのかということあたりも含めてもう少しお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 私のほうから2点目の道路が狭くて救急車、消防車に対する消防署との協議ということで御意見をいただきました。これにつきましては、緊急課題ということで、市長からのお話もありましたけれども、ロータリー車を使って、今現状歩道排雪に使っているロータリー車が7台あります。それと、大きいのが1台、全体で8台を使っております。緊急対応ということで、そこは市民の皆さんにまことに申しわけないのですけれども、排雪とはなりませんけれども、道路を拡幅するために今何とか年内におさめたいなと思ってやっておりますけれども、ひょっとするとこの雪で少しまた時間がかかるかもしれませんけれども、鋭意努力をさせていただいております。

それと、もう一つは、4番目の堆積場の関係でありますけれども、今議員のほうから緊急時における堆積場ということで、今市が持っている堆積場も活用させたらどうかという多分お話だと思いますけれども、それを例えば今市民の方に開放いたしますと、市の道路の排雪の雪が一切置けなくなるという、そんな状況も考えております。そうしますと、非常に混乱を招くようなことにもなりますので、今大学のグラウンドを緊急時に開放す

るといことでありますけれども、その他の堆積場についても検討させていただいておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 今回の大雪の関係につきましては、災害対応ということで、特に市内では災害対策本部まではつくっておりませんが、情報収集の関係も含めて高齢者の方々で玄関前が吹きだまりができて雪がたまってしまった状況の中で困ったときには市内的に3人で1班を組みまして除雪、玄関前の雪をはねてあげるということについての対応も福祉のほうを中心にして考えております。それから、公営住宅の関係につきましても建設水道部のほうで建設部で3班をつくりまして、30戸ほど困っている部分について対応させていただきました。一部はこれから業者の力も使って対応したいと考えています。そのように市民の皆さん方から相談あった内容につきましては、しっかり対応できる体制を今考えております。

なお、消防の関係につきましては、救急車の出入り関係についても支障がないようにできるだけ、先ほど長内部長言いましたように排雪すれば問題解決するのですけれども、片側1車線の、車の通路が1台分しか確保できない道路も多数ありましたので、先ほど8台のロータリー車を使って、排雪にはならないのですけれども、道路拡幅をして、パトカーであるとか救急車、消防車の通路確保を19日から行っておりますので、これについては排雪と同時進行で進めて、安全対策をしております。

それから、業者さんの関係につきましては、きのうも最終的にいろんな調整をさせていただきまして、ダンプの10台の確保であるとか、この間ずっと雪が降り続けておりましたので、業者の皆さん方の運転する方々についても相当疲労こんぱいしているかと思うのですけれども、ここは安全作業を確認をしながら、1月4日、5日について

は2班体制で、前倒しで少しでも生活路線の確保について協力をお願いしたところ快く引き受けていただくことになりましたので、この辺も市長のほうから報告をさせていただきました。この間業者の皆さんにおかれましては、夏場の公共事業が減っていく中でどのように人的なもの、それから装備の関係について維持をしていくかということについては若干懸念があったのですけれども、こういう大雪降った時点ではかなり市民の皆さん方に大きなダメージを与える結果になりました。今後の関係につきましては、ロータリー車等につきましては除雪作業にのみ使うということでありますので、今回の総合計画の中でも入れておりますけれども、そのような多額な金額のかかる重機等について市のほうで積極的に購入をして、業者さんに貸与をして、業者さんの負担を少しでも軽減しながら、市民の安全、安心な通路確保という面で除排雪体制について今後一層の努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 対策本部を立ち上げるかどうか確認していませんけれども、立ち上げないまでもいわゆる市民の安心、安全のところの最優先をどう判断をするかというところは役所だけではなくてあらゆる町内会、建設水道だけではなくて市民福祉やら全ての関係の耳、知恵を使って情報収集をして、現状どうなっているのかというところあたりはもう一回点検をし直していただきたいなと思います。全町内会長あるいは民生委員児童委員絡みだとか、特に今あした、あさって緊急的なことが想定をされないような一般市民には我慢していただくところは大きいには理解を求めるといってもしっかりとやらなければならぬでしょうけれども、まず安全、安心のところあたりに手落ちがないようにもう一回総点検をしていただきたいなと思っています。特に対策本部どうするか、この後また雪どうなるかという、この雪

に入ってからまだ1カ月たっていませんから、恐らくその後のことも関係しますので、どういう判断をしていくのか改めて責任ある立場でお聞きをいただきたいと思いますが、私最後のほうに堆積場の話したのは、大学には今どのぐらいスペース、余り有効活用も夏場は少ないのですが、春も処理が大変でしょうけれども、そんなこと言っていられませんか、どのぐらいの台数を想定をされているのか。緊急避難的に25日から1月14日までで十分積み上げるだけのボリュームが出てくるのかどうか。その判断が必ずしも十分でないとするれば、先ほど言った市の発注部分のこともありますけれども、年末年始、年始はそう動きはないけれども、年末、あと10日集中すると私思うのです、個人や民間でも相当。そうすると、できるだけ近いところに置かざるを得ないというのは、業者さんにも一部聞きましたけれども、やっぱり日進の奥まで持っていくのと近場で堆積をさせてもらうのでは1日五、六台の差が出てくるのでないかというふうにはっきり言っておられますし、きのう私も雪印の中全部歩きましたけれども、暗くなっただけでも、一部土が出てちょっとやわらかいところもありましたけれども、ほかはかなり安定、きょうも少し温度差がありましたから。ただ、旭東は結構まだうんでいるなという感じはしましたけれども、そこはもっと適切に判断をして、年内大学だけではなくてもう一カ所、ダンプの効率化も含めてしっかり判断をしていただくことが大切なのかなと。相当の量がやっぱり家の前に雪出ると思います、これは。個人でも小型機械頼んででも出ると思います。それは、年明けてから本格的にやる排雪の雪を事前に持っていただくわけだから、多分個人が。当然それは減ってくるわけだから、トータルして考えればいわゆる個人や市民や民間の力ももっともっと総動員いただいた上で、堆積場はかなり緊急なスピード感、部長にもこの1週間前ぐらいからいろいろ状況をお伝えをしてきていますから、大学の話が一つ出て

ちょっとほっとしましたけれども、それだけで対応は十分かなという心配がございますので、現地も一回部長や現場のしっかり情報格差がない状態で業者さんや市民に伝達をお願いをしたいなと思っておりますので、ぜひそこは2つ目に要請をしたいと思っております。

それから、救急、消防の関係、一時的にそれは歩道のあるところは市道だからいいのですけれども、民地に多少入ってでも地域の理解を得ながら積み上げさせてもらうというところもたくさんあると思うのです。そこはしっかり積極的に対応を求めたらいいというふうに私は思うのです。いずれにしても、排雪するわけだから。やっぱりこの往来できないというのは、生活道路はほとんどですから、そこは現状認識同じまちに住んでそう変わらないと思っておりますので、いろんな方策を協力を求める、できるものは行政でしっかりやる、業者さんにも頑張ってもらいたいということで、やっぱり年末の対応が私は非常に重要だと思うのです、正月という行事の関係でいくと。消火栓にどれだけ近いのかという、本当に往来できる状態になるのかどうかという、消防との連携なんかも含めてもう一回やっぱり総点検した上で、もし火事だとか救急のときの対応にそれが原因でということにならないように目いっぱい目まいするぐらい頑張ってもらいたいし、私どももそれはいろんなことをしっかり対応していかなければならぬというふうに思っておりますので、改めてお聞きをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 堆積場の容量関係については、長内部長のほうから。

災害対策本部の取り扱いの関係につきましては、実は12月16日に選挙がありましたけれども、今週の月曜日と先週の月曜日、庁議2回ありましたので、その中で可能な対応について状況把握も含めてするようにということで市長から指示が出ておりましたので、福祉の分野の関係については高齢者除雪サービスの中で本当に困っている人方

が玄関前が吹きだまりになってあかないところについては民生委員さんから情報をもらいながら対応するようにと。それから、消防の関係については、名寄地区では消火栓の関係についてこの異常降雪にも耐えられるような形でかさ上げ工事を消火栓にこの間やってきておりまして、それが埋まるような状況になったときには常時の消火栓維持の活動として消防職員みずから手作業でスコップであけているという状況もありますので、この辺については改めて消防のほうにふぐあいがないかどうかも含めて私のほうから検討してまいりたいと思っております。

なお、今熊谷議員おっしゃったようにクリスマス以降についても雪の心配がないわけではないので、改めてきょうの議会終わった後、協議をさせていただいて、万全の体制も含めて考えてまいりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 大学のグラウンドのトラック、排雪ダンプの量的なものという数字の先ほどお話ありましたけれども、昨年の排雪助成ダンプの総数が約5,300台ございました。今回グラウンドの投雪を考えたときに、総体では約2,500台まで可能という判断をいたしました。シーズン分の半分は大学で終わるのかなと。ただ、これから降雪量によってまた変わってくるものと思いますので、このことにつきましては先ほども言いましたけれども、数カ所まだ当たっているところがありますので、そのほうで対応していきたいなど。議員が言われている今市が持っている排雪場につきましては、先ほども言いましたけれども、幹線道路あるいは通学路、そして生活道路と、ここをやっぱりオープンにしていかなければならないという判断がございますので、できればここは市道として何とか確保したいなと思っております。先ほどの議員の言われている緊急時につきましては、先ほど言いました数カ所で今後努力していきたいと思っておりますので、御理解をい

ただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 10日間というか、役所は30日までですけれども、業界さんの皆さん等も十分に連休はとっていると思いますけれども、ある面では即決即断を現場ですということもたくさんあると思いますから、庁内のそういう面では即応性の対応についてもしっかり求めておきたいというふうに思いますが、この冬のものにならないのでしょうかけれども、天塩川には何ぼでも放り込めるという状況ですが、10トン以上になると非常に安全性が保てなくなるということがありまして、開発との関係もありますけれども、構造的にやっぱり一方通行で入って出てくるといことよりも複数の経路をしっかりとこのときのために確保するという、新設道路の問題やら迂回路の問題も含めて、せっかくあるスペースを活用し切れないう極めでもったいないような感じがしますので、冬場のこのしばれた時期にそれが民間の力もかりながらということになるかどうかわかりませんが、ある面では大きな教訓としてしっかり意識もしていただかなければならないと思いますので、大学の関係も出入りの関係では周辺の大橋地区だとか新北斗、大橋、あとは教育施設ということになりますけれども、十分連携をとっていただいたり、出入りの関係、安全上の問題、そして交通安全の問題も含めて、今も何とかみんな頭出ししながら交差点抜けていますけれども、一停が見えなくなっているというところもありますし、十分交通安全の問題も、所管また変わりますけれども、さまざまな部分で、これ以上具体的なことは言いませんけれども、ぜひ31日から二、三日休めるみずからのためにも寝ないで頑張ってもらいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） 今大体熊谷議員から質問がありました。若干ちょっと詳しくやっていきたいと思うのですが、昨年よりも233

%降雪があるということで、今現状市道も車が1台しか通れないという状況で、大変な状況であります。それで、降り始めからの雪が多くて、今の道路が狭いのもあるのですけれども、雪自体をグレーダーが持っていけなくて、もうぎくぎく状態なのです。軽自動車なんかもう車が回ったりするような状況なのですけれども、この対策をどう考えているのかということをお聞きしたいと思います。

それと、先ほど言ったように民間の車、トラック協会に入っていないダンプで排雪、または除雪されている方がおられます。その方々が先ほど熊谷議員が言ったように市の排雪場所に入れていただけないかということと言われて、ちょっとお話をさせていただきましたけれども、今回短大のところのグラウンドを使用させていただくということで、大いに結構なのですけれども、どこまでの部分の車を入れさせていただけるのかというのをちょっとお聞きしたいのと、今回この降雪に際して大橋の排雪場は車がごった返しました。そして、当初やっぱり温暖だったものですから、1トン平ボディーだとかトラックがはまってはまって、あそこがもう渋滞状態で、積むのはすぐ積めるのですけれども、おろしに行くのに1時間、2時間、3時間待ちで帰ってこなかったというところもあるものですから、そういう部分であそこの対処をどうされる。大分下の地盤はよくなったと言っていますけれども、先ほど通路をもうちょっと確保しろという部分もありますけれども、その部分をどうされるのかというのと、あと市と道道の関係、そして市と国道の関係、市道から国道に出る場合、道道から国道に出る場合、本当にもう車の先っぽ1メートルだとか2メートル出さないと出れないような状況で今あります。この対策として、道だとか開発にはどういう報告をして、どういう対処をしてくれということをしているのかちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 何点かにわたって御質問をいただきました。まず、道路のざくざくということで、これは本当に市民の皆さんに大変御迷惑をおかけいたしました。12月6日から9日、4日間で127センチの降雪がありました。その後暖気が少し続きまして、それによるざくざく道になったのかなと、そういうふうに出のほうでは判断をしております。しかしながら、その前に除雪をしております、一定の形の幅ができていたものですから、全てを削るということではかえって市民の皆さんに御迷惑をかけるという、これが合っていたかどうかはわかりませんが、そこの判断もございまして、一定程度の部分の厚みでの除雪になったという判断をさせていただきます。

そのざくざくの部分については、それぞれ市の職員と、それと除雪業者のほうでこれは夜中も含めて対応させていただいております。あと、もし車がぬかった部分については、警察のほうから連絡来るようなシステムになっておまして、それぞれ夜中を通しての作業もあったということで確認をしております。今後は、少しはづれが入ってきているので、余りそのような心配はないと思いますけれども、一回排雪してしまえば問題ないかなと思っておりますので、そのような対応をしていきたいと思っております。

それと、大学の捨てる場合の条件といったことだと思いますけれども、この大学につきましては、大橋のほうは10トン、要するに排雪助成ダンプの車は入れないということになっております。10トン以下の個人のものについては、大橋はフリーパスなのでということなのですけれども、大学のほうは排雪助成ダンプ10トン以上のトラックについては大学のほうへ入れてもらうと、そういうことで考えてございます。今のところは時間が9時から5時までで、うちのほうでブルを1台置いて、業者の作業員も1人ついてもらうことになっております。その間で投げさせていただいて、ブル

で押していくと。そうすることによって数多くの雪の量が投げられるのかなと思っておりますので、そのような体制をとってまいりたいと思っております。

あと、大橋の通路の関係でありますけれども、多分もう固まって問題ないのかなとちょっと判断をしておりますけれども、業者の方も行って、必ず情報のやりとりやっておりますので、そのようなことがあれば市のほうに情報が入ってくるようになっておりますので、問題はないと思っております。

それと、一番大変だというのは市道と道道、それから市道と国道、あるいは道道と国道という部分がありまして、これは結構、結構といいますか、苦情が来ております。うちのほうとしても秋口に一回道道、国道のそれぞれの除雪担当者と協議を行いまして、連携をしながらやっていこうということで、余りひどいということになった場合は道と、それから開発のほうに連絡を入れることになっております。今回は一気に来たものですから、市民の逆に苦情のほうが先に入りまして、北海道と、それから開発のほうには御連絡をして、早急な対応をお願いしたいということで連絡済みでありますけれども、例えば国道15線なんかはまだ排雪の状況になっていないと。非常に狭くて、側がせり上がっていて、交代通行が非常に危険だということで、そこも市のほうにちょっと苦情来ておりますけれども、昨日また道のほうへ連絡をさせていただいておりますので、多分排雪も近々入るのでないかと思っております。国道も同じであります、国道も40号は融雪槽になっているので、排雪ありませんけれども、239については多分今週はもう無理なので、来週ぐらいには排雪入るのでないかということで、一応お願いはあります。ただ、今度の26日、27日ですか、また大雪と吹雪という情報が入っておりますので、国道は多分それが過ぎてからになるのかなと、そんなことも予想されるのかなと思っておりますの

で、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋典議員。

○10番（高橋伸典議員） 大体わかりました。

今長内部長言われたところの国道なのですから、産業高校の前はもう全くやっていなくて、ダンプと乗用が交差するのもぎりぎりの状況であります。あそこの枝道から、市道から国道へ出るときには皆さんもう車を頭出していかないと見えない状況で、大変に危ない状況なものですから、早急にやっていただかないと事故でも起きた場合大変かなというふうに思いますので、しっかりと開発、道に言っていただきたいなというふうに思います。

あと、もう一点、その排雪はわかったのですが、9時から5時というのはもうちょっと時間的な部分というのは延ばせないのか。排雪業者ほかのところを日中やって、終わってから5時過ぎから民間の排雪というのが大変今多いものですから、そこら辺の関係でやはり5時だとほかの普通の作業をやった後にそちらに回れないという状況が出てくるのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺の状況をちょっと教えていただきたいのと、今7日からワンセット、4日から2セットですか、をやっていただきます。そして、7日から3セットになるのですけれども、ダンプが41台ですから十三、四台のセットでフル稼働できれば相当早く進むと思うのですけれども、市民の方々いつになったらうちぐらいに来るのだという部分がすごくそれを聞きに来るのです。いつ入ってくるという部分のその周知体制、周知はほとんどできないと思うのですけれども、ある程度名寄新聞でも北都新聞でもいいですから、大体ここら辺からこういうふうにスタートしまして、大体この辺で何日ぐらいで終わりそうなのだという情報をやっぱり市民の方々に出していただいたほうが私たちのところに電話来て、一々聞いて、大体ここら辺ですというのも非常に大変なものですから、その部分というのはできないのかどうか

ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 今2点にわたって御質問いただきました。まず、大学の9時から5時ということでありませけれども、場所が市街地ということもありまして、なかなか夜運ぶということにはならないのかなと思います。もう一点は、先ほど言いましたブルにつく人の手配であります。ここについてもらう人も朝方1時からまた除雪に回るといいます。実質的にはぎりぎりの人の確保でやっておりますので、作業員もいないという状況なのでございます。それで、何とか9時から5時までということをお願いしたわけでありませけれども、何とか1時間でも延びればということで、多分そういうことだと思いますけれども、そこはもう一回確認はさせていただきますけれども、非常に難しい話かなと思っておりますので、御理解もひとついただければと思います。

それとあと、排雪の日程なのですけれども、これは昔から多分日程は情報は流していないと思っております。それは、個人の家を雪を全て道路に置かれるということもありまして、逆に作業能率が悪くなるというのが一つあって、ただ市民の皆さんということもあるので、ただ見ていると排雪の機械が入ってきますと皆さん一気に出しておられるという状況もありますけれども、そこはできれば今までどおりやらせていただきたいなと。先ほど副市長のほうからも話ありましたけれども、家の密集している地域、あるいは道路の狭い地域から進めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） この間市民の皆さん方には大変御迷惑をかけていますけれども、先ほど大学のグラウンドの関係についても1月14日までというのは東中学校の子供たちの通学がちょうど休み期間に入っておりまして、そこも視野に入

れて、全般的に市民の安全を確保するためには除雪作業で車がいっぱい回るといっても市民の生活の足確保という面では必要なのでしょうけれども、子供たちの通学の部分に対する配慮もしながら、それからここは大災害というか、災害的な形で急に雪が降りましたので、なかなか装備、人的配置が十分でない。民間業者の方々にも相当労働安全上大丈夫かというぐらい年末年始の忙しい中であっても時間も延長してやれと、やってくださいというふうにお願いを実はきのうもぎりぎりの調整を市長も入っていただいてさせていただきました。そういうことも含めて、こういうことを副市長が言うと大変おこがましくて申しわけないのですけれども、市民の皆さん方にもこういう異常な気象状況の中で多少我慢をしてもらいながら、日本人の気質でしょうか、自分のうちの前のところはきれいにあげている方いっぱいいらっしゃるよ。それが向かいの人のところのあいているところにおっつけて、隣近所のトラブルになっているというものもありますので、この機会、災害時の雪対策というところについては市も民間業者も一生懸命頑張りますので、そういうふうに少し落ちついた対応についても市民の皆さん方に理解していただけるように議員の皆さん方からもお力添えいただければありがたいなと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 大体わかりました。しっかりまず市民の安全のため、また除雪の方は本当に苦勞されているのはわかります。もう本当にびっちり走られてやられていることもわかっております。本当に除雪の方々も体に気をつけて、しっかりと市民の安全のために御活躍することをお祈り申し上げ、質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 1点だけ伺いをし、要望をしたいというふうに思います。

通学路についてなのですけれども、排雪を通学路等幹線道路を先にということだったのですが、

除雪なのですけれども、今お話があったように来週から冬休み入りますけれども、冬休み明けてからもこの雪が続くやもしれないということで要望させていただきたいと思うのですけれども、登校時に間に合わないということが各所から声がありますし、また下校時、日中も降り積もってしまっ、下校時にも子供たちにしてみれば膝ぐらいまでにもうなっているというようなことがあって、父母の皆さん、また祖父母の皆さんからかわいそうではないかと、そんなような声も出されていて、ぜひだあっと通っていただく除雪をしてもらうことはできないのかと、こんな声をたくさん聞いているところですので、要望させていただきたいというふうに思っているのですが、その部分についてお答えをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） こんなこと私から言うのおかしい話なのですけれども、間に合わないところがあるという今お話聞いて、当初除雪始まる前には業者のほうには通学路については十分対処していただきたいということでお話をさせていただいております。当然登校時あるいは下校時も含めて、そのような体制をとっていただきたいということでこれまでずっと言ってきております。もう一度うちのほうから再度話しさせていただきますので、どうかお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石健二議員。

○4番（大石健二議員） 1点だけちょっとお聞きをしたいと思います。

この大雪がもたらした雪害に関連して、市内外に長期間不在の家屋、あるいは管理不全に陥っている廃屋、あるいは老朽家屋が調査されて件数もつかまえておられると思うのですが、屋根に相当な雪が堆積をしています。多分倒壊の危険性も出てくるだろうと思うのですが、どのように対策を立てておられるかお聞きします。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 現在環境生活課のほ

うで空き家の部分については押さえているところでございます。この大雪による不在あるいは空き家ということで、担当のほうにもかなり危険だという電話が何本か入っておりまして、それについては実際に見に行っているところでございます。これは、一般の市民の方、あるいは町内会の方含めて御連絡があるところでございます。不在であっても所有者のわかる方、あるいは行き先隣近所に聞きましてわかっているという方につきましては御連絡を申し上げ、対処するような方策をとっておりますし、これはどうもならない、危険だというものに対しては町内会等々と協力をしながら処理をしてきているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 市民の皆さんの財産ですから、なかなか行政が立ち入ってやるのも難しい側面があるかと思うのですけれども、倒壊してしまうと非常にまちの景観が汚されるというような側面もありますので、ぜひとも入念な監視をお願いいたします。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時45分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

日程第3 平成24年第3回定例会付託議案第1号 駅前交流プラザ「よろ一な」条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

経済建設常任委員会、竹中憲之委員長。

○経済建設常任委員長（竹中憲之議員） 議長よ

り御指名がございましたので、平成24年第3回定例会において当委員会に付託をされました付託議案第1号 駅前交流プラザ「よろ一な」条例の制定について、審査の経過並びに結果について報告をいたします。

委員会は、高橋経済部長を初め担当職員の出席を願ひまして、10月12日の第1回委員会を皮切りに、10月26日、11月8日、11月22日、12月7日の都合5回開催をいたしました。本条例案に対する詳細な説明を受け、慎重に審査を行いました。

閉会中審査による第1回の委員会では、初めに正副委員長において事前に参考資料として提出を求めていました規則の概要について説明を受けましたが、内容が概要説明にとどまっていたことから全委員から審査の対象とはならないものの内容を読み取るものではないという指摘があり、再提出を求めることとなりました。

次に、付託案件に係る条項審査について各委員から出されました主な質疑は、第4条、指定管理による管理にかかわり指定管理者に行わせることができるかあるが、指定管理が五分五分の表現であるにもかかわらず、第9条以下の主語はいずれも指定管理者となっており、第8条で読みかえる手法をとっているが、その法的根拠はに対しては、指定管理料を算出するために当分の間市長が管理させていただくという判断をした。法的根拠については、法制担当と協議をさせていただいたという答弁がありました。また、第17条の運営委員会のあり方、備考の冷暖房の減免のあり方、物販実施の際の使用料のあり方、施設管理体制のあり方などについて議論がありました。

第2回委員会では、さきの委員会で再提出を願った規則の説明を受けた後、前回指摘のあった件について法制担当と協議した第4条については、指定管理に関する条例自体に問題はないという判断を示される一方、わかりづらい部分もあるので、市民周知の際にはわかりやすい方法で説明したい

と理解が求められましたが、その後においても一定の論議になったところであります。

このほか主な質疑では、第1条、目的及び設置に関して、目的では商工業の発展及び中心市街地の活性化に寄与するためとしているが、基幹産業である農業を初め林業への対応も必要ではないかとの質問に対しては、周知の段階で広くにぎわいづくり創出のためいろいろな団体に利用を呼びかけたいとの答弁がありました。また、第11条の利用許可の取り消し及び利用の制限、第14条、利用料金の不還付、第16条、損害賠償、第17条、運営委員会などについて議論があったところであります。さらには、地方自治法第244条にうたわれている公的な施設との整合性、第16条の損害賠償にかかわって損害を市長に賠償しなければならないとしたことの見解については次回に答弁を持ち越すこととなりました。

第3回委員会では、答弁を持ち越した2件にかかわる答弁があり、公の施設との整合性については社会通念上の許容範囲を超えないことで利用を促進していく。損害賠償については、公の施設の設置者である名寄市長にということであり、市長個人に賠償するのではないとの説明がありました。

各委員と説明員による質疑が一定終了したことを受け、その後委員間討議に入りましたが、第1条、目的の範囲及び第4条の指定管理による指定にかかわり委員間で議論が繰り返され、再度説明員に出席を願ってさらなる質疑を行いました。第1条の目的を変更した場合に補助金等の申請書の差異が与える影響、第4条の指定管理者による管理で市長が指定するものに行わせることができるを市長が指定したものに行わせるものとするした場合の差異について答弁を求めたものの、次回に再び回答が持ち越しとなる事態となりました。

第4回委員会では、持ち越しとなった案件に対し、商工業の発展とうたっているほうが整合性もとれている。条文の組み立てにおいては、特段ふぐあいがないと判断していると答弁がありました。

しかし、各委員からはにぎわい創出が最大目的のよろ一なにおいては、商工業の発展と限定するのではなく、地域経済の発展とすることが適切とする指摘が相次ぐとともに、第4条の指定管理移行までの直営期間が当分の間としたことで期間が不明確であるのであれば指定管理者が前提の条文ではなく、市長としての熱意を示す意味でも18条で読みかえるのではなく、市長を主語として条文整備を図るべきとする意見が大勢を占めました。

第5回委員会では、久保副市長が出席し、冒頭副市長より前回までの委員会審査の質疑に対する答弁において当分の間として不明確であった直営期間について、直営による施設管理については光熱水費等維持管理費などの検証を経て、オープンから2年間を目途とし、特別な事情がない限り3年目以降から指定管理に付していく考えと答弁を訂正する発言がありました。

この後の委員間討議では、直営期間が明らかになったことから条文の修正は必要なしとする意見が全員より出されましたが、一方では同条例の審査にかかわり答弁修正が行われるとともに質疑に対する答弁が再三再四持ち帰り協議となったことに対し委員と説明員の信頼関係を保つ意味で是正が求められるという点、また当初の直営の2年間は市長の陣頭指揮でにぎわい創出を図ること、利用しやすい施設であることをしっかり市民周知することが委員から求められました。

引き続き結審に入りましたが、目的及び設置の第1条中、商工業の発展とあるのを地域経済の発展に改め、一部修正案が全委員により提出され、この修正案について全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。修正部分を除く部分を原案どおり可決すべきものと決定をしたところであります。

以上、当委員会に付託されました付託議案第1号 駅前交流プラザ「よろ一な」条例の審査の経過と結果の報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告

に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） ただいま委員長のほうから詳細なる御報告をいただきました。また、5回ですか、慎重審議を進められたことに敬意を表したいというふうに思います。

そこで、今御報告の中で私がちょっと気になっていた部分が御説明の中になかったのかなというふうに思いますので、次の2点について審議がされたのかどうか、されたのであればどういった経過だったのかについてお知らせをいただきたいと思います。

1つは、第3条にかかわってなのですが、施設、第3条、よろ一なに置く施設は別表のとおりとするということになっていまして、この別表の中に商工会議所であったり、消費者センターであったり、消費者協会がこの中に施設として入っていませんので、私はやっぱりよろ一なに置く施設というふうになっているのであれば、この中にも施設名が入っているのではないかとこの中に思っています。この中にそういった経済関係のところが入っていくということで地域経済の発展というふうなことに改めたのだというふうに思うのですが、その部分に対する議論経過、議論があったのかどうかお知らせください。

もう一点は、この別表の中にあります1階のバス待合所事務室にかかわってなのですが、私は専用スペースというふうに理解しているのですが、バス待合所事務室というのは。バス待合所事務室です。こここのところが時間ごとの区割りになっていて、そして利用料金が掲載されているのですが、一定専用スペースであればこういった時間ごとの利用ということが必要ないのではないかとこの中に思っています。そういった部分について議論があったのか、なかったのかについてお知らせをいただきたいと思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○1番（川村幸栄議員） 別表にあります1階の施設の一番下のほうにバス待合所事務室というのがあります。このバス待合所事務室というのは、私は専用スペースだというふうに理解をしているのですが、ここが時間ごとの区割りによって利用料金というふうに設定されているのですが、こういったことは必要ないのではないかとこの中に思っています。私は考えているのですが、そういった部分で議論があったのかどうかお聞きしたいと思いました。

○議長（黒井 徹議員） 竹中委員長。

○経済建設常任委員長（竹中憲之議員） 1点目の扱いについては、直接議論というところではなかったのですが、商工会議所の関係では経済センターの扱いとして別扱いという状況でありますから、そこはありませんでした。

2点目のバス待合室の関係では、率直に言って議論のなかったところでありまして、それはもし何かあればちょっと私の委員会としてのミスかもしれませんが、現状は細かいところまではその議論はされていなかったです。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 特に議論がなかったということでした。

最初の施設の部分なのですが、では駅前交流プラザよろ一なというのは、建物全体というふうに私は把握していまして、その中に入っている施設は全てというふうに判断をしたものですから、そこに記載がないということではちょっと疑問があったということだったので、そういうふうには議論にはならなかったということで、了解しました。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） それでは、以上で質疑を終結いたします。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件の委員長報告は修正で

す。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年第3回定例会付託議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時00分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

日程第4 議案第18号 名寄市災害時における相互支援に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 名寄市災害時における相互支援に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、東日本大震災以降の災害対策において本市で行っている独自の防災訓練や災害時の要援護者支援などの減災対策の取り組みに加え、自治体間の迅速な相互支援の仕組みを条例で法制化していくことが被災した自治体の復興などに寄与するだけでなく、ひいては本市の市民の生命と生活の安全を確保し、災害対応力の向上となることから、本条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

本件は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第19号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の

促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、議案第20号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第19号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について及び議案第20号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次地域主権改革一括法により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正をされ、これまで国が定めていた移動等円滑化のために必要な特定公園施設の構造に関する基準及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準が地方自治体の条例に委任されたことに伴い、当該2本の条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第19号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

議案第19号外1件は、経済建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第21号 名寄市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、議案第22号 名寄市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の

制定について、以上2件を一括議題といたします。
提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第21号 名寄市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について及び議案第22号 名寄市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次地域主権改革一括法により、道路法及び河川法の一部が改正をされ、これまで国が定めていた道路の構造及び道路標識等に関する基準及び河川管理施設等の構造基準が地方自治体の条例に委任されたことに伴い、当該2本の条例を制定をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第21号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

議案第21号外1件は、経済建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第23号 名寄市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第23号 名寄市都市公園条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次地域主権改革一括法により、都市公園法の一部が改正され、これまで国が

定めていた都市公園に関する基準の一部が地方自治体の条例に委任されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第24号 名寄市営住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第24号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次地域主権改革一括法により、公営住宅法の一部が改正をされ、これまで国が定めていた公営住宅の整備基準及び入居収入基準が地方自治体の条例に委任されたことに伴い、本条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
本件は、経済建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第25号 名寄地区衛生施設事務組合を組織する市町村数の増加及び名寄地区衛生施設事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第25号 名寄地区衛生施設事務組合を組織する市町村数の増加及び名寄地区衛生施設事務組合同規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

名寄地区衛生施設事務組合は、名寄市、美深町、下川町で構成をされるし尿及び浄化槽汚泥並びに炭化ごみの共同処理を目的とした一部事務組合であります。本件は平成25年度からの音威子府村の加入と最終処分場に係る広域化の協議が進められ、今般音威子府村の加入と最終処分場の建設及び管理運営を組合方式で行うことで協議が調いましたので、本組合の規約の変更を行うべく地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第26号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第26号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成24年度名寄市一般会計予算におきまして議決をいただきました小中学校教職員校務用端末機器整備事業にかかわるものであり、平成19年度以前に市内小中学校に導入した教職員校務用端末機器が老朽化をしたため更新する当該機器一式を2,883万6,675円で取得しようとするものであります。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、細部につきましては教育部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 小中学校教職員校務用端末機器の取得について補足説明を申し上げます。

現在市内小中学校に配置をされている教職員の校務用端末機器は、小学校においては平成18年度以前に、中学校においては平成19年度に導入されたものであります。機器導入後5年以上経過する中で老朽化による故障などのふぐあいが頻繁

に発生したり、ハードディスクの処理能力が格段に劣るため業務に支障を来している現状となっており、今回整備をするものです。

今回の整備の概要ですが、各校の職員室に教職用ノートパソコンを小学校で175台、中学校で75台の計250台を配置をし、さらに映像の処理や編集などの作業を行う際に使用するものとしてデスクトップ型パソコンを各学校それぞれ1台配置をするものであります。また、各校で業務用に蓄積されたデータの誤操作による紛失を防ぐため、データを定期的にバックアップするなどファイルサーバーの機能強化をしてございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 意見書案第1号 安心できる介護制度の実現を求める意見書、意見書案第2号 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外1件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決すること

に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 報告第2号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、日根野正敏委員長。

○市民福祉常任委員長（日根野正敏議員） 議長より指名がありましたので、市民福祉常任委員会の視察報告を申し上げます。

当委員会は、去る11月5日から11月8日までの4日間の日程で道外5カ所、京都府亀岡市、兵庫県加古川市、相生市、南あわじ市、岡山県瀬

戸内市の視察をいたしました。

最初の視察先、亀岡市では、セーフコミュニティについて研修をしました。セーフコミュニティは最大の福祉であると市長のリーダーシップのもと積極的に取り組まれ、事故やけがは偶然に起こるものではなく、予防できるという考えのもと地域住民や行政などが連携、協働して、誰もが安全で安心して暮らすことができるまちづくりを阪神・淡路大震災以降取り組みを進めてきています。阪神・淡路大震災の死因の多くは圧死であったことから、予測不能の自然災害であっても人間の力で最小限に災害をとどめることを目指し、スウェーデンで実施されているセーフコミュニティ認証を2008年に取得、ことし10月に国内初の再認証を受けている。セーフコミュニティ認証は7指標から成り、その指標を進めることにより外傷を防ぐことだけでなく地域のつながりを持続的に強めている。安全コントロールでは、科学的な分析と具体的な対策を考え、救急搬送データの活用や地元大学の協力も得てデータ分析を行い、重要なテーマを特定し、対策から効果までの検証をしている。取り組みを進める中、地域の安全や事故やけがなどが明らかに減少し、市民の関心も高まっている。亀岡市が認証を受けた後、全国的には青森県十和田市、神奈川県厚木市が認証、そのほか8市区町村が認証予定、あるいは認証に向けて活動中とのことであります。

次に、加古川西市民病院の地域医療支援について24時間保育について研修をいたしました。加古川市民病院が平成21年に常勤医1名となり、総合病院としての存続、また地域医療の崩壊の危機に瀕したことから、神戸製鋼が経営している神戸製鋼加古川病院と経営統合を申し入れ、現在の加古川西病院と改称し、今は外来13診療科、一般病棟130床、医師83名、看護師311名、医業収益162億円の病院となっています。地域医療支援の取り組みは、身近な地域医療に根差し、紹介患者に対する医療提供、医療機器の共同利用の

実施を通し、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、地域医療の確保を図る病院として平成23年3月に承認され、かかりつけ医の逆紹介も含めた紹介患者中心の医療提供、医療機器の共同利用、救急医療の提供、地域医療従事者に対する研修の実施を行っています。承認のメリットとしては、診療報酬の係数加算で年5,000万円の加算や地域にある医療機関との連携強化と同時にイメージアップしたということでした。

24時間院内保育については、平成21年4月に新規開設し、医療関係従事者の確保と定着、復職支援の目的から当初から24時間保育として実施。運営については、一般型プロポーザル方式により事業所を選定し、全面委託している。認可外保育所で、定員は30名、月の保育料は2万5,000円から4万円で、3人目無料、夜間保育は月平均一、二名の利用ということでした。年間2,000万円の病院の負担となっているが、職員福利厚生の一環として位置づけている。メリットとしては、24時間保育園があることにより着任した医師がいたり、育児休業の繰り上げ短縮の例もあるということでした。

次に、瀬戸内市を訪れ、マイ保育園サポート事業とファミリーサポート運営事業について研修をいたしました。瀬戸内市では、安心して子育てができるまち、みんなでしようや子育て支援を基本方針として子育てに取り組み、マイ保育園サポート事業では子育てに対し不安の多い時期の妊娠中から子供が4歳になるまでの間、身近な保育園に登録することにより、かかりつけの保育園として保育士らなどから継続し育児、子育て相談、施設開放サービスが受けられる事業で、特に初めての子育ての方には心強いサービスになっています。

ファミリーサポート運営事業については、子育て応援をしてほしい方と応援をしたい方で構成する子育て助け合い事業で、保育園の時間外のサポートや幼児、園児の送迎、学童の放課後や軽い病気などの一時預かり、そのほか保護者外出時の

依頼など幅広い対応でサポートをしています。サポート会員がまだ少ないため、会員の拡大が課題とのことでした。

次に、相生市では、子育て応援都市宣言について研修をしました。人口が名寄市と同規模の3万1,000人のまちで、子育て応援にかかわる11の事業を実施するために平成17年度から5年間行財政改革を行い、投資的経費20億円を初め人件費などの縮減も含め27億6,000万円の効果を上げ、財源確保に努めた。子育て宣言では、子供は次代を担うかけがえのない存在であり、子供たちが夢と希望を持ち、健やかに育つことは私たちの願いです。子供を産み育てやすい環境をつくり、心豊かなたくましい人を育てることは私たちの使命ですという市長の公約のもと、まち全体で子育てを支えることを目指し、子育て応援都市宣言に至りました。

具体的な事業内容と事業費は、出産祝に1人5万円、1,250万円、子供医療費の拡大で小学校4年生から中学校3年まで入院医療費の無料化で3,000万円、ゼロ歳から2歳までの有料子育て支援サービスに使える応援券1人3万6,000円、幼稚園及び学校給食の無料化で1億2,000万円、市立幼稚園、保育所の無料化で5,600万円、預かり保育事業に600万円、子供を鍛えるためエアコンを設置しない扇風機事業では3,500万円、居住支援では民間賃貸住宅に入居する40歳未満の世帯につき1万円を3年間補助する事業で1,100万円、40歳未満の夫婦世帯が新築及び購入すると月額1万円を5年間、合わせて60万円を贈る事業で2,000万円など大きな予算をかけて事業を行っています。

事業に当たっての窓口は定住促進室であるが、関係する所管が多岐にわたるため役割分担を明確にしながらしっかり連携をとり、ワンストップサービスに気を配っているため苦情も少ないとのことでした。実施後の状況では、移住、定住においては人口の自然増減はあるが、若者層の近隣都市

からの転入が進んでいると推測している。子育て世代の周知のほうもほぼ行き渡り、口コミで評判が広がりつつあるが、住宅地の提供が思うようにできない不便さがあるが、郊外の安価な分譲地を求めて転入される方も多くなっているとのことでした。

最後の研修先、南あわじ市では、いきいき100歳体操について研修をしました。いきいき100歳体操は、平成15年に高知市で考えられ、周辺自治体に広がりを見せ、北海道では恵庭市、滝川市、上砂川町が取り入れている。介護認定で要支援になる原因の1位、2位を占める関節疾患や骨粗鬆症を予防するため、平成22年度から実施することになりました。体操の内容は、準備体操、おもりを使った5種類から7種類の筋力づくり運動、整理体操で構成され、30分から40分間行い、高齢者では週一、二回行うことで筋肉量が増加する。地域で始める条件としては、最低週1回集まり、3カ月以上継続できること、体操したい人が5人以上いること、地域でテレビ、DVD、またはビデオデッキ、椅子を用意することとし、市からは体操の映像の入ったビデオ、体操に使うおもり、バンドを貸し出し、最初4回の技術支援と定期的支援を行っています。現在35カ所、登録者640名、うち介護認定者47名、参加平均年齢76.5歳、体力測定では5メートルの最大歩行改善で79.7%、タイムアップアンドゴーの改善で71.2%、どちらか一つでも改善した人86%、参加者の感想では足のふらつきや痛みが治った、横向きで階段をおりていたが、普通にできる、和式トイレが楽に使える、グラウンドゴルフや農作業に復帰できた、体操に来ればみんなと話ができる、ひとり暮らしの人を誘うと安否確認にもなるなど生き生きとした取り組みでした。

以上、5カ所の研修を終え、後日委員間で意見交換を行いました。どこの取り組みについても見聞を広げる貴重なものでありましたが、特に初日に研修を受けた亀岡市で行っているセーフコミュ

ニティーと最後の研修地、南あわじ市のいきいき100歳体操については、本市でも取り組む価値が十分あると委員の一致をした意見でありました。また、常任委員会委員だけの視察でなく、市民サービスの向上を目指すということでは委員と同じ立場で所管職員も数名同行し、先進地の取り組みを研修し、思いを同じく市政向上に反映すべきものとの意見も委員の一致した意見であることも報告し、市民福祉常任委員会の視察報告とさせていただきます。

なお、さらに詳しい報告書については、議長に提出してありますので、御一読をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 次に、議会報特別委員会、大石健二委員長。

○議会報特別委員長（大石健二議員） 議長より御指名をいただきましたので、議会報特別委員会の行政視察報告を申し上げます。

当委員会は、去る11月15日から16日までの2日間、登別市議会議会だより編集委員会及び北海道新聞旭川支社の2カ所を視察、それぞれ議会報の編集及び委員会活動に加え、記事見出しのつけ方や写真撮影の技法などについて研修を行ってまいりました。

初日の15日は、登別市議会議会だより編集委員会の二瓶秀幸委員長より同委員会が編集する発行部数約2万5,100部の議会報でいすかす及び議会ホームページの企画編集についてお聞きをすることができました。タイトルのでいすかすは、英語のDISCUSSに由来をしており、創刊時に市民を対象に実施をした公募により選ばれたものです。でいすかすは、平成8年5月に設置された議会だより編集特別委員会の編集によりA4判1色刷り6ページ立てで創刊され、以後定例会ごとに年4回発行を続け、この11月1日付の発行分で62号を数えています。

編集特別委員会は、より多くの市民の声を反映

させようと平成13年にアンケートを実施、その結果市民の80%強がでいすかすを愛読しているとの回答が得られたことから、議会報の詳細が閲覧できるようインターネット上に独自のホームページを開設する準備に着手、同年10月に待望の登別市議会のホームページが開設されたことでそれまでの努力が実を結びます。名寄市議会のホームページは、登別市議会から7年ほど後となる平成20年9月に開設をして以来多くの市民の皆様に関覧をいただいているところですが、登別市議会のホームページ上の情報提供は見やすく区画整理をされており、見たい、読みたい情報へ簡単にアクセスできるよう工夫されています。このホームページ開設と後述する紙面刷新と同時期に議会だより編集委員会の組織がえも行われました。名称もそれまでの議会だより編集特別委員会から特別を外して常任委員会としての議会だより委員会に改められ、所管も議会だよりの編さんに関する事項から議会のホームページ編集権を加えた議会広報活動に関する事項に権能が拡大されることになりました。

また、議会改革の一環で議会費削減が目的の紙面刷新では、これまで年4回、A4判6ページ立ての単独発行を改め、登別市が毎月発行する広報のぼりべつに年4回挟み込む一体化発行に変更いたしました。これにより従来までの年額約170万円の経費が17.4%に相当する年額約30万円の経費に抑え込むことができたとのことでした。現在名寄市議会が発行する議会だよりなよろは、年4回、A4判で10ページから16ページ立てで年額約270万円の予算が計上されています。

視察後の委員による意見交換では、名寄市議会議会報特別委員会においても議会経費の縮減はもちろんのこと市民の皆さんから寄せられている紙面組みの改善など、読者である市民を主役にした委員会活動をまずはできるところから始めようという明春の委員会から具体的な協議に入ることを確認をいたしました。

翌16日の北海道新聞旭川支社では、第一線で活躍する報道カメラマンから実際にカメラを使つての実技で写真撮影の技術向上につながるヒントが伝授されました。私たち委員は、毎回順番で議会だよりの表紙写真や記事中に掲載する写真を撮影していますが、イベント写真や集合写真などの撮影ではアマチュアなるがゆえに大層苦心していましたが、何よりもまず照れや羞恥心を捨てて、一歩前へ進み出てシャッターを押すことの勇気を学ぶ機会を得ましたので、次号以降の議会だよりの写真からは皆様の御期待に沿えるべきばえの写真をごらんいただけるものと確信をしております。

また、わかりやすい見出しのつけ方は、実際に新聞の見出しをつけている整理部デスクからこの日発刊された朝刊を使って講義を受けました。新聞社では、見出しの文字数を字数ではなくて本数を単位に数えます。通常の見出しの本数は、9本から10本以内、つまり9文字から10文字以内が原則で、これをオーバーすると記事の核心が焦点ぼけするとのことでした。ところで、名寄市議会の議会だよりの見出しの本数、字数も10文字を原則としていますが、近年は本数、字数オーバーが目につくようになってきていますので、字数を堅持していただくようこの場をかりてお願いを申し上げます。見出しのつけ方は、その記事の核心をずばり適合表現する技術だけに日ごろから目にする、耳にする事柄を端的に文字表現するトレーニングを積むことが重要だというお話でございました。

今回の視察研修で得た貴重な収穫の多くを27号以降の議会だよりの編集及び委員会活動に反映させるよう取り組んでまいります。

この視察報告は要約して御報告をさせていただきましたが、詳細な報告書につきましては黒井議長のほうに提出してございますので、ぜひとも皆様に御一読を賜れば幸甚に存じます。

以上で議会報特別委員会の行政視察報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成24年第4回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 2時37分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 駒 津 喜 一

署名議員 日根野 正 敏

質問通告表（一般質問）

平成24年第4回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	大石健二 (P 42)	1. 新年度予算編成から (1) 平成25年度予算について ア 25年度予算の主要施策は イ 25年度予算編成過程の可視化を 2. 名寄市の行財政運営から (1) 市民の行政参加について ア 現状と今後の課題 (2) 名寄市職員の勤務等について ア 非正規職員等の現状と今後の課題 3. 名寄市第三セクター等改善計画から (1) 第三セクターの現状と課題について
2	山田典幸 (P 54)	1. 名寄市の農業施策について (1) 本年の地域農業の実態について (2) 新年度予算編成にあたっての重点農業施策 (3) 今後の地域農業のあり方について 2. 名寄市観光振興計画から (1) 合宿受入れの現状について (2) 今後の課題と取り組みについて 3. 教育行政について (1) 市内小中学校教職員の勤務実態について (2) 特認校の状況と今後の支援策について 4. 平成25年度予算編成について (1) 平成24年度決算見込みと新年度予算規模について (2) 予算編成の考え方と主要事業について
3	佐藤靖 (P 65)	1. 平成25年度予算編成について (1) 加藤市政1期目最終年度予算編成に臨んだ基本的姿勢 (2) 主要事業と予算規模

		<p>(3) 市長訓令及び事務連絡にかかわって</p> <p>2. 職員倫理について</p> <p>(1) 各発生した事件後の対応</p> <p>(2) 今後の防止具体策</p> <p>3. 名寄地区中心市街地活性化について</p> <p>(1) 仮称・複合交通センターの賑わい創出策</p> <p>(2) 商店街との連携</p> <p>(3) 駐車場対策</p> <p>4. 名寄市立総合病院の経営安定について</p> <p>(1) 上半期の収支内容</p> <p>(2) 今後の過疎化、少子高齢化に対応する病院経営の見通し</p>
4	東 千 春 (P 76)	<p>1. 仮称・複合交通センターについて</p> <p>(1) 利用促進の考え方について</p> <p>(2) 商店街等との利用に向けた協議について</p> <p>(3) 観光をはじめとする情報発信のあり方について</p> <p>(4) 駐車場対策について</p> <p>2. 交通安全対策について</p> <p>(1) 子どものヘルメット着用運動について</p> <p>(2) 小学生への交通安全教育について</p> <p>(3) 子ども自転車運転免許について</p> <p>3. 仮称・市民ホール建設計画の進捗状況について</p> <p>(1) 仮称・市民ホールの管理運営について</p> <p>(2) 芸術文化の振興に対する考え方について</p>
5	高 橋 伸 典 (P 88)	<p>1. 子ども子育て支援関連3法について</p> <p>(1) 地方版子ども子育て会議の設置について</p> <p>(2) 名寄市事業計画の検討について</p> <p>(3) 本市における実施体制・準備組織の設置について</p> <p>(4) 利用者支援の相談体制について</p> <p>2. 学校施設における老朽化対策の実施について</p> <p>(1) 「予防保全」型の管理と長寿命化推進による劣化診断の現状把握について</p> <p>(2) 中長期的計画策定並びに推進体制の整備について</p> <p>3. なよろコミュニティバスとデマンド交通について</p> <p>(1) バス利用者の意見とアンケートの結果について</p>

		(2) デマンド交通の運行状況と課題について
6	佐々木 寿 (P 1 0 2)	<p>1. 自衛隊行事について</p> <p>(1) 名寄駐屯地創立60周年記念行事に対する市としての対応について</p> <p>2. 教育行政について</p> <p>(1) 出席停止について</p> <p>(2) コミュニティ・スクールについて</p> <p>(3) 合同部活について</p> <p>3. 高齢福祉について</p> <p>(1) 「老老介護」「認認介護」について</p>
7	竹 中 憲 之 (P 1 1 1)	<p>1. 市民税等の滞納の現状について</p> <p>(1) 各課における滞納の現状について</p> <p>(2) 今後の滞納金徴収対策について</p> <p>2. 名寄市立大学の学生募集と就職の現状について</p> <p>(1) 新年度の学生募集の現状について</p> <p>(2) 就職の現状と課題について</p> <p>3. AED設置の現状と今後の設置のあり方について</p> <p>(1) 設置個所が施錠された後の機器の利用について</p> <p>(2) 設置場所の拡大の考え方について</p>
8	植 松 正 一 (P 1 2 2)	<p>1. 基幹産業の推進について</p> <p>(1) 食・観光・物産の連携による地域ブランドの実績と今後の課題について</p> <p>(2) 新しい戸別所得補償の内容と評価について</p> <p>2. 道立トムテ文化の森・なよろ健康の森について</p> <p>(1) 「道立トムテ文化の森」の市への施設移管に伴う協議内容について</p> <p>(2) パークゴルフ場の利用状況と維持管理について</p> <p>(3) 陸上競技場及びサッカー場の利用状況について</p> <p>3. 住宅マスタープラン「後期計画」策定について</p> <p>(1) 計画時に集約した政策に関して、後期計画に向けての課題と検証について</p> <p>(2) 高齢化等が進むが、福祉施設と今後の福祉サービスの内容や市民ニーズの対応・対策の考えは</p>

<p>9</p>	<p>日根野 正 敏 (P 1 3 3)</p>	<p>1. 市立総合病院での働く環境について (1) 看護師確保の見通しについて (2) 名寄市立大学との連携について (3) 医師の労働時間の実態は (4) 看護師の有給及び代替休日の消化状況は (5) 軽症患者の時間外診療について (6) 薬剤師等の技師の充足度は (7) 医療職給与に対する考えは 2. 環境・景観美化の取り組みについて (1) 環境美化の取り組みについて ア 道路愛護の取り組みと今後の課題 イ ごみのポイ捨て対策 (2) 景観美化の取り組みについて ア 壁画絵画の修復及び新設の考えは イ 水田畦畔等、未利用農地を利用した景観美化の推進について</p>
<p>1 0</p>	<p>駒 津 喜 一 (P 1 4 4)</p>	<p>1. 商工業への支援について (1) 中小企業振興条例の施策について 2. 安心して住みやすい環境づくり (1) 公共施設の暴力団排除条例について (2) 高齢者の徘徊対策について 3. 国内交流事業について (1) 合宿等への対応と設備の整備計画について</p>
<p>1 1</p>	<p>川 村 幸 栄 (P 1 5 7)</p>	<p>1. 東日本大震災・福島原発事故の被災地に学んで (1) 食品放射性物質測定器導入について (2) 自然エネルギーの活用について (3) 冬期間の暮らしについて 2. 地域で見守るネットワークについて (1) 「名寄市地域見守りネットワーク事業」にかかわって (2) 「成年後見センター」の考え方について</p>
<p>1 2</p>	<p>上 松 直 美 (P 1 6 8)</p>	<p>1. 名寄市における教育行政について (1) 新しい学習指導要領と教育行政の役割 (2) 平成 2 4 年度全国学力・学習状況調査の分析結果 (3) 学力向上対策の現状及び方向性</p>

		<p>(4) 地域の特性を生かした学校教育について</p> <p>2. 名寄市における有害鳥獣対策について</p> <p>(1) 有害鳥獣の被害状況</p> <p>(2) 対策とその効果について</p> <p>(3) 鳥獣行政の問題点と課題について</p> <p>(4) 広域的連携の可能性</p>
--	--	---

平成24年第4回名寄市議会定例会議決結果表

平成24年11月30日～平成24年12月21日 22日間
 本会議時間数 16時間40分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
平成24年第3回 定例会 付託議案第1号	駅前交流プラザ「よろーな」条例の制定について	24. 9. 5 経済建設委員会付託	24.12. 7 修正可決すべき	24.12.21 修正可決
平成24年第3回 定例会 付託議案第3号	名寄市国民健康保険税条例の一部改正について	24. 9. 5 市民福祉委員会付託	24.11.13 原案可決すべき	24.11.30 原案可決
平成24年第3回 定例会 付託議案第4号	なよろ市立天文台条例の一部改正について	24. 9. 5 総務文教委員会付託	24.11.26 原案可決すべき	24.11.30 原案可決
第 1 号	名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定について	24.11.30 市民福祉委員会付託	— —	24.12.21 開会中審査決定
第 2 号	名寄市手数料徴収条例の一部改正について	24.11.30 経済建設委員会付託	— —	24.12.21 開会中審査決定
第 3 号	名寄市立学校設置条例の一部改正について	— —	— —	24.11.30 原案可決
第 4 号	名寄市下水道条例の一部改正について	— —	— —	24.11.30 原案可決
第 5 号	名寄市水道事業給水条例の一部改正について	— —	— —	24.11.30 原案可決
第 6 号	指定管理者の指定について【道の駅なよろ】	— —	— —	24.11.30 原案可決
第 7 号	指定管理者の指定について【ふうれん地域交流センター】	— —	— —	24.11.30 原案可決
第 8 号	指定管理者の指定について【名寄市立食肉センター】	— —	— —	24.11.30 原案可決
第 9 号	市道路線の廃止について	— —	— —	24.11.30 原案可決
第 1 0 号	市道路線の認定について	— —	— —	24.11.30 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 1 号	平成24年度名寄市一般会計補正予算(第3号)	—	—	24.11.30 原案可決
第 1 2 号	平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	—	—	24.11.30 原案可決
第 1 3 号	平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第2号)	—	—	24.11.30 原案可決
第 1 4 号	平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	—	—	24.11.30 原案可決
第 1 5 号	平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	—	—	24.11.30 原案可決
第 1 6 号	平成24年度名寄市水道事業会計補正予算(第2号)	—	—	24.11.30 原案可決
第 1 7 号	特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について	—	—	24.11.30 原案可決
第 1 8 号	名寄市災害時における相互支援に関する条例の制定について	24.12.21 総務文教委員会付託	—	24.12.21 閉会中審査決定
第 1 9 号	名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	24.12.21 経済建設委員会付託	—	24.12.21 閉会中審査決定
第 2 0 号	名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	24.12.21 経済建設委員会付託	—	24.12.21 閉会中審査決定
第 2 1 号	名寄市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について	24.12.21 経済建設委員会付託	—	24.12.21 閉会中審査決定
第 2 2 号	名寄市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	24.12.21 経済建設委員会付託	—	24.12.21 閉会中審査決定
第 2 3 号	名寄市都市公園条例の一部改正について	—	—	24.12.21 原案可決
第 2 4 号	名寄市営住宅管理条例の一部改正について	24.12.21 経済建設委員会付託	—	24.12.21 閉会中審査決定
第 2 5 号	名寄地区衛生施設事務組合を組織する市町村数の増加及び名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について	—	—	24.12.21 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 2 6 号	財産の取得について	—	—	24.12.21
		—	—	原案可決
意見書案 第 1 号	安心できる介護制度の実現を求める意見書	—	—	24.12.21
		—	—	原案可決
意見書案 第 2 号	患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書	—	—	24.12.21
		—	—	原案可決
報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	—	—	24.11.30
		—	—	報 告 済
報 告 第 2 号	例月現金出納検査報告について	—	—	24.12.21
		—	—	報 告 済
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	24.12.21
		—	—	決 定
	委員の派遣報告	—	—	24.12.21
		—	—	報 告 済